



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	参謀本部の情報活動と日本外交：バルカン戦争を中心に
Author(s)	Ugur, ALTIN
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第13835号
Issue Date	2020-03-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k13835
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/78702
Type	doctoral thesis
File Information	Ugur_Altin.pdf



令和元年度博士論文

参謀本部の情報活動と日本外交

——バルカン戦争を中心に

所属 文学研究科 歴史地域文化学専攻 日本史学専修 博士後期課程

指導教員 川口暁弘

学生番号 ○五一八五九〇一

氏名 ウグル・アルトゥン

ALTIN, Ugur

初出一覧

本論文は、既発表論文に加筆・修正を加えたものである。論文の初出は以下のとおりである。

序章 書きおろし

第一章 「二十世紀初頭日本がトルコに於いて行った情報活動…小林哲之助の事例」『北海道大学大学院文学研究科研究論集』第十二号、二〇一二年十二月

第二章 「Japonya Genel Kurmay Başkanlığı'nın Balkan Savaşlarında Yürüttüğü İstihbarat Faaliyetleri」『İstanbul Üniversitesi Edebiyat Fakültesi Tarih Dergisi』第93号、二〇一六年四月

第三章 書きおろし

結章 書きおろし

凡例

- 一、史料の原文引用の際は、原文をそのまま引用し、脱字を○で示した。
- 二、「オスマントルコ帝国」は「トルコ」で記載した。
- 三、年号は引用文中のものを除き、原則として和暦に統一した。
- 四、人名敬称は適宜省略した。
- 五、「支那」は「中国」で記載した。

目次

序章	1
第一節 課題の提示	1
第二節 先行研究の整理	4
第三節 論文構成	7
第一章 インテリジェンス組織としての参謀本部	10
序	10
第一節 参謀局の情報収集体制	10
第一項 参謀局の新設	11
第二項 清国への駐在武官の派遣	14
第三項 軍事制度研究のための欧州諸国への派遣	16
第四項 参謀局から参謀本部への変遷	17
第二節 参謀本部条例の改正とインテリジェンスの強化	19
第一項 明治一八年～明治一九年の参謀本部条例改正	19
第二項 統合参謀本部への試み	21
第三項 参謀本部の確立と情報収集の制度化	23
第三節 参謀本部の情報網とバルカン半島への拡大	26
第一項 駐在武官制度―外務省と参謀本部の討議	27
第二項 情報網の範囲と拡大	30
第三項 参謀本部における戦争以前のバルカン半島認識	35
小結	42

第二章 バルカン戦争における参謀本部の情報活動	52
序	52
第一節 参謀本部の情報網とバルカン半島	53
第一項 駐在武官のトルコ派遣による実地視察	53
第二項 小林哲之助がみた駐在武官	57
第三項 バルカン戦争以前の情報活動ー伊土戦争	60
第二節 第一次バルカン戦争における欧州諸国関係の分析ースラブ主義対ゲルマン主義	66
第一項 バルカン戦争における情報収集体制	67
第二項 インテリジェンスからみる欧州勢力均衡の崩壊ースラブ主義対ゲルマン主義	72
第三項 ロンドン講和会議決裂後の情勢判断	82
第三節 欧州列強の外交政策に関する分析ー第二次バルカン戦争	88
第一項 インテリジェンスからみるバルカン同盟諸国の内訌と欧州列強の利権拡大	89
第二項 第二次バルカン戦争と欧州列強の外交分析	97
第三項 情報収集活動の特徴	106
小結	108
第三章 参謀本部の欧州外交分析とその活用	124
序	124
第一節 辛亥革命における日本外交	125
第一項 辛亥革命と参謀本部の対応	125
第二項 欧米の中国分轄と日本の外交	131

第三項	バルカン戦争と辛亥革命	139
第二節	第一次世界大戦と挙国一致の不在	149
第一項	人種主義の台頭と加藤外交	149
第二項	第一次世界大戦の勃発と権力層の反応	153
第三節	日本の対外政策の破綻―外交一元化	162
第一項	陸軍の「対支基本方針」	162
第二項	対華二一か条要求と日本の国家政策の破綻	169
小結		183
結章		197
第一節	課題の総括	197
第二節	今後の課題	202
参考文献一覧		204

序章

第一節 課題の提示

本論文は、参謀本部のバルカン戦争における情報収集活動と欧州列強間の外交関係分析に着目し、第一次世界大戦期の対外政策にその分析がどのように活用されたか、或いはされなかったかを解明するものである。

参謀本部の情報活動に関する近年の研究によって、開国から辛亥革命に至る期間や日米開戦時における参謀本部の情報活動の実態が解明されてきた。これらの諸研究の特徴は、参謀本部がインテリジェンス組織として機能していたことに着目し、日清・日露戦争の対外方針決定過程において、ある一定の成果をあげたとしている点である。また、日米開戦に関する研究でも情報収集能力は他国と水準は同等であるにもかかわらず、作戦重視・情報軽視という傾向により情報成果がうまく活用されなかったと解明されている。

このように日清戦争から辛亥革命に至るまでの活動と太平洋戦争前後の活動は解明されたものの、第一次世界大戦期の活動については大きな空白が存在する。

本論文で、参謀本部の情報収集活動とその外交上の活用を検討する上で、まず情報（インテリジェンス）とはなにかを、定義する必要がある。情報は国家の安全保障にかかわる事項について、ある一定の目的のために収集され、情勢を分析することにより政策決定に活用される資源である¹⁾。つまり、情報は政策決定過程において処理され、分析されることによって洗練された情報としてのインテリジェンスとなる²⁾。近年、その情報を分析・処理する過程は諸研究でインテリジェンスプロセスの一つの要素とされているが、いまだにその有効性や実効性に関しての議論は繰り広げられている³⁾。

試みに、このインテリジェンスサイクルの過程を参考に情報活動についてみると次のようになる、すなわちインテリジェンスサイクルには「五つの段階があり、情報の政策決定者による「要求・計画」、それに対応して情報員の「収集」、収集された情報の「処理・分類」、処理・分類された情報の情報機関による「分析・生産」、生産された情報の政策決定過程者による「活用」に分けられる⁴⁾。また、情報収集手段別に分ける場合は次のような分類になる。すなわち、CIA(Central Intelligence Agency)、中央情報局)の分類基準によれば、それらはオシント(新聞・雑誌等に公開されている情報)、ヒューミント(写真、書類などの重要な情報を人間と協力して取得される情報)、シグイント(電波の傍受による情報)、ゲオイント(地理空間情報)、テキント(軍事技術情報)、イミント(偵察機によって

取得される画像情報）、コリント（情報機関と協力による情報）等に大まかに分けられる。⁵そこで本論文では、当該期に情報収集手段として可能であった、オシント、ヒューミント、テクニント、コリントに限定して分析を試みる。

また本論文では第一次世界大戦の前史としてのバルカン戦争の情報収集活動についてもその分析を試みる。バルカン戦争は、二〇世紀初頭にバルカン諸国とトルコとを戦火の中に引き込んだ短期で終わった戦争であったが、世界史や当時の世界秩序に与えた影響は膨大であった。ドイツとイギリスを中心とする列強は、バルカン戦争の裏面でどのような活動をし、その活動はどんな役割を果たしたかに関して様々な研究がなされた。しかし、日露戦争に勝利し、列強国とみなされた日本がバルカン戦争をどのように認識し、第一次世界大戦中に日本の対外政策決定過程においてどのように活用されていたか、あるいは活用されなかったかは、重大な課題であるのにもかかわらずいまだ十分な研究が存在しない。

日本近代史研究において第一次世界大戦でさえ「忘れられた戦争」として検討されている現象からしても、バルカン戦争における日本の活動の実態について研究者は無関心であったと言っても過言ではない。しかし、バルカン戦争に関して参謀本部は多大な情報活動を行っていたし、これらの史料は現在まで保存されている。参謀本部が収集した情報が、バルカン戦争の経緯だけではなく、列強間の外交関係に関する情報をも包括的に含んでおり、日露戦争後の日本軍の情報収集活動の範囲と効力を評価するうえでも重要である。日本との直接的な外交関係が樹立されていないバルカン地域において、参謀本部はどのように情報収集活動を行っていたのかも検証すべきところである。

それではどのような理由で日本はバルカン戦争を重視し、情報活動を行っていたのか。国内問題や国際情勢の変動も含めて、それに簡単に触れておこう。

大正時代初期に日本国内で政治問題が相次ぎ、国際情勢もまた日本と同様な展開をみせていた。その一例として中国情勢をみると、明治四四（一九一）年に勃発した辛亥革命によって清朝が崩壊し、中華民国が樹立された。中国情勢の不安定化にともなって、日本陸軍は朝鮮半島に二個師団を増設することを急務としていたが、財政状況を理由に西園寺内閣に拒否され、これに対して上原陸軍大臣は単独辞職し、西園寺内閣は後任の陸相を得られず内閣は崩壊した。大正元（一九一）年に展開された政変は大正時代の全体像をみると変容の時代の始まりとみなすのに適切であることが理解できる。

中国情勢の影響が続く中、大正元年にヨーロッパ方面ではバルカン戦争が勃発した。バルカン戦争は極東における情勢と直接的な関係はないように思われるが、バルカン戦争は

列強の外交方針に多大な影響を及ぼし、極東における欧州列強の対外政策に打撃を与えた。日本もまた当時築いていた同盟体制により、ヨーロッパ情勢に無関心でいらなかったのである。

当時日本の外交政策の基盤であった日英同盟は、明治三八年の二次同盟改定によって安全保障の範囲がインドにまで延長された。その理由として、ドイツの近東における勢力拡大がインドにまでおよぶことをイギリスが懸念したことがあげられる。さらに第三次日英同盟条約によって、日本がドイツを念頭においたインドの安全保障に関与することになり、ドイツを仮想敵国と見なすことになったのである。日英同盟は日露戦争における日本の戦勝に貢献したが、その後の日本の対外政策を受動的なものにし、自由行動を制約した。

その一例として、辛亥革命への干渉における日英同盟の制約の例があげられるであろう。革命が勃発すると、日本とイギリスは協同処置として辛亥革命へ干渉しないことを申し合わせ、内閣でもその方針が決定された。しかし、イギリスは中国で共和制の実現にむけて辛亥革命に介入しており、日英同盟はかえって日本に不利に働いたと言える。

一方で、日英同盟により日本は欧州諸国間の外交網に組み込まれており、欧州列強の極東政策はもちろん、欧州列強間の外交関係にも関心を寄せざるを得なかった。バルカン戦争における参謀本部の情報収集活動はこのような情勢に対応するために行われたのである。以上のことから、日本は独自の情報収集の上に、自己の判断で外交方針を形成しようとした。

以上のことをふまえて論文の目的をより詳細に言えば、以下の四点におさめることができる。一つ目は、日本の参謀本部がバルカン戦争で行った情報収集活動を史料に基づいて歴史的に通観することである。バルカン戦争での情報活動は参謀本部でどのように分析されていたか、参謀本部からみたバルカン戦争はどのようなものだったかを探求する。二つ目は、参謀本部の情報収集活動の成果と日本外交の意思決定との関係を検討することである。これによって、戦後の近現代日本政治外交史において形成されてきた参謀本部の「二重国家」「二重外交」との位置づけを再検討することができるであろう。三つ目は、日本の海外情報網がどれだけ有効であったかの検証である。参謀本部による情報成果は外務省に共有されているが、その理由や意義とその範囲を確認しながら外交政策決定過程においてどの程度効果があったかを問い直す。四つ目は、参謀本部がバルカン戦争において行った情報活動の成果を第一次世界大戦の外交にどのように活用したか、しなかったかを解明することである。これらの点を包括的に踏まえた上で、参謀本部が第一次世界大戦において

第二次大隈内閣によってなされた対華二一か条要求にどれだけ貢献していたか再検討ができるであろう。

第二節 先行研究の整理

参謀本部のバルカン地域に対する関心やその動機にかかわる研究は数が少ない。しかし、参謀本部の組織構造や海外情報収集活動を課題にしたいくつかの研究があり、これらの研究を考察する。ここでは、参謀本部の組織、情報活動やその体制に関する代表的な先行研究にふれながら、バルカン戦争にいたるまでの参謀本部の情報活動やその成果を確かめる。従って、論文対象と関連がある先行研究を分別しながらふれることとする。

参謀本部に関する先行研究

本論文の目的の一つである参謀本部の組織構造や情報活動に関する研究として大江志乃夫の『日本の参謀本部』¹⁾がある。同書は参謀本部の設立から崩壊にいたるまでの過程において、組織の構造的な変革に着目している。また、黒野耐の『参謀本部と陸軍大学校』²⁾は、参謀教育の進み方とその特徴を、海外の参謀教育と比較して論じている。黒野の主な主張は、参謀の教育に情報や作戦が軽視されたことである。

また、官僚組織としての参謀本部の制度化に光をあてている研究として北岡伸一の『官僚制としての日本陸軍』³⁾がある。正規軍の創設から、日本陸軍の官僚化、藩閥時代から第二次世界大戦の敗北まで幅広く検討されている。北岡はこの研究において、陸軍における薩長両派閥による競争と政軍関係を詳細に解明し、参謀本部の日本陸軍内における役割に論考をくわえている。

右のような参謀本部の組織構想や教育の視点からの研究がある一方で、参謀本部の情報収集活動そのものを扱う研究が近年活発に行われている。その一つとして、日清戦争における日本のインテリジェンス活動を対象とする関誠の『日清戦争前夜における日本のインテリジェンス―明治前期の軍事情報活動と外交政策』⁴⁾があげられる。同書は、壬午事変以前から日清戦争までの外務省、陸軍そして海軍の情報収集活動が、清国との開戦に踏み切る要因となったと結論付ける。ただし、参謀本部の情報収集キャパシティは評価されるものの、軍事的な情報だけであり外交政策への反映はなく、またそれぞれの情報機関が全く別個に活動をしていることから、情報の統合体制が不在であったと指摘されている。

また、佐藤守男は、『情報戦争と参謀本部―日露戦争と辛亥革命』⁵⁾において、参謀本部が日露開戦以前から辛亥革命にいたる期間にいかなる情報活動をしていたかを対象として

いる。佐藤は、参謀本部の情報収集体制の確立、駐在武官制度、情報将校の系統に着目し、日露戦争と辛亥革命における参謀本部の情報活動、情報将校の業績を解明し、情報活動分野における嚆矢となった研究を著した。また、非公式な団体として陸軍教導団や日清貿易研究所、東亜同文会の参謀本部との関係や情報収集活動における役割に焦点をあてているという点において貴重な研究業績である。

昭和期の情報収集活動や政策および戦略における情報の活用を課題としている研究が、小谷賢の『日本軍のインテリジェンス なぜ情報が活かされなかったのか』¹³⁾である。小谷は、参謀本部の情報業績は欧米諸国との差がなかったと主張し、日本の情報成果を評価する一方、せつかくの情報の成果を作戦の重視による情報活動の軽視が原因であるとしている。また、ヒューミント・オシント・シギント・イミント等、今日的な情報収集方法に準拠して日本軍がどの程度それについて活用できていたかを解明しているという点で貴重な研究業績である。

また、本論文でもとりあげる駐在武官の情報活動に関して、駐在武官制度の確立に関する研究を行ったのは立川京一の「我が国の駐在武官制度」¹⁴⁾である。立川は、参謀本部の情報収集活動をにない、外国において現地偵察をおこなう駐在武官の制度を、その変遷を含めて検証している。また、駐在武官制度の確立により各国に派遣された駐在武官の派遣先や構築された情報網について言及している。これら駐在武官はいかなる理由で派遣されかを解明するという点においてこの分野における空白を埋めている。

政治外交史に関する先行研究

当該期の政治外交史としての研究として、入江昭の『日本の外交』¹⁵⁾がある。入江は、一九一〇年代の日本外交は「アジア主義」と「欧米協調主義」とが対立している、と解釈している。しかし、第一次世界大戦中の参謀本部や陸軍に存在する外交思想は、アジア主義や国際協調を考慮に入れたものであり、陸軍が主張する「日中提携」は中国との国家としての発展を日中で共同して行い、欧米列強による植民地化に對抗しようとするものであったことが見落とされている。また、第一次世界大戦後の「新外交」を道徳・自由・平等に基づいているとの捉え方に問題がある。

また、陸軍と外務省の「二重外交」という現象を検証する研究として、北岡伸一の『日本陸軍と大陸政策』がある¹⁶⁾。同書において日露戦争から第一次世界大戦末の期間中、大陸政策における陸軍と政党政治の対立と提携関係が扱われている。しかし、北岡の論では、第一次世界大戦中の外交方針の策定過程における陸軍中堅層、陸軍長老と元老の建設的な

アプローチは評価されず、また情報収集の成果を反映すると言う観点からみると、北岡の主張する加藤外交が当時の時代の要求に応じた漸進的な外交であったという主張には問題がある。対華二一か条要求は国内各勢力に対する譲歩であると解釈され、加藤の「外交一元化」は単なる陸軍に対する譲歩として指摘され、加藤外交への大陸浪人の影響が重要視されていない。

桜井良樹の『辛亥革命と日本政治の変動』⁵⁾は、辛亥革命が日本の政治や外交に与えた影響を次のように指摘する。すなわち、桜井は、辛亥革命中の参謀本部第二部長宇都宮太郎の活動を取り上げ、対華二一か条要求に関して、加藤外交を対中強硬外交であり、日中提携・アジア主義やアジアモンロー主義に反対しているものと指摘し、加藤の目指す英米協調もまた実現されなかったことを注目している。

これに対し奈良岡聰智は『対華二十一か条要求とは何だったのか 第一次世界大戦と日中対立の原点』¹⁷⁾で次のように述べる。奈良岡は、対華二一か条要求の背景から提出されるまでの過程を元老、陸軍、政府の各勢力の姿勢を比較することで、加藤の「外交一元化」にも拘らず、要求の策定過程における陸軍の要求が過大であったために、初期案からの要求内容の強硬化が対内的譲歩と陸軍や大陸浪人の要求を先取りするといった形で行われたこととして、元老や陸軍を排除した加藤の「外交一元化」が保たれたと評価する。

バルカン戦争に関する先行研究

バルカン戦争に関する近年の研究には Hall Richard C. の『The Balkan Wars 1912-1913: Prelude to the First World War』¹⁸⁾がある。Hall は研究はバルカン戦争を総合的かつ客観的に扱う研究で、バルカン戦争を一つの戦争として扱うのではなく、欧州列強の裏面での介入を取り扱うことで、戦争の外交面や情勢を適切に論じ、バルカン戦争を第一次世界大戦の大きな要因として評価している。

また同時代的なバルカン戦争に関する著作物として、トロツキーによる『バルカン戦争』がある。同書は、当時のヨーロッパ出版会が無視した戦争の無慈悲な側面をジャーナリストとして伝達した作品である。バルカン諸国の将来に関する予測、そしてトルコ国内問題を論じる側面をもってバルカン戦争研究に重大な貢献をした。

しかし、上記のような戦争当時国や間接的に戦争にかかわった西欧諸国のアーカイブだけでは、戦争を中立的立場から論じることが困難である。

以上確認した研究状況からみれば、インテリジェンスの研究としては、バルカン戦争から第一次世界大戦までが欠落し、政治外交史においては第一次世界大戦期における情報収

集と外交の関連の観点が欠落していることは明らかである。そこで本論文は、参謀本部のバルカン戦争における情報活動および欧州列強間の外交関係の分析を検討し、その成果が果たして第一次世界大戦期における外交上の意思決定において活用されたのか或いは活用されなかったのかを明らかにすることで、右のような研究上の空白を埋めるであろう。

第三節 論文構成

本論文の右のような意義に鑑みて次のような構造で論証を進めて行く。

まず第一章では、参謀本部のインテリジェンス組織としての発達に着目する。参謀局から参謀本部に変遷する過程を検討しながら、参謀本部の条例改正による情報収集体制の制度的構造がどのように構築され、参謀本部は設立当初からどのような国家目標のもとにインテリジェンスターゲットを確定し、それがどのようにに変更されたかを説明する。

また、その際、参謀本部の欧州における情報網に着目し、その一環としてこの情報網はどの時期に、どのような必要性からバルカン半島に向けられたのかに関して論考を加えることとする。そのために、当初の近隣国や欧米列強に集中した情報活動の範囲が、どのような背景でバルカン半島視察にまで拡張されたか、その過程や意義を考察する。特に、このような情報活動を行った駐在武官との関係を中心に論点を整理する。ここでは、公式の外交関係が樹立していない地域での駐在武官の活動が、公使館の活動以前の情報収集活動のやり方に関するヒントを提供することになるであろう。このようにして、参謀本部のインテリジェンス組織としての特徴の説明が可能となり、参謀本部が構築した情報収集活動体制の客観的な評価ができるであろう。

第二章では参謀本部はバルカン戦争においてどのような情報活動を行っていたかを明らかにし、情報活動の目的とその情報成果を説明する。本戦争での情報活動の範囲は軍事的、戦略的な情報活動のみに限定されていたのか、それとも外交関係に関する情報を含んでいたのかも、第一次世界大戦前の参謀本部の活動から読み解くことができるであろう。バルカン戦争において各国に派遣された武官はどのような情報活動を行なったかを検討し、その内容を説明する。日本の参謀本部がバルカン戦争で行った情報収集活動を史料に基づいて分析し、この活動を通じて形成された参謀本部の欧州列強間外交関係に関する認識を明らかにする⁵⁰。さらに、参謀本部の情報活動やその形態をインテリジェンスサイクルの観点から考察する。

第三章では、バルカン戦争での情報活動の成果が、その後の第一次世界大戦における参

謀本部の情勢認識および外交政策形成においてどのような影響を与えたかを検討する。参謀本部はどのような対外政策を構想し、情報活動を通じて得た欧州列強の対外政策に関する分析は、日本の第一次世界大戦期の外交政策決定過程においてどのような役割を果たしていたのか或いは果たさなかったのかを検証する。

それはすなわち、第一次世界大戦中の外交における「失敗」は、どのような状況の下で発生し、中国や欧米列強間に残された疑惑の形成過程における客観的な再検討をすることである。これによって、陸軍と外務省による「二重外交」に関して再検討が可能となるであろう。日本近現代政治外交史における参謀本部や陸軍に関する消極的なイメージと異なり、情報収集の主体者としての参謀本部という新たな視点から議論を展開させる。

一つ断って置くことがあるとすれば、それは依拠史料のことである。本論文で扱う史料は、一次史料である外務省外交史料館とアジア歴史資料センターが公開する公文書が主である。これに加えて、在外公使館付武官とその関係者による日記や伝記も活用する。

¹Loch K. Johnson. “Strategic Intelligence”, Vol. 1(Praeger, 2007), 10p.

²分析、処理されないそのままの情報をインテリジェンスに対してインフォメーションと表現する。

³Pythian Mark, “Understanding the Intelligence Cycle” (Routledge, 2013).

⁴Loch K. Johnson. “Strategic Intelligence”, Vol. 1(Praeger, 2007), 10p.

⁵Pythian Mark, “Understanding the Intelligence Cycle” (Routledge, 2013)2p.

⁶Kaiser E. David, “Germany and the Origins of the First War”, *The Journal of Modern History*, Vol.55, No.3, 1983` Bobroff Ronald, “Behind the Balkan Wars: Russian Policy towards Bulgaria and the Turkish Straits 1912-1913”, *Russian Review*, Vol. 59, No.1, 2000. Langer William L., “Russia, the Straits Question and the Origins of the Balkan League”, *Political Science Quarterly*, Vol. 43, No.3, 1928. 藤井信行, 「バルカン戦争とイギリス外交政策」, 『川村学園女子大学研究紀要』, 第一三巻, 第二号, 二〇〇二年` Glenny Misha, “The Balkans Nationalism, War and the Great Powers”, Penguin, 2012.等がある。

⁷大江志乃夫『日本の参謀本部』（中央公論社、二〇〇八年）。

⁸黒野耐『参謀本部と陸軍大学校』（講談社、二〇〇四年）。

⁹北岡伸一『官僚制としての日本陸軍』（筑摩書房、二〇一二年）。

¹⁰関誠『日清戦争前夜における日本のインテリジェンス―明治前期の軍事情報活動と外交政策』

(ミネルバ書房、二〇一六年)。

二 佐藤守男『情報戦争と参謀本部―日露戦争と辛亥革命』(芙蓉書房、二〇一一年)。

三 小谷賢『日本軍のインテリジェンス なぜ情報が活かされなかったのか』(講談社選書メチエ、二〇〇七年)。

四 立川京一「我が国の戦前の駐在武官制度」(『防衛研究所紀要』第十七巻・第一号、二〇一四年一〇月)。

五 入江昭『日本の外交』(中公公論社、一九六六年)。

六 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』(東京大学出版会、二〇〇九年)。

七 桜井良樹『辛亥革命と日本政治の変動』(岩波書店、二〇〇九年)。

八 奈良岡聰智『対華二十一カ条要求とは何だったのか 第一次世界大戦と日中対立の原点』(名古屋大学出版会、二〇一五年)。

九 Hall Richard C, “*The Balkan Wars 1912-1913 Prelude to the First World War*”, Routledge, 2000.

一〇 また一方で、本論文の直接の目的ではないが、バルカン戦争における参謀本部の活動を明らかにすることによって、バルカン戦争研究にも新しい視点をもたらすことが期待される。それは、直接の戦争当事国でない日本の参謀本部の分析は、本戦争に関する視点が他列強と異なり客観的であるため、戦争に関与した諸国の史料と比較して信頼性が高いからである。

第一章 インテリジェンス組織としての参謀本部

序

本章では、日本陸軍の統帥機関であった参謀本部がその設置当初から、日本の情報収集機関としてどのように変遷し、成長していったかについて考察する。そのために、先ず日本の参謀本部のモデルとされたプロイセンの参謀本部の歴史と機能の変遷を簡単に整理した上で、参謀本部が設置される以前に存在した参謀局の組織的構造についてまとめる。第一節においては、二〇〇年間にわたる鎖国時代から開国によって帝国主義的かつ資本主義的国際環境に直面することになった日本が、陸軍参謀局の情報収集においてどのようなことを課題としたのか。帝国主義的国際環境に対応するため参謀局の職制にどのようなことが規定されていたのかを明らかにする。

そして第二節において、参謀本部の設置とその条例改正によって規定された情報活動事項を検討する。規定の改正によって拡大していった情報活動の範囲やその対象とされた国々に関して、その必要性を検証する。以上の検証を通じて、参謀本部のインテリジェンスターゲットやその目的と必要性を説明する。また、その一環として、情報将校のバルカン半島に対する関心は、どの時期から存在していたかを残されたレポートや情報成果から確認する。

最後に、第三節においては、大・公使館付武官による欧米諸国において形成された情報網は制度の改革によって、どのようにバルカン半島にまで拡張されたか、当該期の国際情勢を考察しながらその必要性と経緯を検証する。さらに、当時の欧米諸国で情報収集にあたった将校の系譜を解明し、バルカン戦争時の情報体制を明らかにする。

第一節 参謀局の情報収集体制

参謀本部 (General Stab) はプロイセン軍に由来し、ゲルハルト・フォン・シャルンホルスト (Gerhard von Scharnhorst) が構想した軍事組織である。当初の設立目的は、平戦両時における軍事計画、連絡の調整、監督機関として想定され、シャルンホルストの後継者時代にもその組織の発展が継続された。平時における諸活動としては、仮想敵国に対する戦争に備え、情報に基づく情勢判断を行い、軍事計画を立案することが最優先の任務であった。

参謀本部はその具体的な成果を、ヘルムート・カール・ベルンハルト・フォン・モルトケ

(Helmuth Karl Bernhard von Moltke)の参謀総長時代に行われた普仏戦争(一八七〇年)において見せたとされている。すなわち、「モルトケは一八六七年に参謀本部を再編成し、三つの部署を設置し第一部をオーストリア、ロシア、北欧、トルコ、ギリシャ及びアジア、第二部をプロシア、ドイツ、スイス及びイタリア、第三部をフランス、イギリス、ベルギー、オランダ、スペイン及びアメリカの地理政誌の調査に従事することを制定し、第二部内の一課にプロシアおよびドイツの鉄道調査の任務を与えた」¹⁾。つまり、地理地形情報および鉄道網を重要視し、普仏戦争にける鉄道を軍隊や軍需の動員や集中のために使用し、成果をあげていた。普仏戦争におけるプロイセンの勝利により、一九世紀後半の欧州諸国には、次々とプロシア型参謀本部を模範とする軍事改革が行われたのである。

日本ではドイツ式軍隊組織の導入が明治一一年以降に行われることになるが、先にフランスをモデルとした近代的な参謀本部に類似した機関として、明治四年七月に兵部省省下に置かれた参謀局があった。それは幕府軍から受け継がれたフランス式の制度に適合された措置であった。

そこで第一項では、参謀本部以前の枠組みを理解するために、参謀局の情報収集体制を検討する。参謀局には情報収集活動についてどのような規則が策定され、情報収集体制はどのようなものであったかを見てゆく。

第一項 参謀局の新設

近現代日本政治外交史研究において戦前の帝国陸軍は現在にいたるまで評価されることが少ない。今日までの諸研究では日本軍の暴走、陰謀と政治介入に関するネガティブな側面だけが強調されてきたといっても過言ではない。しかし、日本陸軍の活動を正規の外交ルートからはずれた独断的行動とのみかたづけてよいものかどうかは、疑問が残る。そこで、日本の国防を担う存在としての陸軍の目的に基づいて彼らの活動を再検討し、その上でこれまで陸軍がどのような理由で批判されてきたのかを再検討する必要がある。

本研究で扱う、参謀本部も統帥権の独立による二重国家の具体例とされた。日本軍の最高指揮機構として同様な認識を残した。しかし、このように通説化した戦前日本軍のイメージを裏返すような状態が存在する。この様な相反するイメージを持つ参謀本部の実体を明らかにするにそもそも参謀本部はどのような組織であり、どのような国際情勢の下で組織の運用方針が策定され、どのように構造されていたのかを明らかにし、第一次世界大戦までに情報組織としてどのように進化したかを問い直すことが必要である。そのために、先ず参謀本部が設立される以前の参謀局の制度的仕組みを検討する。

先行研究において、参謀局は軍令機関の初歩的な設置だとして、不十分であったと指摘されているものの、実際は当時の陸軍において極めて機能的であった。兵部省管轄の陸軍参謀局には、明治四年七月に規程された兵部省陸軍条例において、「機務密謀ニ参畫シ地圖政誌ヲ編輯シ並ニ間諜通報等ノ事ヲ掌ル」とされており、陸軍の海外情報活動やスパイ活動もその任務とされていた。翌明治五年に兵部省が陸軍省と海軍省に分けられ、陸軍省に属する組織として参謀局は残った。

明治六年三月に陸軍省条例が發布され、各局の権限は一層明確化された。これによって陸軍省に七局が置かれるとともに各局、各課の権限や任務範囲が策定された。同条例は、明治六年四月一日に施行され、この改正によって、「但秘史局ヲ第一局軍務局ヲ第二局砲兵局ヲ第三局築造局ヲ第四局会計局ヲ第五局参謀局ヲ第六局ト改称候事」とされ、参謀局は第六局と改称された。

第六局の管掌事項は、明治四年の参謀局の規程と変化はない。しかし、明治六年五月に「幕僚参謀服務綱領」が定められ、その第一条には「参謀科ハ将官ノ轄任トシテ戦法戰略ヨリ兵隊編制ノ宜不宜ヲ審カニシ野営舎營濠塹等ノ位置配布ヨリ攻守線ノ便不便ヲ明カニシ以テ機謀密計ヲ参画スルヲ宗トシ又地ノ廣狹遠近高低ヲ測度シ地理ノ險易山勢水脉ヲ詳カニ」¹⁾ することがあげられた。加えて、「内国諸地ノ防衛線ヲ区画シ城堡砲臺ノ位置ヲ定メ兼テ政体地理ニ通シ人習士俗ヲ察シ百事学措宜シキヲ得ルヲ主トシ其他外邦ノ事情ニ通シ其強弱巧拙ヲ熟知シ以テ開寡ノ日ニ方テ遺策無ラン事」²⁾ が必要とされた。参謀本部設置以前から国内外の情報に注目した証である。外国に於ける活動に関して、情報任務の地域的な区分が詳細化されることなく、どのような情報を収集するべきかが策定されていた。

また、服務綱領によって事務は四類に分割され、兵隊編制、会計、軍法會議憲兵監督並秘謀、地理図誌兵家政誌兵史編輯とされた。中でも第四類とされた地図政誌の編集についてはヨーロッパ（フランス）式がとられ、距離の確定においてもできるだけ実測を行うべきとされていた。この背景には、朝鮮との国交が成立されていない中、武力によって朝鮮を開国すべきとする征韓論が論じられ、この為にも地理地形に関する情報が必要であったことから設置されたと考えられる。

陸軍の情報任務について更に手が増えられ、任務分担の制度が取り入れられたのは明治七年六月一日に施行された参謀局条例によってである。本条例によって、第六局として改称された参謀局が廃止され、陸軍省の外局として参謀局が置かれた。公使館付武官は参謀局に属するということが初めて規定されている点で重要な改訂であり、公使館を統轄する外

務省から、駐在武官の指揮系統が陸軍として独立したのである。先行研究では本条例は考慮されず、駐在武官が参謀本部の統轄下に置かれた事は明治二六年の改正によってなされていたかのような解釈には問題がある。

また、参謀局条例の第一条において公使館付武官の給与は、外務省との打ち合わせによって支給されることが定められた。在外公使館付武官には公使館の職員としての性質も付与された。この当時の在外公使館付武官の任務は、「国内諸部ノ諜報並外国派遣ノ陸軍将校ヨリノ月々若クハ各週ノ報告ハ皆發遣ノ前預メ傳送ノ方法ヲ確定シ時期ヲ遂ヒ順次ニ報告セシメ前後錯雜ナルヲ得セシメス」とされ、各国に収集された情報の定期的な送付が規定されている。

本条例の特徴として参謀局の組織化される当初より行われていた諸外国の軍備、兵制と政略に関する調査が尊重され、とくに情報活動の性質的な分別が明瞭にされていた点である。先ず、情報提出のルートが本改正の第一条で明記され、「其外国へ派遣スル公使付属ノ陸軍将校モ亦参謀局長ニ隸シ諜報提理ニ管シ其給與方法ハ外務省ト打合ノ上ニテ定理之ヲ取扱フヘシ」と派遣される駐在武官は収集した情報は外務省をへて参謀局に提出することが定められた。また、情報任務は地域的に区分され、「第二課ハ亜細亜各国兵制ノ課」とされ、情報任務地域は「亜細亜洲ノ中殊ニハ支那沿海朝鮮英領印度和蘭西班牙所領南洋諸島ノ兵備」の調査が与えられた。第三課は欧米諸国の兵制の課として、「両土兵制殊ニハ仏日英魯並ニ合衆国」の兵備、地理政誌の調査が任務として与えられていた。

また、ヨーロッパ・アメリカ兵制の課に関して同年一月九日に策定された参謀局第三課服務条例の第一条においてさらに詳細に規定され、「此課ハ歐羅巴亜米利加各国ノ兵制ヲ講究シ有事ノ日ニ将官ノ参考ニ備フルヲ本務」とされた。これは、「アジア洲兵制」の課と本質的に別様であることを意味するものである。陸軍省にとって欧米における情報活動の対象は欧米諸国の軍備調査に加えて軍事改革を行うための軍事研究をも課題とされていたことが興味深い現象である。

このように、国内の情報や外国派遣の将校によって収集された情報は、月または各週通告される体制となった。情報任務が地域ごとに細分化されたことは、地域個別の専門家の養成に繋がるという観点から、情報収集活動の組織化において初歩的ながらもきわめて重大な改革であった。アジア大陸にある隣国の兵備調査を行う一方で、軍制改革のための欧米諸国の兵制及び兵備の調査が行われたのである。朝鮮、中国という現実的な課題に対応しながら、その脅威に対応するためにも軍の近代化を行う必要の在った陸軍には、このような情報

活動が必要不可欠であった。

このように、日本陸軍の情報収集体制は参謀本部の設置以前から行われており、明治七年の参謀局の整備独立の動きもこれに影響を与えた。参謀局条例改正によって参謀局長は、「其参謀科ノ将校或ハ陸軍省内諸局ノ事務ニ従事シ或ハ外国派遣ノ公使ニ属シ他邦ニ駐在スル者モ皆此局ノ籍ニ貫シ凡テ参謀科ノ進退黜陟ハ局長皆與カリ知ラサルコト某レ」¹⁾とされ、参謀局長による公使館付武官の統制が制度として示された。

また、参謀局時代の情報任務は、諸外国の地理政誌に関する情報に重点が置かれた。先行研究において、参謀局が地理政誌に活動の重点をおいたことは情報活動の未熟を示すものとされた。しかしこれは間違いである。ドイツの参謀本部やイギリスの戦争省において地理、地形情報が重点的に行われていた。元来、軍事組織において地理、地形の情報こそ、最も必要とされるものであり、軍隊の編制、路程の把握、戦略上において各国の軍令機関が優先的に捉えた課題であった。Hefernanによれば「イギリスの戦争省におかれた情報課が設置した図書館に、一八八〇年代類のない外国地図や四万冊にのぼる図書を収集し、保存していた」²⁾。参謀局が、活動の初期において、地理情報に重点をおいたことは、情報活動の要点をおさえた正しい処置であった。

では、実際に参謀局は駐在武官をどの時期からどの国に派遣し、駐在武官にはどのような任務が与えられていたかを見てゆく。

第二項 清国への駐在武官の派遣

参謀局による将校の海外派遣方法には留学と駐在武官の二つがあった。第一項においても触れたが、アジア諸国への派遣と欧州への派遣とは、その意義は根本的に異なっていた。中国への派遣は「軍事視察」であり、欧州への派遣は「軍事研究」のためであった。中国への将校派遣は留学であった。留学生派遣は明治六年に始まり、公的な駐在武官の派遣より先に行われた。参謀本部の作成した「参謀本部歴史草案」³⁾には、中国への派遣は、「軍事視察ノ目的ヲ以テ我陸軍將校ヲ清国地方ニ差遣セシハ實ニ明治六年十二月陸軍大尉益満邦介等六名ニ命シタルヲ以テ其始メトス」⁴⁾と解説されており、軍事視察の目的であったことが分かる。明治七年には、同様の目的でロシアへ四名の将校派遣がなされ、参謀局条例に則った兵備・地図政誌の調査行動を行っている。

公使館付武官の派遣は、明治七年にその制度的仕組みが策定された。翌明治八年、陸軍大佐福原和勝が最初の公使館付武官として中国に派遣された。佐藤守男は『情報戦争と参謀本部―日露戦争と辛亥革命』において、桂太郎の在外陸軍武官としてのドイツへ派遣をその発

端だとしているが¹⁵、福原の派遣はこれに先立って行われている。

公使館付武官の身分は、欧州諸国と同様に二元的であった。彼らに軍人としての身分とともに外交官としての身分を兼ね備えていた。参謀本部歴史草案でも、「明治八年二月八日陸軍大佐福原和勝二清国公使館付ヲ命シ北京ニ差遣ス是ヲ外国公使館内ニ武官ヲ置クノ濫觴トス抑モ参謀科将校ヲ外国派遣ノ公使ニ屬スルノ件ハ参謀局條例第五條ニ規定シアリシカ之ヲ實施シタルハ實ニ今回ヲ以テ其始メト為ス」¹⁶、とされており、福原の清国派遣が参謀局條例の規定による第一歩であったことが分かる。

福原大佐の派遣には陸軍大尉古川信譽が、随行していた。福原の清国派遣の際には公使館付武官の俸給方法も策定され、参謀局管轄であることが明確化されている。明治八年二月九日に、「陸軍大佐福原和勝清国公使館勤中当局管轄被伸付候（省略）公用筆紙書籍新聞公用接待費郵便電信公用運送費及ヒ公用出張之」¹⁷のために年間千円が支給されていた。

またこれまでの研究は、公使館付武官に与えられていた「服務心得」あるいは「告諭」は、明治八年四月二八日にドイツに派遣された際に始めて論達されたとしているが、それに先立つ福原の清国派遣の際にも同年二月二五日、「告諭」が与えられていた。その内容は、「凡ソ陸軍参謀科ノ將校ヲ公使ノ館中ニ参任シテ締交諸国ニ派駐セシムルハ觀光ノ本意ニシテ全ク伴屬スル所ハ公使ノ管下ニ屬シ一切ノ權利公使附屬諸人ト異ナル事ナシ是ヲ以テ平素深ク天皇陛下ト其国君主ト交際上ノ信義ヲ體シ聊カニソモ本邦ノ国体公使ノ名譽ニ疵ケサルヲ主トシ自ラ戒飾シテ（省略）公使館ノ成規ヲ遵守シ事々公使ノ許可ノ上ニシテ從事シ敢テ專擅ナルコトアルヲ許サス」¹⁸として駐在武官の身分を公使の管下に属し、その權利についても公使館員と同等のものとされていた。またその任務については、「凡ソ視察ハ其国ノ兵制軍法ヨリ兵家地理兵家政表等ノ目從來参謀科ニテ講究スル所ノ方法ニ従ヒ之ヲ實地ニ試験シ殊ニハ其国他ノ諸国ト交際上ノ關係ニ注意シ其利害強弱ノ形勢如何タルヲ報告ス可シ」¹⁹として、軍事視察のみならず、任命された国の諸国との外交關係の研究をも含有するものとされた。

このように「告諭」によつて、公使館付陸軍武官の派遣の目的、権限や任務範圍が明確にされるとともに、その原型となった。以降の派遣においても同様の告諭が与えられる。ここで注目すべきことは、駐在武官の任務内容に外交關係の視察が含まれていることである。このような処置は軍事的だけでなく、外交關係をもふくむ国際情勢判断能力を向上させ、参謀局の対外認識形成に貢献するようなものであった。

上述のように、参謀局時代から中国の軍事的・外交上の状況に関心が寄せられ、陸軍武官

がその視察に従事していた。欧州諸国においても将校の派遣が同様に実現されており、その実態について第三項で述べることとする。

第三項 軍事制度研究のための欧州諸国への派遣

参謀局は中国における軍事視察とほぼ同時期に、欧州諸国へ軍事研究のために、武官を派遣していた。中国への派遣と同様に、欧州への派遣にも留学と公使館付武官の二種類の方法があった。欧州諸国への派遣は、先進国の軍事機関の組織研究と同制度の日本陸軍への導入が主たる目的であった。

欧州諸国へ留学生としての最初に派遣されたのは、北白川宮能久親王陸軍少佐であり、明治七年にドイツに派遣された。北白川宮能久は、皇族且つ将校として初めて海外に渡った人物である。明治八年にはフランスに陸軍中佐山澤静吾が派遣され、留学生取締役を担当していた。参謀本部歴史草案において当該期に欧州に派遣された武官が記されており、「當時軍事研究ノ為メ欧州諸国ニ差遣セラレタル將校モ亦甚ナカラス今其概略ヲ舉クレハ獨逸国ニ明治七年ヨリ北白川宮能久親王陸軍少佐ヲ以テ留学セラルノヲ以テ最先トシ陸軍中佐益満行靖同少尉田坂虎之助及辻春十郎前後普国ニ留學シ又佛国ニハ留學生取締トシテ陸軍中佐山澤静吾巴里ニ駐在シ留學生トシテハ陸軍少佐渡大之助同少尉小坂千尋及船越熊吉等アリ」として、ドイツとフランスに集中的に行われていた。当時、ドイツとフランスは欧州においても周囲と比較して優れた陸軍軍事組織を持つとされていたため、両国への派遣が優先的におこなわれたと思われる。

一方、欧州に公使館付武官としてはじめて派遣されたのは、陸軍少佐桂太郎であり、明治八年四月二八日にドイツに赴いた。桂のドイツ派遣は、その後彼の参謀局独立を骨子とした組織変革を研究していた点において極めて重要である。中国に駐在武官として派遣された福原と同様に桂少佐にも「服務心得」が与えられており、内容も一緒だった。駐在武官は収集した諸外国の状況・地理測量・文庫についてまとめた情報や業務を一月毎に参謀局に発信し、参謀局の情勢判断に貢献した。

これまで取り上げてきた事例からも分かる様に、参謀局は軍令機関として不十分でありながらも、情報活動を担う組織として、後の参謀本部にも引き継がれる重要な事項を定めていった。参謀局の改革中、その最も重要な点は三点ある。一点目は重要な事項である地理・地形に関する情報活動が、最初期の活動においてその主眼とされた事である。二点目は情報収集対象地域が目的によってしっかり分けられ、組織に於いても別課として分けられていた事である。三点目は公使館付武官制度の基本的な任務や権限が明治九年までの早期に確

定されていたことである。

しかし、参謀局は発展を続ける日本陸軍の軍令機関として、規模も機能も不十分であるとして、明治一年に参謀本部が置かれることになる。そこで、第四項においては、参謀局から参謀本部に変遷した過程を論証する。

第四項 参謀局から参謀本部への変遷

参謀局は陸軍省の外局としての設置から四年後、桂太郎、山県有朋の主導による改革で陸軍の軍令機関としての拡大を遂げた。参謀本部の設置は明治一〇年に起こった西南戦争と直結するところがあり、明治初期にしばしばおこった反乱に対するような処置でもあった。そのため、参謀本部は陸軍省から独立した機関として位置づけられ、勅令によって任じられる参謀本部長は各監軍、近衛、鎮台の参謀部を統括する機能を得た。また帷幄上奏権によって天皇の軍隊という性質を強固にし、参謀局の不完全さが解消された。本改正に関して様々な研究では山県の政治的な側面だけが注目され、山県が自分のための組織を設置したかのような捉え方は主流だが、西南戦争のような内戦に困難した当時の陸軍にとって適切な措置であったといえる。

日本における参謀本部の導入は明治八年にドイツに軍事研究のために派遣された、桂太郎によって行われた。幕府時代から受け継がれたフランス式の軍隊を、ドイツを模範として改革を加え、参謀本部を作り上げたのである。その理由として、「参謀事務の不完全といふ点より、参謀本部を置かざるべからずといふこととなれり。此参謀本部設置を唱和したる人々と、我が参謀本部を置くといふ論とは、大に逕庭ありしものの如し。然れども陸軍の大改革を為すべき機運の来りしには相違無かりしなり」¹⁾とし、その必要性を説いている。桂の発言からも分かるように、参謀事務の不完全さにより参謀本部が設置されたのである。また、参謀本部の設置は軍部の中堅層では認められていたことがわかる。

参謀本部の設置と共に軍令と軍政とを区別する必要性から、参謀本部を陸軍省から独立させ、天皇に直隸することにより軍令機関としての充実が意図された。軍令と軍政の区別は軍部内の政治的意見の衝突を予防するためにきわめて重要な組織的改革であると思われる。桂は参謀本部が陸軍省から独立したことに關して、「参謀本部は天皇の直轄たらざるべからずとし、純然たる軍事を陸軍省と引き分け、軍命令は直轄となり、軍事行政は政府の範圍に属すべし」²⁾と述べ、ドイツ式の軍隊へと軍事改革を実現させた。参謀本部の組織化は天皇直属機関であることや、陸軍省から独立し、政治的な課題に左右されないという点において極めて合理的な設置であった。この特長により参謀本部の陸軍内における影響力は拡大さ

れた。

このような大改革の実行過程において新しい制度を取り入れるため海外からの教師の招待は必然的であったが、桂はそれ以外にも欧州列強にその研究を進めるために将校を派遣することを提案した。桂は「教師を欧州より雇聘すること」²³は必要であると考えていたが、これより良案として、「多少経験に富たる人物を派遣し、十分に欧州の状況を以て、本邦現在の程度と比較し、而して我が陸軍を改良すべき材料を採収すること、最も要務」²⁴だと考えていた。このようにして欧州軍事制度の比較研究が可能であり、日本陸軍における改革を健全なアプローチによって行うことが目指された。

参謀本部は各監軍部、鎮台、近衛の参謀部を管轄し、部長のしたに総務課・管東局および管西局が置かれていた。また、二局のしたに地図課、編纂課、翻訳課、測量部、文庫課として五課が設置された。これによって、情報の分類による内部統制の整理がおこなわれた。

その一環として、参謀本部条例によって参謀本部の情報任務における責任分担はより精密になった。条例中第八条において、「管東局ハ東部監軍部近衛及ヒ東京仙台二鎮台ノ参謀部ト通報シ専ラ第一第二軍管並北海道地理政誌ヲ詳カニシ且兼テハ樺太満州堪察加西伯里ニ及ホシ有事ノ日ニ於テ其参画ノ国略ニ備ヘシム」²⁵と、第九条によって、「管西局ハ中部監軍部名古屋大阪廣島熊本四鎮台ノ参謀部ト通報シ専ラ第三第四第五第六軍管ノ地理政誌ヲ詳カニシ且兼テハ朝鮮ヨリ清国沿海ニ及ホシ有事ノ日ニ於テ其参画ノ国略ニ備ヘシム」²⁶とを目的に情報任務を二局構造によって行うこととなった。さらに、情報の分析については各局の局長をその主任とし、任務区分による情報収集対象ごとの専門家の養成が目指された。

明治一一年までの条例改正内容においてとくに注目すべき特徴は、参謀局から受け継がれた地図情報への関心の高さである。先行研究の評価は高くないが、設立当初から参謀本部では地図作成を重視してきた。地理情報は有事の際、軍隊および軍需の動員及び集中をどのようにおこなうべきかを決定する際考察する材料であり、参謀本部の設置当初から注目されたのは当然のことであった。

しかし、参謀局条例には存在するものの、参謀本部条例に公使館付武官について規定されていない。このような事態に鑑み、第二節において、参謀本部の条例改正に含まれた情報活動事項の制度的な側面を検討し、海外情報任務や情報活動範囲はどのように変化したかを検証する。

第二節 参謀本部条例の改正とインテリジェンスの強化

参謀本部は第二次世界大戦後の廃止まで様々な条例改正を行った。陸軍省から独立した参謀本部は陸軍先進国のドイツをモデルにした、日本の官僚機関において先端的かつ近代的な組織の特質を持ち続けた。日露戦争までに十数回に及ぶ条例改正が行われたのは陸軍を統一し、指揮する機関として参謀本部の重大な存在感を強調するであろう。これらの改正により参謀本部は近代国家に必要な軍隊の軍令機関として進化した。

参謀本部設置の当初から、桂太郎や山県有朋は近代的国家に欠かせない軍部の構造に着目し、陸軍を発展させたのである。明治一年の参謀本部設置後の制度的な大きな変化は、明治一五年一月一六日の「海防局」の設置である。海防局はその任務として「海岸防禦ノ方法ヲ調査シ海防會議ノ議案ヲ製シ且ツ砲臺ノ築設ヲ監視スルヲ司ル」⁵²とされ、内地要塞の配置や連絡を保ち、つねに管東西二局と相通する任務が与えられていた。

また、明治一六年に陸軍卿大山巖のもとで「陸軍大学校」⁵³が設けられ、高等教育上の兵術の教育による将校の養成がめざされたとともに、資格による官僚的組織という性質を強固にした。さらに、明治一七年に地図課は廃止され、測量課とともに併合され測量局に拡張された。同年一〇月の「国防會議条例」⁵⁴で国防會議が設置され、国防計画を計画的に作成、更新することが目指された。

このように、参謀本部は軍令機関として、明治一八年〜二二年の間に急劇な変革をみた。そのため、第一項において、諸条例改正の内容を検討し、分析することにする。

第一項 明治一八年〜明治一九年の参謀本部条例改正

参謀局から参謀本部が設置される第一期ともいえる過程において、参謀本部は海外情報任務について基礎的な制度改革を実行した。このような改革は、いくつかの内乱(佐賀の乱・西南戦争・竹橋事件)の経験によって、参謀局の不備が露呈したことによるものである。参謀本部の設置に依って、その基盤が確立されたが、ドイツの制度の導入に際し、その本格的な改革は明治一八年から一九年の期間に成し遂げたのである。

これらの改革は明治十七年にドイツに派遣された桂太郎・川上操六によって行われた。二人の貢献により、日本の陸軍はドイツ式な軍隊に改編された。そのために、軍政の研究を桂太郎、軍令を川上操六が担当し、陸軍の改革に努めた。その事情は『陸軍大將川上操六』に以下のように、記されている。

彼の二人者〔桂と川上―引用者注〕は、当時其の地位は陸軍大佐たるに過ぎなかつたけれども、将来帝国の陸軍を改造し、高度国防を建設せんとする抱負に至りては一であつた。大將

の志は國防作戰の計畫を完成せんとするにあり、桂は陸軍軍政の基本を樹立せんとするにあつた。

其の志す所、同じからざれども、帝国陸軍に貢献せんとする本領に至りては一であつた。大將が大山一行に加はり、征途に上がるや、船中に於て桂は大將に謂つて曰く『卿は國防作戰を詹當せよ。予は陸軍軍政を詹當せん』と。是より二人相約して『二人は各々其の本領を枉げず、しかも善く上官の意を體し、如何なる場合に於ても決して相衝突せざるべし』と誓つたと云ふ。(中略) 歸朝以来、共に俱に帝国陸軍の要路に立ち、大將は參謀次長と爲り、參謀本部に據りて國防作戰の基礎を樹立し、桂は陸軍次官と爲り、陸軍省に據りて軍政を改革し、陸軍の面目を一新するに至つたのは、實に此の二人者の提携に基いたものである。³⁰

明治一八年に執行された条例改正によつて、二局制が採用され、情報管理は第二局の担当となつた。第一局は出仕計画・団体の編制・教育・演習を調査する部署にされ、諜報の任務は「第二局ハ外国ノ兵制地理政誌及運輸ノ便否方法ヲ調査シ全国ノ地理政誌ヲ詳悉シ又諸条規ノ調査ヲ任」³¹とされた。第二局の担当とされることによつて、情報整理の統合的な形式がみられる。

その後、翌年開設された「臨時陸軍制度調査委員会」³²によつて、改革が着々と進められた。川上大佐はその委員であつた。ドイツからメッケル少佐が顧問として招聘された。陸軍はドイツ式軍隊へと変貌を始めた。その理由は次の通りである。

獨逸は普仏戦争以來、聯邦を統一し、霸を歐洲大陸に稱したる強国にして、就中兵制の完備、世界に冠たるものがあつた。故に我が政府が陸軍の兵制を改革せんとするや、明治十九年三月、陸軍大佐兒玉源太郎を以て臨時陸軍制度審査委員長と爲し、大將等を其の委員と爲し、參謀本部の顧問たる獨逸參謀少佐メッケルに諮詢して、新兵制の調査に著手したるは之が爲であつた。³³

この委員会によつて、陸軍の人事行政が新たに整理され、七月二六日交付の「陸軍教育會議条例」³⁴により軍事教育においてもドイツ式軍事組織の基盤が形成された。そのために、乗馬学校・射的学校のような軍事教育のために必要な学校が設立され、軍事教育の近代的な軍事学方法が取り入れられた。

情報任務の事項は、前条例と変化がないが、第二局は権限強化され、「陸軍部第二局ハ外国ノ兵制地理政誌ヲ詳悉シ作戰ノ計畫ヲ掌トリ團隊一般ノ教育ニ係ル事項ヲ調査規畫」³⁵をする任務が与えられ、教育・情報・作戰計画を管轄する部署として集中された。第一局は出

仕、団体編制、第三局は「陸地海岸防禦ノ方法ニ係ル事項ヲ規畫シ全国地理政誌ヲ詳悉シ運輸ノ便否方法ヲ調査」³⁶⁾するところとされた。

また、川上は、中国における情報収集活動の活発化にむけて、中国各地に情報網を構築することに勤めた。ドイツから帰国後川上は、参謀本部の改革を断行すると同時に、中国での情報収集活動のために将校を派遣した。「大将は支那問題を研究するに當り、参謀本部を中心として有為の将校を簡抜して支那各地に派遣し、重要な情報を蒐集するに勉めたが、更に最有力者として、組織力を有する一人の俊傑を見出した。他にあらず、参謀本部出仕の青年将校にして、しかも日清貿易協会・日清貿易研究所の創立者たり、経営者たる荒尾精其の人であつた。」³⁶⁾その一人である荒尾精は、日清貿易研究所を設立し、参謀本部の情報将校の言語育成に大なる貢献をしたことが諸研究で検証されている。

このように、参謀本部設置から明治十九年までに、陸軍はドイツ式軍隊へと変わっていった。参謀本部は陸海軍全体の軍事計画を立案する機関とされ、参謀総長は皇族のポストとされた。王族が軍隊を指揮管理することは、欧州諸国の軍隊でも伝統的に行われてきた。参謀本部も欧州の伝統に習ったのである。

この八年間に、参謀本部のものには軍事教育施設が新設整備された。陸軍大学校・乗馬学校・射的学校のもとで軍事教育の刷新された。特に陸軍大学校における参謀教育では、情報任務・軍事計画・作戦計画の統合が企図された。

この大改革は臨時陸軍制度審査委員会の設置やメッケルが顧問として参加することによって実現され、統合参謀本部への試みは、明治二十一年に参軍官制へと変遷し、陸海軍情報統合体制が構築された。

第二項 統合参謀本部への試み

明治二〇年五月に、「監軍部」³⁷⁾が設置された。監軍部は、長官である監軍のもと陸軍将兵の練成を任務とした。のちの教育統監部である。また、監軍のもとに将校学校監が配置された。将校学校監は将校学校（士官学校・幼年学校）の教育を統轄していたが、陸軍大学校は従来通り参謀本部の管轄とされた。

また、陸軍大臣・海軍大臣・参謀本部・監軍から組織される、軍事参議官条例が定められた。軍事参議官制度は、陸軍にかんする課題が審議される軍事最高諮問機関であり、明治三十六年に軍事参議院となった。

明治二十一年五月一二日に、参謀本部条例は廃止された。かわって参軍官制が制定され、参軍は陸海全軍の参謀長であることが定められた。参軍には皇族の中将将一人が任命された。

明治一九年の条例のように、参謀総長・参軍の職はとくに皇族のみに限定された。天皇直属の軍隊という印象を強化することで、陸海軍の統合する試みであった。参軍官制は世界で類のない体制であるが、陸海軍の意思統一を図るためにこのような制度が形成された。同時に陸軍参謀本部条例・海軍参謀本部条例が策定され、各その部務を管制した。

陸軍参謀本部条例の情報任務は明治一九年の参謀本部条例と同様であり、「陸軍参謀本部ハ参軍ノ下ニ在テ出師計畫国防及作戰計畫並陣中要務規定ノ事ヲ掌リ交通法及外国ノ軍事ヲ調査シ兼テ内外地誌外国政誌及戦史ノ編纂ヲ掌ル所」³⁸とされ、第二局に国防および作戰計画の策定や外国の軍事の調査が任じられた。

また、情報任務について公使館付武官は陸軍参謀官定員表に提示されていないが、備考に「本表定員ノ外陸軍大学校長同校兵学教官陸軍省総務局第三課長同兵本部参謀及各国公使館附将校ハ参謀本部附属参謀将校」³⁹である旨が記載され、公使館付陸軍武官が陸軍参謀本部の管轄であることが明記されている。

以上みてきたように、参謀本部の情報任務・駐在武官制度はこの時点に確立されず、各条例改正によって左右されていた。しかし、公使館付武官は参謀本部の管轄下に置かれる事態には変化がなかった。

明治一九年から軍令機関の統合的組織化への変化をへて明治二二年に参謀本部の組織的構造は確立する。参軍管制の廃止により、参謀本部は全軍の軍令機関として位置づけられた。では、どのような理由で参軍官制は廃止されたかという問題が浮かび上がるが、それは参軍官制によって皇族の権限は軍務だけに限定されているような解釈も可能であったからであった。また、皇族将官は陸海軍いずれかに属していたため、自分が所属しない軍の参謀本部を統轄することが困難であった。

明治二二年の「参謀本部条例」によって、同改正の理由は、「皇族タル将官ハ即チ陸海軍将官ト等フシテ特ニ官制ヲ以テ参軍タル資格ヲ構成セラレタルモノノ如シ是レ難事ヲ処」⁴⁰であり、陸海軍の統轄されるべきことは認められるも、海軍参謀本部が廃止される以上は参軍官制の必要性がなくなったとされていた。また、参軍官制は皇族の位置の低下を意味し、「(省略) 条例規則ヲ以テ皇族ノ軍務ヲ規程スルハ茲ニ其限リヲ示ス如クニシテ却テ其位置ヲ狭隘ナラシムルノ恐アリ皇族ノ軍務其任ニ在ルハ固ヨリ国家ノ盛事ニシテ軍隊ノ尊崇ヲ重クスルハ論ヲ俟タス」⁴¹とされ、皇族の特種なる存在・位置が軍務規則によって制約されるのは適切ではないと看做された。

それでは、第三項において、明治二二年以降の情報収集体制を検討し、情報収集体制がど

のように確立していたか解明することにする。

第三項 参謀本部の確立と情報収集の制度化

明治二二年三月に新「参謀本部条例」の規定によって、参謀本部および海軍省管轄の海軍参謀部が置かれ、陸海軍が分類されるに至った。参謀本部は天皇直隸におかれ、陸海両軍の軍令機関となった。それは両軍の国防計画・作戦計画の任務を兼備することであり、上記でふれたように、参軍官制の廃止に起因するものであった。二月一日に大日本帝国憲法が公布され、統帥権の独立が成立した。参謀本部条例もまた、憲法に適合する内容であり、統帥権が強調されていた。その第二条において、「陸軍大将若クハ陸軍中将一人ヲ帝國全軍ノ参謀総長ニ任シ天皇ニ直隸シ帷幄ノ軍務ニ参シ参謀本部ノ事務ヲ管理セシム」と規定しており、天皇に直隸していること、帷幄に参加することが強調されている。

情報任務において、旧陸軍参謀本部条例と同様に課報管理は第二局に集中されており、明治一年の二課制の体制がくずれているが、「第二局」の管轄事項が拡張され、国防計画および作戦計画をも含むようになった^も。この措置によって、情報収集の成果が、国防計画や個々の作戦立案に直接影響を及ぼすことになった。公使館付武官は編纂課所属とされ、外国の地理政誌や外国書の翻訳を任務としていた。参謀本部がこの時点で情報収集の目的を地理政誌・戦史・軍事技術の発展においていたことの証である。明治二五年に編纂課の内部規定が策定され、「内外地誌外国政誌及戦史ノ纂輯 二、外国書ノ翻訳 編輯課長中（少）佐一人ヲ置キ其下ニ課員佐尉官或ハ陸軍編輯四人及陸軍編輯書記ヲ附ス」とされた。

公使館付武官は、フランスに戸澤光徳少佐、ドイツに福島安正少佐、朝鮮に柴山尚則大尉^{あが}が派遣されており、以上の三名が派遣されており、留学生の取締役をも担当していた。かつて明治二〇年の時点では、総務局出仕として独仏清朝四国に六名が派遣されていた。その後、参軍官制下の節減策により二二年の時点で三名に減員されたのである。戸澤は陸軍におけるフランス語やフランス式歩兵戦術の推進のために、数多くの洋書を翻訳した^も。

川上参謀次長は公使館付武官の増員をはかり、その外国に於ける情報網の拡張に努め、「公使館付武官及外国派遣将校ノ数ヲ増シ常ニ各国軍事ノ状況ヲ審ニスルノ必要ハ既ニ一層ノ度ヲ加ヘタリ是レ別紙定員表ノ如ク参謀本部ノ組織ヲ改正シ且其人員ヲ増加セサルヘカサル所以ナリ」^もと情報の必要性に着目し、情報収集活動の範囲を拡張させようとした。しかし、この情報体制および公使館付武官の派遣先は、明治二六年に川上操六が参謀本部条例を改正するまで、変更されなかった。

明治二六年五月一九日に「戦時大本営条例」が公布され、戦時における帝国陸海軍の作戦

計画を立てる最高統帥部が誕生した⁵⁰。同年九月に大本営条例に適應するため、参謀総長熾仁親王の代理として参謀次長川上操六が参謀本部条例改正に取り込み、公使館付武官の統轄が条例中に明記され、「参謀総長ハ陸軍参謀将校ヲ統轄シ其教育ヲ監督シ陸軍大学校陸測量部及在外国公使館陸軍武官ヲ統轄」⁵¹するという第四条の策定によつて公使館付武官は定員表に加えられるようになった。また、公使館付武官の増員が実施され、独仏朝にくわえて、露清英の三国にも武官が派遣される体制となった。

さらに、公使館付武官は第二局の下に置かれ、編纂課の規程が变化した。第二局の権限が緩和させられ、「作戰計画ノ調査、要塞位置ノ選定及其兵器彈藥ノ審議、団体布置ノ審議、外国軍事ノ調査、外国地理ノ調査及其地図ノ輯集」⁵²の事務が与えられ、国防計画の任務から外され、情報と作戰の統合性をはかる制度的改革がおこなわれた。第二局は二部制となり、第一部は作戰計画・要塞の調査、第二部は外国軍事の調査・外国地理の調査および図面の収集とされた。国防政策の策定は、参謀本部の総合的な任務であり、一局だけに専属される事項ではなかったからである。今後、第二局は参謀本部の情報収集活動の成果を分析し、それを作戦計画に活用させるという体制が整備された。

公使館付武官の統轄体制の整備と同時期に、イギリスに初めて公使館付武官を派遣する重要性が認識され始めた。イギリスの東アジアにおける利権拡大に対処する必要があるからである。参謀本部条例改正の理由においてその処置の必要性が次のように記された。

「右公使館附武官ハ従来五名ニシテ定員表ニ挙ケタリ今之ヲ六名ト為ス所以ハ英国公使館附一名ヲ増スナリ欧州中東亜ニ関係多キ国ハ英ニシテ苟モ事アレハ細大ト無ク必ス之ニ干渉ス故ニ（省略）東方論益ニ切迫スル今日最モ之ヲ置ク必要」⁵³があるとし、イギリスへの公使館付武官の派遣が実施されるようになった。イギリスへの公使館付武官の派遣は、そのアジア政策の実態・軍備・政略の把握のためであった。

一方で、川上は翌年の二七年に關係が緊迫化した中国にも参謀将校を派遣し、「彼は深く東亜問題の前途に鑑みる所あり、支那問題に利害を有する欧州列強、就中、露・佛・獨諸国、及び印度・中央亜細亜・暹羅・安南・南洋群島の形勢を偵察せんがために、参謀本部より更に幾多の将校を派遣した。同時に在外公使館付武官を督し、之をして各国の情報を蒐集し、参謀本部に送らしめた。」⁵⁴と、中国問題の研究に従事させていた。その情報体制から判断すると、中国問題の研究が中国だけに限定されず、中国における利害關係がある欧州列強の対外政策の実態の研究を要する処置であつたことが分かる。参謀本部が欧州列強の植民地政策やその経営について示めた関心が、日清戦争終結後の三国干渉から制度的に強化さ

れることとなった。

日清戦争後の二九年五月に、局制が廃止され、部制となり、第一部は作戦、団隊布置、第二部は平戦両時の編制・兵器材料・戦時諸条規、第三部は外国の軍事および地理・諜報・軍事統計と策定され、情報任務は第三部の事務とされた。さらに、元来留学生として海外に派遣された将校の身分は「外国駐在視察員」として改められ、公使館付武官とともに駐在武官の一つとして位置づけられた。同時に、駐在武官の給与令が大山巖によつて策定された¹³⁰。その内容は豊富であり、駐在員の出発手當、帰朝手當、旅次手當、駐在手當、派遣手當及馬餌料として分類されていた。また、乗馬を必要とする武官に馬匹を貸出す制度まで整備されていた。この時点で、公使館付武官は八ヶ国¹³¹に派遣されていた。

以上のように、参謀本部の情報収集体制が確立したが、情報網は欧米列強および中国・朝鮮に集中していた。この状況は、明治三二年に改善する。同年一月一四日に公布された参謀本部条例において、情報収集体域が欧米諸国の植民地に拡張されたからである。川上操六参謀総長によつて、各部分任規則が補足され、そのあらたに与えられた情報収集体域の内容は、「第一部 近衛第一、第二、第三、第七、第八、第九師團其管区露西亜、朝鮮、滿洲附瑞典、諾威、丁抹、白耳義、瑞西、仏蘭西、独逸、奧太利、巴尔幹半島諸国。第二部 第四、第五、第六、第十、第十一、第十二師團及其管区 清國（滿洲ヲ除ク）附 英国、和蘭、伊太利、西班牙、葡萄牙及以上各國植民地、亜富汗斯坦、波斯、埃及、阿弗利加獨立諸国、暹羅、安南、南北亜米利加諸国」¹³²であり、その中にバルカン半島は視察すべき地域として策定されている。それは、明治三二年三月に独清条約、六月に露清密約が締結された背景にあった処置として興味深い。注目すべきは、公使館付武官の任務範囲は派遣された欧米列強に留まらず、その植民地政策の対象である諸国にまで拡張されているという点であろう。

また、三二年二月一日に参謀本部服務規則が策定され、各部の権限事項が明確にされていた。その第三条において「第一部及第二部ハ各其分擔区域ニ於ケル作戰計画ニ関スル材料ノ蒐集及其審議ニ従事」¹³³するとされ第九条では「各部擔任業務ニ関スル事項ニシテ他ヨリ到來ノ諸報告書並外国軍事調査ノ書類等ハ之ヲ照査シ他部ニ関スルモノハ各主任ノ部ニ移シ其他日ノ参考ニ資スヘキモノハ本書若クハ謄本ヲ各其部内ニ保管」¹³⁴すべきとされた。このように、各部によつて情報任務が分類され、外国軍事の調査報告が分析され作戰計画に活用される体制が強化された。この情報任務に於ける二部制は日露戦後の明治四一年までに維持された。

明治四一年一二月参謀本部条例改正後に、「陸軍省参謀本部關係業務担任規定」によつて、

陸軍省と参謀本部の平時における相互関係が明確化された。この処置により、参謀本部が管掌する事項は、「作戰計画及之に伴フ兵站ノ計画、外国へ派遣スル陸軍諸団体及其ノ配置、行動ニ関スル事項、攻域及要塞防禦計画、要塞ノ配置、編制及兵備ニ関スル計画、諜報ノ蒐集及審査、要塞地誌ノ編纂運輸交通ニ関スル調査、鉄道及船舶輸送ニ関スル計画、軍用通信網ノ計画、戦史ノ調査及編纂」⁸²とされ、第二部において情報任務が一元的に処理されることとなった。平時において、参謀本部の任務は作戰兵站計画・要塞の配置・情報・交通・運輸・電信の各事項の調査、その発展・改革や審議による実施とされた。

このように、参謀本部は各条例改正によつてその改革を実行し、天皇に直隷する統帥機関として完成度の高い組織を形成した。参謀本部は諸条例改正によつて日本のインテリジェンス組織として整備され、海外の情報筋である大・公使館付武官によつて情報収集活動を行つていた。当初は国防上の必要性から調査地域を中国やロシアとして集中的に実行し、それらに基づく情勢判断によつて日清・日露両戦において少なからぬ成果を得た。一方、欧州に派遣された武官の任務として軍事研究があげられ、組織の改革がめざされた。大・公使館付武官制度の確立により、参謀本部が情報基盤を拡大させ国際情勢判断の能力を軍事情勢においてだけではなく欧州列強の外交情勢においても向上させた。

参謀本部の情報収集体制は三つの段階に分けられる。一つ目は、参謀局時代からの隣国（中国・ロシア）の地図作成・軍備・外交関係に関する情報収集と欧州諸国における軍事研究の段階である。二つ目は、欧米列強や隣国の軍備・外交・政略を含む情報収集の段階である。三つ目は、欧米列強にとどまらず、それらの植民地対象地帯における情報活動の段階である。よつて、参謀本部の情報活動は欧米列強の植民地政策の実態調査、それによる列強間の利害関係の有様に関する客観的な分析が可能となったのである。

第三節において、このような制度改革によつて、参謀本部は日露戦争においてどのような成果をあげていたかを検討し、その情報網はどのような国際情勢のしたで、どのような分析を根拠にバルカン半島にまで拡張されていたかを説明することにした。

第三節 参謀本部の情報網とバルカン半島への拡大

参謀本部は明治二六年の時点で公使館付武官を統轄していたが、外務省との間に指揮監督権をめぐる議論が続いていた。それは、在外駐在武官に付与された特殊な二元的地位に起因するものであり、外交関係の調査を任務としていたからだった。この問題について第一項において検討する。

また、第二節で検討したように、明治三二年の時点で、バルカン半島が視察すべき地域であると規定されていた。第二項の課題はこのような方針がどのような理由で制度化されていたかを情報将校の分析の観点から検討することである。

さらに、第三項において、明治四〇年、非公式にトルコに派遣された駐在武官について、情報将校の日記・自伝・伝記を検討し、バルカン戦争勃発以前の参謀本部の情報網を解明する。

第一項 駐在武官制度―外務省と参謀本部の討議

駐在武官の二元的な地位や任務内容については、第一節で言及したとおりである。山県有朋が福原や桂に与えた「服務心得」は、任国をとわず武官の海外派遣に際して準用された。このことは、明治一六年五月二日に陸軍卿大山巖からフランスに派遣された寺内正毅少佐にあたえられた「告諭」からもみてとれる。同年一ヵ月後の福島大尉が清国に派遣される際にも「告諭」が与えられているが、その内容は山県が論達した「服務心得」「告諭」と多少異なっていた。服務心得や報告に含まれていた「其公使館ト日本外務省トノ往復ニ依託シ」⁵³⁶⁰の文が削除されていたからである。

当時、公使館付武官は陸軍省の管轄下にあつた。言い換えれば公使館付武官は参謀ではなかったのである。明治一九年三月一日、有栖川参謀総長は大山陸軍大臣と協議して、公使館付武官を参謀本部所属とすることを決定した。公使館付武官は勤務の性質上参謀官とすることが望ましいと判断したからであつた⁵³⁶¹。

しかし、翌明治二〇年一月一日に公使館付武官として養成するために海外に研究や留学のために派遣される武官は陸軍省の管轄下に再び戻された。その理由として「従来本部ヨリ派遣スヘキ公使館付武官ハ其適任者少ナクシテ其定数ヲ充分配置スル事能ハサル場合ニ際シ其未配置ノ経費ヲ轉用シテ別ニ研究ノ目的ヲ以テ本部武官ヲ派遣シテ徐々ニ適任者ヲ養成」⁵³⁶²する必要があるのに対して、参謀本部は派遣する武官の費用を負担することや公使館に配置するのは困難であり、そのため、「之等ノ目的ヲ以テ派遣スル武官ヲ陸軍省ノ管轄ニ移」⁵³⁶³することが規程されていた。この設置によって、公使館付武官の養成（とくに外国語取得上）が可能となり、今後の公使館付武官の派遣に際して経験のある武官の配置がめざされた。陸軍省によって、在外公使館付武官の俸給令が二月一四日に定められ、翌年四月一日に施行されることとなった。

また、明治二一年五月には公使館付武官人事の通牒方法にも変更が施された。内閣へ通牒することを打ち切り、「陸軍大臣ヨリ本人へ告諭セラレ其旨内閣へ御申報ノ上総理大臣ヨリ

外務大臣へ右ノ趣通牒スル慣例ニ有之候処自今内閣へハ報告セラル、ノミニ止メ外務大臣へハ陸軍大臣ヨリ直ニ通牒セラレ可然候仍テ此段申入置候也」⁹²とあるように、公使館付武官の人事について、内閣への通牒を省略して、陸軍大臣から海軍大臣へ直接通牒することになった。

以上のように、陸軍省と外務省の間で、公使館付武官の所属や公使館での権限が明確になった。駐在武官は、明治一九年の時点で参謀本部の所属とされていたが定員表に載っていなかった。明治二四年に、「参謀本部定員表中公使館付武官従前大尉以上ヲ少佐以上ニ改ムルハ公使館付武官ノ職務ハ重且ツ大ナルノミナラス国际上ニモ関係有之士官ニテハ権衡〇シキヲ得サルニ依ル又其人員三ヲ五ニ改ムルハ軍事上ノ必要ニ依リ今般露国及清国へ各一人ツツ駐劄セシムルニ依ル」⁹³とされることによって、参謀本部の所属であることが明確になった。

明治二六年の参謀本部条例改正に公使館付武官が参謀本部の管轄と明記された後、留学生に関する規程も改訂された。明治二九年一月に、陸軍省から派遣される留学生は、公使館付武官の指揮を受けることとされ、もっぱら語学を研究すべしとの訓令が与えられている⁹⁴。同年三月に策定された「外国駐在視察陸軍武官給與令」によつて、留学生の身分は変更され、外国駐在視察員となり、「在外公使館付武官俸給令」と同様な給與令が公布された。明治三〇年に外国駐在視察陸軍武官中「視察」の二文字が削除され、「外国駐在陸軍武官給與令」⁹⁵が出された。これらの制度的改革をへて、明治三二年の参謀本部服務規則に駐在員が公使館付武官の監督とされる事項が確立された。

元来は陸軍省から公使館付武官に「告諭」「訓令」が与えられていた。明治三六年に大山参謀総長は朝鮮に派遣される松石安治中佐に訓令を与えた。その訓令は次のとおりである。

日露協商ヲ開キタル結果韓国京城ハ自今軍事的動機ヲ發展スルノ枢要地トナル可キヲ顧憲シ貴官ヲ京城ニ差遣ス其目的ハ主トシテ韓国ニ於ケル日露間ノ交渉ニ就キ種々ニ発生ス可キ事件ヲ迅速確實ニ報告セシムルニ在リ此報告ハ直ニ政略上ノ大局ニ影響シ延テ戰略上ノ利害ニ及フコト多キヲ以テ貴官ハ沈断公平ノ觀察ヲ以テ事物ノ真相ヲ看破スルヲ要ス外交上ニ関シテハ在京城日本公使ノ旨ヲ受ケ事ニ從フヘシ貴官ハ情報ノ蒐集ニ関シテハ在京城我公使館附陸軍武官并ニ韓国駐在員ニ区別ヲ興フルヲ得緊急旨ヲ請フノ暇無キ外ハ重大ナル事件ハ総テ稟報シテ指揮ヲ受クヘシ⁹⁶

すなわち、その内容は外交におよぶ項目に関して参謀本部の姿勢を示す上で重要である。また、情報「要求・計画」が明確に記されている点で従来の「訓令」とは異なっている。実

際、日露間交渉は政戦両略上の課題であつたが、参謀本部は外交に関係があることについて公使の指示を受けてそれに従うこととしていた点で、従来に遵守されてきた原則を継続していたことがいえる。つまり、参謀本部と外務省の間では公・大使館付武官の権限や活動範囲（外交関係の調査など）において協力体制があつた。

参謀本部は諸国の外交関係における情報収集活動を行うことに条例・規則上の制約がなかった。参謀局時代から公使館付武官に提示された「服務心得」「告諭」「訓令」は諸国の軍備・政略・対外関係の分析をも含んでおり、戦略上に両方の情報収集は重要視されていた。また、外務省もこの事態には反対することがなかった。

しかし、明治四五年に公使館付武官の権限にかんして、杉村虎一ドイツ在大使が内田内田康哉外相に宛てた意見書において大・公使館付陸海軍武官の報告内容に討議を行つていた。すなわち、「外交団ニ属シ其身分ハ大使館員ニ準シ大使ノ監督ヲ受ク可キ旨各本属長官ヨリ訓令ヲ受ケ居レ共其職務ニ至リテハ全然不羈独立ニシテ其範圍極メテ汎ク軍事ノ外任国ノ内治外交財政其他百般ノ事項ニ関シ本属長官ニ報告スヘキ職責ヲ」²⁸有していることを承認し、「外交政略ニ関シ大使ト全然正反対ノ意見ヲ大使ニ知ラシメスシテ報告スルノ自由ヲモ有セリ大使館付陸海軍武官ニシテ任国ニ於ケル各其關係軍事ノ調査ヲ為シ若クハ觀察ヲ下サント欲セハ任国ノ内治外交及諸般ノ状勢ヲ或程度迄知了スルヲ要スルコト勿論ナリト雖モ（省略）軍事ノ外此等ノ諸報告ヲ為スノ職責ヲ有スルヲ以テ時々政治外交ニ関スル報告ヲモ為ササル可カラス」²⁹として、報告の際に大・公使の監督を必要とする改革が行うべきとしていた。そのやり方だが、大使は武官の觀察は至当ではないと認めれば注意を与へうることであり、觀察が誤つた報告が参謀本部あるいは軍令部に与えられたことを外務大臣に報告し、参謀本部や軍令部を外務大臣によつて説かしめることであつた。結局この建議は認められなかったが³⁰、同様の事態は昭和期にも起こっている。

それは、昭和四年、参謀本部が改正した在外大公使館附武官服務内規に、駐在武官が大・公使の監督を受けずに外交上の行動をとることが出来るかのような一節があつた。外務省欧米局第一課長宮崎勝太郎は新服務内規の第三条に大公使の監督を受けるのは、「外交上特ニ關係ヲ有スル行動」³¹という文書が付け加えられたことを發見した。外務省はこの規定に對して「特ニ」と規程される場合、「武官ノ外交上ノ行動ニハ大公使ノ監督ヲ受ケサルモノアリト反対解釈」³²とされる恐れがあるからと反対し、また「大公使附武官ノ任務ハ当該国駐劄帝国大公使ノ諮詢ニ應シ軍事外交ノ調和ヲ計リ云々」³³の中の「軍事外交ノ調和ヲ計リ」は大・公使館附武官の立場を誤解させることを危惧し、大・公使館付武官服務内規の沿革を

提示し、討議した。参謀本部はこれに対して、「其ノ「特ニ」ノ字義ニ関シテ動モスレハ疑念ヲ生スルヤノ御気付モ有之候（省略）単ニ「外交上ニ関係云々」ト記述シタルノミニテハ大公使館附武官ノ本質ニ稽ヘ其行動総テ廣義ノ外交的意義ヲ有セサルモノナシトモ謂ヒ得ル關係上自然其行動ノ全般ニ関シテ悉ク大公使ノ監督ヲ煩ハス本旨ナルカ如ク本条規ヲ解釋セラル虞ナキニアラサルヲ慮リ多少其処ニ範圍ノ秤定ヲ客易ナラシムルノ必要ヲ認メ「特ニ」ノ二字ヲ加ヘラレタルマテニ有之候」³⁷と、大公使館付武官の外交的な意義に着目し、大公使に規程中に誤解されるような内容ではないとしながらも念のために二文字を削除されていた。服務内規は、「公使館付陸軍武官ハ外交上關係ヲ有スル行動ニ付テハ大公使ノ監督ヲ受クル」³⁸として訂正され、参謀総長南次郎から（総理大臣兼）外務大臣田中義一に宛てられていた。また、田中外務大臣が昭和四年三月二十九日に各大公使館に服務内規を通牒していた。

このように、公使館付武官の権限にかんして、外務省側からいくつかの討議があったが、参謀本部は武官の外交上の情報収集活動や行動を大公使の監督であることを従前どおり維持していた。しかし、政戦略は切り離すことのできない性質をもつことから、情報将校は両方に関連する情報や分析を参謀本部に寄せていた。この状態に対して、参謀本部と外務省の相互の理解と調和があったといえるであろう。

第二項では、参謀本部が海外における情報網をどのように拡大していたかを検討し、解明することにした。

第二項 情報網の範囲と拡大

第二節第三項で言及したように、明治二六年の参謀本部条例改正において在外公使館付武官は参謀総長が統轄する。諸研究では、この改正によって公使館付武官は参謀本部に隷属しはじめたような解釈が存在するが、実際明治一九年の時点で定員表では表示されないものの、参謀本部に属していたことが明白である。そのことは「内閣官報局」から出版された「職員録」³⁹から在外陸軍武官の所属が見とれる。

立川論文によれば、在外陸軍武官の組織的な情報活動は、陸軍省のもとで明治一三年に開始された⁴⁰。ここでは、公使館付武官が参謀本部所属となつてからどのような情報体制であったか、年毎に確認しよう。

表①にまとめた明治二〇年から明治三〇年の期間の在外陸軍武官の年毎の変化から、参謀本部が明治二六年までに清国や朝鮮における情報活動やフランスやドイツにおける軍事研究をほぼ継続的に遂行していたことが理解できる。また、明治三〇年までにアメリカに在

外陸軍武官が派遣されていないが、明治一七年に在外海軍武官が派遣されていた⁸⁰ことから当初海軍の関心があったといえる。陸海軍における情報活動対象国の違いは、あくまでもその危機認識の違いによるものであった。海軍はイギリス、アメリカのような海軍強国である諸国に、陸軍はドイツ、フランスのような陸軍強国において情報活動をおこなう傾向があった。

日清戦争後にこの状態が変化し、ロシア、イギリス、イタリアにも在外公使館付陸軍武官が定期的に派遣されるようになった。第二節でも触れたように、このような情報体制の強化に川上参謀総長の貢献が著大であり、明治二九年に合計八ヶ国までに拡張されていた。このような現象から、在外公使館付武官の定着は日清戦争後に完成したと思われる。

表②に提示される、明治三二年から三九年までの駐在武官の配置状況から判断すると、仏独清英伊露澳朝鮮は明治三二年からほとんど定期的に派遣されていた。アメリカに在外駐在陸軍武官の派遣が再開されたのは、明治三四年、米西戦争後の極東進出がその背景にあったと思われる。

第一節第三項において、参謀本部の情報収集範囲は欧米列強の植民地にまで拡張されていたことに触れた。その実際例として、参謀本部が米西戦争に時澤右一大尉を観戦武官として派遣している⁸¹。その方向性は、日露戦争前の対露情報収集にも適用されていた。

表②では明治三九年に武藤信義少佐や内山小二郎少将の二人がロシア公使館付として派遣されている。武藤少佐は明治三五年二月六日にロシア「オデッサ」駐在を命じられ、黒海沿岸から極東へ輸送される軍事材料、物資および輸送力の調査を任務とした。ロシアの軍事的状況の調査とともに、トルコやバルカン諸国との関係を詳細に報告すること、これら情報収集活動の際に本来の身分を他人に隠すべきことが訓令されていた⁸²。

明治三五年に対ロシア情報活動の基盤的な整理がされており、それは明治三五年二月一四日、対ロシア情報活動の整理が行われた。伊地知第一部長は情報任務の分担を計り甲、乙、丙、三つの班に分け、その範囲を策定した。その範囲は広大であり、アジアを担当する甲班は、極東ロシア軍の配備図、交通網（鉄道・水路）、要塞図、ロシア軍の兵器・軍制・軍術に関する情報収集を任務とする。ヨーロッパを担当する乙班は、スウェーデン、デンマーク、ベルギー、スイス、バルカン半島諸国の兵制の研究が任務とされた。また韓国を対象とする丙班はその軍政、財政、行政、運輸交通、沿道資源、略歴史の調査および、列強（独、仏）の極東における経営、独、仏の兵制の調査が与えられていた⁸³。

このように、日露戦争の二年前から、対ロシア情報収集体制が整備されていた。佐藤守男が指摘しているように、明治三五年初頭、すでに対ロシア情報資料が蓄積されていたのである⁸⁰。同年十二月一日に「海外情報編纂委員会」が設置され、参謀本部第二部長の福島少将が委員長になった。福島は、参謀本部第一部長松川大佐とともに、収集した情報を分析し、情報成果として活用することを試みがみた⁸¹。また、二五日に各国公使館付武官に予備金支出に関する訓示が与えられ、機密探偵、視察に必要な経費は補完されることから、支出を遠慮せず情報任務を遂行するよう命令されていた⁸²。

その一環として、「オデッサ」駐在の武藤大尉は、トルコ、バルカン諸国、オーストリアとロシアの軍事的関係を研究するため、参謀本部井口総務部長に許可を求めており、三五年一月二七日に大山総長から許可が出されている。そのルートは、「聖彼得堡、伯林、倫敦、巴里、維納、ベルグラット、ソフィア、コンスタンチノープル及ブカレスト」⁸³とされ、五百円が支出された。フランスに津野田是重大尉が派遣され、駐在の期間は三年間、目的は用兵と外交の関係の研究であるとされた⁸⁴。また、ドイツに国司伍七大尉が派遣され、用兵上の運輸交通に関する事項、鉄道材料の構築上進歩、鉄道利用の計画書や準備、軍事通信の調査に従事するよう訓令が与えられていた⁸⁵。表②には掲載されていないが、明治三七年インドに稲垣三郎中佐が派遣されており、それは「日英軍事協商」による情報交換の枠組みであったといえる。

以上から、参謀本部は日清戦後に公使館付陸軍武官によって構築した情報網を拡張し、日露戦争前までは主要国以外にも在外武官を派遣するような体制を整備した。そのため、日露戦争前から対ロシア情報活動は広範なものであり、ロシアの軍事・外交・軍事的技術・交通網まで調査され、さらにロシアの周辺国との関係まで分析されていた。バルカン半島諸国やトルコもまたロシアの軍事・外交上の状況を調査するために重視されていた。それでは、参謀本部のバルカン半島への情報網をどの時期にどのような動機によって、拡張していたかを第三項で考察する。

表①在外公使館付陸軍武官の配置表_表

年/派遣国	仏	独	清	朝鮮	英	伊	米	露	奥
二〇年	戸澤光徳	福島安正	小泉正保	三浦自孝					
二二年	戸澤光徳	福島安正		柴山尚則					
二三年	池田正介	福島安正		柴山尚則					
二五年	池田正介	大迫尚道		渡邊錠太郎					
二六年	池田正介	大迫尚道	神尾光臣	渡邊錠太郎				楠瀬辛彦	
二七年	池田正介	落合豊三郎	神尾光臣	渡邊錠太郎	柴五郎			楠瀬辛彦	
二八年		田村怡興造	神尾光臣	渡邊錠太郎	柴五郎				
二九年	伊地知季清	田村怡興造	神尾光臣	宇佐川一正	柴五郎	落合豊三郎		内山小二郎	小原傳
三〇年	伊地知季清	小原傳	藤井茂太	宇佐川一正	柴五郎	落合豊三郎		内山小二郎	

表② 日露戦後の在外駐在陸軍武官の配置状況

年/派遣先	仏	独	清	朝鮮	英	伊	米	露	奥
三二年	内山小二郎	小原傳	青木宣純	野津鎮武	伊地知幸助	落合豊三郎			藤井茂太
三三年	内山小二郎	松川敏胤	柴五郎	野津鎮武	伊地知幸助	迫水周一		村田惇	藤井茂太
三四年	明石元二郎	松川敏胤	青木宣純	野津鎮武	宇都宮太郎	蔵田虎助		村田惇	依田昌兮
三五年	明石元二郎	松川敏胤	梶川重太郎	野津鎮武	宇都宮太郎	蔵田虎助	渡邊忠三郎	村田惇	依田昌兮
三六年	久松定謨	大井菊太郎	山根武亮	野津鎮武	宇都宮太郎	蔵田虎助		明石元二郎	依田昌兮
三七年	久松定謨	大井菊太郎	青木宣純	野津鎮武	宇都宮太郎			明石元二郎	福田雅太郎
三八年									
三九年	町田経宇	明石元二郎	青木宣純		柴五郎		田中国重	内山小二郎	山梨半造

第三項 参謀本部における戦争以前のバルカン半島認識

既述したように、参謀本部は日露戦争以前からバルカン半島やトルコの地政学的重要性を把握し、これら諸国を対ロシア情報収集活動の範囲としていた。日露戦前の二年前に黒海におけるロシア軍の動向が調査されていた。このような認識はどの時期からはじめていたか、先にどのような理由で「問題空間」であり、研究対象とされていたかを解明する必要がある。

参謀本部では欧州列強のアジア進出や植民地経路としてバルカン半島や中央アジアの国際情勢上の位置づけについて考察がしばしばなされていた。トルコ、ペルシア、アフガニスタンやインドは、欧州列強の植民地化対象として参謀本部にとって有益な事例であったであろう。日本は自国の地政学上、国際情勢上の立場を把握するために、欧州列強の植民地獲得競争の現状を理解する必要があった。また、防衛上の必要からバルカン半島や中央アジア地域の地理地形情報を収集することが急務であった。

このような試みは、早くも明治四年一二月二四日に山県有朋によって作成された「軍備意見書」においてみられる、山県は其中で欧州列強間の軍事的状況にふれ、日本に対する脅威としてロシアを挙げた。「竊ニ見ルニ方今魯西亞頗ル驕傲猖獗嚮キニ「セハストホール」ノ盟約ヲ破リ黒海ニ戦艦ヲ繋キ南ハ回々諸国ヲ略取シ手ヲ印度ニ著ケ東ハ滿州ノ境ヲ越ヘ黒龍江ニ上下セントス（省略）今日四海萬国皆然ラサルナシ況ヤ北門ノ強敵日ニ迫ラントスルノ秋ニ於テ豈之レカ大計ヲ建サル可ケンヤ」⁸²として、クリミア戦争によるロシアの黒海での利権拡大、インド政略や極東への進出の状況を分析し、日本の外交政策意思決定においてこのような情勢はつねに考慮に入れるべきとしていた。また、ロシアの東漸を危惧し、それに対抗するために養兵造艦の必要性を説いていた。

また、欧州情勢理解を補強する材料として、西南戦争中に勃発した露土戦争があった。陸軍から山沢静吾中佐がロシア軍に観戦武官として従軍し、実地視察によって戦争の状況を報告した⁸³。このように、欧州列強によるアジア諸国への勢力拡大は、陸軍上層部に強い危機感を与えた。それゆえに、当該地域の情勢を分析する強い動機が発生した。

明治一三年に山県参謀総長が上奏した「進隣邦兵備略表」⁸⁴においてもまた、欧州列強のアジアにおける利権拡大の動向を考察していた。明治二六年一〇月の「軍備意見書」⁸⁵においても同様であった。

情報収集活動の活発化により、バルカン半島の欧州列強間の対外政策上の重要性は情報将校によっても着目されており、その一人は福島安正少佐であった。福島はバルカン半島に

関する意見を参謀長に提出していた。

大勢ヲ推察スルニ欧州列国殖民政略ノ勇進ハ本国振武ノ鎔力ニシテ本国振武ノ競争ハ「アルサスローレイン」及ヒ巴尔幹半島ノ二問題ニ起因スルハ疑ヒナク唯タ佛国ニシテ撫腕優讎ノ師ヲ與スハ能ハス魯国ニシテ意ヲ巴尔幹半島ニ逞フスルハ能ハサルモノハ獨塊伊三国ノ同盟断然トシテ動カス加之英国辺ニ之力聲援ヲ為スノ致ス所ニヨルノミ而シテ銳意互ニ兵備ノ擴大ニ〇事スルヲ以テ今日ノ勢ヒ未タ容易ニ平均ヲ破リ砲煙ヲ欧州ノ中央ニ見ルハ能ハザル⁹³

すなわち、福島はバルカン半島を欧州列強の植民地政略の焦点とみて、その重要性を報告したのである。しかし、当該期に欧州列強は均衡政策を保つとされながらも、ロシアの東漸政策と南下政策の関連性が見出されていた。

バルカン半島における情報収集活動によつて、欧州列強間の植民地化活動の状態に関する分析が可能であると主張されており、今後のロシアの軍事力・対外政策の調査においてその位置は変わらなかった。明治二七年の単騎遠征報告において、東アジアの形勢を分析するのに、「將ニ破裂セントスルノ勢ヒアルニ於テヲヤ曩ニ支那、朝鮮、緬甸、印度及ビ巴爾干半島諸国ノ視察皆ナ此劃策ニ資スル実力調査ノ為ナリ」⁹⁴と述べて、これら欧州列強によつて破裂する恐れがある植民地対象地域で調査することを主張していた。

明治三六年五月におこなわれた参謀長会議において、緊急の課題としてバルカン半島諸国情勢が検討され、ロシアの欧州に於ける軍事的・外交上の動向に関する情報が日本陸軍の政戦略決定過程に使用されていた。本会議で、ロシアの南下ルートは明確に記されており、「今茲ニ陳述セントスル所ノ事項ハ中央亜細亜ヨリ西亜ニ連繋シ歐洲ノ禍源ト称スル巴尔幹半島ノ状況是ナリ抑々此地方タルヤ何レモ露国南侵ノ衝ニ當リ其ノ一挙一動ノ微ト雖モ列強ノ均勢上大影響ヲ来スヘキモノトス露国ノ何方暖海ニ達セントスルハ宿昔ノ希望ニシテ其進出ノ方向ハ第一地中海方面第二波斯方面第三東亜方面」⁹⁵であるとして、その第一方面である地中海や第二方面であるペルシアから南下するのには欧州列強、特にイギリスの抵抗があるとして不可能であると分析されていた。第三方面である、東アジアはすでにそれを実行していながらも、ロシアはそれだけに満足せず、「絶エズ巴尔幹半島ニハ外交上ノ手腕ヲ振フテ諸小國ニ懷柔策ヲ施シ波斯及亜富汗斯坦方面ニ対シテハ侵略的企圖ヲ以テ着々其ノ経営ヲ進テ波斯湾頭ニ進出シ一面ニハ英領印度ヲ衝カントスルノ計画ニ怠リナク今日寸ヲ進ムルハ明日尺ヲ伸ハスノ状況ヲ以テ其ノ目的点ニ追行シツツアリ」⁹⁶と、東アジア政略とバルカン政略を同時並行的におこなっていると分析していた。福島は元来続けてきた視

察の結果として、ロシアの南下政策は日本や東アジアの大勢に影響を及ぼしていることに鑑み、今後の状況を把握するために、中央アジアやバルカン半島の方面の視察を改めて主張していた。

また参謀長会議で、「イリンデンの乱」(トルコ政府に対するマケドニアにおける反乱)の背後にはロシアの「保護国」ブルガリアの関与があるとみられており、トルコが平和を回復できなければバルカン問題は欧州列強間の勢力均衡を崩す可能性をもっていると指摘された。その関連で、ドイツによって敷設が開始されたバグダット鉄道も、英露間の中央アジア政策の枠組みで捉えられ、ドイツの勢力拡大による欧州列強の関係は錯綜していることが注目されている。

是ヨリ先キ英国ハSuez運河ノ果シテ能ク英国軍隊ヲ輸送スルニ用ユラル可キヤ否ヤ
ニ就キ疑念ヲ懷キ印度帝国ノ安全ニ関シ危惧ヲ感シ小亜細亜横貫鉄道ヲ調査シ地中海
ニ面セルSyria海岸ヨリEuphrates河畔ヲ通過スルノ路線ヲ選定シ土国政府ノ譲與ヲ
得タリシガ英国政府ハ埃及王ノ所有ニ係ル價格一億法ノ運河株ヲ買入レタルヨリ寧ロ
該運河ノ掌握ヲ確実ニスルコトニ重キヲ置キ(省略)露国ハ熱心ニ独国ノ小亜細亜横
貫鉄道計画ニ反対セリ是レ該鉄道ハ著シク土国ノ防禦力ヲ添加スルコト疑ヲ容レサル
モノニシテ小亜細亜ヲ経テConstantinople方面ニ向ヘル露国ノ進路ハ之レカ為メ甚タ

困難⁵⁵⁾

つまり、ドイツによって獲得されたバグダット鉄道敷設権は直接的にイギリスやロシアの利害関係に悪影響を及ぼすものとして分析されていた。このように、参謀長会議において欧州列強間の利害関係やその政略による情勢判断が日露戦争開始九カ月前にされていることが注目すべきである。

さらに、日露戦争が開始される前の明治三十七年一月八日に、在フランス公使館付武官久松定謨少佐が参謀総長に宛てロシアの黒海艦隊が「ダーダネルス」海峡を通過することに關して交渉中であることを報告している。久松少佐の報告は「黒海義勇艦隊六艘タルタネルス通過ニ付露国ハ土耳其ニ交渉中」⁵⁶⁾であり、トルコはイギリスの態度をおそれ、交渉を保留しているという内容であり、この情報は参謀総長によって海軍省や外務省に提供されている。ロシアが黒海艦隊を極東へ派遣する計画自体は日本との戦争の準備として捉えられ、一〇日に小村外務大臣が在英林公使にこの交渉に関する情報を付記し、イギリスのランズダウ⁵⁷⁾ン外務大臣に、「英国政府ニ於テ土耳其政府ヲシテ露国ノ請求ヲ容ルルコトナカラシメンガ為メ適當」⁵⁸⁾な処置をとるために交渉すべきと訓令が出されていた。林公使はイギリス外務

大臣や在英トルコ大使とも談判し、ランズダウンがロシアはこのような行動に出ればベルリン条約違反であるとし、状況の真偽を確認することを約していた。

林と在英トルコ大使との間で以下のような意見交換があった。在英トルコ大使は、「露国ニシテ若シ『ブルガリヤ』ヲ牽制スルニ援助ヲ致シタル報酬トシテ満洲問題ニ関シ土国ニ要求スル所アランカ此要求ヲ拒斥スルハ土帝ノ甚タ困難」¹⁰⁰であると述べた。林は、トルコがなんらの攻勢的な処置を取ることが困難であると考え、日本がとるべき方針として、「極東現下ノ時局ハ最早両国孰モ痛ク面目及威信ヲ損スルニ非ザルヨリ引退シ難キ級段ニ達セリ開戦ハ遂ニ避ケ難キモノノ如シ此上遅延セバ前記ノ如キ大ニ日本ニ不利ナル」¹⁰¹ことに鑑み、断固たる手段にでることが得策であると進言した。

ロシア黒海艦隊の極東派遣あるいは、バルチック艦隊編入が実現すれば、日本の戦略上極めて不利であり、情報将校の報告でも、在英林公使の意見でも黒海艦隊の派遣前に断固として開戦するほうが得策とされていた。

実際、露土戦争後のベルリン条約において各国軍の艦隊は「ボスポラス」および「ダーダネルス」海峡の通過は禁じられ、そのような状態が発生したら海峡は封鎖される原則が確約されていたため、ロシアのこのような試みは欧州列強にもきわめて重要な問題であった。一カ月後に日本はロシアと戦争開始しているが、この事件も戦争動機上に多少の影響を与えたとみられる。

ランズダウン外務大臣は一九日の談判において在英林公使に、ロシアの黒海艦隊は航海準備をしていないこと、ロシアからトルコ政府に通過許可にかんする交渉がないことを報知している。しかし、日露戦争が勃発した二月中に在奥土国武官によって、実際ロシア黒海艦隊の「ダーダネルス」海峡通過要求が存在し、トルコ政府によって却下されていた¹⁰²ことが在奥牧野（伸顕）公使に漏らされており、小村外務大臣に報告されていた。六月中にはロシア黒海艦隊の動静に関して、在英・在奥公使館や大本営海軍幕僚から情報が次々と外務省に提供されており、七月に黒海義勇艦隊に属する「スモレンスク」「ペテルスブルグ」が商船として海峡を通過したことが発覚した。外務省は、七月二日に英国政府に黒海艦隊の通過を阻止するためにベルリン条約に反する懸念事項として欧州列強に対して断固たる措置をとることを要求した¹⁰³。二三日の林レポートによれば、イギリス外務大臣は本事件は性質上（商船として通過したこと）ベルリン条約を破棄しないこと他列強にも関係ある議題として抗議を避けていた¹⁰⁴。ロシア義勇艦隊の「ペテルスブルグ」号が「マラッカ」号を紅海上で拿捕した事件（ロシア側は同船がイギリス製弾薬を日本に輸送していたと主張）でイギリ

ス政府は露土両国に抗議を行っていた。しかし、トルコに出張中の飯島の報告からイギリスが近東の形勢上ロシアとの紛争を避けていることにより解決されていないことが注目されていた。イギリスがロシア黒海義勇艦隊の海峡通過を黙認したことにより、軍艦「オレグ」および駆逐艦一隻がクレタ島の「スダ」湾に停泊していたことが、在奥牧野公使の一二月一日報告にみえる¹⁰⁵。一月中旬にも七隻の軍艦が商船として海峡を通過し、ギリシャで武装を施されていた¹⁰⁶。つまり、日露戦争開戦以前から在仏公使館付武官久松少佐の情報により、ロシア黒海艦隊のトルコ「ダーダネルス」海峡通過要請が発覚し、事件の処理は外務省に移行され、日露戦争中にイギリスと提携しながら解決策が講じられた。

日露戦争中バルカン問題は陸軍政策関係者によって議題にされ、明治三十七年九月に山県参謀総長が戦争の終わり方に関して「軍国意見書」において論じ、「バルカン問題ニ至ては関係列国干戈を執て相見る如きこと近き将来に於て断して之なからん是れ亦今日我の恃むべき所にあらざるなり要するに今日の情勢に考ふるに露国の我に和を乞ふか如きこと断してあり得可らず」¹⁰⁷と結論付けた。バルカン半島情勢を踏まえながらロシア・ヨーロッパ情勢を分析することが、参謀本部では定着していたのである。

上記からも理解されるように、陸軍においてバルカン半島的重要性はかなり早い段階で把握されており、陸軍政策関係者によって欧州列強間の外交政策の洞察に活用されていた。日露戦前からバルカン半島諸国も情報将校によって視察され、包括的な政戦略の策定に必要な情報筋であった。また、インドに派遣された武官によってイギリスとの軍事情報交換が自由に行われていた¹⁰⁸。実際、日露戦争中にロシア黒海艦隊が「ダーダネルス」海峡を通過したことは、政戦略上の衝撃であり、参謀本部はこのようなことに鑑み、日露戦後の明治四〇年に情報将校をトルコに派遣することとなった。これにより、参謀本部のバルカン半島への関心は具体策として表れた。それには、明治三八年に改正された日英同盟条約によって、英領インドに対する共同安全保障体制が構築されたことが要因の一つであろう。これにより、日本は欧州の外交網の一部に組み込まれたため、参謀本部も情報活動の範囲を拡大する必要に迫られたのである。

日露戦争後の情勢に対応するため、参謀本部は日英同盟上の義務をも配慮する国防方針を策定する必要性があった。それは、インド防衛が欧州列強間の対外政策と緊密な関係を有し、イギリスと他列強の戦争は日本を新たな戦争に引き込むという懸念に依拠するものであった。欧州列強間の外交関係により一層の関心をよせる必要があり、欧州列強の対外政策が錯綜する地帯としてバルカン問題はその重要性を保持していた。参謀本部は日露戦争前

にロシアとの戦争を想定して、バルカン半島の軍事視察を行っていたが、戦争後には日英同盟の性質上、同地域における軍事的・外交上の情勢の視察はかせない要件となった。イギリスと、ドイツが率いる三国同盟との利害関係はドイツのバグダット鉄道敷設計画と相まってバルカン半島・トルコ・ペルシアにおける両陣営の情勢に対する情報収集の必要性を格段に高めたのであった。その軍事的な必要性をもっともよく表示するのは、明治四〇年に策定された「帝国国防方針」であることはいまでもない。

明治四〇年に策定された「帝国国防方針」は先行研究において国防という広い意味においてではなく、軍政上の見地から軍備拡張のための陸海軍の協同的な試みであったと解釈される傾向がある¹⁰⁰。また、国家戦略・軍事戦略において二分化があったとして指摘があり、前者は南北併進として、後者の陸軍はロシア、海軍はアメリカを第一の想定敵国としたことによる二分化があったというものである¹⁰¹。実際、「帝国国防方針」は、参謀本部と海軍軍令部の協議によって策定されたものであり、内閣総理大臣の審議があつて、天皇に裁可された国策であり、諸研究で指摘される矛盾は本当にあつたのか疑問の余地がある。小林道彦の『帝国国防方針』再考…日露戦後における陸海軍の協調¹⁰²では、帝国国防方針において陸海軍の意志対立が存在していたのではなく協調していたと指摘され、その協調性の変化は辛亥革命の勃発による国際情勢変動によって生じたと見出されている¹⁰³。また、高橋文雄は、策定過程における海軍の国防思想において、戦略上の実況と矛盾した計画ではなく、地政学上の配慮が取り入れられた合理的な処置として評価している¹⁰⁴。

帝国国防方針は周知のとおり、その根源は田中義一によって作成された建議書「随感雑録」であり、その建議において日露戦後の経営が論じられ、日本がとるべき軍事・国家政戦略の方向性は位置づけられていた。田中がといた構想は児玉参謀総長を経て、山県によって修正され「帝国国防方針私案」として上奏された。山県が上奏した私案には日英同盟上の日本が抱えている国防上の懸念に重点が置かれていた¹⁰⁵。

明治三九年十二月二〇日に明治天皇は陸海軍に国防方針策定を命令し、明治四〇年二月に参謀本部と海軍軍令部によって策定が完成した帝国国防方針は復奏された。帝国国防方針は政略に関する事項をも含んでいることから、統帥部から西園寺内閣総理大臣にも閲覧させ審議されていた。

西園寺は国防方針と計画書の正確さを認めながら、日露戦後の財政状況では全計画の実行は困難であるとして、「時ヲ以テシ国力ト相俟テ緩急ヲ参酌」¹⁰⁶することを条件とした。このように「帝国国防方針」は、両統帥部の建設的なアプローチによる国家政戦両略として

作成されたものであり、西園寺内閣総理大臣の認可もあり、明治四〇年四月に天皇に裁可された。

帝国国防方針は「帝国国防方針」、「国防ニ要スル兵力」、「帝国軍ノ用兵綱領」の三部からなる。その内容は日本が執るべき国家政戦略・想定敵国の情勢を配慮した軍事戦略、国防に必要な軍備計画や作戦計画であり、国防上「政戦略の一致」は要件とされていた。第一部である「帝国国防方針」では、帝国の国是「開国進取」に沿って国権の振張や国民利福の増進にとめるべく、満洲・韓国・アジアの南方・太平洋の対岸に扶植した利権を保護し、民力を発展させ拡張することが大方針であり、獲得された利権によって日本は島国家ではなく、大陸国家であることからそれに適合する国防方針は攻勢であるとされた。

また、日本が獲得した利権の保護とともに、日英同盟上の義務による情勢判断はなされており、それらに基づいて想定敵国はロシア、アメリカ、ドイツ、フランスと順番に制定された。日露戦争によって、ロシアの海軍力はほぼ全滅したため、海軍はアメリカを想定して軍備を整備するとした。帝国国防方針は平時における陸海両軍の統合的な軍事戦略で一致することによって、国際情勢に相応しい国防政策がとられ、外交当局者に国防上の懸念に基づく方針を留意すべきことが期待された。

帝国国防方針では、列国間の利害関係上の戦争の動機と想定される地域が策定されており、日英同盟上の義務の枠組みで欧州列強の状況を見渡して判断されている。四月の時点で英露協商は締結されておらず、イギリスとロシアがインドにおける利害関係から戦争することが危惧され、覚悟は必要とされていた。第二に、注意すべき要件としてドイツのバルカン半島からトルコ・ペルシアにおける利権獲得はイギリスとロシアの利害関係と衝突している現状から、露独同盟の締結は国防上および外交上に多大な影響を及ぼしうるとして外交政策はその同盟を成立させないように努力すべきことが呼びかけられていた。その理由として、「バグダット」鉄道敷設計画によって、ドイツの勢力範囲がペルシア湾から東へ拡大する可能性をあげ、帝国政府はこの情勢を常に注意すべき要件とした。

又方今欧州ノ形勢ヲ觀察スルニ獨国ハ新鋭ノ勢力ヲ以テ商工業上ハ勿論海軍力ニ於テモ英国ニ拮抗セントスルノ概アリ是レ英国ノ決シテ輕々ニ看過スル能ハサル所ナルヘク加之「バグダット」鉄道ノ經營竝ニ土耳其、波爾斯ニ於ケル英獨露ノ關係等何時其衝突ヲ惹起スルヤモ測ラレス果シテ其衝突ヲ現實ニスルコトアラシカ獨国ハ露国ト手ヲ携ヘテ起ツコトヲ謀ルヘク其結果我モ亦起テ日英同盟ノ義務ヲ分擔セサルヘカラサルニ至ルヘシ¹¹⁵

このように、バルカン半島はロシアの対外政策を理解する材料として参謀本部で従来定着しており、現地における一時的な情報活動によって日露戦争前・戦争中に極めて重要な情報が提供されていた。日露戦後の「帝国国防方針」によって同地域は欧州列強間の外交関係を洞察するために国家戦略上に注意すべき要件であることから国策となり、参謀本部においてインテリジェンスターゲットとして確立した。総合していえば、参謀本部は日英同盟上の義務として、または日露戦争中におきたロシア黒海艦隊のトルコ海峡を通過した背景によりバルカン半島における実地観察の必要に迫られ、明治四〇年にトルコに駐在武官を派遣することとなった。

小結

参謀本部は諸条例改正によって日本のインテリジェンス組織として整備され、海外の情報筋である大・公使館付武官や駐在員によって情報収集活動を行っていた。当初は国防上の必要性から調査地域を中国やロシアとして集中的に遂行し、それらに基づく情勢判断によって日清・日露両戦において少なからぬ成果を得た。一方、欧州に派遣された武官の任務として軍事研究があげられ、組織の改革がめざされた。大・公使館付武官制度の確立により、参謀本部が情報基盤を拡大させ国際情勢判断の能力を軍事情勢においてだけではなく欧州列強の外交情勢においても向上させた。

参謀本部の情報収集体制は三つの段階に分けられる。一つ目は、参謀局時代から貫かれた隣国（中国・ロシア）の地図作成・軍備・外交関係に関する情報収集と欧州諸国における軍事研究である。二つ目は、欧米列強や隣国の軍備・外交・政略を含む情報収集である。三つ目は、欧米列強にとどまらず、それらの植民地対象地帯における情報活動である。明治三二年の参謀本部条例改正によって、参謀本部の情報活動は欧米列強の植民地政策の実態、それによる列強間の利害関係の有様に関する客観的な分析が可能となったのである。

バルカン半島への関心は明治三二年に福島安正がロシアの南下政策ルートについてよせたレポートがその端緒であり、明治三三年に参謀本部条例改正に組み込まれていた。参謀本部は単に欧米列強間の外交関係を調査するだけでなく、その植民地化対象である諸国においても情報収集活動を積極的にこなう組織に変化した。

日露戦争前に設置された「海外情報編纂委員会」では対ロシア情報拠点の一つとして、バルカン半島の情勢が重視され、情報将校の派遣によって実地調査が行われた。また、日露戦争前にロシアの黒海艦隊の動静について参謀本部から外務省や海軍軍令部によせられた情報によって、外務省の戦争への決意に影響した側面もある。

明治四〇年に策定された帝国国防方針のもっとも重要な特徴は政戦両略の一致・陸海軍の統合的な方針であることが配慮されていたことであつた。帝国国防方針により、バルカン半島視察は国家政策となり具体策に転じた。これ以降、政戦略を一致させるため、日本の対外政策に関係ある情報収集活動成果は外務省に共有されていた¹¹⁶⁾。

第二章では、欧州列強に派遣された公使館附武官の系譜と、欧州における参謀本部の情報網を明らかにする。その上でバルカン戦争において各国に派遣された武官はどのような情報活動を行なったかを史料に基づいて検討し、その内容を解明することにする。第一次世界大戦直前にこれらの情報活動を通じて形成された参謀本部の欧州列強間外交関係に関する認識を明らかにする。

¹ T.N. Dupuy, “A Genius for War: The German Army and General Staff 1807-1945”, Prentice Hall, 1977, p. 92.

² JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C1512000400〔第10画像目から〕、参謀本部歴史草案(1～3) 明治4～13 1/29 (宮崎史料)(防衛省防衛研究所)〕

³内閣官報局『法令全書・明治六年』、(印刷局、一九二二年)一〇一〇頁。

⁴JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C09060001400〔第2画像目〕、明治4年与6年に至る規則条例(防衛省防衛研究所)

⁵JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C09060001400〔第2画像目〕、明治4年与6年に至る規則条例(防衛省防衛研究所)

⁶JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C09060301500〔第8画像目〕、明治7年 規則條例(防衛省防衛研究所)

⁷JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C09060301500〔第8画像目〕、明治7年 規則條例(防衛省防衛研究所)

⁸ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C09060301500〔第8画像目〕、明治7年 規則條例(防衛省防衛研究所)

⁹ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C09060301500〔第8画像目〕、明治7年 規則條例(防衛省防衛研究所)

¹⁰ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C09060301500〔第9画像目〕、明治7年 規則條例(防衛省防衛研究所)

¹¹ JACAR(アジア歴史資料センター)A03023144500〔第1画像目〕、公文別録・陸軍省衆規

鑑抜粹・明治元年～明治八年・第八巻・明治五年～明治八年 別 00188100(所蔵館：国立公文書館)

¹² JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C09060301500 (第4画像目)、明治7年 規則條例(防衛省防衛研究所)

¹³ Hefternan Michael, “Geography, Cartography and Military Intelligence: The Royal Geographical Society and the First World War”, *Transactions of the Institute of British Geographers*, New Series, Vol. 21, No. 3(1996), p. 505. ¹³ なお、イギリスの情報機関に関しつ Cristopher Andrew “*Secret Service: the making of the British Intelligence Community*” William Heinemann, 1985. が詳しい。また、ドイツ式参謀本部に関してプロイセン時代に設置された当初から第二次世界大戦までの組織化が検証されている研究として T.N. Dupuy, “*A Genius for War: The German Army and General Staff 1807-1945*”, Prentice Hall, 1977. 等がある

¹⁴ 広瀬順皓『参謀本部歴史草案』第一巻(ゆまに書房、二〇〇一年)四六―四七頁。

¹⁵ 佐藤守男『情報戦争と参謀本部―日露戦争と辛亥革命』(芙蓉書房、二〇一一年)二八頁。

¹⁶ 広瀬順皓『参謀本部歴史草案』第一巻(ゆまに書房、二〇〇一年)四三頁。

¹⁷ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A03023127600 (第1画像目)、公文別録・陸軍省衆規測鑑抜粹・明治元年～明治八年・第五巻・明治四年～明治八年 一 別 00185100(所蔵館：国立公文書館)

¹⁸ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A01000006400 (第2画像目から)、太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第八十四巻・外国交際二十七・公使領事差遣二(国立公文書館)』

¹⁹ 広瀬順皓『参謀本部歴史草案』第一巻(ゆまに書房、二〇〇一年、四四―四五頁。

²⁰ 広瀬順皓『参謀本部歴史草案』第一巻(ゆまに書房、二〇〇一年)四六―四七頁。

²¹ 宇野俊一『桂太郎自伝』(平凡社、一九九三年)九四―九五頁。

²² 宇野俊一『桂太郎自伝』(平凡社、一九九三年)九四―九五頁。

²³ 宇野俊一『桂太郎自伝』(平凡社、一九九三年)八七頁。

²⁴ 宇野俊一『桂太郎自伝』(平凡社、一九九三年)八七頁。

²⁵ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C09060318400 (第6画像目)、明治11年 規則條例(防衛省防衛研究所)

²⁶ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C09060318400 (第6画像目)、明治11年 規則條例(防衛省防衛研究所)

²⁷ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C08070070400 (第2画像目)、明治15年 陸軍省達

書 第3号(防衛省防衛研究所)

²⁸ 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A15110489800 (第1画像目)、公文類聚・第七編・明治十六年・第十八卷・兵制四・徴兵・兵学一類 00101100(所蔵館：国立公文書館)」

²⁹ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C04031237500 (第1画像目から)、明治17年「大日記 11月水 陸軍省総務局」(防衛省防衛研究所)

³⁰ 徳富猪一郎『陸軍大將川上操六』(大空社、一九八八年) 六六頁。

³¹ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A15111026400 (第2画像目)、公文類聚・第九編・明治十八年・第六卷・兵制・兵制総・陸海軍官制・庁衙及兵營・兵器馬匹及艦船・徴兵 類 00231100(所蔵館：国立公文書館)

³² 徳富猪一郎『陸軍大將川上操六』(大空社、一九八八年) 八六頁。

³³ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C10073018300 (第4画像目から)、「明治19年7月起12月省令乙日記 陸軍省総務局」(防衛省防衛研究所)

³⁴ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A15111150000 (第3画像)、公文類聚・第十編・明治十九年・第十四卷・兵制三・陸海軍官制三 (所蔵館：国立公文書館)

³⁵ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A15111150000 (第3画像から)、公文類聚・第十編・明治十九年・第十四卷・兵制三・陸海軍官制三 (所蔵館：国立公文書館)

³⁶ 徳富猪一郎『陸軍大將川上操六』(大空社、一九八八年) 一〇六頁。

³⁷ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A03020011600 (第3画像目から)、御署名原本・明治二十年・勅令第十八号・監軍部条例 (所蔵館：国立公文書館)

³⁸ 内閣官報局、『法令全書・明治二十一年』(印刷局、一九二二年) 七二―七三頁。

³⁹ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C15120032900 (第9画像目)、参謀本部歴史草案(9) 11) 明治19/21 3/29 (宮崎史料)(防衛省防衛研究所)

⁴⁰ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C15120032900 (第10画像目)、参謀本部歴史草案(12) 14) 明治22/24 8/29 (宮崎史料)(防衛省防衛研究所)

⁴¹ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C15120032900 (第12画像目)、参謀本部歴史草案(12) 14) 明治22/24 8/29 (宮崎史料)(防衛省防衛研究所)

⁴² JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A15111718700 (第3画像目)、公文類聚・第十三編・明治二十二年・第十卷・兵制・兵制総・陸海軍官制(所蔵館：国立公文書館)

⁴³ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A15111718700 (第4画像目から)、公文類聚・第十三編・明治二十二年・第十卷・兵制・兵制総・陸海軍官制(所蔵館：国立公文書館)

- ⁴⁴ 内閣官報局『職員録』（印刷局、一九二二年）八四頁。
- ⁴⁵ 内閣官報局『職員録』（印刷局、一九二二年）七四頁。
- ⁴⁶ 彼が残した書籍に「ベルフォール攻城記 千八百七十年乃至七十一年」（一八九六年）、「佛蘭西単語篇 卷之上下」（一八七一年）、「仏国歩兵旅団駆員演習軌典」（一八八三年）、「仏国歩兵旅団駆員演習軌典」（一八八三年）、「洋学指針」（一八七二）等がある。
- ⁴⁷ 広瀬順皓『参謀本部歴史草案』三（ゆまに書房、二〇〇一年）五四頁。
- ⁴⁸ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C06081863900（第3画像目から）、明治26年坤「貳大日記5月」（防衛省防衛研究所）
- ⁴⁹ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A15112593200（第3画像目から）、公文類聚・第十七編・明治二十六年・第九卷・官職三・官制三（陸軍省二）類 00639100（所蔵館：国立公文書館）
- ⁵⁰ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A15112593200（第4画像目から）、公文類聚・第十七編・明治二十六年・第九卷・官職三・官制三・官制三（陸軍省二）類 00639100（所蔵館：国立公文書館）
- ⁵¹ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A15112593200（第10画像目）、公文類聚・第十七編・明治二十六年・第九卷・官職三・官制三・官制三（陸軍省二）類 00639100（所蔵館：国立公文書館）
- ⁵² 徳富猪一郎『陸軍大将川上操六』（大空社、一九八八年）一一〇頁。
- ⁵³ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A15113076000（第1画像目から）、公文類聚・第二十編・明治二十九年・第八卷・官職四・官制四（農商務省（衆議院事務局）類 00752100（所蔵館：国立公文書館）
- ⁵⁴ 内閣官報局『職員録』（印刷局、一九二二年）一五六―一五七頁。
- 英國公使館附柴五郎、露國公使館附内山小二郎、佛國公使館附伊地知季清、獨逸國公使館附田村怡興造、澳國公使館附小原傳、伊太利國公使館附落合豊三郎、清國公使館附神尾光臣、朝鮮國公使館附宇佐川一正。
- ⁵⁵ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B15100711200（第3画像目）、参謀本部諸規則関係雑纂（6-1-1-7）（外務省外交史料館）
- ⁵⁶ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C15120040200（第2画像目）、参謀本部歴史草案（22-2-2-4）明治32-34 12/29（宮崎史料）（防衛省防衛研究所）
- ⁵⁷ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C15120040200（第4画像目から）、参謀本部歴史草案

- (22～24) 明治32～34 12／29 (宮崎史料) (防衛省防衛研究所)
- ⁵⁸ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C03022938300 (第6画像目から)、密大日記 明治41年 11月～12月(防衛省防衛研究所)
- ⁵⁹ 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A01000006400 (第2画像目から)、太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第八十四巻・外国交際二十七・公使領事差遣(国立公文書館)」
- ⁶⁰ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B1608024800 (第5画像目から)、各国駐在帝国公使館附武官任免雑件／支那之部(6-1-5-12_1)(外務省外交史料館)
- ⁶¹ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C15120016000 (第1画像目)、参謀本部歴史草案(9～11) 明治19～21 3／29 (宮崎史料) (防衛省防衛研究所)
- ⁶² JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C15120019400 (第1画像目)、参謀本部歴史草案(9～11) 明治19～21 3／29 (宮崎史料) (防衛省防衛研究所)
- ⁶³ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C15120019400 (第1画像目から)、参謀本部歴史草案(9～11) 明治19～21 3／29 (宮崎史料) (防衛省防衛研究所)
- ⁶⁴ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C10060002500 (第1画像目)、明治21年編冊 内閣(防衛省防衛研究所)
- ⁶⁵ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C0608144800 (第2画像目から)、明治24年「貳大日記 11月」(防衛省防衛研究所)
- ⁶⁶ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C0302305800 (第3画像目)、密大日記 明治29年自1月至6月陸軍省・密大日記-M29-1-2(所蔵館：防衛省防衛研究所)
- ⁶⁷ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A15113141800 (第1画像目)、公文類聚・第二十一編・明治三十年・第十二巻・官職六・官制六・官等俸給及給与一(内閣く海軍省一)類 00782100(所蔵館：国立公文書館)
- ⁶⁸ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C03022812600 (第3画像目から)、密大日記 明治36年10・11・12月(防衛省防衛研究所)
- ⁶⁹ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B15100899600 (第34画像目から)、在外帝国大公使館附陸海軍武官服務内規制定一件(6-1-2-58)(外務省外交史料館)
- ⁷⁰ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B15100899600 (第34画像目から)、在外帝国大公使館附陸海軍武官服務内規制定一件(6-1-2-58)(外務省外交史料館)
- 「外務省百年史編纂委員会「外務省の百年」下巻(原書房、一九六九年)、一四一七―一四二〇頁。

⁷² JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B14090178600 (第3画像目)、在外公館附武官服務内規関係雑件 (M-1-2-0-5)(外務省外交史料館)

⁷³ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B14090178600 (第4画像目)、在外公館附武官服務内規関係雑件 (M-1-2-0-5)(外務省外交史料館)

⁷⁴ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B14090178600 (第5画像目)、在外公館附武官服務内規関係雑件 (M-1-2-0-5)(外務省外交史料館)

⁷⁵ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B14090178600 (第13画像目から)、在外公館附武官服務内規関係雑件 (M-1-2-0-5)(外務省外交史料館)

⁷⁶ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B14090178600 (第13画像目から)、在外公館附武官服務内規関係雑件 (M-1-2-0-5)(外務省外交史料館)

⁷⁷ 立川京一「我が国の戦前の駐在武官制度」(『防衛研究所紀要』第一七巻第一号、二〇一四年一〇月)一二八頁。

⁷⁸ 立川京一「我が国の戦前の駐在武官制度」(『防衛研究所紀要』第一七巻第一号、二〇一四年十月)一二八頁。

⁷⁹ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C15120039500 (第17画像目から)、参謀本部歴史草案(20121) 明治301311/29 (宮崎史料)(防衛省防衛研究所)「米西戦況視察ノ為メ目下香港へ御派遣相成居候時澤陸軍大尉ニ對シ米國軍隊ニ從軍ノ許可ヲ同國政府ニ於テ與へ呉候様在本邦同國公使へ申入方本月廿七日付送申第一七八七号ヲ以テ御伝来有之候康右ハ在米帝國公使ヲ經テ同國政府へ申入候方至當ノ順序ニ付キ其上日同公使へ伝訓致置候康米國陸軍卿ニハ之ヲ承諾シ右許可ヲ與へタルコトヲ「フ井リピン」群島ニ在ル司令長官陸軍大將「メリット」氏へ電報シ尚ホ委細ハ書信ニテ通報スヘキコトヲ約シタル上日同公使ヨリ返電有之候間右様御承知相成度」

⁸⁰ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C15120042800 (第18画像目から)、参謀本部歴史草案 明治3513/29 (宮崎史料)(防衛省防衛研究所)

⁸¹ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C15120042900 (第10画像目から)、参謀本部歴史草案 明治3513/29 (宮崎史料)(防衛省防衛研究所)

⁸² 佐藤守男『情報戦争と参謀本部―日露戦争と辛亥革命』(芙蓉書房、二〇一一年)八四頁。

⁸³ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C15120045400 (第21画像目から)、参謀本部歴史草

案 明治35 13／29 (宮崎史料) (防衛省防衛研究所)

⁸⁴ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C15120045400 (第33画像目から)、参謀本部歴史草案 明治35 13／29 (宮崎史料) (防衛省防衛研究所)

⁸⁵ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C15120045500 (第23画像目)、参謀本部歴史草案 明治35 13／29 (宮崎史料) (防衛省防衛研究所)

⁸⁶ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C15120045900 (第31画像目)、参謀本部歴史草案 明治36. 1. 4／36. 11. 5 14／29 (宮崎史料) (防衛省防衛研究所)

⁸⁷ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C15120045900 (第33画像目から)、参謀本部歴史草案 明治36. 1. 4／36. 11. 5 14／29 (宮崎史料) (防衛省防衛研究所)

⁸⁸ 内閣官報局『職員録』(印刷局、一九二二年)なお、表①を「国立国会図書館デジタルコレクション」に年毎に公開されている内容によって作成したものである。

⁸⁹ 大山梓『山縣有朋意見書』(原書房、一九六六年)四六頁。

⁹⁰ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C09120576100 (第1画像目)、明治12年從4月至6月諸省 4(防衛省防衛研究所) 「山沢静吾露軍ニ從ヒ出張先十テへ処帝ヨリ軍切賞牌下賜相乗之処先般別封田勲記在処京我ニ使彼ヨリ送越マ召乃御廻付及候就而去各熟記賞熟局へ差出才ホ本人へ御下命召之度此段申進候也」

⁹¹ 大山梓『山縣有朋意見書』(原書房、一九六六年)九二頁。

⁹² 大山梓『山縣有朋意見書』(原書房、一九六六年)二一六頁。

⁹³ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C06080975500 (第5画像目)、明治22年 「貳大日記 7月」(防衛省防衛研究所)

⁹⁴ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C13110308600 (第1画像目)、単騎遠征報告 第1 明治27～8年(防衛省防衛研究所)

⁹⁵ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C09123075700 (第4画像目から)、明治36年5月参謀長会議書類(防衛省防衛研究所)

⁹⁶ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C09123075700 (第5画像目から)、明治36年5月参謀長会議書類(防衛省防衛研究所)

⁹⁷ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C09123075700 (第12画像目から)、明治36年5月参謀長会議書類(防衛省防衛研究所)

⁹⁸ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090604000 (第1画像目)、日露戦役関係露国黒海及義勇両艦隊ノ動静関係雜纂(「ダーダネルス」海峡通過問題)(5-2-2-0-13)(外務省外交史料館)

⁹⁸ 「露國艦隊ノ「ダーダネルス」海峡通過ニ関スル対土交渉ニ付實否確メ方竝ニ右事實ノ場合
之ガ阻止方ヲ英政府ニ依頼スル様訓令ノ件」外務省編『日本外交文書』第三十七・三十八卷別冊
日露戦争1(外務省、昭和三十三年)、九九九頁。

¹⁰⁰ 「露艦ノ「ダーダネルス」海峡通過問題ニ付駐英土國大使ノ談話等申報ノ件」外務省編『日
本外交文書』第三十七・三十八卷別冊日露戦争1(外務省、昭和三十三年)、一〇〇〇頁。

¹⁰¹ 「露艦ノ「ダーダネルス」海峡通過問題ニ付駐英土國大使ノ談話等申報ノ件」外務省編『日
本外交文書』第三十七・三十八卷別冊日露戦争1(外務省、昭和三十三年)、一〇〇〇頁。

¹⁰² 「海峡通過ニ関シ在塹土國武官談話ノ件」外務省編『日本外交文書』第三十七・三十八卷別
冊日露戦争1(外務省、昭和三十三年)、一〇〇五頁。

¹⁰³ 「露國艦隊ノ「ダーダネルス」海峡通過ヲ防止ノ為ノ設置ヲ英國政府ニ於テ講ゼラルベキ様
英外相ニ申入方訓令ノ件」外務省編『日本外交文書』第三十七・三十八卷別冊日露戦争1(外務
省、昭和三十三年)、一〇一七頁。

¹⁰⁴ 「対英交渉ニ関シ回申英紙論調ノ報告ノ件」外務省編『日本外交文書』第三十七・三十八卷
別冊日露戦争1(外務省、昭和三十三年)、一〇一八頁。

¹⁰⁵ 「東航艦隊参加ノタメ黒海艦隊所属將校出發情報」外務省編『日本外交文書』第三十七・三
十八卷別冊日露戦争1(外務省、昭和三十三年)、一〇四三頁。

¹⁰⁶ Eisenbel, Selçuk “The Impact of the Russo-Japanese War on Ottoman Turkey”, *Shingetsu
Electronic Journal of Japanese-Islamic Relations*, 2008, 20p.

¹⁰⁷ 大山梓『山縣有朋意見書』(原書房、一九六六年)二七二頁。

¹⁰⁸ Best Antony, “*British Intelligence and the Japanese Challenge in Asia 1914-1941*”,
Palgrave Macmillan, 2002, 15 p.

¹⁰⁹ 黒野耐『帝国国防方針の研究―陸海軍国防思想の展開と特徴』(総和者、二〇〇〇年)一一
七―一一八頁。

¹¹⁰ 黒川雄三『近代日本の軍事戦略概史』(芙蓉書房、二〇〇三年)七四頁。

¹¹¹ 小林道彦「帝国国防方針」再考…日露戦後における陸海軍の協調」(『史学雑誌』九八卷、
四号、一九八九年)七一頁。

¹¹² 高橋文雄「明治40年帝国国防方針制定期の地政学的戦略眼―日本海軍はオレンジ・プラン
の原型を読み解けたか」(『防衛研究所紀要』第六卷、第三号、二〇〇四年)八五―八六頁。

¹¹³ 大山梓『山縣有朋意見書』(原書房、一九六六年)二九〇―三〇一頁。「今や我國ハ此ノ英國
此ノ英國ト攻守同盟ヲ締約セリ此ノ同盟ハ固ヨリ露國ヲ警戒シテ猥リニ事ヲ印度ニ構フルニ至

ラサラシム可シト雖モ而モ印度ニ於ケル英國現在ノ兵力ハ決シテ露國ノ禍心ヲ滅却スルニ足ラス便チ我國ハ自ラ露國ヲ敵トシテ作戰計畫ヲ立ツルノ必要アルノミナラス又英國ト共同ノ敵トシテ作戰計畫ヲ立ツルノ必要アルナリ英國ニ我レノ同盟アルト同シク露國ニモ亦佛國ノ同盟アリ露佛同盟ハ由來獨逸伊ノ三國同盟ヲ敵手トシテ成立シタルモノ從テ其活動ノ範圍ハ主トシテ歐洲ニ限極セラルルト雖モ形勢ノ變化ハ必スシモ日英同盟ニ對シテ露佛同盟ノ活動ナキヲ保セサルヘカラス(省略)最近四十年間ニ於ケル獨逸工業ノ發達ハ世界ノ諸方面ニ於テ英國ト利害ノ衝突ヲ惹起シ今ヤ則チ一タヒ英國ヲ破ラサレハ止マサルノ概アリ便チ亞細亞ニ於ケル英露ノ衝突ハ獨逸ヲシテ英國ヲ計ラシムルニ至ルヤ知ルヘカラサルト共ニ土耳其古若クハ波斯ニ於ケル英獨ノ衝突力好機トナリテ露國ヲシテ兵ヲ中央亞細亞ニ動カサシムルニ至ルヤモ知ルヘカラサルナリ」として、イギリスの欧州列強との利害衝突地域をロシアとインド・ドイツとトルコおよびペルシアは挙げられていた。

14 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C14061025100、日本帝国の国防方針 明40(防衛省防衛研究所)

15 中尾裕次解説、「史料紹介」帝国国防方針、国防ニ要スル兵力及帝国軍用兵綱領策定顛末』『戦史研究年報』防衛研究所、第三号、二〇〇〇年三月、九七頁。

16 情報成果の共有はバルカン戦争以前にもあった。整理編集されたものとして、明治四一年の「南米事情」、四三年「東洋英國植民地並保護国要覧」、四四年「伊土戦争」、四四年―四五年「清國革命動乱ニ関スル情報(辛亥革命)」、大正一年―二年「バルカン戦争」、大正三年「蒙古問題之経過」「露國ノ分割」「欧州戦争ニ関スル情報」、大正六年―九年「支那政党史」毎月のレポートとして「支那ノ状況」が参謀本部によって外務省に配布されていた。この設置は昭和一九年(毎年ではないが)までにとられた証があります。このようなことから、「帝国国防方針」策定後の参謀本部の政戦略の一致への意欲は明白であり、外務省を国際情勢に関して補完する組織として機能していた。そのために、参謀本部は「二重国家」あるいは「二重外交」を行ったとは言い難い。

第二章 バルカン戦争における参謀本部の情報活動

序

第二章では、バルカン戦争における参謀本部の情報活動を検討し、欧州列強の利害関係の衝突地帯で展開した本戦争での情報成果を説明する。

バルカン戦争は、二〇世紀初頭にバルカン諸国とトルコとが戦った戦争である。本戦争はトルコとバルカン同盟諸国が戦った第一次バルカン戦争と、ブルガリアとギリシャ・セルビアが戦った第二次バルカン戦争からなる。日露戦後にバルカン半島に拡張された情報網によって、参謀本部が第一次世界大戦直前に欧州列強間の外交関係をどう分析していたかを検証できるであろう。さらに、バルカン戦争は日本にどのような影響を及ぼしていたかが把握されるであろう。

第一節では、トルコに派遣された情報将校がバルカン戦争以前に同地域にどのような認識を持っていたかを検討し、その活動内容を説明する。さらに、トルコ在留の日本人が書き残した日記・伝記に記録された駐在武官の活動振りを確認する。また、参謀本部が同地域で行ったバルカン戦争以前の情報収集活動として伊土戦争を一例として取り上げる。欧州諸国における駐在武官の派遣先・情報筋の特徴からバルカン戦争時の情報収集体制を確認する。これによって、戦争の軍事的・外交的情報が欧州各国から参謀本部に寄せられていたことを確認する。

第二節では、参謀本部が第一次バルカン戦争によって崩壊する欧州勢力均衡をどのように認識していたかを確認する。また、ロシア対オーストリアの利害衝突により三国同盟と三国協商が衝突する構図を参謀本部はどれだけ認識していたかを説明する。欧州列強の対外政策における民族主義的、人種主義的な傾向はどのように察知され、伝達されていたかを通観する。

第三節では、第二次バルカン戦争の質的变化と、欧州列強の植民地政策との関係を参謀本部第二部でどのように理解していたかを説明する。参謀本部の情報分析は、やがて参謀本部と外務省が対外政策をめぐって対立する原因となるからである。さらに、参謀本部の情報収集活動の特徴を説明し、それを現代のインテリジェンスサイクルの観点で考察を加える。

このようにして、バルカン戦争における参謀本部の情報活動の成果、処理、活用というプロセスは包括的に検討することができる。参謀本部で第一次世界大戦直前の重大な出来

事としてバルカン戦争がどのように分析されていたかを検討し、その対外情勢認識がどのように形成されたかを説明する。

第一節 参謀本部の情報網とバルカン半島

参謀本部は第一次世界大戦までに、ドイツや、イギリス、フランス、ロシア、アメリカ、オーストリア、韓国、中国に駐在武官を派遣した。これら主要国以外にも、外交関係が樹立していない諸国に、非公式な形で武官を駐在させており、明治三九年（一九〇六）年にブラジルに、明治四〇年にトルコに駐在武官が派遣される。このような非公式な形で、武官の長期派遣は稀なケースであり、ブラジルやトルコに駐在武官が任命されたことは注目すべきである。立川京一によれば、第一次世界大戦後に新設された駐在先はロシア（ソ連）やアメリカの周辺国にあった国々（中近東諸国や中南米諸国）であることが解明されており、対露・対米情報収集活動に従事させたと指摘されている²。実際、第一次世界大戦前にトルコに派遣された駐在武官はロシアや東ヨーロッパ諸国の情勢に関する情報収集活動に従事し、参謀本部に送っていた。第一章において検証したように、このような構想は第一次世界大戦以前にも存在していた。

本節の第一項では、トルコに派遣された駐在武官の系譜を検証し、バルカン戦争勃発以前の情報活動を説明することにする。また、トルコ在住の日本人との情報交換の事例から駐在武官の活動振りを明瞭にすることが出来るであろう。

第二項では、明治四五年にトルコに留学し、外務省嘱託、新聞記者として活躍した小林哲之助がみた駐在武官やトルコ情勢を明らかにすることとする。なお、小林の事例は駐在武官との関係を検討することにとどまるが、駐在武官像を構築するために触れておく必要がある。

第三項で、バルカン戦争以前の情報収集活動の事例として伊土戦争を検証する。この作業によって、欧州に張り巡らされた情報網がどのような事項に着目し、分析していたかを説明することにする。

第一項 駐在武官のトルコ派遣による実地視察

トルコに初代駐在武官として派遣されたのは森岡守成中佐であった。明治四〇年三月六日に参謀本部は森岡中佐の旅券発行を依頼しており、イスタンブールへのルートは、「印度洋ヲ経巴里、伯林、維納ヨリ君斯丁堡」³とされていた。森岡は自伝である「余生随筆」において、トルコに派遣されたことが参謀本部第二部長松石安治大佐の勧告によってなされ

たとして、「予は初代の君府駐在武官（当時無条約国）として、四月三日、久邇宮閣下に随伴して東京を出発」³³し、船でもう一人「東方問題」に詳しい稲垣満次郎³⁴（スペイン特命全権公使に任命）とともにフランスに四〇日間で到着していた。パリからウィーンに渡り、一ヶ月間ほど在奥公使館付武官福田雅太郎中佐から、トルコやオーストリアの情勢について説明を受け、語学研修に従事した。六月に松石第二部長、福田中佐、オデッサ駐在員石坂善次郎中佐とバルカン諸国を歴訪し、トルコに着任した。

福田雅太郎の伝記でも、バルカン半島諸国を歴訪したことについて当時の回想は記されており、バルカン半島は参謀本部の情報将校にどれほどに重視されていたかが分かる。参謀本部第二部長のバルカン諸国歴訪は稀な事例であり、駐在武官のトルコ派遣に関して交渉をするためのものであったと考えられる。

「福田雅太郎」大將は欧州の風雲が何時もバルカン半島からはらんで来るのを見てバルカン半島の現状を知らずしては欧州外交の機微を掴むことが出来ぬとその機会をねらっていた。偶々参謀本部第二部長松石大佐が来遊したので當時奥国に駐在していた森岡中佐石坂中佐と共にバルカン半島に於ける軍事視察の途に上った。先づ洪牙利の国都ブダペストより始めてセルビヤ国の首都ベルグラード、ブルガリヤ国の首府ソフィヤ、土耳其国の首都コンスタンチノープルを経廻し、歸途羅馬尼国の首府ブカレストを訪ひ、至るところ大歓迎を受けて維也納に歸った。大將が羅馬尼、土耳其等の国王から勲章を受けたるのはこの時の事である。かくて大將は維也納に駐在すること凡そ二年有半明治四十二年十月四日参謀本部情報課長に補せられ、歸朝の途についた、そしてその活躍はこれより国軍の各方面に波紋を畫くのである³⁵。

このように、帝国国防方針が策定された二カ月後に、国家戦略および日英同盟の必要性により、バルカン半島の軍事視察が行われた。トルコに駐在武官が派遣されることによつて、ドイツのバグダット鉄道敷設による勢力拡大、それと対立するイギリスやロシアの対外政策によつて変動する国際情勢に関する情報は実地視察によつて行われるようになった。参謀本部の情報任務を担当する参謀本部第二部長の同行は、当該期におけるバルカン半島に寄せられていた関心を示している。また、福田の「バルカン半島の情勢を知らずに欧州外交を理解できない」³⁶という構想は、当時の陸軍中堅層では共通した認識であり、国家の基本方針になっていた。福田大將は明治四十二年参謀本部情報課長に就任し、大正三年に参謀本部第二部長となり、第一次世界大戦に於いて収集された情報の分析に当った。

トルコ語を話せなかった森岡中佐は駐在期間中に職務遂行に支障を来した。後年森岡は

言語習得の重要性を教訓として書き残した。駐在中にトルコ情勢を、「幸にも君府に日本人の経営する店舗として唯一の中村日本商店あり。予はこの店主を介して、辛ふじて土国の事情を綜合し報告せしに過ぎず」として、当初は現地の中村商店の店主の協力によってトルコ情勢を報告したことがわかる。トルコ人将校にトルコ語を教えてもらい、一年後にトルコ内部、アラビア半島やエジプトに出張し、トルコ語に自信を持ったと記している。

明治二四年にエルトゥールル号遭難事件の生存者を送還する際に、トルコに渡り、居残った山田虎次郎が中村健次郎の出資で「中村商店」を開店したとされている。中村商店は日本から派遣される武官や出張でトルコを訪問する官僚の接遇において、また情報交換においてかなり重要な役割を果たしていた。

森岡は当時のトルコについて、「当時の巴爾幹半島及び土耳其は、欧州禍乱の策源地にして、列強互に其利権を争ふ」舞台として記しており、特に「独逸のカイザーは遠大の野心を以て漸次土国を懷柔し、その結果土耳其の陸軍は独逸式に教練せられ、当時フォン、デル、ゴルツ将軍がこれを指導しあり、一方、バグダット鉄道は敷設せられ」る計画であることに着目し、ドイツのトルコにおける植民地戦略の活発さに注目していた。

森岡は日本とトルコの関係にもふれ、近東問題をトルコとの外交関係を樹立する好機と考えていた。トルコが中国と同様に、日本のペルシアやアフリカや、インドに対する外交政策にとって地政学上重要な地域であったことに注目し、列強国と同様に同地域に介入することを望んでいた。しかし、外務省の消極的な外交により、この政策は現実性を失ったことに不満を漏らしていた。森岡は自身の日記で次のとおり書き残している。

日露戦争後の土國は大に日本の實力を認知し、而も期せずして東西に於ける對露の關係を考慮して早くも日本に信賴せしことは、久邇宮陛下、乃木將軍の訪土に對する歡待振りに依りても想像せられたり。(省略) 予の滞在中にも愈々修好問題起りしも、外務省が列強に氣兼ねして常に成功せず。予は尠くも先づ通商條約を結成して、印度路線を延長し、波斯灣頭に日章旗を翻すべきことを具申せり。此目的を達すれば、波斯や阿弗利加東岸諸邦との國際關係も自づから成功すべし。然るに當時の外交官は、近眼者流多くして、我が國の人口過利問題や海外貿易に付ては著眼甚だ迂遠なりしを免れず。

森岡の自伝からもわかるように、日本陸軍はトルコとの外交関係樹立に取り組んでいた。しかし、外務省は列強との関係に配慮して、両国関係の樹立に積極的に取り組まなかった。トルコとの関係が成立すれば、インド、アフリカ諸国との外交関係樹立、貿易振興が期待

できた。森岡は稲垣満次郎と日土外交関係樹立について約束を交わしていたが、稲垣がスペインで客死したため計画は頓挫した。この失敗について森岡は後年猛省の弁を自伝に記している。

実際、森岡のトルコへの派遣は帝国国防方針に内含された中近東情勢における国防上の懸念によるものであった。森岡は駐在中に、アナトリア半島、アラビア半島、エジプト、黒海沿岸やオデッサを視察しており、アラビア半島では当該期に国際的に注目されたバグダット鉄道の敷設状況を確認していたと考えられる。それに基づいて、「遠き将来は、世界の交通に著しき発達を見、陸路に於ては印度を経て小亜細亜方面に至るものの外、中央亜細亜、波斯を経て土耳其に通ずる」¹²として、大公使館付武官の任務として、現時点の他国の対外政策を顧慮し、軍務上の事項に当るべきとしていた。森岡の活動の実態について自伝以外に見出せる史料はない。森岡が情報収集成果をオーストリア大使館経由で参謀本部に寄せていたことに起因すると推測される。

森岡は明治四二年一〇月に福田雅太郎の後任として在塙公使館付武官となった¹³。佐藤少佐は、明治四一年一一月に留学生としてドイツに派遣され、シベリア経由で駐在先に着任した¹⁴。四二年一〇月にトルコに森岡の後任としてドイツから出張の形で佐藤小次郎少佐が派遣され¹⁵、二年間駐在することとなった。

前述したように、中村商店はトルコにおいて駐在武官の情報交換の場所であったことは森岡の自伝から確認できる。森岡の後任として派遣された情報将校もまた中村商店の店員と情報交換していた。中村商店はトルコを訪問した日本人官吏に便宜を与える役割を果たしており、日本の公的な対外情勢認識に多少の影響を与えたと考えられる。明治四三年に中村商店は経営危機に陥るが、第一次西園寺内閣時の大蔵大臣阪谷芳郎の働きかけがあり、中村商店は、「土耳其ニ漫遊之節モ同店ニ立寄り種々土地ノ案内ニ付テ厄介ニ相成候コト有之候（省略）単ニ商業ノミノ利害ヲ以テ見ルヘカラス同方面ニ於ル唯一ノ必要機関ナレハ善ク考慮アルヘシ」¹⁶として、その重要性を説き「清国ニ於ル東洋会社ノ用ト同様ニ存候万一中村氏力止メルトシテモ外務省ヨリ少シ手段ヲ」¹⁷講じ、外務省からの援助を求めている。このような要請は、外務省に取り入れられていたかは不明であるが、中村商店は第一次世界大戦まで運営を継続している。

また、佐藤少佐は駐在中に日土修好条約締結を働きかけた。明治四三年一〇月から明治四四年一〇月までに交渉が続いた。在独珍田捨巳大使はトルコの国防上の意義、日露戦争中の日本との協力といった事情に鑑み、交渉が進められていたが、トルコ側は日本とカピ

チュレーション（不平等条約）を締結することを希望しないために成功にいたらなかった。また、明治四四年九月に勃発した伊土戦争が修好条約締結の妨げになったことが、在独大使によって報告されている。

トルコに三代目駐在武官として派遣されたのは村岡長太郎中佐であり、明治四四年二月に着任している。そのことは、参謀本部第二部長宇都宮太郎少将の日記で明治四四年二月七日、陸軍大学校長との面談からも窺える、「本日陸軍大学校長中将井口省吾来衛、村岡長太郎を土国に着任することに付き相談あり。午前外務省に倉地（知）政務局長を訪ふ」として、宇都宮太郎によってトルコに派遣された。トルコは欧州列強の植民地政略を視察する上で、参謀本部の情報網の重要な拠点の一つとなった。

村岡中佐は伊土戦争中に派遣されたため、伊土戦争は進行中であり、本戦争に関する情報をまとめて参謀本部に報告していた。伊土戦争中にトルコ側に観戦武官は従軍していないが、イタリア軍に在伊大使館付武官であった静間知次中佐が従軍し、明治四四年一〇月六日にトリポリに向かって出発した。これによって実地視察が可能となった。参謀本部は翌四五年三月一八日に観戦武官の従軍を許可し、静間知次に与えられた便宜と優遇に対してイタリア政府に謝意を表している。

参謀本部が外務省に提供する情報源は、各国に派遣された駐在武官の報告と、交戦国の実地視察の二つの方法があった。実地視察の情報は、戦争の経緯、軍の動向、勝敗の推測という側面で両国の実況を把握するために重要であったと思われる。

参謀本部が伊土戦争において行った情報収集活動はバルカン戦争の前段階の事例として、その動機を検討するために必要であるが、さきに第二項で、明治四四年にトルコに在住し、新聞記者、外務省囑託として活躍した小林哲之助が書き残した『ガラタ塔ヨリ』という書籍からトルコ駐在武官の様子を確認する。

第二項 小林哲之助がみた駐在武官

小林哲之助は、トルコの激動期であった明治四四年、本国より奨学金を得てトルコに留学した。小林は留学生でありながら外務省囑託を兼ね、トルコ国内でその周辺諸国である東ヨーロッパやバルカン半島の事情を調査し、これらの情報は大阪朝日新聞の鳥居素川を通じて日本に伝えられた。また、小林は鳥居素川の協力を得て、自分が収集した情報を『ガラタ塔ヨリ』という書籍にまとめている。その中には、小林哲之助がトルコに留学している間に勃発した伊土戦争、バルカン戦争や第一次世界大戦についての内容が詳細に記されており、当時の東ヨーロッパやバルカン半島の様子を知ることができる貴重な資料である。

明治三二年（一八八九年）、柏崎に生まれた小林は、東京外国語学校卒業後、明治四四年に外務省留学生試験に合格し、イスタンブール行きを命じられた。第一次世界大戦勃発を契機として、イタリアに異動し、一九一九年にはパリ講和会議全権委員附を命じられる。一時的に東京で新聞海外記者として勤務し、一九二一年に外務省の嘱託によりトルコへ出張し、トルコにとって非常に重要なローゼンス平和会議に全権委員附員として参加する。留学生、通訳官、外交官、新聞記者として活動した小林哲之助は英語、トルコ語、フランス語やスペイン語を自由に使いこなすことができた²³⁹。

小林がトルコに派遣された際にイスタンブール在住の日本人は四、五人足らずだった。その内訳は中村商店の社員である中村栄一や彼の息子、そしてイスタンブールに派遣された駐在武官である村岡長太郎やオーストリア公使館付武官の森岡守成などであった。

小林はトルコ駐在武官と密接な関係にあり、頻繁に会合しトルコの事情について意見交換や情報交換を行っていた。森岡と会合したのは、乃木希典大将のトルコに訪問する際に、同行していた時期にあたる。

乃木希典大将は明治四四年二月、イギリス皇帝の戴冠式参列随行員を命じられ、その一環としてバルカン諸国およびトルコへの訪問を企画した。そのために、三月一七日に欧州旅行の日程に関する書面を英、仏、独、奥、露のほかにはトルコ駐在武官（佐藤小次郎）やオデッサ駐在武官に発送している²⁴⁰。四月二二日に随行員²⁴¹と一緒に横浜を出発し、六月一九日から七月一日にかけてジョージ王の戴冠式に関連する行事に参列していた。六月八日にオーストリア、バルカン諸国やトルコ訪問に関する旅程を森岡大佐に連絡し、当該期に在トルコ武官は佐藤小次郎であるにもかかわらず、理由は不明であるが乃木大将は佐藤中佐の案内を取り止める件として森岡に書簡をおくり、佐藤に代わって森岡に案内を依頼していた²⁴²。

乃木大将はパリ、ベルリンやウィーンを訪問し、ウィーンからバルカン諸国を通過して²⁴³、森岡大佐や吉田（豊彦）中佐とブカレストで一日滞在した後、イスタンブールに七月二日に到着した。乃木大将を出迎えたのはペルテブ大佐（日露戦争で日本軍に従軍）、中村商店の支配人である中村栄一、トルコ陸軍大学校校長のハリル・クトト中佐だった。ハリル中佐はトルコ滞在中、乃木大将の接待役として付き添った。乃木大将は二二日にドルマバフチェ宮殿で皇帝と拝謁した。「頗る懇切ニシテ特ニ椅子ヲ与ヘラレ懇談約三十分主トシテ大将ノ功績、日本陸軍ニ関シ賞讃ノ辞アリ（省略）皇帝ヨリ日本皇帝ニ宣敷伝言スヘキ旨御諒アリ」²⁴⁴として、大将はトルコ皇室の優遇に対して感謝していたと伝記に記されて

いる。二三日に開催された革命記念日において大観兵式に参観し、二四日にブルガリアへ出発するが、見送りにペルテブ大佐、ハリル中佐、アリ少佐や中村栄一等が来ていた。アリ少佐は日本語が堪能であり、乃木大将の軍事視察に利便を与えたこと、つねにトルコ駐在武官に便宜を図り、調査などの援助をあたえたことにより明治四四年一二月に勲四等が授与されている³⁰⁾。

乃木大将の日記で小林に関する記述はないが、トルコ訪問の際に森岡大佐は小林哲之助と会合しており、小林は森岡に関して多年バルカンの諸国やトルコのアナトリア半島まで往復し、同地域に経験者である人物として評価している³¹⁾。小林は森岡を見送る時の様子を次のように記している。「森岡氏と見送りに来た一英人と僕とは致方なくボートにのつた。(省略) 汽船の食堂で三人話して居ったら中村氏の子息は赤帽でやって来た。生まれたばかりに母を失った彼は、君府を故国と思つて居るらしい。トルコの将校の家に養はれているので一つも日本語を知らない。(中略) 君府在留の日本人は前述の如くだが、ウィーエン邊から歐洲漫遊の序に、立ちよらるる人はちよいちよいある。」³²⁾と、森岡を見送りに来たのは中村栄一や彼の息子である中村新七³³⁾、イギリス人(在土英国大使館付武官である A.C. Stewart 乃木大将に伺候³⁴⁾)であった。

小林は、伊土戦争が勃発すると、大正元年八月までにエーゲ海沿岸のイズミルやアナトリア半島の視察を済まし、村岡長太郎とイスタンブールで会談する。伊土戦争が長引く中バルカン諸国の不満が高まりつつあった時期である。小林は、伊土戦争が海戦となった場合に備えて、トルコのエーゲ艦隊が停泊するイズミルに艦隊動静を視察している。バルカン諸国の不満がロシアの支援を背景に、アルバニアにおいて本格的な反乱となったため小林はアナトリア半島視察を終え、バルカン半島視察に向かっていた。その事に関して以下の通り記されている。

アルバニアなんぞ今少し後にし給へと、先帝に仕へたとかの関係で君府在住を許されている年とつた伊太利人が忠告する。(省略) しかし又少々おつかな喫驚の所に一種の好奇心が湧く。成佛してはあまり結構でないが片脚位の所ですむ事ならよい記念になる。とにかく行つて見ようと決定したのは八月三十一日、新天長節の日であった。例に依つて當夜は君府在留同胞一同(但し三名)村岡氏の宅に會し、陛下の萬歳を祈り、大に祝した。あまり祝し過ぎたので少々頭がふらふらするが、漸く支度を終わり、出発が早急な為めあきれて居る同宿の連中をあとにして翌日の夜行で君府を出発した。

バルカン半島に向かっていた小林がイタリア人の助言を聞いてアルバニア視察を延期し、セラニクに行くことにする。小林はバルカン諸国の状況を視察し、トルコで再度村岡と会談したことを伝記から理解できる。このように、伊土戦争とバルカン戦争の狭間で衝突地帯での視察を行い、また収集した情報を駐在武官と共有した。小林の伝記から村岡との会合は第二次バルカン戦争までに継続したことが確認できる³⁵。

このように、情報将校は現地の日本人との交流によって情報取得に務めていた。村岡の家はトルコの情勢についての会合し、または日本人が集合する場であったことが伺える。小林はセラニクへの視察の頃、トルコとバルカン諸国間との戦争の危険性が高まっており、バルカン諸国は軍隊の動員を始めていた。小林は上記の通り駐在武官と緊密に連絡を取り、情報共有をしていたことが分かる。

小林が大正九年（一九二二）一月に外務省嘱託として外務省によせた電信で記されているように、日本がダーダネルス海峡の管理への関心を読み取ることができる。同書で海峡の重要性に関して日露戦争中に露国黒海義勇艦隊に属する二艦を商船として海峡を通過し、中立船を探索権を行使する際に、イギリスの「マラツカ」号を拿捕したことによって起こったイギリスとロシア間の外交問題が挙げられている³⁶。マラツカ号事件により、同海峡に関する日本の利害が第一次世界大戦後に締結されたセーブル条約によって認められたのである。

本項で述べたことを纏めておこう。日本の外務省は当該期に欧州列強間の問題地域というべきトルコと外交関係を持たなかったため、情報活動を行う術がなかった。小林哲之助は留学生としてトルコに渡り、後年外務省の嘱託としても活躍していた。一方、バルカン半島やトルコの今後の国際情勢における重要性から、トルコへの駐在武官の派遣が明治四〇年から間断なく行われており、第一項で述べたように伊土戦争への観戦武官派遣によって情報活動が活発に行われていた。すなわち参謀本部は、帝国国防方針策定後、トルコを調査地域とみなすようになったのである。

それでは、第三項において同地域におけるバルカン戦争以前の活動事例として伊土戦争における参謀本部の情報収集活動、情報収集体制や情報成果を説明していく。

第三項 バルカン戦争以前の情報活動―伊土戦争

参謀本部は、伊土戦争について観戦武官からの情報や各国から収集された情報の成果を「トリポリ問題」と題する冊子に編集して、外務省の政務局に提供していた。それとは別に、イタリア軍に従軍していた観戦武官やトルコ駐在武官の実地視察情報も参謀総長によ

つて外務省に提出されていた。海軍軍令部も参謀本部と同様の措置を取り、情報成果を外務省に提供している。参謀本部や海軍軍令部の外務省への情報提供は、帝国国防方針後にとられた措置として特徴的であり、「政戦略の一致」の必要性に対応した軍部の試みであったといえる。イタリア軍に従軍した観戦武官は、現地の唯一の情報筋として陸軍に関する情報以外に海軍や外交に関連する情報をも収集していた。

伊土戦争当時、参謀本部は、英、仏、独、奥、露に大使館付武官と補佐官を配し、米、清、伊に大公使館付武官を置き、インド、トルコに駐在武官を派遣していた³³⁰。この情報体制は第一次世界大戦まで変化することがなかった。伊土戦争中にイタリア大使館付武官は観戦武官として遠征軍に従軍していたことから、明治四四年一〇月一日にフランス大使館付武官補佐官であった永井来少佐は、「伊国大使館付武官ノ業務ヲ執」³³¹るためにイタリアに出張した。補佐官は任命された国以外の国々へ軍事視察のために出張することはあるが、任命国以外の国の大使館付武官が軍事視察を命じられている事例として興味深い。このようにして、イタリアの戦場における状況と国内世論の状態という双方の情報収集が可能となった。

戦争当初、イタリア大使館付武官静間少佐は九月三〇日によせた報告で「二十九日ノ夜国交断絶伊太利艦隊ノ一部ハトリポリヲ封鎖ス陸軍ハ未タ出発」³³²していないことを報告し、イギリス大使館付武官稲垣大佐はまた、イギリスの陸軍省を情報源に、「英国陸軍省ノ調査ニ依レハトリポリニ在ル（土）軍第十五師団ハ壹萬ヲ出テス伊国遠征軍ニ対シ到底抵抗ノ力無カルヘシト又民兵ハ約五萬ト傳エラルモ不確実」³³³であると参謀本部に報告している。注目すべきは、日露戦争中において実施された日英同盟における両国軍部の情報共有（コリント）は本戦争においても機能していたことである。また、一〇月七日に静間少佐が、「第二艦隊ハ三日午後「トリポリ」港ノ砲撃ヲ初メ陸戦隊ハ五日午前之ヲ占領」³³⁴したことを報告しており、これらの諸情報は参謀総長によって外務省に提供された。

参謀本部では、戦争が開始された一八日後にトリポリ（現在リビアの首都）の地政学上、人口統計学上、産業や貿易上の情報を取得している³³⁵。これらに加えて、明治四四年一〇月中にイタリア、トルコ両国の軍事力、国際関係における立場や軍制の概要が資料として纏められ、両国に関する一般的な状況の把握に呈されていた。

また、飛行機が兵器として初めて使用されたのは伊土戦争であり、情報将校は新しい軍事技術として飛行機の使用や効果について調査を行っていた。静間少佐は戦場から送ったレポートで、「伊軍ノ Gi-votti 中尉ハ数日来近ク前哨線ノ前方ニ位置セル土軍ノ幕営ニ対

シ飛行機上ヨリ四個ノ爆弾ヲ投下シ（省略）地上対空中戦ノ嚆矢ヲ見タリ」⁵⁴として、飛行機の戦争における役割に関して、報告を継続的に行っていた。このような経験もあり、静間中佐は大正九年から三年間「国際連盟空軍代表」において帝国空軍の代表を歴任している^{54b}。

静間少佐は、戦争当初における欧州列強（塙、独、仏、英、露）の態度について特に分析しており、戦争による国際情勢の推移を洞察していた。そのうち、九月の時点で、「単ニ土耳其攻撃ノ為ニスルノミト云ヒ乍ラ今「アルバニア」沿岸ニ於ケル伊太利ノ行動」⁵⁵がバルカン諸国を混乱させ、それら諸国と密接な関係であるオーストリアから危惧されているとして、ドイツは同盟国であるイタリアや親交国トルコの間で苦しい立場であると指摘されていた。

これに対して、静間少佐は三国協商中、イギリスとフランスは、「トリポリノ地タルヤ元来土国ノ領土タルモノヲ伊太利ノモノトナス」⁵⁶ことにイタリアと連合し協調政策をとりながら、特にフランスは、「仏国ハ伊国ヲシテ三国同盟ヨリモ脱セシムル」⁵⁷ための政策出ていることを報告している。また、ロシアは伊土戦争がアルバニア、マケドニアにおいて混乱を惹起させることを恐れ、速に伊土戦争の解決を希望していることが分析されている。それは、「英、仏等ノ意向モ長ク伊、土戦争ヲ継続セシムルハ」⁵⁸欧州平和を崩壊するとして危惧し、協同的仲裁による平和的解決に向けて交渉を遂行していることが静間少佐によって報告されていた。

このような欧州列強の共同的な仲裁を行おうとする理由はバルカン半島で起こりうる混乱に対する欧州列強の懸念であった。そのような情勢が、早くも一〇月に在塙大使館付武官から報告され、「列強ハ巴爾幹諸邦ニ戦争ノ直接波及シ該半島ノ擾乱センコトヲ恐れ之カ防止」⁵⁹に努力シ、共同的な仲裁を行おうとしていたことが察知されていた。また同様な報告は在フランス大使館付武官からも行われており、伊土戦争はバルカン問題の深刻化による欧州列強間の勢力均衡の關係上に分析されていた。

明治四四年一月にイタリアはトリポリにおいて停滞していた軍事行動にもかかわらず、トリポリやシレナイカの二州を併合することを布告し、トルコ政府は反発した。この状態は、トルコ駐在武官佐藤中佐によって、イタリアの二州併合の布告が「欧州平和ノ為頗ル危険ナルモノト認ム吾人ノ選定セル解決ハ伊国及欧州ノ利益否土国ノ為ニモ最後ノ解決」⁶⁰であり、トルコはこの解決によってバルカン半島の現状を維持を確保できることが宣言されていたことが参謀本部に伝達された。トルコはこの布告にたいして、イタリアの布告

はパリおよびベルリン条約に明言されている帝国の領土保全を形式的に毀損するものであるとして抗議したことが報告されている。イタリアはこれに対して、戦略を変更させ、エーゲ海やダーダネルス海峡においてイタリア艦隊が示威運動をおこなった。在伊永井中佐は、イタリアの政略を「三国同盟及三国協商ノ間ニ介在シ向背不明ノ態度ヲ以テ欧州均勢ノ要樞ヲ握リ此ノ二大団結ヲ牽制シテ国力ノ發展ヲ畫策」⁵³しているとして、欧州外交の二分化を利用しながら目的を達成しようとしていることと分析されていた。

トルコはイタリアによるエーゲ海ドダカネス諸島占領やダーダネルス海峡砲撃に対抗して、ダーダネルス海峡を封鎖したが、この措置は欧州列強の商業的利益を損なったため、再度の協同的仲裁がロシアによつて提案された。それは、イタリアが布告した内容をトルコ政府に欧州列強協同で承諾させるものであった。参謀本部は、ロシアのこのような共同の仲裁案の目的を、「東方問題ニ對スル優越權ヲ回復スルコト。塹國ノ為利用セラルル虞アル巴爾幹地方ニ於ケル不時ノ變亂ヲ避クルコト。巴爾幹ノ現状ヲ維持スル能ハサルカ如キ場合ニ際シテ伊國ト協同シテ同地方ニ對スル兩國ノ利權ヲ塹國ニ對シテ防禦スルコト。波斯及「ダルダネル」海峡問題ニ對シ露國ノ利權ヲ拡張スル為土國ニ對シ外交上ノ優越位置ヲ占ムルコト」⁵⁴であるとして、ロシアの共同的仲裁に関する提案はバルカン半島、海峡問題やペルシアにおける利害との關係上に分析されていた。トルコ駐在武官村岡中佐は、海峡封鎖に関する報告では、明治四五年四月三〇日に通商上にもっとも關係のあるイギリス、ロシア、フランスやオーストリアの各大使は海峡の封鎖解除を求め、それに対してトルコは、「土国政府カ列國ノ通商上竝自國ノ商業上損害多大ナル」⁵⁴として、五月一日に必要なが発生した場合再び封鎖すると条件つけ、列強の商船に対して海峡の封鎖を解除したことを、報告した。

欧州列強の動向は各国別に分析されただけでなく、同盟關係についても分析された。すなわち、戦争当事国のイタリアは三国同盟の一員であり、三国協商側から提案された協同的仲裁案は受け入れ難かった。そのことは、イタリア駐在武官に把握されており、「三国協商ノ主動ニ依ル今回ノ仲裁原案ヲ以テ伊國ノ為頗ル不利ナリシカ如キモノト為シ三国同盟ニ忠実ナル独、塹兩國ハ伊國ニ有利ナラシムル」⁵⁵ために、原案に修正を加えることによつて、協同的仲裁は、「漸次表面的意見ノ一致ヲ見ル」⁵⁵に留まり、「三国協商対独、塹ノ嫉妬的猜疑心ノ為漸次公算少ナキ骨抜的仲裁説」⁵⁵に変化していたと分析されている。このように、参謀本部では欧州列強の外交上の二分化は外交上の問題に対する共同的な対策を妨げる要因であることが理解されたとともに、イタリアに対する三国協商の接近に関心を寄せ

ていた。

情報将校はイタリアの動向から三国同盟の実態把握に努めていた。イタリアのバルカン半島における軍事行動は、同地域に利害関係を有する同盟国ドイツやオーストリアにとつて支持できないものであったこと、三国協商によるイタリア引き抜き工作があったこと、これらの情報が明治四五年初頭から情報将校によって連続的にもたらされた。

参謀本部に四五年四月中にイタリアから送られた報告では、三国同盟に対してイタリアが猜疑心を抱いていると報告されている。この分析には、イタリアとロシア間で密約が締結されたとの報道も影響していた。このような情勢は三国同盟を崩壊させるという視点で情報将校に注目された。ところが、このような情勢は在英大使館付武官によって同年四月一七日に触れられ、「独逸ノ土耳其ニ対スル抱懷ト奥国ノ伊国ニ対スル又伊国ノ独、奥ニ対する悪感情ハ依然世ヲシテ三国同盟ノ動搖（省略）最近伯林及維納ヨリノ報道ハ独帝伊王ノ「ヴェニス」会見ニ依リ三国同盟ノ後続確定」⁸²したことによって、近東問題に関してイタリアの三国協商への接近は本会見によって解消されたことにより「列国ノ利益問題ハ此ノ際発顯セラルルコトナカルヘシ」⁸³と分析されていた。このように、欧州列強の各同盟構想における実態の調査、同盟内の情勢やその変動は洞察されていた。

明治四五年初頭から諸報告でもう一つ注目すべき点がある。伊土戦争は結局のところバルカン半島情勢にも影響を及ぼしていた。「伊、土戦争力対手国ノ外欧州各国ニ與ヘタル影響殊ニ巴爾幹ノ形勢危殆ニ対スル不安ノ結果」⁸⁴、欧州の勢力均衡問題となりうる事態として捉えられていた。

在フランス大使館付武官は明治四五年一月一五日の報告で、「巴爾幹ノ形勢果シテ如何ナルヘキカ世界外交ノ趨勢正ニ著目ヲ怠ルヘカラサルモノアリ」⁸⁵としてバルカン情勢の切迫に着目し、欧州の情勢は、「実ニ世界ハ大乱ノ門ニ入りタリと云フモ過言ニアラサルヘシ」⁸⁶と、モロッコ事件、伊土戦争、バルカン問題による欧州列強間の関係は錯綜しており、今後の情勢を觀察する必要を主張した。

このように、伊土戦争はバルカン半島情勢や欧州情勢を考える切っ掛けとなった。参謀本部の情報収集活動にみられる欧州列強の外交戦略の分析は、あくまでも国防上、国益上の視点に基づき、国家安全保障のために行われたものであった。欧州列強の外交関係の調査は国際情勢判断による危機意識形勢の一環であった。

以上述べてきたように、伊土戦争の本質はバルカン問題であった。それでは、バルカン半島における反乱を情報将校はどのように分析し、どのような見解をもっていたのかを検

討すべきである。バルカン情勢に関して村岡中佐は包括的に分析していた。アルバニア動乱においてイタリアがバルカン諸国を煽動していたこと、オーストリアとロシアがこれに便乗していたこと、を村岡は的確に見抜いていた。欧州列強に関する外交上の情勢判断と共にバルカン諸国への影響を「塞、勃、希ノ隣接諸国ニ波動ヲ與フルナキヲ保シ難シ（省略）各国ハ苟モ好機ノ乘スヘキアラハ之ヲ利用シ、「マセドニア」地方ニ自己ノ勢力ヲ拡張セントスルノ宿望アル」⁸²として、アルバニアでの動乱はバルカン諸国にマケドニアにおける勢力扶植の好機となったこととされていた。伊土戦争はバルカン半島に一層の混乱を招き、イタリア、オーストリアやロシアの列強は該地域における利害関係上からこの紛争を刺激する結果となったことが情報の成果であった。

イタリアは実際にトリポリにおける戦争で、沿岸地域のみを占領できたのみであったが、リビアを併合するための手段としてエーゲ海の諸島を占領し、トルコ本土を圧迫することを計画していた。イタリア軍はトルコ軍アラブ人部隊に苦戦していた。アラブ人は、「十月下旬ニ於ケル逆襲トナリ大ニ伊軍ヲ悩マシ著名ナル効果ヲ奉シ列強ヲシテ「トリポリ」州ニ於ケル伊太利軍ノ将来ニ対シ若干危慮」⁸³と、アラブ人の逆襲によってイタリア軍は苦しい立場に立たされたことが報告されアラビア人のこの行動は、「決シテ土耳其ノ国家皇室ニ対スル覬念ヨリ来ルニアラス随テ又固ヨリ政府ノ命令使噉ニ因テ起チシニアラス彼等ハ一二其ノ狂信スル回々教ニ対シ盡ス義務心ヨリ喚起セラレタルモノナリ」⁸⁴として、カリフ制による宗教上の義務によるものであると分析していた。

大正元年八月、バルカン半島情勢の深刻化により、トルコは伊土戦争を継続することが困難になった。バルカン戦争の勃発により、トルコはイタリアと講和条約を締結し、トルコの生存地域であるバルカン問題を解決する必要に迫られた。上記からも理解されるように、伊土戦争の当初からバルカン情勢も参謀本部の情報将校が関心を寄せた事項であった。イタリア駐在武官によって大正元年一〇月二〇日に送付されたレポートで伊土戦争について、「両国間ノ瑞西ニ於ケル直接平和商議ハ九月ニ入りテ一進境ヲ呈シ更ニ最近巴爾幹ノ形勢急轉ト同時ニ再進シ幾多ノ接衝ヲ経テ遂ニ十月十五日ヲ以テ平和解決ノ予備調印ヲ告クルニ至レリ」⁸⁵として、バルカン情勢を念頭に和平交渉を急いだと報告された。また、バルカン戦争と伊土戦争の関連性が分析され、「発生ノ動機ニ就テハ蓋シ伊土戦争ニ依リテ生シタル土国内政ノ紊乱及其ノ窮状ニ乗シタルコト勿論ナル」⁸⁶として、その関連性が強調されている一方、「従来此ノ事件ヲ伊土戦争ノ附随物トシテ論述シ来リタルモ其ノ後勃牙利、塞耳比、蒙的尼羅、希臘四国ノ行動土国ニ対シ協同的トナリタル九月下旬以来其ノ形

勢急轉シ四国ハ突然九月三十日ヲ以テ各動員ヲ命シ（省略）蒙的尼羅ハ遂二十月八日ヲ以テ開戦ヲ宣スルニ至リ他ノ三国モ續テ対敵行動ヲ開始」⁸²したとして、バルカン戦争はその性質上にトリポリ問題とは異質な事件であるとされている。

バルカン戦争以前のトルコ駐在武官の派遣情況が、帝国国防方針策定後の情報収集体制と重なり合ったことがいえる。参謀本部は明治四〇年以来トルコに情報将校の派遣を継続的に行っており、帝国国防方針における情勢判断でも注目されたトルコに関心を寄せたのである。

伊土戦争において、イタリア駐在武官やトルコ駐在武官は随時戦争に関する情報成果を実地から参謀本部に送付し、欧州情勢の觀察において重要な役割を果たしていた。伊土戦争における情報成果において、バルカン半島情勢に関する分析が重点的に行われていた。参謀本部では、バルカン半島情勢が欧州列強の政略や外交関係を洞察するのに重要な情報筋の一つとなったといえる。すなわち、参謀本部で日露戦前からロシア情勢を調査する地域として定着したバルカン半島だが、日露戦後には欧州列強外交戦略を調査する地域に変化したのである。このようなことに鑑み、第二節では第一次バルカン戦争における情報収集の特徴を検証していくことにする。

第二節 第一次バルカン戦争における欧州諸国関係の分析—スラブ主義対ゲルマン主義

帝国国防方針と第三次日英同盟条約により、バルカン半島は参謀本部のインテリジェンスタージェットとなった。欧州列強が中近東地域の利権をめぐって衝突する可能性がある、という田中義一の見立ての正しさは、バルカン戦争と第一次世界大戦の勃発によって証明された。しかし、帝国国防方針の情勢判断において懸念されていた課題はロシアとドイツ間の同盟であったが、日露戦後の明治四〇年に締結された英露協商と日露協約によって日英同盟に対するロシアとドイツの協同的な脅威は薄まっていった。日本はアジア大陸における権益問題において、ロシアと提携を強化した。そして、中国において権益拡張を図るアメリカに対抗しようとしていた。イギリスと日本の外交政策によりロシアは協商側と緊密な関係になったのである。

日本の試みは一方でロシアとの関係を強化しつつ、他方で外交政策の基盤であった日英同盟を続けることであった。しかし、日本の中国における権益に対するロシアの脅威は薄まっていても、相変わらず存在していた。

ところが、日露戦争で負けたロシアの外交政策の中心課題はアジアからヨーロッパに転換した。ロシアは東ヨーロッパにあるスラブ諸国を南下政策のために利用し、バルカン同盟を作り上げるために力を入れた。これは当時存在した列強同盟システムに大きな打撃を与えたし、バルカン戦争はヨーロッパの勢力均衡を崩壊するおそれを生じさせ、三国同盟と三国協商の対立を高めた。

参謀本部がバルカン戦争に関心をもったのは、ロシアやドイツの外交政策が転換したことによる情勢変化を探るためであった。元来、ロシアのバルカン半島における活動が南下政策の一環であったことが参謀本部に定着した認識であった。このような情勢認識の存在から、中国における辛亥革命と関連して、参謀本部は、ロシアの動向とバルカン戦争とを、欧州列強間の外交関係の変動要因として考察していたのである。

海外に派遣された公使附武官を通じて収集された情報は軍事情報だけではなく、各国の外交政策に関する情報も含んでおり包括的なものであった。そこで、先に第一次バルカン戦争において参謀本部はどのような情報収集活動を行い、どのような課題に着目していたかを検証し、これらの情報からどのような情報成果が得られていたかを解明する。

第一項 バルカン戦争における情報収集体制

参謀本部が伊土戦争において行った情報収集活動による情報成果を外務省に提供していたことを第一節で検証した。参謀本部はバルカン戦争の情報成果もまた外務省に提供していた。二一回に及ぶ報告は「巴爾幹事件」と題する冊子に纏められた。各大使館付武官は重要情報を入手する毎に緊急報告を行った。情報業績とは別に参謀本部で情報成果から取得された情勢分析もなされており、同様に外務省に提出されている。これらのレポートのなかで戦争の開始から終結までの軍事上及び、外交上の詳しい情報が書き残されている。また、当時の列強の外交政策やバルカン戦争に対する各国の姿勢について詳細に触れられている。バルカン戦争の戦術および戦略的な側面に関する情報の大部分はトルコから送られており、外交上の情報は列強諸国（墺、露、独、英、仏、伊、土）から送られた。

大正元年一〇月に参謀総長は陸軍大將長谷川好道、参謀次長は大島健一であり、情報処理分析する第二部長は宇都宮太郎であった。長谷川、大島、宇都宮はいずれも情報将校として活躍した経験があり、情報の収集、処理、活用というプロセスに習熟していた。長谷川大將はフランスに短期間ながらも差遣されており、大島少將はドイツ留学を経験していた。また、宇都宮少將はインドへの出張や日清戦争中で大本営において情報分析に関わり、明治三四年一月から五年間イギリス大使館付武官として情報任務に当たっていた。この

ように、参謀本部では情報収集活動の情勢判断における重要性を把握する人事体制を備えていた。

表③では、大正元年の駐在武官の派遣先が挙げられている。大使館付武官や補佐官以外に、トルコやインドにも駐在武官が派遣されていたことを既に述べた。参謀本部はバルカン戦争でトルコとブルガリアの両国に観戦武官を従軍させるよう働きかけた。大正元年一月五日にトルコ側に村岡中佐の従軍が許可され、ブルガリア軍に陸軍省軍務局軍事課から明治四三年三月にドイツに派遣された溝口直亮少佐⁸⁸の従軍が承諾された⁷⁹。このような情報収集体制で第一次バルカン戦争中各国の大使館付武官以外に、観戦武官によって情報収集活動が行われた。

表③大正元年駐在武官配置情况⁷²

駐在国	大使館付武官兼駐在員取締役	大使館付武官補佐官
イギリス	稲垣三郎	原口初太郎
フランス	渡邊満太郎	渡邊壽
ドイツ	田村沖之甫	林彌三吉
ロシア	中島正武	福田彦助
アメリカ	井上一次	
イタリア	静間知次	
オーストリア	堀田正一	寺内壽一
清国	青木宣純	

村岡中佐はバルカン戦争中にトルコ軍への従軍は継続したが、溝口少佐のブルガリア軍従軍は大正二年二月に取り止められた。そのことは、観戦武官の派遣をトルコとブルガリア側に依頼したドイツ大使館付武官補佐官林彌三吉が陸軍大臣に大正二年二月一〇日に送った伝言から、「勅国政府ハ外国武官等ノ戦場ニ従軍スル事ヲ拒絶致候ニ就キ溝口少佐ハ首府「ソフィア」ニ於テ若干ノ研究ヲ為セシ後二月中旬ヲ以テ一ト先ヅ独国ニ帰還」²³するとして、ブルガリア政府から外国の観戦武官の従軍は全般的に拒絶されていたことが分かる。このように、第一次バルカン戦争中に両国に観戦武官が派遣されていた。

第一節で述べたように参謀本部では、戦争勃発以前からバルカン半島情勢を分析していた。

バルカン戦争が勃発する二ヶ月前に、大正元年八月二四日にロシア大使館付武官から発信された情報では、「希勃、塞勃ハ各防禦同盟ヲ結ヒ（省略）所謂バル幹全半島騷擾ノ潜勢カハ今ヤ漸ク其ノ頭ヲ擡ケ来リタルカ如シ由来近東並蒙古方面ノ事ヲ急ニシテバル幹方面ノ小康ヲ希ヘル露国カ今次果シテ如何ナル程度ニマテ其ノ力ヲバル幹ニ發揮スヘキカ是又一ニハ露国対外策ノ力ヲ窺フノ秤量器タラン乎」²⁴と、八月の時点でバルカン諸国がトルコに対抗するため同盟を締結したことが報告されている。参謀本部では、このような情勢がロシア外交にどのような影響を与えるか注視した。また、ロシアのバルカン半島政策を、「露国ハ固ヨリ奥国ヲシテバル幹半島ニ尚以上ノ獲物ヲ與フルヲ欲セス況ンヤ其ノ「スラブ」民族統一ハ兼テノ宿望ナルカ故ニ目下此ノ騷擾ヲ大ナラシメ」²⁵ととして、スラブ主義によってオーストリアに対抗するものと分析していた。事実、ロシアがスラブ主義に基づいてバルカン諸国を援助していたことが明らかとなっていた。

このようにロシアとオーストリアのバルカン半島における利害関係の衝突は分析されていたが、ドイツとオーストリアの戦争の場合の態度に関して一〇月一三日にドイツ大使館付武官田村大佐が発信しており、「バル幹ニ於ケル戦争最早已ムナキニ至リ二三日内ニハ全部宣戦布告スルラン露奥意見モ衝突シ目下獨佛協同シテ両国間ノ融和ニ盡力中ナルモバル幹全部開戦ニ至ラハ露奥モ之ニ加入スルニ至ランコト察セラル」²⁶として、バルカン戦争は回避されないこととして、ロシアとオーストリアも戦争に加入しないように両国格別の同盟であるドイツとフランスは共同的に問題の解決に努めていたことが伝達されていた。オーストリア大使館付武官による一〇月五日報告では、「露国ハ曩ニ獨、奥ノ国境ニ接スル「ポーレン」地方ノ諸軍団ニ動員ヲ行ヘリ此ノ事ハ大ニ獨、奥両国ノ輿論ヲ刺激シ（省略）窃カニ聞ク所ニ依レハ奥匈国ハ露境ニ接スル第十、第十一軍団ニ頻ニ其ノ兵員ヲ

増加シツツアリ」⁹²と、開戦前にオーストリアとロシアが両国境地帯に動員をしていたことがわかる。

バルカン戦争勃発後、トルコにおける参謀本部の情報収集は、ロシアとオーストリアだけでなく、欧州列強全体の外交関係を把握する目的で行われた。大正元年一〇月一〇日にトルコから送られた村岡のレポートで、「獨逸力君府大使館ノ一部ヲ負傷者ノ宿泊所トシテ土耳其政府ニ提供セシ如キ又露、勃借欸風説ノ如キ又露、獨兩國力赤十字社關係ノ病院ヲ編成シ各關係國ニ向テ供給セントシツツアルカ如キ事小ナリト難列強裏面ノ状態ヲ觀察スル一材料タルヲ失ハサルヘシ」⁹³と、ドイツとロシアは各關係國に対して内密に便宜を与えている情況が記された。

注目すべきは、二〇世紀初頭にヨーロッパで起きた初めての戦争としてバルカン戦争が参謀本部にヨーロッパ諸国の外交関係や政治的傾向を考察するうえで重要であると認識されていたことである。商業や貿易競争において列強間の利害関係は対立し、当時新興工業国であったドイツはバルカン半島を経てトルコ領中東まで勢力を及ぼしていた。このことは他の列強、特にロシアとイギリスにとって挑発的に捉えられていた。

村岡は一〇月二日に寄せたレポートで、バルカン戦争の原因に関して下記の通り分析した。「勃、塞、希ノ三国力土耳其ニ對シ非常ナル決心ヲ為セシハ固ヨリ国境附近ニ於ケル衝突事件ニ基因スルニアラス「マセドニヤ」州ニ於ケル同人種ノ危難ヲ口實トシ土耳其現在ノ苦境ヲ利用シ彼等各自力兼テ有スル「マセドニヤ」州ニ對スル野心ヲ実行セントスルニアリ」⁹⁴と触れているように、伊土戦争によるトルコの苦境をきっかけに、バルカン同盟が同人種であるスラブ人の権利をトルコから防護するとの口実で、バルカン半島にあるマケドニアを四か国で割譲することを目指していたと見ていた。

バルカン戦争でトルコ軍に従軍武官を派遣していたのは、西欧諸国の他、アジアの国としては日本だけであった。村岡はトルコ軍に従軍した八日後の報告で、「土耳其ノ外國従軍武官ハ英、佛、獨、澳、露、西班牙、瑞典、羅馬尼、日本ノ各一人ニシテ合計九人ナリ獨逸將校ニシテ土耳其軍隊ニ今尚付属シアルモノ可ナリ多シ」⁹⁵として欧州列強諸国の觀戰武官の様子を記しており、バルカン戦争に対する欧州列強の強い関心を伝達していた。

欧州列強はバルカン同盟とトルコに対して和平を呼びかけたが、これは成功には至らなかった。バルカン戦争は伊土戦争よりも欧州列強の複雑な利害関係を反映していた。トルコからの電報では、「土耳其對勃、塞、希三国同盟紛擾ニ對スル欧州列強ノ干涉遂ニ其ノ効ヲ奏セス同月十七日ヲ以テ全ク国交断絶シ（省略）三国政府ハ土耳其ニ對シ公然開戦ヲ通

告」⁸⁰したとして、欧州列強の干渉は成功しなかったことが報告され、伊土戦争と同様に欧州列強の対策は欧州列強間の利害関係より成功に至らないと分析されている。

村岡は、一〇月一〇日の報告で、「陸軍大臣「ナジム、パシヤ」ハ全軍司令官トナリ現在ノ参謀総長トナリ「ペーテルブ」大佐（日露役我第三軍ニ従軍セリ）其ノ参謀次長ニ任命セラレタリ聞ク所ニ依レハ此ノ総司令部ハ日露役ニ於ケル我満州軍巢総司令部の如キ性質ニ非シテ全ク我國大本営ト同性質ノモノナルカ如シ」⁸¹とトルコ軍の編制構造に着目し、トルコ軍の総司令部が日露戦争における大本営と類似していることを強調していた。また、「勃牙利約十三師團、塞耳此約八師團、希臘四及至五師團、蒙的尻羅約二、三師團、合計約二十八師團土耳其ノ同盟軍ニ對シ使用シ得ル兵力ハ通備二十三師團ト予備多クモ二、三師團合計二十五師團ナルヘシ」⁸²として、軍事力に関する情報を参謀本部に発信していた。

第一次バルカン戦争が勃発した時、伊土戦争は続いており、イタリアはトルコとの戦争を終結するためにバルカン同盟に好意的であつたと思われる。バルカン諸国もまた伊土戦争でトルコ海軍が弱体化していることをみることができた。トルコはバルカン戦争が起これとイタリアと講和条約を結ばざるを得なくなった。ウーシー講和条約によって北アフリカでの最後のトルコの領域や東地中海の制海権が失われたが、トルコは国の存続のためにバルカン戦争の解決を優先した。

バルカン戦争が開始された後にオーストリア大使館付武官堀田少佐が参謀総長に一〇月二三日に宛てた書簡では、「勃国軍ハ「アドリヤノーブル」前ニ迫ル大戦ノ期近ツケリ奥匈国ハ目下軍隊ヲ移動ス多分土耳其国境ニ對シテナラン」⁸³として、オーストリアが兵力を動員したことが報告されていた。またロシアから大正元年一〇月二二日に発信された報道内容が引用されている。

露国ハ同人種同宗教ノ巴爾幹諸邦ニ深キ同情ヲ有ス然レトモ一部「スラブ」人ノ為メ全露ヲ危険ニ陥ラシムルヲ欲セス露国ハ日露戦争ノ時ニ比シ兵力強盛トナリ又之ヲ歐洲に用ユルニ當リテハ絶東ニ用ユルニ比シ拡大ノ威力ヲ呈スヘキナリ（省略）露国の多数ヲ占ムル「スラブ」族ノ意向巴爾幹諸邦ニ對シテハ深甚ノ同情ヲ有ス中ニハ若シ巴爾幹諸邦勝利ヲ得ハ其ノ独裁品ヲ他邦に略奪セシムヘカラスト論スルモのアリ即チ戦勝後巴爾幹諸邦カ土地ノ拡張ヲ望むに際シ若シ奥国カ之ヲ妨害セハ露国ハ巴爾幹諸邦ヲ援助スヘキノ謂ナリ⁸⁴

戦争開始からロシアとオーストリアの関係が緊迫化したことが参謀本部に報告されていた。ロシアとオーストリア間の問題は欧州列強全体を戦争へと引き込むとの予測に基づき

情報将校は両国の関係をバルカン戦争において徹底的に調査することに注力した。両国の情勢は欧州全体の平和だけでなく、欧州列強同盟構造に組み込まれた日本の安全も無関係ではなかったからである。

このように、参謀本部にとってロシア情勢を知るための情報収集地点に過ぎなかったバルカン半島は、バルカン戦争の勃発によって欧州列強の外交政策を視察する拠点となった。参謀本部によって各国に派遣された情報将校から発信された情報成果は、スラブ主義に基づくロシアの南下政策が、オーストリアの利害と衝突する構図にあることを教えていた。参謀本部で形成されたロシアとオーストリアの情勢認識は第一次バルカン戦争の情報収集活動によってどのように変化し、欧州列強間の外交関係をどのように分析していたかを第二項で論証する。

第二項 インテリジェンスからみる欧州勢力均衡の崩壊―スラブ主義対ゲルマン主義

スラブ民族の連帯を求めるロシアのバルカン政策は、バルカン半島に利害を有するだけでなく、領土内にスラブ系住民を抱えるオーストリアから危険視されていた。参謀本部に発信された情報から、バルカン戦争当初におけるロシアの政策はスラブ主義を大義としていることに注目されたことが理解できる。伊土戦争の場合と同様に、情報収集範囲を軍事情報だけに限定せず、情報収集対象国の文化、宗教やイデオロギーの側面をも徹底的に調査していた。このようにして、ある一定の課題に関して包括的な情勢分析が行われたのである。

参謀本部はバルカン戦争開戦当初から、スラブ主義がロシアの南下政策の中核にあると分析していた。ロシアとオーストリアの覇権争いにおいてもこのようなイデオロギー的な要素は見逃されていなかった。人種主義は、二〇世紀初頭の欧州において、各国の外交政策や利権争いの火種となっていた。そのため、まず当該期における人種主義という概念について論考を加える必要がある。

産業革命は、ヨーロッパ諸国の急激な経済発展と社会変革をもたらし、物質至上主義と資本主義が人々の世界観を支配するに至った。一八世紀後半から一九世紀の初頭に踏み切られた産業革命は、ヨーロッパ諸国の領土拡張的欲望を刺激し、資源や新しい市場の獲得、植民地化活動が世界全体で行われ始めることとなった。また、フランス革命によって絶対主義国家の解体や人民主権、ナショナリズム、自由権や平等主義といった理念は欧州諸国に思想的な影響を及ぼした。

エリック・ホブズボームは『革命の時代』において、産業革命とフランス革命は相対するものでなく補完的なものであったことに鑑み、「一九世紀の経済はイギリスの産業革命で形成されたのであれば、政治思想やイデオロギーはフランス革命によるものであった」⁸⁰と指摘し、二つの革命は「二重革命」であり、両方も混合的に社会、経済や政治に影響していたとみている。ヨーロッパにおきた「二重革命」は、政治とイデオロギーの両面で、急激で広範な変革のきっかけとなった⁸¹。欧米諸国の帝国主義的な思想を理論化し、正当化するためにヨーロッパ人種の優越性が強調された。各国では国民国家形成にナショナリズムが高唱され、国民の団結と連帯のために国民の独自性が強調されていた。ドイツやイタリアで国民統合はこの理念を基盤に形成されていった。また、元来多民族国家であったトルコで頻発した民族独立運動もナショナリズムを根拠とするものであった。トルコでも国家存続のために汎トルコ主義によつて「一九〇八年革命」が起き、帝国の解体過程において国民国家形成が目指された。

一八世紀後半から、科学の名の下に人種の優劣を論ずる動向が発生した。啓蒙思想の科学的思考は自然科学の発達を可能にし、生物学の発展にともない科学的人種主義が登場した。一八五〇年、ロバート・ノックス (Robert Knox) 『人類の人種』とアルテュール・ゴビノー (Joseph Arthur Comte de Gobineau) 『諸人種の不平等に関する試論』では人種は人類の多様性を理解する概念と措定された。しかし同時に、ゴビノーは白人は有色人種より優れていると結論した。また、科学的人種主義者は人種による劣等性や優等生を理論化し、民族的な階級を作り出そうとした。イギリス人の生物学者、博物学者であったチャールス・ダーウィン (Charles Robert Darwin) の『種の起源』に論じられた自然選択、生存競争や適者生存のような理念は人類学者、解剖学者や民族誌学者に思想的な影響を与え、ダーウィンの進化論は人種の差異や優劣を分析するために転用された。エルンスト・ヘッケルやカール (Ernst Heinrich Philipp August Haeckel) ・フォークト (Karl Christoph Vogt) はダーウィニズムを科学人類学に適用させ、非ヨーロッパ人は人種上、知能上に劣等していることを継続的に強調し、進化論は科学的人種主義者によつて理論化された⁸²。このように、「科学的」ヨーロッパ人優越論は帝国主義を補強し、植民地獲得を正当化する根拠となった。二〇世紀初頭に科学的人種主義の理論化は社会構成、国家政策や国家の対外政策におよぶ広域な影響力をもった。

このように、人種主義思想は帝国主義と合流し、国家の対外政策や植民地統治において活用されていた。ドイツの汎ゲルマン主義とロシアの汎スラブ主義は、民族の統合と連帯

を目的とする民族主義イデオロギーでありながら、人種主義的な側面も有していた。もともと、バルカン諸国でもこのような人種主義的思想は普及し、ブルガリアでは大ブルガリア主義、ギリシャではメガリ・イデア、セルビアでは大セルビア主義が提唱されていた。参謀本部では、バルカン戦争を通じて、欧米外交と人種主義イデオロギーの関係を分析していた。その実態を確認しよう。

まずは、第一項でもふれた情報業績をもとに参謀本部の情報分析成果はどのようなものであったかを確認する。参謀本部が外務省に提供した情報分析成果は大正元年一〇月三〇日の書類「最近ノバル幹事件」で知ることが出来る。開戦後、外務省政務局に提出された最初の月例報告である。

そこで示された情報成果は次のようなものだった。オーストリアとロシアはバルカン半島に最も密接な関係であることが強調され、両国の態度は注意すべきとされていた。オーストリアの態度は、「奥国ハ欧州土耳其ト直接境ヲ接スルヲ以テ同地ノ動静ハ直ニ其ノ影響ヲ蒙ルノミナラス「ノブイバザル」ヲ通シテ「イージャン」海ニ通発出口ヲ得ントスル」⁸⁰であるとして、そのボスニア・ヘルツェゴビナを併合したことは漸進政策の具体策であると分析された。それに対してロシアは、「スラブ」人種諸邦ノ保護者ヲ以テ自ラ居リ且多脳「アドリア」鉄道ノ敷設ニ依リ其ノ出口ヲ南方ニ開カントスル企図ヲ有スル露国ハ決シテ之ヲ傍観スヘキニアラス」⁸¹として、両国のバルカン半島における利権拡大政策の実態は意外な展開になりうるとして、露奥開戦の危機について警鐘を鳴らしている。一方で、両国の同盟諸国である欧州列強はバルカン戦争の範囲を局限しようと努力していたことが挙げられていた。

また、参謀本部第二部の情報分析ではないが、フランス大使館付武官の渡邊少佐が参謀本部によせた、「バル幹ニ関スル講和案」では戦争の原因、交戦諸国の情勢、軍事概要、軍隊の行動や欧州列強の利害関係が分析され、最終的に情報断片が報告されていた。渡邊少佐は戦争の原因をバルカン同盟の結成に求めた⁸²。渡邊少佐はその中でマケドニアにおける人種状況をあげ、トルコ人は少数民族であることや、各民族の連帯状況を発信していた。また、バルカン半島全体における教育、宗教や人種の分布を詳細に把握するために一〇月三十一日に上原陸軍大臣が内田外務大臣に提供した「バル幹半島国勢参考図」⁸³を参考するべきことが勧めされていた。渡邊少佐は戦争の主たる原因として民族的な動向があったと分析していた。

また、欧州列強の利害関係について各列強の態度がそれぞれ分析された。ロシアの対バ

ルカン政策は、「露国ハ達国以来ノ政策トシテ常ニ巴爾幹半島ニ南下スル企画ヲ絶タサル（省略）半島ノ住民中ニハ人種及ヒ宗教ヲ一ニスル「スラブ」民族多数ヲ占メ利害ノ関スル処頗ル大ナルヲ以テ」⁸⁰として、元来の南下政策に努めていたことに触れ、バルカン半島に多数を占めるスラブ民族に対して同民同宗としての援助政策による利権拡大であると分析されている。ロシアの汎スラブ主義によって、ベルリン条約後の勢力均衡は崩壊した。すなわち、イギリスがキプロス島を占拠し、フランスがチュニジアを占領し、またオーストリアはボスニア・ヘルツェゴビナを実質的に併合したからである。

ロシアの汎スラブ主義政策によつて、オーストリアは、「奥国内ニハ多数ノ「スラブ」民族ヲ包有スルヲ以テ一朝露国ノ半島ニ於ケル「スラブ」一統政策ニシテ成功センカ自国ニ於ケル同族ノ背反ヲ来タ」⁸¹すことを恐れた。渡邊少佐は、かかる危惧とバルカン半島における利害関係によつて両国関係が悪化していると分析した。

また、ドイツの世界政策については次のように分析されている。ドイツの、「所謂世界政策ノ發現トナリバル幹ノ外交上ニ一大急変ヲ来セリ」⁸²としてバルカン政策をその世界政策の一環であるとし、「小亜細亜ノ経営ト「バグダット」鉄道ノ計画トハ独逸ヲシテバル幹問題ノ密接ナル利害関係ヲ有スルニ至ラシメタル」⁸³ことから、トルコとオーストリア両国へ外交上の援助を与えているとされていた。

渡邊少佐は、バルカン半島におけるイギリスの勢力は衰退していると見ていた。また、バルカン戦争に対するイギリスの外交は受動的であるとし、バルカン戦争への態度は一月の時点で不明であると発信していた。駐在武官の国際情勢に関する分析からは戦争の原因に民族主義が重要な要素として取り上げられていることが注目すべき事項である。

大正元年一一月以降の情報収集の様子は次の通りであった。トルコ軍は第一次バルカン戦争においてヴィザやルレブルガスでブルガリア軍に破れた。その理由として参謀本部の資料では、出師準備や軍隊教育の未熟さや人種の関係、国家的観念の乏しさという点が強調されている⁸⁴。東部作戦地であるルレブルガスやアドリアノーブルでトルコが負けたことで西部の戦局のほとんどは終結し、連合軍は東部の戦局に移行した。第一次バルカン戦争で、バルカン同盟軍がほとんどの戦場で勝利した。ロシア大使館付武官は大正元年一月三一日に、ソフィアからの報告をも引用して戦争状態を次のように記していた。

土軍ノ一部ハ「キルク、キリツセ」（「ローザングラード」ノ事ナリ）敗戦後東南方面ニ向ヒ退却ヲ続行シ勃軍ハ追撃ヲ実行シ二十七日既ニ「プナール、キザール」ヲ占領シ二十九日両軍ノ主力ハ「リュレ、ブルガス」及「ウイザ」間ニ於テ衝突シ真面目ナ

ル戦闘ヲ惹起シタルモノノ如ク今日迄得タル情報ニ依レハ其ノ結果未タ詳ナラス

「ソフィア」電報ニ依レハ「ウイザ」「ブナール、キサール」ハ勃軍ノ手ニ歸セリト稱スルモ未タ明ナラス⁸⁰

ルレブルガス、プナールキサール戦局は兵士数やスケールという点において、普仏戦争から第一次世界大戦に至るまでのヨーロッパでの一番大きな戦闘となった。Hallによれば、「ルレブルガス戦闘での不規則な退却によってトルコ軍は二万人程の兵士、多大な軍需品を失った」⁸¹。ブルガリア軍はアドリアノーブル要塞を包囲し、チャタルジャ方面に進出し、トルコ軍はイスタンブールに三五キロ近くにあるチャタルジャ要塞に退却した。ブルガリア軍はチャタルジャ戦線でも強襲を行ったが、この要塞を破ることはできなかった。チャタルジャ要塞はバルカン戦争ではトルコの首都イスタンブールに一番近い要塞であったことから参謀本部に注目され、トルコの首都は危険な状態になったことが伝達されていた。

チャタルジャでブルガリアと戦っている一方で、トルコはマケドニアでセルビアとギリシャとも戦っていた。マケドニア方面の戦局は、参謀本部の資料に下記の通り記されている。すなわち、「マケドニア方面ニ於テ Zekj Pacha ハ作戦上毫モ断乎タル處置ヲ取ルコトナク逐次退却戦ヲ交ヘテ自滅ニ陥レリ両軍トモ後方勤務ハ大ニ不備ナリシカ如ク殊ニ土軍側ニ於テ然リトス退却ノ間軍隊ハ久シク糧食ヲ得スシテ疲勞困憊セルノ情アリシカ如キ之カ證ナリ」⁸²。セルビア軍はマケドニア北部で勝利したことによって、トルコ軍を北マケドニアから追い出すとともに、マケドニアの中部やアルバニアの北部をアドリア海まで占領した。セルビアのアドリア海への軍事的進出はオーストリアとイタリアの利害に反するため欧州列強間ではアドリア海をめぐる利権争いが課題となった。セルビア軍の脅威にさらされたアルバニアは、オーストリアの援助をもって独立宣言を行った。一月三〇日にオーストリアから発信された情報をみると、アルバニアの独立運動やオーストリアの援助による独立宣言が把握されていたことが分かる。

「アルバニア」人ハ近頃大ニ其ノ独立運動ニ熱中シ巴爾幹各邦ノ領域ハ其ノ各民族ニ敵屬スヘキトノ巴爾幹原則ヲ「アルバニア」族ニモ適合センコトニ努力シ其ノ有力者ハ既ニ在君府列強大使ニ哀願的通告ヲ發セルコト既報ノ如クナルカ列強ハ目下塙、塞間ノ大懸案タル同問題ヲ固ヨリ直ニ解決スルコト能ハス是迄ハ唯事態ノ成行ニ委スルノ外為ス所ナカリシカ裏面固ヨリ塙匈国ノ盛ニ鼓吹スル所アリ逐ニ「アルバニア」人ハ獨立發表ヲ成スニ至レリ⁸³。

セルビアはアドリア海での港湾領有を死活問題としていたが、オーストリアは反対した。なぜなら、セルビアがアドリア海において軍港を与えることは同地方に利害関係をもつオーストリアにとっては不利だったからである。それに加えて、ロシアの同地域における勢力の拡大が懸念されたことも原因の一つである。

一月までにオーストリアとロシア以外の欧州列強は中立を宣言していたが、両国の態度は欧州列強の懸念事項であった。そのことは、トルコ駐在武官によって、「英国ヲ始メトシ仏、独、伊ノ各国ハ局外中立ヲ宣言セルモノノ如シ然レトモ露、奥両国ハ今尚中立ヲ宣言セス互ニ其形勢ヲ觀望シツツアリ（省略）今ヤ欧州列強ノ憂慮ハ巴爾幹戦争其ノモノニアラスシテ之ニ対スル露、奥ノ関係如何ニ在ルモノノ如シ是レ固ヨリ当然ニシテ若シ此ノ両国ニシテ巴爾幹戦争ノ渦中ニ投センカ欧州ノ大戦争トナルハ火ヲ賭ルヨリ明ナレハナリ」¹¹⁰と、報告されていた。このような状態では、三国協商側のイギリスとフランスや三国同盟側のドイツとイタリアの態度が決定的因子となるとみていた。その点で、イギリスはペルシア政策を重要視し、バルカン戦争におけるロシアの態度に対して冷淡であり、またフランスも同半島の現状維持を継続的に主張していた。

ロシアはスラブ民族の保護者としての地位からバルカン同盟を支持し、その形成にかなりの援助を与え、バルカン戦争でオーストリアに対して協商国側からの協力を期待していたが、イギリスやフランスはロシアに援助することがないと参謀本部は読んでいた。ロシアは外交上三国協商から孤立していたことが注目されていた。そのことについてロシア大使館付武官がロシアは、「頗ル不利ニ落レリトシ輿論ハ英、仏ニ対シテ不満ヲ抱キ三国協商二国同盟ノ実何処ニカアル」¹¹¹とロシア国民が議論しているという情報を発信していた。また、ロシアとオーストリアの動員について調査が進み、ロシア大使館付武官の中島大佐は一月八日に参謀総長に寄せた電報で、「露国本年度満期兵除隊延期ス示威運動ナラン」¹¹²としてロシアの軍事行動を注目するが、同月一日に「目下ノ景況ニテハ露国ハ飽迄強硬ニ巴爾幹ヲ支援スル様子見ヘス動員ハ事実無根」¹¹³であるとして、一〇月から発信されてきたロシアの動員に関する情報は根拠がないとしていたが、それはイギリスとフランスによって外交上に孤立されたロシアが強硬な政策に出られないからであった。

一方、セルビアのアドリア海南下問題やアルバニア問題は、オーストリア対セルビアの関係を悪化させていた。フランス大使館付武官が一月八日の電報で、「塞爾維ハ巴爾幹半島西海岸ニ領土ヲ延サントシ奥国ハ之ニ反対スルヲ以テ塞爾維ハ露国ノ支援ヲ得ント欲ス奥国軍隊ハ全部動員準備中」¹¹⁴と、アドリア海にめぐるセルビアの領土拡大に対抗して、

オーストリア全軍が動員準備中であることが報告されていた。

セルビアの動向は、以後、欧州列強間の重要案件となったのである。そのことはオーストリア大使館付武官の一月二日の報告で三国同盟と三国協商の態度から論述され、「塞国対奥匈国問題ハ漸次三国協商対三国同盟事件ニ化セントスルノ傾向アリ露国ハ今や頻ニ羅国ヲ三国協商側ニ勧誘セントスル（省略）」「アルバニヤ」自治問題ハ欧州ノ権力対抗上繋難且動モスレハ危険ナル問題」¹⁰⁶であると分析し、アルバニア問題は今バルカン半島の勢力地図にかかわる問題となったと観察された。

ロシアは、オーストリアとセルビアの対立をどのように見ていたのか、参謀本部の観察は次のようであった。ドイツ大使館付武官は、「今英、仏両国ノ態度ヲ觀察スルニ英国ハ露国ノ為メ戦フ意ナキ（省略）三国協商ヲ成立セシメタルハ日露戦争ノ結果露国勢力ノ減退ト独逸ノ勃興トニ由リ欧州ノ均勢維持上已ムヲ得サル一時ノ便方」¹⁰⁷として、イギリスはロシアのために三国同盟と戦う意志がないことを三国協商が成立した背景から説明し、双方の状態を「三国協商側ニ意見一致セス（省略）露国ハ強硬ノ態度ヲ取ルコト能ハス（省略）三国同盟側ニ於テハ三国協商ノ意見一致セス露国ノ戦意ナキヲ察スルヤ強硬ノ態度ヲ取」¹⁰⁸ったとして分析し、オーストリアやイタリアはセルビアに対してアルバニアの分割とアドリア海の沿岸地帯の領有を承認しない旨通告したと伝えていた。

バルカン同盟の勝利はトルコ国内に数多く在住するギリシャ人、ブルガリア人やアルメニア人に歓迎され、イスタンブールにおいてトルコ人との人種的混乱が起こった。その事情に関して村岡は次のように報告している。「希臘若ハ勃牙利人種ニ属スル土耳其人ハ希臘及勃牙利軍ノ連勝ヲ見テ大ニ喜ヒ漸ク従来ノ態度ヲ一変シ動モスレハ「オスマン」土耳其人ニ拮抗セントスル（省略）土耳其人ノ感情ヲ害スルコト甚シク就中君府ノ如ク常ニ人種ノ軋轢」¹⁰⁹は絶えることなく、欧州列強は自国民を保護するためにイスタンブールに軍艦を派遣した。「君府港内ニ在ル軍艦ハ英、独、仏、露、奥、伊ノ各国ニ隻宛ト羅馬尼ノ一隻合計十三隻ニシテ其ノ他ノ米国軍艦ハ目下航行ノ途中」¹¹⁰であるとして、ボスポラス海峡の状況を報告していた。バルカン同盟の勝利はトルコ国内に在住するスラブ人においても影響を及ぼし、ロシアの民族主義的な政策は有力な思想的な根拠をなしたと観察されていた。

列強の軍艦派遣に際してアメリカも追隨するかどうかが参謀本部の関心事項であった。アメリカのバルカン戦争に関する態度はアメリカ大使館付武官に調査され、「米国ハ依然「モンロー」主義ヲ固執シ欧州ノ政治問題ニ関係スルコトナシト説クモノアレトモ（省略）

米国力機会ヲ得ル毎ニ勢力範圍ヲ拡張ヲ謀ルハ当然ノ処置ナリト謂ハサルヘカラス(省略)数年前ヨリ土領亜細亞方面ニ於ケル経済的発展ニ着目スルコト少カラザル」^三として、アメリカの外交方針はモンロー主義に基づき、元来は欧州政治問題に介入しない態度でありながらも、経済的な利害からこのような行動にでたとされていた。また、アメリカは勢力拡大の好機を探っていると指摘され、モンロー主義の維持に疑問を呈している。

第一次バルカン戦争におけるバルカン同盟の勝利は、戦争当初から現状維持を訴えていた三国協商側で歓迎されていた。他方、ロシアの汎スラブ主義政策の影響力については、ロシア駐在武官によって発信された情報で、「従来独逸民族ノ為ニ全ク圧伏セラレテ沈黙シツツアリシモノ漸ク頭ヲ擡ケ来リ「スラブ」ノ權利ヲ主張シ此ノ際「スラブ」ハ相結合シテ独逸族ニ対抗スシト為シ(省略)『巴爾幹ハ「スラブ」ノ巴爾幹ナリ』ト称スルニ至リ」^四と評価された。ここで注目すべきは、ロシアの汎スラブ主義政策はオーストリアとドイツに在住するスラブ民族に影響力をもって、スラブ民族対ゲルマン民族の対立を引き起こしたことだろう。中島大佐はこの状態を詳細に報告し、「要スルニ民論ニ於ケル「スラブ」対独逸族ノ競争ニシテ此ノ戦役ヲ以テ「スラブ」ハ独逸族ヲ压倒シ得ヘシトシ(省略)外交当局者ノ上ニ於テハ英、仏ノ現状維持主義ニ露、独ノ附随スルアリ奥国ノ従来ノ主張ヲ捨テテ巴爾幹同盟ヲ自己樂龍中ノモノトシテ其ノ牛耳ヲ取ラント欲スルアリ」^五と記した。外交上にはオーストリアがバルカン政策を変更したことにより、三国同盟は三国協商に対して脆弱となったと分析されていた。このように情報将校の情報分析には戦争の人種主義的側面に到るまで詳細に発信されていた。

大正元年一二月になるとバルカン同盟とトルコは膠着状態に陥り、ブルガリアとトルコは休戦条約を締結した。トルコ軍従軍中の観戦武官村岡中佐が十二月二日に参謀総長に宛て、「昨日休戦成立セリ吾人観戦武官ハ本日土都ニ帰着ス「サロニカ」付近ニ於ケル勃牙利希臘間ノ関係ハ頗ル不良ナリ」^六と、休戦がトルコとブルガリア間に成立したことやサロニカにおけるギリシャとブルガリアの関係が悪化した事情を報告している。一方、ブルガリア軍に従軍中の溝口少佐の電報でも、「休戦条約ハ三日夕調印セラレタリ」^七として休戦が成立したことが報告され、トルコとブルガリア双方から休戦の確認が取れていた。バルカン同盟諸国間の利権獲得における意思は共通せず、サロニカの領有においてギリシャとブルガリアの関係が悪化していたことについても、早くも一二月の時点で情報将校に把握されていた。また、イギリス大使館付武官の稲垣大佐は停戦について参謀総長によせた情報で、「巴爾幹休戦ナル但シ希臘ハ之ニ加ハラス平和談判ハ一三日ヨリ倫敦ニテ開カルル

ト英国ノ發議ニ依ル巴爾幹ニ関スル列国大使會議ハ成立ノ望ミアルカ如シ若シ開クトセハ之モ倫敦ニナラント」¹¹⁶イギリス外務大臣グレイのイニシアチブによってロンドン講和會議が開始したと報告した。これにより、モンテネグロ以外の各国が停戦した。ロンドン講和會議における三国同盟と三国協商の対立の深刻さは、情報將校の報告からも理解できる。

休戦條約が締結された時点で欧州列強の態度は改めて調査され、オーストリアとロシアまたはドイツの態度は解明されていた。それはアドリア海をめぐる利害關係における、ロシアとドイツの態度から分析されていた。そのなかで、ドイツの態度は主に注目され、二月六日にロシアからの情報では、「十二月二日獨逸宰相力議會ニ於テ突然強硬ナル言論ヲ為シ獨国ハ奥国ノ危機ニ際シテ兵力ヲ以テ之ヲ助ケ以テ同盟ノ義務ヲ全フスルニ吝ナラスト述ヘ暗ニ露国ヲ脅威セリ」¹¹⁷と、ドイツはオーストリアを全面的に支持しているとの首相の演説が注目され、事態は三国同盟對三国協商の対立に展開すると危惧された。一方ロシアの一二月当初の態度はドイツに対応するような状態であったことが一二日にロシア公使館付武官によって報告された。「露国ハ平和ヲ欲スルモ自己ノ利權ヲ無視スル能ハス奥兵一度足ヲ塞国ニ入レンカ同「スラブ」ハ劍ヲ執ツテ起ツヘキヲ誓フ」¹¹⁸として、ロシアも強硬な態度に出ていたことが挙げられ、戦争勃発当初からロシアとドイツの態度はもつとも懸念されていたことが明確に記されていた。両国の動員や作戦計画に関する情報はロシア駐在武官によって収集され、両国が戦端をひらく可能性は否定できない状況であったことが強調されていた。また、史料ではオーストリアの作戦計画は詳細に報告され、どの地域にどれほど動員させられていたかは明確に記されていた。

ロシア大使館付武官は戦争当初からロシアには三国協商の援助なしにオーストリアと戦争する意志はなく、バルカン半島のスラブ民族に対して外交上の援助だけを行っているとその情勢を観察していた。しかし、アドリア海岸におけるセルビアの進出とそれに対するオーストリアとの対立により、三国同盟の主役であるドイツの強硬な態度はロシア世論を刺激した。このような情勢の中、ロシア大使館付武官はロシア首相ウラジミール・ニコツェフの内外政策に関する演説における汎スラブ主義の宣言、ロシアのバルカン戦争に対する方針・覚悟やオーストリアに対する宣言を紹介した後で、「政府ニハ戦意ナシトハ時局ノ当初ヨリ一般ニ認メラレシ所ナリシカ政府ハ黙シテ語ラサルヲ以テ這般ノ首相ノ宣言ハ欧州ノ耳目ニ刺戟ヲ与ヘタルハ明ナリ」¹¹⁹とし、ロシア首相の演説が欧州政界に衝撃を与えたと観察した。また、イギリスとフランスの宣言への態度について、「之を歓迎シ純「スラブ」式ヲ發揮シテルモノニシテ「スラブ」宗族ノ体面ヲ明ニセリトシ唯巴爾幹事件ヲ以テ独逸

対「スラブ」ノ人種競争ニ及ホサルヲ望ムト注意」¹⁵⁵したことを観察され、民族対立の回避を望んでいると分析されていた。

また、バルカン戦争におけるロシアの対外政策は極東政策との関連から分析されていた。辛亥革命で混乱のさなかにあった中国に対するロシアの政策はどのようなものであったか。ロシア大使館付武官が大正元年一月二三日の報告で、「蒙古事件ニ關シ支那ト平和ノ解決ヲ結ヒ讓歩ノ態度ヲサヘ示シ居ルハ一ハ現内閣ノ平和主義ニ基クト雖近東ノ危機尚去ラス露国ノ全力ハ此ノ方面ニ傾注スルノ必要ニ迫ラレ居ルノ一事大ナル原因ヲ為シアルハ当然ナリトス」¹⁵⁶と、ロシアの極東への対策はバルカン戦争のために軟弱となったと分析され、大陸政策を活発化させる機会として捉えられた。第三次日露協商で確定した蒙古の權益を、ロシアは露蒙協約で確保した。日本にも同様の機会があったわけである。すなわち、日本の大陸政策において一新策を演じられる機会があるというニュアンスは強調されていた。

以上、参謀本部が第一次バルカン戦争に於いて行った情報収集活動を解明してきた。参謀本部は第一次バルカン戦争において各国の大使館付武官、トルコとブルガリア両国軍に従軍した観戦武官によってその情報網を構築し、情報収集活動を行った。情報将校が収集した情報業績から、バルカン戦争の原因として、ロシアの汎スラブ主義政策が提示され、バルカン同盟の人種主義的側面が観察された。

参謀本部が本戦争で行った情報収集活動の特徴として、戦争の経緯や戦略はもちろん、欧州列強の態度により一層の関心を寄せていた点を挙げることが出来る。バルカン戦争が欧州列強間の外交関係の観点から徹底的に調査された。ロシアの汎スラブ主義政策がバルカン半島におけるオーストリアの利害関係における脅威として捉えられていることやその対抗策に関する情報は継続的に参謀本部に寄せられた。オーストリア対ロシアという構図は三国同盟と三国協商の対立の観点からも考察され、バルカン戦争は欧州戦争に変化する危険性をもつものとして重要視されていた。

参謀本部は第一次バルカン戦争における欧州列強間の外交関係の悪化に危機感を強めた。一方、バルカン情勢において欧州列強の態度は極東情勢との関連からも分析され、日本の対中外交政策への反映が期待された。すなわち、これまで対ロシア情報活動地帯に過ぎなかったバルカン半島は、欧州列強の政戦略と情勢に関する情報収集拠点に変化した。また、欧州列強間に存在する人種主義的な傾向が観察され、その外交政策は注目されたのである。このような欧州情勢は日本にとって、中国進出の好機であると分析されていたことが注目

すべきである。

第三項では、参謀本部がロンドン講和会議から第二次バルカン戦争にいたる期間に欧州諸国間の外交関係や対外政策に関してどのような情報収集活動を行っていたかを検証する。

第三項 ロンドン講和会議決裂後の情勢判断

参謀本部が第一次バルカン戦争において行った情報収集活動では、ロシアの汎スラブ主義を基盤にした外交政策が成功し、バルカン同盟の勝利とバルカン半島におけるスラブ民族の帰属意識（アイデンティティ）の形成がオーストリアとドイツに危機感を抱かせた、と分析された。第一次バルカン戦争を通じて、イギリスやフランスでもスラブ民族対ゲルマン民族の対立構図は話題となり、ロンドン講和会議において列国大使会議が開催されることによって、バルカン戦争に対する列強の協同的な処置が目指された。

ロンドン講和会議はバルカン問題の解決よりも、三国同盟対三国協商の利権争いの様相を呈していた。欧州列強は戦争当初には戦争当事国双方の領土的拡張を許さない姿勢であったが、バルカン同盟の勝利によりその外交方針が変化した。セルビアによるアドリア海進出でオーストリアとロシアが対立したため、その結果現状維持に固執しないスタンスに変化したことが伺える。以上の経緯は、フランス大使館付武官が大正元年一月二五日に発信したレポートに以下の通り記されている。

戦争ノ結果ハ以外ニバル幹諸邦ノ為ニ有利ニシテ土軍ヲ掃蕩シタルニ依リ茲ニ歐洲列強ノ輿論ハ一變シ最早現状維持ヲ論スヘキ非スト為スニ至レリ但シ諸大国ハ領土擴張ノ意思ナキヲ宣明スヘシトハ佛国之ヲ首唱シ他ノ諸邦モ概ネ同意ヲ表セリ然ルニ奥匈国ハバル幹諸邦ニ利害ノ関係アリ奥匈国ハ塞耳比ノ「アドリヤチック」方面ニ進出シテ此ノ方面ニ地域ヲ擴張スルヲ欲セス平和談判ノ開始前ヨリ塞国境ニ大兵ヲ動員集中シテ威壓セント欲シ露国ハ「スラブ」人種タルバル幹諸邦ノ正当ノ権利ヲ保護セサルヘカラサル位置ニ立チ居ルヲ以テ奥匈国ノ挑戦的態度ハ単ニ塞国ニ對スルニ非スシテ露国ニ関係アリ尚詳言スレハ此ノ問題ノ解決ハ三国同盟對三国協商ニ懸レリ今英国ニ於テバル幹諸邦對土耳其ノ平和談判開始セラルト共ニ別ニ英、佛、露、獨、奥、伊等列強代表者ノ会儀アリテ平和談判ノ進行ヲ監視スルハ實ニ此ノ消息ヲ語ルモノナリ¹⁸

ロンドンで行われた講和会議と別に行われた列強国大使会議は、上記の通りバルカン戦争が列強間（三国同盟対三国協商）の戦争になることを回避するための試みであったと考察されていた。講和会議は、トルコとバルカン同盟側が互いの主張を認めなかったため進捗しなかった。トルコの提案はアドリアノーブル州以西のヨーロッパにあるトルコ領でバ

ルカン同盟が占領した地域の割譲を承認し、それにアルバニア自治問題を列強の決定に任すことだった。トルコはエーゲ海の諸島とクリート島を割譲しない姿勢だった。しかし、バルカン同盟はトルコがエーゲ海の諸島やアドリアノーブルの割譲、クリート島を放置することの承認を主張したため、講和会議は中々進捗しなかった。

ロンドン講和会議の進捗情況に関する情報はイギリス大使館付武官稲垣大佐が参謀総長に発信していた。稲垣大佐は大正元年二月二一日に発信した電報で、「平和談判ハ希臘ト談判スルコトニ関スル土耳其ノ訓令来ラサル」¹²³ために、二一日まで延期されたことを伝達し、同月二三日に、「英国外務省広報ニヨレハ大使会議ノ結果ニヨリ列強ハ「アルバニア」ノ自治及「セルビヤ」ニ工業ノタメ「アドリアチック」沿岸ニ港湾ノ獲得ヲ許スコトニ同意セリ」¹²⁴と、列強大使会議における列強の協調姿勢によりアドリア海に関する事項は解消されたことを報告した。また、バルカン同盟とトルコの講和会議に関して二五日に、「昨日土耳其ハ希臘ヲ無条件ニ談判ニ加ヘリ諸国ハ「ロドスト」「ミズリ」以東及「ガリポリ」半島ヲ除キタル欧州土耳其及「イーヂアン」諸島ノ割譲ヲ要求セリ」¹²⁵と発信していた。

稲垣大佐は講和談判において情況に変化がある場合、その状態を順次報告した。大正二年一月初頭の報告で、「マセドニア及ヒエピルスヲ割譲シアルバニアノ自治ハ列強ニ委スアドリアノーブル州及ヒエヂーアン諸島ハ割譲セス（省略）談判ハ進歩ス」¹²⁶として、講和談判が進歩したことについて発信したが、講和談判に列強の介入があったとして一八日に、「列強ハ土耳其ニ対シ「アドリアノーブル」ヲ割譲シ「エジヤン」諸島ノ処分ハ列強ニ委任スル」¹²⁷という、トルコに対する列強の勧告があったことを報告している。一月二三日、一連の交渉結果に激高した国民によるクーデタが発生し、トルコに政変が起こった。稲垣大佐が二五日に発信した電報で「土耳其新内閣ハ列強ノ勧告ヲ容ルル望少シト信セラルルモ巴爾幹談判委員ハ目下何事モ急カス土耳其ノ列強勧告ノ回答ヲ待ツ」¹²⁸ことに決定したことが伝達されていた。このように、稲垣大佐はロンドン講和会議における交渉内容を詳細に報告書にまとめて参謀総長に報告していた。後述するが、ロンドン講和会議はトルコ新内閣の態度豹変によって困難に直面する。その前に、参謀本部第二部の情報分析に言及しておこう。

参謀本部第二部における情報分析の成果は、大正二年一月四日の調整を経て、外務省にも提供された。その中で、休戦条約の要領、両軍の情況、平和談判の進捗情況、列強大使会議や列強の態度が分析されていた。バルカン同盟の一般情況や欧州列強の情勢は情報収集業績によって考察され、欧州諸国の外交情況は詳細に説明されていた。

まず、バルカン同盟やトルコに関する観察を確認しよう。ギリシヤを除く休戦後の一般情況としてトルコとバルカン同盟の各国が個別に分析された。トルコについて、「連合軍側ニ内訌アルヲ偵知セルト小亜細亜方面ヨリ援軍ノ準備ヘ（省略）講和談判ニ於テ若シ連合軍側ノ要求過大ナルハ談判ヲ中止シ戦争ヲ継続」¹³⁷しているとされ、トルコがバルカン同盟内の対立を察知していたことや、平和談判中にアジアからヨーロッパ方面へと軍備を再編していると観察された。ブルガリアに関して、「交戦諸国中最モ平和ノ成立ヲ希望スル（省略）元来勃牙利ノ余リニ強大トナルハ露国ノ好ム処ニ非サル」¹³⁸とされ、ブルガリアのアドリアノール進出はロシアの利害に反することからその牽制を受けていると分析されていた。セルビアに関して、「アドリアチック」海ニ進出スルト否トハ実ニ其ノ国家死活ノ問題ナリ（省略）「アルバニア」ノ独立宣言アリ而モ露国ノ援助ヲ得ス列強ハ之ヲ以テ欧州ノ禍乱ヲ起スヲ虞レ」¹³⁹ることにより、一月二〇日にロンドンにおける列国大使会議でアルバニアの独立を認め、セルビアにアドリア海岸に港の獲得が許可され、それは商業だけの目的に限定されたことがあげられ、セルビアはオーストリアの主張に屈服したと分析された。ギリシヤについてヤナナの攻略において占有は容易に達せられないと観察され、トルコとの海戦は継続中でありながらも、決戦にはいたっていないことが注目されていた。

また、交戦国ではないがルーマニアとアルバニアについても分析された。ルーマニアはブルガリアに、「ニルスチエック」ヨリ「ワルナ」ニ互ル線以北」¹⁴⁰の割譲を要求していることやそのためにシリストラの占領を企画していることからルーマニアは目的を貫徹する意志が強固であると分析されていた。また、列国大使会議においてアルバニアの自治は承認されても、境界線や主権者に関する事項は未解決であると観察され、「三国同盟側ハ其ノ境域ヲ可成大ニシ以テ巴爾幹半島ニ於ケル「スラブ」族ノ勢力ヲ制圧セント欲シ三国協商ノ意向ハ之ニ反スルヲ以テ其ノ決定ヲ見ル迄ニハ尚幾多ノ波瀾」¹⁴¹を惹起するとして、アルバニア問題は容易に解決される問題ではないと分析されていた。

一方、欧州列強の態度に関して汎スラブ主義の成功は分析の重大なる部分を占めており、戦争の民族主義的な側面の観点で考察されていた。オーストリアは国内やバルカン半島におけるスラブ人種の勢力拡大を懸念していたことが、上記であげてきた情報将校の情報業績からも読み取れる。情報分析に於いてもオーストリアは、「塞国ヲシテ「アドリアチック」海ニ進出セシメンカ之レ半島ニ於ケル露国勢力ノ増大ニシテ延チ自国内ニアル「スラブ」人種ノ動揺ヲ来タス」¹⁴²と、国力を賭けてこれに対抗してきたこと、列国大使館会議の決

議によつてこのような懸念は解消されたと分析されていた。それに対してロシアの態度は、「巴爾幹連合軍ノ成功ハ即チ汎「スラブ」主義ノ成功ニシテ露国ノ精神的勝利ト謂フ（省略）主トシテ外交的手段」¹³⁵によつてバルカン同盟を援助することに尽力すると推測され、ロシアはバルカン同盟の勝利を汎スラブ主義の成功だと認識し、満足していると觀察されながらも「露国モ奥国ノ戦争準備ニ対シテ備フル所アリ昨年除隊スヘキ予備兵ノ帰郷ヲ許サス又奥国国境ニアル軍隊ハ充分戦闘準備ヲ備ヘアリ」¹³⁶と、両国間の緊張関係は継続していると分析されていた。このように、オーストリアとロシアの関係は人種的側面に配慮しながら分析されており、欧州列強の対外政策における人種主義的、民族主義的な傾向が強調された。ロンドン講和会議において欧州列強の懸念事項であるセルビアとオーストリア間の問題を解消する協同的処置をおこなつたにもかかわらず、ロシアとオーストリアは未だ緊張関係にあった。

しかし、トルコ政変前に情報分析を行ったため、参謀本部にはロンドン講和会議は成功すると見通しがあつたが、トルコでの政変発生により、情況は圧倒的に変化した。トルコ新内閣が交渉内容を否認したことにより、ロンドン講和会議の議題が破棄されたからである。イギリスから大正二年一月三十一日の電報で、「巴爾幹委員ハ昨二十九日談判破裂ヲ土耳其委員に通知ス」¹³⁷として、講和談判が決裂したことが報告された。

トルコ政変の原因やその実態に関してロシアからの情報は包括的であつた。ロンドン講和会議中に、各国の講和会議における態度は各国から報告されており、当然であるが、講和談判進歩状況はイギリス大使館付武官に頼つていた形跡がある。ロンドン講和会議が決裂した後に、各国からの報告は活発に行われていた。講和会議が解散した三日後にロシア大使館付武官中島大佐が新情勢について下記のように発信している。

獨、奥ノ企テタル陰謀ハ機漸ク熱シテ一月二十三日ニ於ケル土耳其ノ政變トナリ局面全ク一變シ事件ハ漸ク複雑ヲ極メ勃、羅ノ反目ハ愈々甚シク露国ノ土、羅ニ對スル脅威トナリ獨、奥ノ土耳其ニ對スル公然ノ援助トナリ（借金及式器供給）小亜細亜ニ關スル獨逸ノ宣言トナリ列国艦隊ノ近東派遣トナリ（省略）巴爾幹ノ天地ハ再ヒ砲烟ノ包ム所トラントスルノミナラス歐洲列強間ノ關係モ却テ陰惡トナレリ¹³⁸

上記の中島大佐の報告からも窺えるように参謀本部はドイツとオーストリアの陰謀によつてトルコで政変が発生したこと、トルコへの支援による勢力拡大を図つたこと、欧州列強間の関係は深刻化したことが觀察されていた。トルコ政変がドイツやオーストリアのドイツとオーストリアの陰謀によつて発生したことに關する情報獲得は情報將校の活躍を示

すものである。政変後のトルコ新内閣が親ドイツ派となったことはバルカン戦争史の通説であるが、当時トルコ政変がドイツやオーストリアの陰謀によって起こされたことは一般的には知られていない。参謀本部がこのような極秘情報まで取得したことはその収集能力が優れていたことの証明である。

トルコ政変によるドイツのトルコにおける勢力拡大は、イギリスのインド権益やロシアの南下政策の妨げになることから、イギリスとロシアは警戒した。ロシアのアルメニア工作は、ドイツやオーストリアによる政変工作への対抗策であった、と中島大佐は分析した。参謀本部が当該諸外国の勢力関係について多大な注意を払っていたのは、列強間の戦争が予期されていたからである。バルカン戦争に関する情報収集業績を一読すれば、バルカン戦争がヨーロッパ戦争に発展する可能性をもつものだったことは明白であった。すなわち、情報将校はあくまでもバルカン戦争を他国の物事として把握したのではなくて、日本の対外政策や国防政策における活用を目的として情報収集を行ったのであり、日英同盟や日露協商を締結していた日本にとってこのような列強間の情勢は決して無関係ではなかったのである。

参謀本部が収集した情報から、ロンドン講和会議後に欧州列強の政略がトルコのアジア領土における利権確保に変化したことが読み取れる。実際ドイツの陰謀による政変は欧州列強のトルコにおける利権への関心を増加させたのであり、そのことは情報将校に察知されたのである。ロシアは、オーストリアとアドリア海で、ドイツと小アジアで、利害関係が衝突していた。イギリスはそれがどの国によってであつてもボスポラス海峡が獲得されることはインド方面防護のために望んでいなかった。ドイツの陰謀によってなされた政変によって欧州列強の関心はバルカン戦争での利害関係より転じてアジアトルコ方面に移った。ドイツ大使館付武官田村大佐が大正二年一月二九日にトルコのアジア領土に対するロシアの行動について諸情報を発信した。「露国ハ「アルメニヤ」ニ対シテ策動スヘキ準備ヲ備ヘタリト謂ヒ而シテ塙紙ノ如キハ三国協商側ニハ亜細亜土耳其ノ処分ニ対シテ一ノ協約アリト謂フ以上ノ諸情報ハ末タ信ヲ措クニ足ラス」¹³⁰と情報の信憑性に疑義を呈しながらも、ロンドン講和会議後の列強間の新情勢判断をなし、「今ヤ巴爾幹問題ヲ処分スルモノ一ニ列強ノ合力ノミニシテ三国同盟ト三国協商ノ接衝蓋シ之ヨリ益々激烈ナルモノアランカ」¹³¹と推測し、ロシアの行動が列強の關係に緊張を与えたと分析していた。一方、ロシア大使館付武官中島大佐が大正二年二月三日に参謀本部によせた報告でバルカン問題における欧州列強の外交方針を新情勢下で分析し、下記のように発信していた。

露国ハ英、佛ノ同意ヲ得最後ノ手段トシテ「アルメニア」方面ニ活動シ、以テ土耳其ヲ壓服セントスルヤ独逸ハ一方禍亂ヲ縮小スル為メ初メ局外中立ノ維持ヲ説キタルカ逐ニ堪ヘ得スシテ左ノ宣言ヲ成スニ至レリ（一）萬一亜細亞土耳其ニ於テハ處分ノ事アラシカ獨逸ハ其ノ配分ニ興ルノ權ヲ有ス（二）小亜細亞ニハ何國ト雖手ヲ觸レシメス（三）多島海ヲ希臘ニ興フルヲ欲セス然ルニ英國ハ「ボスボラス」海峡ハ印度方面防護ノ為メ何國ニモ興フルヲ欲セス露ハ之ニ反シテ「ボスボラス」海峡ヲ自己ノ領内ニ置キ黒海トノ自由航行ヲ為サントハ多年ノ希望ナリ此ノ點に於テ両者利害相違シ露國ノ對独政策ニ關スル一難問ナリ¹¹²

上記のように、ドイツのトルコ政策に対抗して、ロシアは対トルコ政策を転換させ、アルメニア地域で活動を開始した。ドイツはロシアの動向に反発して、トルコのアジア領土について強硬な態度を表明した。中島大佐は、このような情勢に鑑み、「今や巴爾幹半島ノ利害關係ハ東漸シテ亜細亞土耳其ニ移リタルモノニシテ列強ノ利害關係ニ關シ一新生面ヲ開カントスル」¹¹³ものとして、欧州列強の利害關係はトルコのアジア領土における利権争いに集中したと分析していた。また、ロシアのボスボラス海峡領有に対するイギリスの利害關係が現存することが指摘され、ロシア对ドイツの敵対關係においてロシアの外交上の孤立は改めて主張されていた。このように、情報将校は、ロンドン講和會議決裂後の欧州情勢は戦争中よりも險悪になったこと、その利害關係はトルコのアジア領土に移行したことに注目していた。

ロンドン講和會議決裂後の大正二年二月二十八日、改めて參謀本部第二部でバルカン戦争に關する情勢分析が行われた。二月三日に戦争再開後のヤニヤ、スクタリ、ガリポリやアドリアノーブルの戦況は大局に影響するような發展を見せなかつたとされた。欧州列強の一般形成は集中的に分析されていたが、ロンドン講和會議における欧州列強の協同的な態度は、「表面ノ假装ニ過キスシテ其ノ裏面ヲ窺フトキハ列強各自ノ意圖ハ全ク一致ヲ缺キアルコト明ニシテ特ニ三国同盟對三国協商ノ暗闘ハ依然トシテ持續」¹¹⁴しているとされていた。また、欧州列強の對外政策における變化が指摘され、「近東ニ對スル列強ノ野心ハ漸ク暴露セラレントシツツアリ」¹¹⁵として、欧州列強の関心はトルコのアジア領土における利権獲得に移行したと分析された。その中でも、ロシア对ドイツの敵対行動についてロシアは、「高加索方面ヨリ兵ヲ「アルメニア」地方ニ出シ之ヲ占領スヘシト脅威シ」¹¹⁶として、トルコのアジア領土に対する脅威が強調されドイツとオーストリアに關して、「巴爾幹半島ノ再戦ヲ企画シ「ヤニヤ」ヲシテ「アルバニア」州ニ含有セシメンカ為メ之ヲ希ニ與ウ

ルヲ欲セス(省略)土、羅両国ヲ接近セシメ巴爾幹同盟ヲ脅カサシメ以テ極力「スラブ」勢力ノ伸張抑圧ニ努メ」¹⁴⁶⁾ているとして、ドイツとオーストリアは協力してアルバニア境界問題を有利にしようとする一方、ルーマニアとトルコの接近を企画しながらバルカン半島におけるスラブ勢力を抑制する政策にでたと分析されていた。

このように、参謀本部ではトルコ政変とロンドン講和会議の決裂により欧州列強の利害関心がバルカン半島からトルコのアジア領土に移ったことが分析されていた。情勢判断に関する分析から見れば、欧州列強の対外政策上における変化は欧州列強の関係を一層緊張させると見通しがあったと言える。

参謀本部が第一次バルカン戦争において行った情報活動の成果から見れば、情勢に対応してインテリジェンスタージェットが明確に確定され、各国に派遣された大使館付武官がその目的遂行のために新聞、当該国の将校やインテリジェンス機関から情報を収集していたことが理解できる。その一例として、ロシア大使館付武官中島大佐が情勢判断にトルコ政変がドイツとオーストリアの陰謀によるものであったことまで取得されていたことが、参謀本部の情報収集能力の高さや情勢判断能力の正確さを提示するものであろう。

第一次バルカン戦争は参謀本部によって、欧州各国の対外政策だけでなく、三国同盟や三国協商の内面的な情勢まで把握され、さらに同盟関係が各国の政策に与えた影響まで観察されていた。

第二項で述べたように、参謀本部では人種戦争としての側面に注目していた。そのような傾向はどの時点まで持続する現象であったかを確認すべきであろう。次に、ロンドン講和会議後にトルコのアジア領土に展開した欧州列強の対外政策においてどのような活動が行われ、どのように分析されていたかを第三節で検証してゆく。

第三節 欧州列強の外交政策に関する分析―第二次バルカン戦争

第二節で参謀本部が第一次バルカン戦争において行った情報活動を検討した結果、欧州列強の対外政策における人種主義的傾向の把握に成功していたことを解明した。また、ロンドン講和会議の失敗は欧州列強の対外政策を転換させ、トルコのアジア領土分割に移行したと観察されていた。このように欧州列強の外交政策の転換を発見した情報将校は、再び開始されたバルカン戦争においてどのような情報収集を行い、バルカン同盟内の不調和、欧州列強のトルコにおける利権拡大をどのように分析していたかを解明する。

また、バルカン戦争において行われた情報収集活動は、欧州列強の対外政策や利害関係

に関する情勢判断に亘る範囲で観察され、分析されていた。

バルカン情勢は日本にどのような影響を及ぼしていたか、いなかったかを検討し、情報収集成果から日本外交にどのようなことが希望されていたかを探求する。そうすることによって、バルカン戦争と日本との関連性を検討し、参謀本部の情報収集業績の位置づけを客観的に評価できるであろう。

第一項では、第一次バルカン戦争の再開から終結までの期間を対象とする。バルカン同盟諸国の内訌によって、第二次バルカン戦争が、バルカン同盟内の戦争に変化した遠因を、参謀本部がどのように観察していたかを検証する。

第二項では、トルコのアジア領土における欧州列強の利権競争に関する情報収集成果を検討し、解明する。欧州列強のトルコのアジア領土における植民地化活動はどのように洞察されていたかを論証し、参謀本部でどれほど察知されていたかを確認する。

第三項では、バルカン半島情勢をもとに、参謀本部が作り上げた人種主義的国际情勢判断を客観的に評価する。

大 第一項 インテリジェンスからみるバルカン同盟諸国の内訌と欧州列強の利権拡大

バルカン戦争の再開はトルコ政変を仕掛けたドイツやオーストリアの陰謀だと、参謀本部は解釈した。ロンドン講和会議の際にアドリアノーブル、チャタルジャスクタリとヤニヤはバルカン同盟諸国に包囲された状態であった。アドリアノーブルはアジアトルコに対するドイツの利害関係への脅威であり、スクタリは大アルバニアを主張するオーストリアの政策上の要点であった。また、ギリシャとトルコの間ではエーゲ海のドデカネス諸島をめぐる海戦が継続中であった。両陣営とも財政上に困難な状態であり、トルコは早くも大正元年二月中旬にイギリスにハッキ・パシヤを派遣し、仲裁を依頼していた。バルカン同盟対トルコの講和談判が頓挫しても、列強大使会議は交渉中であった。

外交面で、ルーマニアのブルガリアに対する脅威や、ロシア対オーストリアの関係は、情報将校が注目した論点であった。ルーマニアの行動は欧州列強間の懸念事項であり、ブルガリアからの領土割譲要求が勢力衝突に発展した場合、欧州の和平を破壊する引き金となるという予測によるものであった。参謀本部でこのようなバルカン戦争の情勢がどのように観察されていたかを確認する。

また、参謀本部でロンドン講和談判決裂により欧州列強の外交政策がトルコのアジア領土獲得に転換したことが把握されていた。ロシア、ドイツやイギリスの対外政策の交差点

であるアジアトルコにおいて欧州列強の利権拡大が実施されたが、情報将校がこの現象をどれほど理解していたかは注目すべき点である。それでは、本項で参謀本部の情報収集活動においてバルカン同盟の内訌と欧州列強のトルコにおける植民地化がどのように把握され、分析されていたかを解明する。

バルカン戦争の再開によって、両陣営の状態に関する情報が必要であった。トルコ駐在武官村岡中佐は三月一五日の電報でトルコとバルカン同盟諸国の財政状況について、「戦争開始以来各交戦国ハ其ノ国民中戦争ノ役ニ堪ユヘキ者ハ殆ト挙テ軍旗ノ下ニ召集セリ随テ国内ノ産業大ニ類廢シ其ノ損害又頗ル著大ナリ（省略）巴爾幹同盟国ノ財政非常ナル難境ニ陥ル」¹⁴⁵と予想した。バルカン諸国では国民の総力を戦争に傾注しており、産業衰退と財政困難によって戦争継続を困難にしていた。「戦争再興後ノ今日ナルヲ以テ多少同盟国ノ要求ハ高値トナル」¹⁴⁶と、バルカン同盟側の賠償要求が高額となることを推測し、戦争継続は双方にとって不利であることを説いていた。

バルカン戦争の戦況に関するオーストリアからの大正二年三月一五日の報告で、「ヤニヤ」ハ終ニ三月六日ヲ以テ全然陥落セリ」¹⁴⁷として、ギリシャ軍がヤニヤを占領したことを報告した。また、アルバニア自治の承認による露奥両国の意見一致を新聞から引用し、両国「戦備撤退ヲ公示スルヤ（所謂「コムニケ」ニ依リ）奥都諸新聞ハ筆ヲ揃ヘテ之ヲ歡迎セリ」¹⁴⁸という説は、両国関係の改善を示すものであるが、ロシア政府が公表する内容とコムニケの報道の相違点に着目し、「復員ハ当分露境方面ノ軍隊ニ止マリ南方塞境ニ在ルモノハ依然従来ノ姿勢ヲ維持スル」¹⁴⁹とオーストリアのセルビアに対する動員状態に大いに注意を与えていた。このことに関してより確実な情報は、大正元年一二月にロシア大使館付武官に補せられた蠣崎富三郎少将が参謀総長に三月一三日にあてた報告書で確認できる。「本日露国政府ハ露奥国境ニ於ケル両国ノ復員（以下電文不明）奥匈国政府ノ南方巴爾幹ニ対シテ積極的動策ニ出テスト公文ヲ發表セリ」¹⁵⁰と、両国の国境における軍隊が撤退したことの確認が取れていた。露露の緊張緩和は、両国の大使館付武官から報告された。列強大使会議がこの緊張緩和に影響を与えたと、武官たちは評価した。

三月二六日のアドリアノーブル陥落は世論に衝撃を与えた。ドイツ大使館武官は、「今ヤ一般ノ観想ハ交戦国何レモ疲労シ戦局殆ト終息シ而シテ列強ハ七分ノ効ヲ顯シ遂ニ其ノ講和条件ヲ採用シテ平和ノ近キニアルヲ悟ラシメ」¹⁵¹たとして、各国が講和条件策定に入ることを予想した。アドリアノーブル陥落によって、イスタンブール近郊チャタルジャ方面に戦線が移動する。これにより、「小亜細亜ノ運命ニ動揺ヲ来サンカ英外相「グレー」カ近

日演説セシカ如ク列強ハ最早利害關係少キモノトシテ傍觀ノ位置ニ立ツコト能ハス」¹⁵⁰という状況になったと觀察した。

ヤニヤとアドリアノーブルの陥落は講和談判への期待を高め、三月中に欧州列強が講和条件の策定につとめていた。参謀本部ではバルカン同盟間の内訌に注目していた。バルカン同盟の内訌に関して村岡中佐はサロニカで三月に発生したギリシヤ王暗殺事件を上げ、「希臘王「ゲオリヒ」第一世ハ三月十八日午後「サロニカ」ニ於テ希臘人（？）AlxandrosSchinasノ為メ暗殺セラレタリ（省略）在君府ノ希臘新聞ハ公然王ノ暗殺ハ勃牙利人ノ処成リト論断」¹⁵¹されているとして、ギリシヤ王の暗殺はブルガリアの陰謀との見方が強く、バルカン同盟国間の関係は險惡となると予測していた。村岡は、境界線確定に関するバルカン同盟の内訌を大正元年一月から察知しており、サロニカ分配をめぐるギリシヤとブルガリアの対立や、セルビアとマケドニアの境界線問題を報告していた。

一方、ロシア大使館付武官が三月下旬の報告で、「忽チ平和ノ光明ヲ見ル巴爾幹事件ノ情況ヲ表面ヨリ觀察シテ直ニ喜憂ヲ分ツカ如キハ過早」¹⁵²であるとして、これまでバルカン情勢によって欧州の和平が乱れてきたことから、平和的解決に悲觀的觀測を示した。他方で列国大使會議については、「巴爾幹事件ヲ局限スルニ就テハ確ニ尠カラサル効力」¹⁵³を呈していたことを評価し、戦争拡大の阻止に成功したと見ていた。ロシア大使館付武官はバルカン同盟の内訌に関して触れていないが、土、奥、独、英からの報告ではバルカン同盟内の不調和は順次報告されていた。

まず、バルカン同盟の内訌は、大正二年四月中旬から、各国の大使館付武官によって報告されるようになった。イギリス駐在武官は、イスタンブールのロイター通信員から入手した情報を次のように伝えた。その内容は、トルコとブルガリアが、四月一七日に「口頭ヲ以テスル休戦条約ヲ締結」¹⁵⁴したというものであった。駐在武官は、ウイーン、サロニカ、ロンドンの報道を総合的に分析し、ブルガリアは領土分配に関する懸念から休戦を欲したのだと判断した。

また四月二三日には、オーストリア大使館付武官が、トルコとバルカン同盟に対して列強が和平を勧告し、これが進展する見込みであると伝えた。バルカン同盟の不調和に関して、「巴爾幹同盟諸邦ノ内訌愈々難境ニ入ラントスル即チ勅国ト希国間ニ「サロニカ」争奪問題ヲ惹起シ今ヤ両国共ニ互ニ兵力ヲ推シ（省略）勅国ト塞国トハ「プリズレン」及「モナスチール」地方ノ争奪ニ関シテ互ニ相譲ラサル」¹⁵⁵情勢であることが順次報告されていた。バルカン同盟内の領土確保問題が軍事的に解決されるのか否か、参謀本部は注目して

いた。

四月中に列国大使會議が策定し、提起した平和条件は五月一日に、両陣営に承諾された。イギリス大使館付武官の五月三日報告は、「遠カラスシテ再ヒ平和談判ノ開始ヲ見ルニ至ルヘク倫敦ハ再ヒ平和談判ノ地ニ選定」¹⁶⁰されたとして、平和談判がロンドンで再開されることや、五月一日に大使會議において改めて平和談判の条件が協議されていたことを報告した。ロンドンの講和談判の準備が進められる中、バルカン同盟間の軍事行動やその準備が五月七日にドイツ大使館付武官のレポートで報告された。「スクタリ」付近ニ在リシ塞兵ノ大部ハ「ドラツツオ」ヨリ「サロニカ」ニ船舶輸送セラレ（省略）勃、塞ノ前進部隊ハ「イスチツプ」ニ於テ小衝突ヲ為セシ如ク」¹⁶¹、セルビアによるサロニカ派兵やセリビア、ブルガリア間における衝突が現実化したことを述べ、バルカン同盟の内訌が取り返しの付かない段階になる前に列強が介入すると樂觀視していた。

実際、バルカン諸国内の占領地域の分割案策定における不一致は、欧州列強が危険視するところであった。スラブの保護者であるロシアはセルビアとブルガリアの利権確保問題を解消するために會議を開催するよう働きかけていた。その実態に関して、フランス大使館付武官が五月一七日に次のように発信した。「三国主張スル所互ニ隔絶甚シト雖列強殊ニ喫、伊ノ圧迫ヲ受ケ蒙ルヘキ危害ノ大ナルニ比シテ妥協讓歩ノ優ルヲ知ル（省略）土国並巴爾幹諸邦ハ委員ヲ英京ニ派シ近ク平和談判ノ解決ヲ急キ又ハ一方「スラーブ」人種間ノ紛擾ニ関シテハ露都ニ於テ會議中」¹⁶²であるとして、バルカン同盟諸国がロシアにおいて境界問題について會議している状態を記し、バルカン問題がロンドンやロシアの會議によつて解消されると推測していた。

ところが、ギリシャとブルガリアの占領地域の分割に関する商議は熟成せず、ロシアの仲裁によるセルビア、ブルガリア間の會議は機能しなかったことにより、バルカン同盟内の境界問題は解決されないまま、ロンドン講和會議やパリ講和會議が開催されるにいたった。ドイツ大使館付武官が三国の關係に関して五月二六日に送付したレポートで、「最近「アデン」ヨリノ報ニ依レハ塞、希兩國ハ五月二十二日條約ヲ結ヒ兩國ハ其ノ占領地ニ於ケル勃國トノ境界劃定ノ為メ要スレハ兵力ヲ以テ互ニ援助セント約シタルカ如シ」¹⁶³と、ブルガリアとの境界問題について、セルビアとギリシャの協力關係が成立したことが分かる。参謀本部に発信されたレポートから、ロンドン平和条約締結以前にバルカン同盟国間の国境問題が戦争の要因となる怖れが存在していたことが觀察されていたと言える。情報将校は、バルカン同盟内の動向の觀察においても、的確な情報収集活動による情勢判断を

行っていた。

欧州列強は、五月上旬に列国大使会議によって策定された条件を両陣営に通告した。その内容は、第一に、Midyeh-Enez 線以西にあるトルコのヨーロッパ全領土を割譲すること、第二にアルバニアの境界を決定すること、第三にエーゲ海の諸島やクリート島を列強に委任すること、であった。トルコはその提案を承諾し、バルカン同盟側は修正を求めたが、結局五月三〇日にイギリス外相の主導で調印に到った。ロンドン講和条約に関するオーストリア大使館付武官の報告で、「倫敦平和会議ハ巴爾幹諸邦側ノ修正案ノ為メ一時行艱ミノ状ヲ呈セルノ觀アリシカ英國外相「グレー」氏ノ強制的勸告ニ依リ終ニ五月三十日何等ノ修正ヲ施スコトナク調印」¹⁶⁴されたとし、条約内容を詳細に伝達していた。約八ヶ月続いた第一次バルカン戦争は、大正元年五月三〇日に調印されたロンドン平和条約により終結した。

しかし、ロンドン条約が締結されても、欧州列強に委任されたアルバニア主権問題やバルカン同盟間の境界問題は解決されていなかった。参謀本部に寄せられた情勢判断では、ルーマニア、ブルガリア間の国境問題がロシアのイニシアチブによって解決されたことや、ロシアの支援を受けたバルカン同盟の勝利をもって、ヨーロッパにおけるロシアの外交力が復活したものと分析された。また、トルコのアジア領土に対する欧州列強の利権競争に関する情報が相次いで報告された。

大正二年五月七日、参謀本部は次のような情勢判断を行った。バルカン同盟の内訌は、「希臘ハ極力「サロニカ」領有ニ関シテ勃牙利ト争ヒ勃軍ノ攻撃ニ対抗シテ同市ヲ防禦スル為ニ新ニ動員ヲ命シ塞国ハ希臘ニ左祖シテ援軍ノ準備」¹⁶⁵をしているとして、四月中の情勢に関する分析が行われた。また、セルビアとブルガリアの形勢が切迫していると情勢認識の基に、「勃軍ハ「ドラマ」付近ニ於テ其ノ主力ヲ集中シツツアリト報セラレ羅馬尼ハ希、塞両国ニ同盟シテ勃国ニ当ルヘシト風説スラ傳ヘラルル」¹⁶⁶と、觀察された。このような、バルカン同盟諸国の切迫した関係は、欧州列強の干渉によって解決されるものと観測された。

欧州列強はバルカン戦争によって生じた混乱を好機と捉え、トルコにおける勢力拡大を図った。欧州列強の対外政策がバルカン地域より中近東地域に転換したことにより、参謀本部は同地域に関する情報を重要視し、その情勢を觀察した。一方、欧州列強によるトルコのアジア領土、アラビア半島領土における分割は詳細に調査されている。参謀本部の情報収集活動は列強の利権拡張活動以外の情勢も網羅するものであった。参謀本部に発信さ

れた諸情報には、バルカン戦争当初からトルコに在住する多様な少数民族に関する調査もなされており、少数民族間の問題の由来を解明するために収集されたとみられる。

参謀本部に送られたレポートにアルメニア問題やクルド問題に関する史料が大量に存在することは、当時の欧州外交に於けるこの問題の影響力が多大なものであったことを意味する。アルメニア問題まで情報収集していたことは参謀本部の情報活動の範囲の広さと深さを証明するものである。

大正二年五月七日にドイツ大使館付武官の報告で、欧州列強によるトルコ分割についての世論は次のように紹介されている。

露国ハChoi（波斯ノ西北端）附近ニ約十萬ノ兵ヲ集メ「シリヤ」ハ独立ヲ企テントスル（省略）柏林言論界ノ一部ニ於テハ亜細亜土耳其ニ新ナル紛擾ノ起ルモノト判断シ露ハ「アルメニエン」ヲ占領スルノ野心ヲ有シ「シリヤ」地方ハ四、五年前ヨリ英、佛ノ煽動ヲ受ケ騷擾シ目下土国ノ困窮セルニ乗シ愈々其ノ氣勢ヲ高メアリト論セリ亜刺比亞方面亦大ニ独立ノ権ヲ擴張セント欲シ騷擾シアルカ如シ¹⁵³

欧州列強によるトルコにおける利権拡大は、六月に各国の大使館付武官によって報告されるようになった。大正二年六月五日にトルコ駐在武官は、ドイツがバグダット鉄道によって勢力を拡大している事実に触れ、その実態について、「昨年三月「バグダッド」鉄道会社ハ「バグダッド」以南ノ敷設権ノ放棄ノ交換条件トシテトルコ政府ヨリ「シリヤ」海岸ニ於ケル「アレキサンドレッタ」港ヲ得且同港ヨリ「バグダッド」鉄道ノ一点ニ至ル支線ヲ獲得」¹⁵²したことにより、シリアを勢力範囲とするフランスとドイツの対立が起こり、「五月中旬波斯湾及「バグダッド」鉄道ニ関スル英、土、英、独間ノ協商世ニ傳ハリ而モ其ノ協商大ニ進歩シ三国ノ一致ニ関シ最早疑ヲ容ルルノ余地ナシ」¹⁵³という状況になったため、フランスもトルコに対して要求を始めると推測した。このように、英独協商は、フランスに対する打撃であるとして、今後も注目すべきであるとした。

また、村岡中佐の観察によれば、フランスは三国協商に加盟している手前、バグダット鉄道敷設に参画できずにいたが、ロシアが明治四五年にバグダット鉄道敷設に参加したため、一転して不利な立場になった。

村岡は、トルコアジア領土分割における英独接近が、ロンドン条約締結に繋がったとみていた。元来、「倫敦大使会議ノ不一致換言スレハ三国同盟側ト三国協商側ノ意思一致セサリシ」¹⁵⁴ことにあり、ドイツとイギリスの態度は決定的な影響力を持っていた。ところが、「最近ノ英、独ノ接近ハ欧州ニ於ケル両党ノ意思調和ヲ促シ遂ニ列強ヲシテ倫敦大使会議

ニ於ケル確定的予備和約認定セシメ」¹⁷²たとして、両国の接近は欧州外交界における重大な事件であると分析した。また、フランスはトルコの財政上の苦境を利用して、アジア領土に関する要求を行うであろうと予測した。

英独協商、英土協商によってトルコのアラビア半島領土に関する勢力範囲が決定されたが、この情勢に関してロシア大使館付武官蠣崎少将が六月一〇日に包括的な情勢判断をなしている。ロンドン講和会議においてアルバニア問題が解決するとともに、「英、土協約、英、独協商ノ飛電ハ全欧ニ傳ハリ外交及言論界ノ重点ハ転シテ亜細亜土耳其方面ニ移リ」¹⁷³「アルメニヤ」騒擾又漸ク視聴ヲ惹クニ至レリ」¹⁷⁴と、英土協約や英独協商は欧州列強の外交界に多大な影響を及ぼしているとし、欧州列強の関心がアルメニア問題の発生により再度この地域に向けられたと把握していた。イギリスとドイツの接近は、「独逸皇女ノ婚儀ヲ機トシ伯林ニ会同セル英、露両国皇帝ノ訪問ハ名ハ固ヨリ儀禮ニ過キスト聲明セルニ拘ラス実ニ於テ國際的意志ノ交換ト疏通トニ甚大ノ意義ヲ有ス」¹⁷⁵として、蠣崎少将は、ベルリンの会同には政治的な意義があつたと解釈していた。

蠣崎少将は諸種の情報を総合し、英土協約を次のように要約した。英土協商によってイギリスはクウェートを永久租借地となし、バスラ港の経営権、バスラ・クウェート間の鉄道敷設権を得た。また、バグダット・バスラ間の鉄道敷設にロシアを参加させること、ペルシア領からトルコ軍を撤退させることが協約された¹⁷⁶。

また、蠣崎少将は英独協商についても報告している。バグダット鉄道のバグダット・バスラ間の敷設権をバグダット鉄道会社に移すこと、イギリスは二人の高級役員を参加させ、資金は六ヶ国が均等に出资することが協商の内容であつた。英独両国はトルコの独立保全を協約し、勢力範囲に関して、「亜細亜土耳其於ケル両国ノ勢圏ヲ分チテ英国ハ阿弗利加、波斯灣及「シリヤ」地方ニ獨国ハ小亜細亜及「メソポタミヤ」地方ニ各其ノ優越ノ利権ヲ承認スルヲ以テ根本主義ト為スモノノ如シ」¹⁷⁷と、両国の協調によって、両国間の懸念は解消されたと観察していた。蠣崎少将はドイツのトルコ政策は三国協商への打撃であるとみて、「独、露協商ノ下ニ素志ヲ貫キ今ヤ再ヒ英ヲ誘フテ露、仏ヲ除外シ中東ニ於ケル英、露利害ノ間ニ介在シ左視又右顧漸ク三分ノ一ヲ取ラントスルノ概アリ」¹⁷⁸として、ドイツの対外政策を評価した。「サムスン」「シバス」鉄道ノ如キ眞ナルナリトセンニ独ハ更ニ黒海々上ニ容喙ノ権ヲ獲ルニ至ラン」¹⁷⁹として、ドイツはさらにトルコと協約を締結し、黒海方面にも活動の範囲を広げると分析していた。

これらの協商によって、イギリスはインド領の安全保護や航路の確立を目指したことが

分析された。ドイツの陰謀によるトルコ政変後、イギリスはトルコ新内閣との関係を改善する傾向が確認された。イギリスの外交の目的は、ドイツと協調しながら近東地域やインドでの利益を維持することであつたと、在ロシア武官は強調していたのである。

参謀本部は、トルコのアジア領土における少数民族問題の背景を説明しようと試みていた。トルコ駐在武官村岡中佐はトルコのアジア方面における民族問題（アルメニア人とクルド人の対立）の調査を進め、六月二五日に報告した。

本年三月以来「アルメニヤ」地方ニ於テ例年ノ如ク「クルード人ト「アルメニヤ」人ノ衝突事件開始セラレ今尚繼續シツツアリ（省略）巴爾幹戦争ニ基ク「アルバニヤ」人ノ獨立ハ「アルメニヤ」人ノ頭腦ヲ刺激セシコト尠カラス為ニ彼等ハ土耳其現在ノ窮境且ハ亜細亜土耳其改良ニ關スル歐洲ノ輿論漸ク勃興セシ目下ノ形勢ニ乗シ從來ノ主張タル改良ノ目的ヲ達成セント企圖（「アルメニヤ」事件ノ「アルバニヤ」事件若ハ「マセドニヤ」事件ト大ニ其ノ性質ヲ異ニスル所以ナラン）¹²²

村岡中佐は、バルカン問題とアルメニア人問題をそれぞれ別のものと見做し、その性質の相違を分析していた。アルメニア人対クルド人の対立からなる、アルメニア問題は欧州列強の利権拡大の道具として利用されており、トルコ国内の少数民族問題はトルコを衰退させるものとして分析されていた。これらのトルコ国内問題が参謀本部にどのように役立ったかは不明であるが、これらの資料は参謀本部の情報収集活動の機能の高さやその範囲の広さを証明するであろう。また、参謀本部がアルメニア問題に関する情報を重要視したのは、欧州列強のアルメニアやアラビア半島への対外政策をより多角的に把握するためであつたと思われる。

参謀本部は、トルコ分割が欧州列強の極東政策にどのような影響を与えるか懸念していた。トルコの中東地域は極東へのルートであり、列強の同地域に於ける勢力地図を理解することが必要であつたからである。

参謀本部で六月一七日に策定された情勢判断でも、欧州列強のトルコアジア領土における利権拡大が次のように分析された。「バグダッド」鉄道ノ最終区域即チ「バグダッド」市ヨリ「バスラ」港ヲ経テ波斯湾岸ニ至ル臨港線ハ「コウエイト」ノ主権ノ帰スル所未確定セサリシカ故ニ久シク英、独、土間ノ係争問題タリシカ（省略）巴爾幹戦争ノ終局ト共ニ再ヒ交渉ヲ開始」¹²³し、その結果、英土協約や英独協約が実現した。また、フランスがトルコに対して、アルメニア地域やシリア方面に関して要求したことが記され、ロシアもトルコ政府に対してアルメニア地域に関して要求すると推測された。このような情勢は、

「亜細亞土耳其ニ於ケル列強ノ利権争奪ハ免ルヘカラサルノ数ニシテ土耳其ノ前途ト共ニ吾人ノ注視ヲ値スルモノナリ」¹²⁰と、今後も注視すべき課題であるとされたのである。

参謀本部の情勢判断やその分析能力は優れたものであった。このことはドイツの陰謀による政変の本質を察知したこと、バルカン同盟の内訌やトルコのアジア領土における欧州列強の利権拡大におよぶ広範的な情勢に関して行われた情報成果や情報分析から言える。参謀本部は本来、軍事情報を重要視すべきであったが、帝国国防方針において追求される「政戦略の一致」への配慮から、外交政策に関する情報収集活動も行っていたのである。

参謀本部では、ロンドン条約締結の背後に、英独協調が重要な役割を果たしていたと判断しており、両国の接近はフランスとロシアの利害に反するものとして観察されていた。このように、三国同盟対三国協商の枠組みにとらわれない、欧州列強の自由な行動を捕捉したことは、情報成果の一つであった。

第二項では、第二次バルカン戦争における情報収集活動を検討する。

第二項 第二次バルカン戦争と欧州列強の外交分析

参謀本部は、バルカン同盟諸国の内訌を大正元年一二月のロンドン講和会議の時点で把握していた。大正二年五月には、ギリシャとセルビアが協約を締結したことから、ブルガリアとの戦争が勃発した場合に両国は共同戦線を張ると予測した。ブルガリアとセルビアの紛争を解消するためにロシアが会議を開催したにもかかわらず、成功にいたらなかったことが理解されていた。

五月中に欧州列強は平和条件策定、アルバニア問題の解決、ブルガリア・ルーマニア間の紛争問題やトルコのアジア領土における利権拡大に忙殺されており、バルカン同盟の内訌に関して断乎たる対策がとられなかったことが分かる。他方、ロシアがスラブ民族の保護者としてバルカン同盟諸国に影響力行使する様相も、参謀本部は把握していた。

第二次バルカン戦争はバルカン同盟諸国の内訌から始まった。しかもスラブ民族に属する同盟国同士の戦争であった。第二次バルカン戦争における敵対関係の再編は、欧州列強の外交関係をも組み替えることとなった。

大正二年六月中に、バルカン同盟の内紛は激化し、情報将校も改めてバルカン半島問題に関心を寄せた。ドイツから大正二年六月二三日に発信された情報で、「倫敦大使会議ニ於テ今尚「アルバニア」国ノ建制ヲ主トシテ」¹²¹南部国境の策定やセルビアに与えられる自由港に関して会議が継続しているとして、「巴爾幹半島内ニ於ケル占領地ノ分配等ニ関シテハ同盟諸邦相互ノ間ニ放任セラレタリ」¹²²と、バルカン同盟内の紛争に欧州列強が協同

干渉を行わないことに注目していた。同報告で、セルビアとブルガリアが臨戦態勢を整えていることに対して、ロシアが再度の仲裁を試みる状況にあることに触れ、「六月十日頃勃、塞両国王ニ打電シ「仲介ノ勞ヲ取ルヘキヲ以テ最早戦備ヲ為スコト勿レ」ノ意ヲ通牒シ（省略）四国代表者ノ会合ヲ露都ニ於テセンコトヲ通牒シ塞、希、蒙ハ之ニ同意シ」¹²⁸たこと、ブルガリアは、開戦前にセルビアと交わした秘密条約を保持できるよう、ロシアと交渉中であること、が記されていた。また、オーストリア外相が議会で、バルカン半島はバルカン諸国民のものであり、他国の容喙は受け入れられないと演説したことに触れ、「¹²⁹奥匈国ハ巴爾幹諸邦ニ対シ露国力单独主宰者の態度ニ出ツルヲ喜ハサルハ勿論甚シク露国ノ処置ヲ掣肘スルモノニシテ勃、塞間爭議ノ解決ニ頓挫ヲ来セシカ如シ」¹³⁰と、オーストリアがロシアの仲裁を否認していると分析し、セルビア、ブルガリア間の紛争問題はいずれ戦争に発展するとみていた。

イタリア大使館付武官が、六月二四日に送った情報で下記のように報告している。

伊国ハ伊土戦争後 Lausanne 条約ニ依リ其ノ占領セル多島海南部ノ土両十二島崎ヲ

Lybie ヨリ土国兵ノ撤退保障トシテ其ノ占領ヲ継続セリ（省略）希、伊両国間ニ起リ

タル「アルバニア」南方境界問題ハ伊国ヲシテ「アルバニア」南方境界問題ヲ主トシテ之ニ対シ其主張ノ貫徹ヲ図ルト同時ニ多島海問題ニ就キ譲歩ノ意図ヲ見ル¹³¹

イタリア大使館付武官は信憑性に留意しつつも、イタリアは、アドリア海の權益を確保するために、エーゲ海の諸島をギリシャに譲渡するとの分析が示された。また、イタリアとオーストリアはアドリア海の利害関係から共同歩調をとっており、アルバニア問題での結末は固いと観察された。

さらに、三国同盟は表面上でありながらもイタリアの主張を支持するであろうと予測し、三国協商はギリシャに有利な処置を取ると判断していた。

一方、バルカン同盟の紛争問題に関する観察を記し、その原因が、「塞国ノ「アドリヤチツク」海岸獲得行動力列強殊ニ奥国ノ妨害ニ依リテ中止（省略）条約締結当時両国ノ予想セサリシモノニシテ其ノ結果条約ノ諸条項ニ準拠ニシテ占領地ノ分割ヲ行フトキハ奥国ノ有利ニ塞国ノ不利」¹³²であるとし、紛争問題の解決には元来の主張を譲歩すること、ロシアかヘーグの仲裁に委任することが必要であり、失敗の暁には開戦しかないと分析していた。

イタリア大使館付武官は、セルビアとブルガリア両国間の三回におよぶ調停はブルガリア側に否認されたことを記し直接交渉は成功しないとみて、残された選択としてロシアの

仲裁があると指摘していた。しかし、「塙国ハ切リニ露国ノ单独干涉ニ対シテ不同意」¹⁵⁵であり、「暗ニ勃国ニ聲援ヲ与ヘ又如何ナル場合ニ於テモ国土ヲ膨張ヲ許ス能ハスト称シテ塞国ヲ脅威シ其ノ他羅馬尼ヲ説キテ開戦ノ場合ニ際シ勃国ニ対シテ好意的中立ヲ守ラシメン」¹⁵⁶と、観察していた。

オーストリア大使館付武官が六月二七日に発信した情報では、ブルガリアはロシアの仲裁会合でギリシャ、セルビアやモンテネグロの主張に圧倒されることを恐れ、会合を個別交渉形式とするようロシアに働きかけたことが伝えられた。オーストリアは元来セルビアを商業上の発展やアルバニア問題において邪魔物としてみており、セルビアを援助するロシアに対抗するために、「勃国ト接近シ彼ヲシテ大ニ塞国ニ対シ打撃ヲ加ヘシメントスル」¹⁵⁷と、伝えた。同武官は、ルーマニアの動静も調査し、「露国力動モスレハ羅国ヲ教唆シテ背後ヨリ勃国ヲ脅威セシメントルスルヲ見塙匈国モ又羅国ヲ手中ニ入レテ塞、勃両国ノ争ニ対シ嚴正中立ヲ守ルヘク勧誘ニ努メツツアリ」¹⁵⁸と、ロシア、オーストリア両国はルーマニアを懐柔するべく働きかけている状態であると観察していた。ルーマニアについてはセルビア、ブルガリア間の衝突を、「内心彼ノ喜フ所ニシテ勃国ノ優勢ハ其ノ欲ササル所ナルヘク」¹⁵⁹としながら、戦争の場合に中立を守るとして観測していた。

六月の情報成果から、参謀本部は、バルカン同盟内部の紛争は容易に解決できる問題ではないと観測した。

六月末日、ブルガリア軍の奇襲攻撃によりバルカン同盟国間の戦争が開始された。宣戦布告がなかったため、情報将校の活動は出遅れた感がある。第二次バルカン戦争開戦について最初の情報は、大正二年七月五日にトルコ駐在武官村岡中佐が参謀総長に宛てた電報である。その内容は、「宣戦布告ナキモ事実塞希両国対「ブルガリイ」戦争開始ス「ブルガリイ」ニ向ヒ「ルーマニア」動員「トルコ」不明」¹⁶⁰であるとして、伝達しただけであった。戦争開始に関する詳細な情報は七月六日にドイツ公使館付武官が発信し、「六月二十九日夕勃、希間ニ於テハ「サロニカ」北方ニ於テ、又勃、塞間「マセドニア」ニ於テハ二十九日夜半ヨリ所々激烈ナル戦闘ヲ開始（省略）正式ノ宣戦布告ヲ為ササルモ終ニ真面目ノ開戦トナレリ」¹⁶¹として、六月二十九日の夜にブルガリア軍の攻撃によって開戦したと明記し、実際ブルガリア政府は攻勢的な行動を取らないよう軍隊に命令したにもかかわらず、セルビアが戦闘を継続したため本格的な戦争となった事情が詳細に報告されていた。また、同報告で戦争への列強の態度は不明であるとして、列強は勝敗が明らかになった時点で介入すると予測されていた。

一方、イギリス大使館付武官は新聞から取得した情報に基づいて、「列強カバル幹同盟諸国対土耳其戦ニ取リタル不干渉主義並戦局ヲバル幹諸国ニ限定スルコトヲ希望スル点ニ於テ殆ト一致」¹⁹⁸⁾しているとし、列強は干渉しないとみて、欧州諸国からの通信に報道されたオーストリアの動員や、ロシアがルーマニアに対してブルガリア攻撃をけしかけていることを信用しなかった。

また、イタリア大使館付武官は七月一二日に軍事的行動の経過を報告し、セルビア、ギリシャが占領している重要地点へのブルガリアの奇襲攻撃が失敗したことにより、「交戦ノ開始ハ政府ノ意志ニ非サルモノト為シ戦闘ノ中止ヲ塞、希両国ニ發議何ノ回答ヲ得ルニ至ラス」¹⁹⁹⁾と、ブルガリアはギリシャ、セルビアに交戦を中止することを要求しても両国は戦闘を継続していることを発信していた。トルコ駐在武官は一二日の報告で、「今や土耳其ハ塞、勃、希ノ三国委員ニ依テ競買ニ附セラレントス土耳其政府ハ今ヤ得意ノ有様ナリ(省略) 七月八日以来休暇中ノ將校ヲ「チャタルヂヤ」陣地ニ集合スヘク新聞ニ廣告セリ(省略) 前進準備ナラン」¹⁹⁹⁾と、トルコが六月八日以来参戦の準備をしている状況を報告していた。また、村岡中佐は一六日までの情勢を十七日に参謀総長に報告している。「土耳其軍モ西進ヲ始ム、羅馬尼軍ハ「バルナ、ルシェチュック」ノ線ニ止マラン、勃牙利軍ハ「マセドニア」地方ニテ大敗、平和協商近ク始ルナラン」¹⁹⁹⁾と、ブルガリアの敗勢を伝え、平和談判が近いうちに開催されると予測していた。ルーマニアの参戦は情報將校が特に注意している課題となり、オーストリア大使館付武官は七月一四日にルーマニアの軍事行動を発信し、「羅軍ハ十一日午前ヨリ運動ヲ開始シテ直ニ「シリストリヤ」ヲ占領シ十二日其ノ先進部隊ヲ以テ敵ノ抵抗受クルコトナク Rutschük, Turtukai, Dabrie, Batschik ヲ占領セリ」¹⁹⁸⁾と、伝えた。また、ルーマニアが参戦した理由は、ブルガリアの東北部を占領することとバルカン半島における發言權を確保するためであると分析した。

第二次バルカン戦争の軍事作戦や戦争の経過についてトルコ駐在武官が七月一八日に電報を発信し、「第二バル幹戦争ハ勃牙利対塞、希、蒙、土、羅ノ五国關係トナリ所謂眞ノバル幹戦争ヲ見ルニ至レリ」¹⁹⁹⁾として、戦争を第二バルカン戦争と称し、トルコとルーマニアの参戦によってブルガリアは四国に対して戦争をしている状況を報告していた。村岡中佐は七月一八日までの戦争の経過を報告し、ブルガリア軍はセルビア、モンテネグロ、ギリシャからなる連合軍との戦争において敗北していることを報告し、ブルガリアは窮境に陥ったと觀察していた²⁰⁰⁾。

オーストリア大使館付武官は七月二〇日に列強の戦争に対する態度を諸種の報道から総

合し、「露ハ勃ニ勸告シテ直接希、塞両国ト交渉シテ速ニ平和ノ途ヲ開クヘシ」と云ヘリト英、仏（特ニ仏国）ハ塞、希両国ヲ諭シテ其ノ過激ナル行動ヲ中止シ温和ノ手段ニ出ツヘク勸告シタリ」²⁸²と、三国協商側の各列強は関係諸国に戦争を中止するよう勸告していたことを述べ、オーストリアはブルガリア、ルーマニア間の調停に努めているとしながらも、三国同盟の態度はまだ不明であるとしていた。また、バルカン戦争を調査する際の感想をも述べ、「巴爾幹事件ヲ研究スルニ從ヒ吾人ノ最モ感ヲ深フスルハ小国、弱国ノ裏面ニハ常ニ必ス大ナル黒幕ノ存在（省略）巴爾幹事件ノ紛争ハ巴爾幹諸邦ノモノノミノ罪ニ非スシテ（省略）主ナルモノハ巴爾幹半島ニ対スル列強ノ利害一致セサルニ在リ故ニ責任ハ寧ロ列強ニ在リト謂フヘシ」²⁸³と、欧州列強のバルカン半島における利害関係より、バルカンの平和は実現されないとして、各小国と列強の関係が紛争の原因であると観察していた。

七月二四日、トルコとルーマニアの軍事行動について、トルコ駐在武官はトルコアドリアノーブルを再度に領有したことや、ルーマニアはソフィア東北部のオルチャニーを占領したことを報告していた。しかし、トルコがアドリアノーブルを領有したことに対して三国協商側の反対があった。情報将校の情報から特にロシアは断固として反対したことが分かる。

七月二六日にイギリス大使館付武官は、ロシアの態度が險悪となっていたことを記し、ベルリン通信に、「土国小亜細亜ニ於テ三軍團ノ動員ヲ実施シ露国モ又高加索及「オデッサ」ニ動員ヲ行ハントスル」²⁸³として、ロシアの今後の態度は注目するべきと認めていた。ロシア大使館武官は特にロシアとオーストリアの第二次バルカン戦争における態度やバルカン同盟諸国との外交関係の変化に注目していた。ロシア大使館付武官が七月中旬に発信した情報で、「露国ノ腹心タリ同盟ノ盟主タル勃牙利ハ露国ヨリ離レテ奥ニ頼リ奥国ノ対「スラーブ」傀儡タリシ羅馬尼ハ却テ露国ノ使囑スル所トナリ」²⁸⁴と伝えている。また、トルコが軍事的行動に出た理由を、「恐ラク独ノ使囑之カ因ヲナスモノアラン」²⁸⁵と、ドイツの働き掛けによるものとし、戦争はバルカン諸国間の利害ではなく、欧州列強のバルカン半島における勢力を維持するために勃発したものと分析している。このような情勢下のロシアについて、「露国ノ威信ハ地ヲ掃ハントス而カモ消極無為等活動スルニ至ラサル露国外交ノ爾後ニ於ケル巴爾幹政策果シテ如何」²⁸⁶と述べ、ロシアが消極的な外交によってそのバルカン諸国における威信を損失したことに着目している。ロシア大使館付武官の分析から今後オーストリアとロシアの対外政策やバルカン同盟諸国との関係を見て取れる。

ブルガリアが全戦局で敗北したことにより、ブカレストで講和会議が開催されることに

なった。トルコ駐在武官の七月二七日の報告で、「露、奥、伊ノ幹旋ニ依リ羅馬尼首府「ブカレスト」ニ於テ第二巴爾幹平和協商開始セラレントス」云々と、露奥伊の介入の事実を伝達し、ブカレスト講和会議の目的がロンドン条約を破棄することであり、三国同盟対三国協商の暗闘が継続していると分析した。また、オーストリア大使館付武官が八月上旬の電報で、「第一回會議ハ三十日午後開催セラレバ爾幹五個国（土国ヲ除ク）ハ全会一致ヲ以テ（省略）七月三十一日正午ヨリ満五日間ノ休戦ヲ可決セリ」云々と、トルコを除く交戦国家間に休戦が成立したことを報告した。また、トルコに対する経済制裁や軍艦派遣が議論されていることが報告された。ロシアによるアルメニア進出に関して、「独逸ハ頗ル反対ノ意見ヲ有シ露国ノ单独自由行動ハ亜細亜方面ニ於テ行フヘカラス」云々と、ドイツの反対があることからロシアは単独行動に出られないと観察していた。欧州列強はトルコによるアドリアノーブル占領に反対であり、これによってロンドン条約が放棄されることを危惧していたのだが、情報将校はドイツの反対により、問題がどのように解決されるかを予測できなかった。

結局、七月二九日にロンドン大使會議において、アルバニア問題に関して決議が可決され、トルコのアドリアノーブル占領に対する抗議宣言が採択された。八月一〇日にはブカレスト条約が締結された。情報将校はアドリアノーブル問題やブカレスト条約によるバルカン諸国の新国境の策定による列強の態度に関して、情報収集を行っていたのである。

ドイツ大使館付武官が八月一二日にブカレスト条約締結までの過程における列強の幹旋について分析し、ブカレスト平和条約の締結におけるドイツの役割を報告していた。そのなかで、七月三〇日に調印された休戦条約とともに、セルビア、ギリシャ側がブルガリアに要求した条項を提示し、ルーマニアとブルガリア間の商議が容易に終結したと報告した。カバラ港領有権を巡るギリシャとブルガリアの争議については、ブルガリアは屈従の傾向に際して、「露、奥ノ干涉ヲ生シ「カバラ」、Isip,Kotschanaヲ勃ニ与ヘントシハ亦「カバラ」ヲ希ニ与ヘントシ」云々と、ロシアとオーストリアはブルガリア側に立ってその利権を確保するために働きかけ、フランスはカバラがギリシャの領有となるように動き出していたと観察した。

これに対して、ルーマニアがドイツ皇帝にカバラ問題の解決のために幹旋することを要求したことを述べ、「独帝ハ希王及勃王ニ対シ平和ナル解決ヲ勸告シ希ハ「カバラ」港ヲ領スルモ其ノ近辺ノ地方ヲ勃ニ譲ルニ及ヒ根本的解決ヲ見ルニ至」云々だったため、八月一〇日にブカレスト平和条約が締結されたと観察していた。ドイツ大使館付武官は一〇か条から

なるブカレスト条約の内容をも報告し、バルカン諸国と列強の關係について分析していた。「巴半島騒乱ノ終期ニ方リ列強間異様ノ關係現出セリ即チ塙、伊ハ希ノ拡張ヲ欲セス露ハ之ニ和シ塙、露稍々近接セルノ兆アリ又仏カ希ヲ援クルハ当然ニシテ独亦希ト縁戚ノ關係アルト（省略）塙ヲ制スルニ至レリ」と、露仏同盟の意志は相反していることや、三国同盟国のオーストリアとドイツの關係に齟齬が生じていると分析されていた。

フランス大使館付武官も同様な見解を持っており、オーストリアとロシアの接近は、オーストリアがギリシャの勢力拡大とブルガリアの弱体化を望まないことによって、生じたものであるとしていた。また、ロシア・イタリア密約の情報から、イタリアのエーゲ海における勢力の維持、ロシアのトルコアジア領土における勢力扶植に関して、両国は接近していると觀察されていた。

ブカレスト平和条約で解決されたカバラ港領有権問題は、その地政学上の重要性からロシア・オーストリア・イタリアと、ドイツ・イギリス・フランスとが対立する異常事態であった。この異常事態は、ブカレスト平和条約によってギリシャがカバラを領有することになり、それに対して露塙伊三国が条約の修正を主張したことによって明らかとなった。ブカレスト平和条約締結後の欧州列強の対外政策に関して、ロシア大使館付武官が八月三〇日に発信した情報で、「露国政府ハ勃牙利ニ聲援シ塙、伊亦之ニ賛同セルニ反シ仏国ハ希臘ニ与フルノ至当ナルヲ説キ独、英之ニ賛シ三国同盟ト三国協商ト各其ノ内部ニ於テ意見相反スルノ奇觀ヲ呈セリ」として、欧州列強の國際關係はブカレスト平和条約によって一変したことを觀察し、三国同盟と三国協商の内部に亀裂が生じていると伝えた。また、カバラ港領有権問題に関する露塙伊三国の修正意見は、ドイツによって妨害されたと報告していた。ドイツの修正提議への反対は、第二次バルカン戦争で三国同盟から離れているルーマニアと接近を企図することによるものであると分析されていた。

さらに同報告では、ブカレスト平和条約締結後もギリシャ、セルビアとモンテネグロの委員がルーマニアのブカレストに滞在し、新バルカン同盟の形成に関して協議していると情報を獲得していることが分かる。ベルリン通信から取得した情報から、セルビアとルーマニアはオーストリアを共通の敵としており、セルビアとギリシャは緊密な經濟關係にあること、を確認し四国の間で協約が近日中に締結されると觀察していた。

また、ロシア大使館付武官が、次のことを報告している。ドイツのウィルヘルム二世の極東政策に関する発言により欧州言論界が極東政策に関心を向けたことを指摘して、「伯林ヨリ電報ニ依レハ「カイゼル」ハ近時日支両国間親善ノ微アルヲ察シ之ヲ以テ黄禍重来

ノ第一楷梯ナリト揚言セリト、欧州外交の中心人物タル「カイゼル」ノ視線極東ニ向ヒ露国ノ對支懸案對蒙古問題漸ク言論界賑ハサントスルノ傾向アリ近ク極東ノ将来ハ多事ノ運命ヲ有スヘキ歟」²⁵⁰と、注意を与えていた。ドイツの目的はロシアの対外政策を極東情勢に転換させることであると観察されている。

第二次バルカン戦争はブカレスト平和条約によつて解決され、トルコのアドリアノーブルを領有することに対して欧州列強の異議があつたことについても情報収集は活発に行われていた。トルコ駐在武官は九月二日に調査報告を行い、トルコが主張するアドリアノーブル領有は、青年トルコ党政権の延命策であると分析していた。

また、イギリス大使館付武官が九月二〇日に次のように報告した。まずブルガリアは列強の威圧を背景にトルコに対してロンドン条約遵守を働き掛けたが失敗に終わり、次にトルコとの直接談判によつて境界を策定するべく、イスタンブルで会議をもつた。また、九月一八日に調印された新国境に関して²⁵¹、ブルガリアがトルコのアドリアノーブル、キルクキリセの領有を譲歩したことによつて、イスタンブル平和条約が締結されたことを報告した。

このように、第二次バルカン戦争は終結した。参謀本部の情報将校は今後のバルカン情勢に関して憂慮し、ブカレスト条約とイスタンブル条約はバルカン問題の一時的な解決に過ぎないと分析していた。それはロンドン大使会議においてアルバニアの境界が確定しなかつたことや、第二次バルカン戦争後のバルカン諸国と欧州列強間の外交関係の変化によるものであった。

実際にその後のバルカン情勢は参謀本部の情勢判断と同様な展開となり、紛争が絶えることがなかつた。大正二年九月下旬からセルビアはアルバニアにおける反乱の渦中に飛び込んでおり、一方ではギリシャとトルコはエーゲ海諸島の領有を巡つて紛争を繰り広げていた。参謀本部は第二次バルカン戦争終結から第一次世界大戦にいたるまでバルカン情勢を観察し、参謀総長が大正三年七月九日に「希土衝突ノ原因並経過」²⁵²という題目でバルカン問題と列強の態度に関する分析を冊子に纏め、外務省に提出した。そのなかで、トルコは第二次バルカン戦争の結果イスタンブル平和条約が締結されたことにより、ロンドン平和条約が放棄されたと見做しており、それ故にトルコはイムロズ島とテネドス島以外にトルコのアジア領土に近いキオス島やミティリニ島をギリシャに割譲することを拒絶していた。一方、ギリシャはロンドン大使会議において確定されたアルバニア南方境界に不服を訴え、アルバニア南部の軍隊を撤兵していない。これらの状態が、バルカン問題を再

び激化させるであろうと觀察された²¹⁸⁾。エーゲ海諸島の領有についてギリシャとトルコの緊張關係が継続していることが觀察された。バルカン情勢に關して、「今や「アルバニア」擾乱ハ益々紛糾ヲ極メ(省略)「ボスニア」ニ於ケル奥国皇儲ノ兇変ハ端ナクモ奥塞両国間ノ激烈ナル反感ヲ惹起シタリ」²¹⁹⁾と、アルバニアの反乱やオーストリアのフェルディナント大公が暗殺されたことによつて、オーストリア、セルビアの關係が切迫していると觀察された。「露国指導ノ下ニ塞黒両国打ツテ一団ト為リ一大「スラブ」国建設ノ企図アリト云フ(省略)巴爾幹ノ地各処ニ低氣圧ノ發生ヲ来タシ其ノ前途頗ル暗澹ヲ極メ豪モ吾人ノ樂觀ヲ許サルモノアリ」²²⁰⁾と、ロシアは改めて汎スラブ主義によつてセルビア、モンテネグロを指導し、スラブ国家を形成しようとしており、バルカン情勢は危機的な情勢であると分析した。このような欧州情勢の緊迫化は樂觀できない問題であるとして、外務省に注意を喚起していた。

第二次バルカン戦争によつて欧州列強の同盟關係にも変化が発生したことが分析されていた。三国同盟では、オーストリアとドイツの關係に異変が生じていた。オーストリアとイタリアはバルカン半島においてブルガリアを援助していたこと、それに対してドイツはギリシャを援助し、フランスと政策を同じくしていた。一方、三国協商諸國の關係も、変化が見て取れた。ロシアはスラブ人種であるブルガリアを援助し、その同情を買うこととして分析されていた。オーストリアはセルビアの勢力拡大を懸念してブルガリアを援助したため、ロシアとオーストリアがブルガリア支援で協力することとなった。參謀本部の第二次バルカン戦争直後の情報分析では、三国同盟と三国協商に属する諸國の各個別の利害關係の相違により、同盟關係は複雑化していると觀察され、三国同盟や三国協商の凝集性に対する疑問が発生した。

大正三年七月の情報分析では、ギリシャはアルバニア南方境界に不服であり、ギリシャを批判するイタリア、オーストリアとギリシャを援助する三国協商が対立していると觀察されていた。また、エーゲ海諸島領有問題では、三国協商がギリシャを支援し、三国同盟はトルコを援助していると分析された。三国同盟と三国協商への各國の凝集性は継続していることが分析されていた。また、バルカン諸國に關して、ブルガリアはオーストリアに接近し、ルーマニアは協商側に接近したと分析されていた。

このように、第二次バルカン戦争における參謀本部の情報活動によつて、欧州列強とバルカン諸國との外交關係や利害關係が觀察されていた。情報將校は、欧州列強の利害關係や不適切な介入がかえつてバルカン問題を混乱させた、と分析した。このような情勢分析

から第一次世界大戦前の欧州列強の外交関係に関する情勢判断が可能となったのである。

第三項では、参謀本部がバルカン戦争において行った情報収集活動の特徴について分析していく。

第三項 情報収集活動の特徴

本項では参謀本部がバルカン戦争において行った情報活動の特徴を整理する。帝国国防方針以来、バルカン半島は情報収集の要地となり、トルコへの駐在武官派遣が実現した。バルカン戦争においてインテリジェンス組織の中枢であった大使館付駐在武官が各主要国家において行った情報収集活動によって、交戦各国の軍備、軍制、地理や政戦略が調査され、順次報告された。

第一次バルカン戦争中、トルコ軍とブルガリア軍に観戦武官が従軍され、実地観察が可能となった。交戦国双方に対する観戦武官の派遣は、確認できる限り参謀本部が初めて実施したことである。その後、第一次ロンドン講和会議が放棄され、大正元年二月に第一次バルカン戦争が再開された際に、参謀本部の要求にかかわらず、ブルガリア軍は観戦武官の従軍を拒否した。この時点から、トルコ軍だけに観戦武官が従軍している状態は第二次バルカン戦争終結まで継続した。

バルカン戦争における情報収集活動では、情報将校は新聞報道、通信情報を積極的に活用し、参謀本部に報告する際に情報筋を明確に記していた。現地の新聞（トルコのタニン等）や、国際的な新聞（タイムス等）を活用し、複数の情報源からの情報を比較考量しながら、総合的客観的に分析していた。このように、参謀本部は新聞情報（現代の情報収集区分ではオシントという）を重視していたのである。

また、情報将校は駐在国の軍人、大使館員や通信員との交流から情報を取得しており、ヒューミントをも行った。すなわち、参謀本部は伊土戦争からバルカン戦争終結まで情報収集の手段としてオシントとヒューミントを活用したのである。さらに、駐在武官は、バルカン半島の地形、両軍隊の配置、包囲状態や領土の変化を記載した地図を参考資料として参謀本部に寄せており、交戦国双方の戦略の解明が目指されていた。

情報将校は各国の対外政策について、国内政治から宗教、人種、文化もふくめて調査を進め、包括的な情勢把握に努めていた。バルカン戦争の原因にロシアの汎スラブ主義思想が根強く影響していたことを発見したのも、情報将校の努力の成果であった。情報将校は欧州列強の対外政策における人種主義的な傾向を真剣に捉えており、その関連でトルコの人種別人口統計まで作成していた。また、アルメニア人とクルド人の宗教、文化に関する調

査も行われており、トルコの民族問題に関する理解を深めていた。

また、極東の安全保障の關係から欧州列強の中近東政策が徹底的に解明され、トルコのアジア領土における利権拡大に関心が寄せられていた。そのなかで、ドイツのバグダット鉄道敷設計画において三国協商のイギリスとロシアによる出資が、フランスのシリア權益の脅威となったと解釈され、ドイツの政策は三国協商を崩壊させる可能性があると觀察された。英土協商や英独協商によつてドイツとイギリスの勢力範圍が策定されたことが、両国の協調を表すものと分析され、欧州列強は、同盟關係に反する単独行動を辞さないことが注目された。

バルカン戦争における情報活動は各国に派遣された大使館付武官や交戦国に派遣された觀戰武官によつて行われ、インテリジェンスタージェットであるバルカン情勢や欧州列強の態度が各将校の独自の觀察や分析によつて行われた。しかし、情勢の進展によつて、調査される課題も変化していたことが窺える。たとえば、第一次バルカン戦争当初のインテリジェンスタージェットと課題は交戦国の軍勢力、軍隊の編制など軍事情報であり、それと同時に交戦国の外交關係であつた。開戦後、情報収集の範圍は、欧州列強の外交關係に拡大した。ロンドン講和會議が決裂し、トルコ政變が発生した後に、欧州列強によるトルコ分割は情報將校が注目した課題となつた。このような、戦争経過による情勢の変化に沿つてインテリジェンスタージェットも拡大し、情報將校がその課題に関する情報収集に従事していた。

情報將校は駐在国のバルカン戦争への態度、交戦国との關係や国内情勢に注意しながら情報収集を行つており、収集情報の信憑性についても配慮しつつ、分析がなされた。参謀本部に各国から発信された情報は、参謀本部第二部で統合され、情報成果として纏められた。参謀本部は、この情報成果やそれに基づく情勢判断を外務省政務局に提供しており、外務省の外交政策策定過程に貢献しようとした。トルコ政變がドイツとオーストリアの陰謀によるものであることを突き止めた事例を見れば、参謀本部の情報収集能力の高さが分かるだろう。

また、参謀本部はバルカン戦争が欧州戦争に拡大する可能性を注視していた。個別の外交政策はもとより、同盟集団ごとの外交戦略、同盟の強度も分析対象であつた。情報將校は軍事情報よりも外交政策にかんする情報収集に熱心であつた。

小結

本章で明らかにした通り、参謀本部が派遣した大公使館付武官たちは、バルカン戦争において、両陣営（トルコとバルカン同盟諸国）の戦備、戦略など軍事的な情報を収集すると同時に、欧州列強の外交政略に関する情報収集も積極的に行った。そのなかで、バルカン同盟を援助するロシアの汎スラブ主義政策は特別に観察され、バルカン戦争の背景に人種主義的な外交方針が根強く影響していることが分析された。また、欧州列強のトルコにおける勢力拡大は、参謀本部より派遣された観戦武官の情報活動を通じて自国に報告された。

参謀本部がバルカン戦争において行った情報活動の特徴として三点を挙げる事ができる。一点目は、各国に派遣された駐在武官は、軍事情報だけでなく、外交政策についても、客観的に情報収集を行ったことである。二点目は、これらの情報活動によりバルカン戦争の背後にスラブ主義とゲルマン主義の対立があること、欧州列強の民族主義的、人種主義的外交関係が徹底的に解明されたことである。三点目は、本戦争における情報活動によって第一次世界大戦前の欧州外交関係について詳細な分析が可能になったことである。第一次世界大戦前の欧州列強の対外政策について当該期に集められた情報や分析によって、日本の外交方針決定過程において、欧州列強の民族主義的・人種主義的傾向を重視するべきであると、参謀本部は主張した。

第三章では、参謀本部がバルカン戦争を通じて行った情報活動による情勢判断は第一次世界大戦中にどのように活用されていたか、いなかったかを検討していく。すなわち、インテリジェンスの過程である「処理・分析」を経て、最終的な目的である「活用」が發揮されていたか、いなかったかを解明し、第一次世界大戦における日本の外交を再検討する。

『立川京一「我が国の戦前の駐在武官制度」』（『防衛研究所紀要』第一七巻第一号、二〇一四年十月）一二二頁。

『JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C0608405800（第5画像目）』、明治40年坤「貳大日記3月」（防衛省防衛研究所）

『森岡守成『余生随筆』（日本国防協会、一九三七年）九五頁。』

『JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B16080157500（第9画像目から）』、各国駐劄帝国公使任免雑件／西国之部(6-1-5-8_11)(外務省外交史料館)

『黒板勝美『福田大将伝』（福田大将伝刊行会、一九三七年）二〇六頁。』

⁸黒板勝美『福田大将伝』（福田大将伝刊行会、一九三七年）二〇六頁。

⁹森岡守成『余生随筆』（日本国防協会、一九三七年）九七頁。

¹⁰メルトハン・デュンダル、三沢伸生「イスタンブールの中村商店をめぐる人間関係の事例研究…徳富蘇峰に宛てられた山田寅次郎の書簡を中心に」『東洋大学社会学部紀要』四六―二号、二〇〇九年三月。

¹¹森岡守成『余生随筆』（日本国防協会、一九三七年）一〇〇頁。

¹²森岡守成『余生随筆』（日本国防協会、一九三七年）一〇〇頁。

¹³森岡守成『余生随筆』（日本国防協会、一九三七年）一一〇頁。

¹⁴JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C06084582700 (第2画像目から)、明治41年乾「貳

大日記11月」(防衛省防衛研究所)

¹⁵佐藤中佐は明治四十二年一〇月四日から明治四四年一二月二〇日まで、トルコに出張している。

秦郁彦『日本陸海軍総合辞典』（東京大学出版会、一九九二年）三七〇頁。

¹⁶JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B11090398000 (第1画像目から)、在土耳其中村商店

閉鎖ニ関シ阪谷芳郎申越一件(3-3-10-6)(外務省外交史料館)

¹⁷JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B11090398000 (第3画像目)、在土耳其中村商店閉鎖

ニ関シ阪谷芳郎申越一件(3-3-10-6)(外務省外交史料館)

¹⁸JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B06151024200 (第1画像目から)、日土通商条約締結

一件第二巻(2-5-1-0-14)(外務省外交史料館)

¹⁹宇都宮太郎関係資料研究会『日本陸軍とアジア政策陸軍大臣宇都宮太郎日記』第三巻（岩

波書店、二〇〇七年）二二五頁。

²⁰JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C06085127200 (第2画像目から)、明治43年坤「貳

大日記12月」(防衛省防衛研究所)

²¹JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090569300 (第90画像目)、伊、土戦争一件 第

一卷(5-2-1-0-21_001)(外務省外交史料館)

²²JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090570400 (第8画像目)、伊、土戦争一件 第二

巻(5-2-1-0-21_002)(外務省外交史料館)

²³『越後タイムス』、一九三一年六月一六日。

²⁴乃木神社社務所『乃木希典全集』下巻（国書刊行会、一九九四年）二〇一頁。

※随行員は東郷平八郎、戸田氏共、谷口尚眞、渡邊直達等であつた。前掲書、一九七頁。

※乃木神社社務所『乃木希典全集』下巻（国書刊行会、一九九四年）三二五頁。

※乃木神社社務所『乃木希典全集』下巻（国書刊行会、一九九四年）三二四頁。

※乃木神社社務所『乃木希典全集』下巻（国書刊行会、一九九四年）四三三頁。

※「土耳其帝国陸軍歩兵二等少佐勲四等アリ、ペー勲章加授之儀調査スルニ右ハ本年七月下旬陸軍大将伯爵乃木希典同国軍事視察ノ際終始大将ニ随属シ誠意ヲ以テ誘導説明等幹旋尽力至ラサルナク且同人ハ日本語ニ巧ナルニ依リ大将ノ視察上ニ非常ニ利便ヲ与ヘ又従来同国ニ派遣セテレタル我将校ニ対シ好意ト懇切トヲ以テ待遇シ諸種ノ調査等ヲ補助シタルコト鮮カラス其功績顕著ナリトス尚同人ハ職務上極東ノ事ニ軼掌スルヲ以テ将来ニ於テモ我軍事上ニ利益ヲ与フルコト可」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A10112732700(第2画像目から)、叙勲裁可書・明治四十四年・叙勲巻五・外国人二止 00351100(所蔵館：国立公文書館)

※小林哲之助『ガラタ塔より』（大鑑閣、一九一八年）二頁。

※小林哲之助『ガラタ塔より』（大鑑閣、一九一八年）三頁。

※中村新七の自伝である『波瀾万丈』の中で見る事が出来る。中村は当時のことを次のように述べている「私が生まれた一九〇八年は日露戦争後三年目であるが、欧州に於ては既に第一次世界大戦の気配が濃厚となつて居り、バルカン半島が大戦の火薬庫視されていた頃であつた。従つて日本の陸海軍はバルカン半島の情熱には重大関心を払つて居り、欧州に駐在していた武官は勿論、欧州を旅する軍人は一応バルカン半島を視察し、当時数少い日本人であつた我が家に立寄つたもののようである」（中村新七『波瀾万丈』（中村政子、一九九二年）三頁。）

※乃木神社社務所『乃木希典全集』下巻（国書刊行会、一九九四年）四三二頁。

※³³⁴小林哲之助『ガラタ塔より』（大鑑閣、一九一八年）二七頁。

※「「いやすばらしい景気だ」とア（アドリアノーブル）府視察から歸られた村岡中佐は談られる。「前の出征当日は沿道寂々たるものであつたが今度は旗を振るやら、萬歳を叫ぶやら、盛んなものだ」と云つて意味ありげに笑われた」小林哲之助『ガラタ塔より』（大鑑閣、一九一八年）七八頁。

※JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B10070082800(第8画像目から)、対土平和条約ト海峽問題／近東問題資料（第一巻）／1922年(欧二_69)(外務省外交史料館)

※内閣官報局『職員録』明治四四年（印刷局、一九一二年）三二三頁。

※JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090569500(第16画像目)、伊、土戦争一件 第1巻(5-2-1-0-21_001)(外務省外交史料館)

-
- ³⁹JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090569200 (第78画像目)、伊、土戦争一件 第
一巻(5-2-1-0-21_001)(外務省外交史料館)
- ⁴⁰JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090569200 (第78画像目)、伊、土戦争一件 第
一巻(5-2-1-0-21_001)(外務省外交史料館)
- ⁴¹JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090569300 (第90画像目)、伊、土戦争一件 第
一巻(5-2-1-0-21_001)(外務省外交史料館)
- ⁴²JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090569400 (第8画像目から)、伊、土戦争一件
第一巻(5-2-1-0-21_001)(外務省外交史料館)
- ⁴³JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090569800 (第31画像目)、伊、土戦争一件 第
一巻(5-2-1-0-21_001)(外務省外交史料館)
- ⁴⁴秦郁彦『日本陸海軍総合辞典』(東京大学出版会、一九九二年)三七二頁。
- ⁴⁵JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B06150809900 (第28画像目)、常設軍事諮問委員会
／人事第一巻(2-4-2-0-25_2_001)(外務省外交史料館)
- ⁴⁶JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090569200 (第1画像目)、伊、土戦争一件 第一
巻(5-2-1-0-21_001)(外務省外交史料館)
- ⁴⁷JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090569200 (第2画像目)、伊、土戦争一件 第一
巻(5-2-1-0-21_001)(外務省外交史料館)
- ⁴⁸JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090569200 (第2画像目)、伊、土戦争一件 第一
巻(5-2-1-0-21_001)(外務省外交史料館)
- ⁴⁹JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090570400 (第18画像目)、伊、土戦争一件 第
一巻(5-2-1-0-21_002)(外務省外交史料館)
- ⁵⁰JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090569600 (第91画像目)、伊、土戦争一件 第
一巻(5-2-1-0-21_001)(外務省外交史料館)
- ⁵¹JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090570100 (第55画像目)、伊、土戦争一件 第
一巻(5-2-1-0-21_002)(外務省外交史料館)
- ⁵²JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090570100 (第42画像目)、伊、土戦争一件 第
一巻(5-2-1-0-21_002)(外務省外交史料館)
- ⁵³JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090570400 (第93画像目)、伊、土戦争一件 第
一巻(5-2-1-0-21_002)(外務省外交史料館)
- ⁵⁴JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090570600 (第38画像目から)、伊、土戦争一件

- 第二卷(5-2-1-0-21_002)(外務省外交史料館)
- ⁵⁵JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090570400 (第30画像目)、伊、土戦争一件 第一卷(5-2-1-0-21_002)(外務省外交史料館)
- ⁵⁶JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090570400 (第30画像目)、伊、土戦争一件 第一卷(5-2-1-0-21_002)(外務省外交史料館)
- ⁵⁷JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090570400 (第30画像目)、伊、土戦争一件 第一卷(5-2-1-0-21_002)(外務省外交史料館)
- ⁵⁸JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090570600 (第28画像目)、伊、土戦争一件 第一卷(5-2-1-0-21_002)(外務省外交史料館)
- ⁵⁹JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090570600 (第28画像目)、伊、土戦争一件 第一卷(5-2-1-0-21_002)(外務省外交史料館)
- ⁶⁰JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090570400 (第37画像目)、伊、土戦争一件 第一卷(5-2-1-0-21_002)(外務省外交史料館)
- ⁶¹JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090570300 (第45画像目)、伊、土戦争一件 第一卷(5-2-1-0-21_002)(外務省外交史料館)
- ⁶²JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090570300 (第45画像目)、伊、土戦争一件 第二卷(5-2-1-0-21_002)(外務省外交史料館)
- ⁶³JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090570600 (第108画像目から)、伊、土戦争一件 第二卷(5-2-1-0-21_002)(外務省外交史料館)
- ⁶⁴JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090570700 (第32画像目)、伊、土戦争一件 第一卷(5-2-1-0-21_002)(外務省外交史料館)
- ⁶⁵JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090570700 (第32画像目から)、伊、土戦争一件 第二卷(5-2-1-0-21_002)(外務省外交史料館)
- ⁶⁶JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090571000 (第76画像目)、伊、土戦争一件 第三卷(5-2-1-0-21_003)(外務省外交史料館)
- ⁶⁷JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090571000 (第76画像目)、伊、土戦争一件 第三卷(5-2-1-0-21_003)(外務省外交史料館)
- ⁶⁸JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090571000 (第76画像目、伊、土戦争一件 第三卷(5-2-1-0-21_003)(外務省外交史料館)
- ⁶⁹JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C06084926500 (第5画像目)、明治43年乾「貳大日

記3月」(防衛省防衛研究所)

⁷⁰JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C03022351400(第9画像目)、密大日記4冊の内2大正3年(防衛省防衛研究所)

内閣官報局『職員録』明治四五年(甲)(印刷局、一九二二年)三二七―三一八頁。

⁷²JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C03022351400(第16画像目)、密大日記4冊の内2大正3年(防衛省防衛研究所)

⁷³JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041267300(第21画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第九卷(1-4-3-3_010)(外務省外交史料館)

⁷⁴JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041267300(第22画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第九卷(1-4-3-3_010)(外務省外交史料館)

⁷⁵JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041266500(第22画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第八卷(1-4-3-3_009)(外務省外交史料館)

⁷⁶JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041267300(第14画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第九卷(1-4-3-3_010)(外務省外交史料館)

⁷⁷JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041268800(第4画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十卷(B-1-4-3-013)(外務省外交史料館)

⁷⁸JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041267300(第4画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第九卷(1-4-3-3_010)(外務省外交史料館)

⁷⁹JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269600(第9画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十卷(B-1-4-3-013)(外務省外交史料館)

⁸⁰JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041268800(第11画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)

⁸¹JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041268800(第7画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十卷(B-1-4-3-013)(外務省外交史料館)

⁸²JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041268800(第6画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十卷(B-1-4-3-013)(外務省外交史料館)

⁸³JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041266500(第40画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第八卷(1-4-3-3_009)(外務省外交史料館)

⁸⁴JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041268800(第17画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)

- 85 E. J. Hobsbawn, “*The Age of Revolution 1789-1848*”, Vintage Books, 1996, 53p.
- 86 McNeill H. William, “*Dünya Tarihi*”, İmge Kitabevi Yayınları, 585p.
- 87 Weikart, Richard “*From Darwin to Hitler Evolutionary Ethics, Eugenics, and Racism in Germany*”, Palgrave Macmillan, 2004, 110p.
- 88 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041266400 (第5画像目) 、バ爾幹半島紛争問題一件第八巻(1-4-3-3_009)(外務省外交史料館)
- 89 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041266400 (第5画像目) 、バ爾幹半島紛争問題一件第八巻(1-4-3-3_009)(外務省外交史料館)
- 90 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041266700 (第3画像目) 、バ爾幹半島紛争問題一件第八巻(1-4-3-3_009)(外務省外交史料館)
- 91 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041266600 (第8画像目) 、バ爾幹半島紛争問題一件第八巻(1-4-3-3_009)(外務省外交史料館)
- 92 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041266700 (第12画像目) 、バ爾幹半島紛争問題一件第八巻(1-4-3-3_009)(外務省外交史料館)
- 93 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041266700 (第13画像目) 、バ爾幹半島紛争問題一件第八巻(1-4-3-3_009)(外務省外交史料館)
- 94 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041266700 (第13画像目から) 、バ爾幹半島紛争問題一件第八巻(1-4-3-3_009)(外務省外交史料館)
- 95 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041266700 (第14画像目) 、バ爾幹半島紛争問題一件第八巻(1-4-3-3_009)(外務省外交史料館)
- 96 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269000 (第9画像目から) 、バ爾幹半島紛争問題一件第十巻(B-1-4-3-013)(外務省外交史料館)
- 97 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269000 (第31画像目) 、バ爾幹半島紛争問題一件第十巻(B-1-4-3-013)(外務省外交史料館)
- 98 Hall Richard C, “*The Balkan Wars 1912-1913 Prelude to the First World War*”, Routledge, 2000, 42p.
- 99 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041270900 (第19画像目) 、バ爾幹半島紛争問題一件第十一巻(B-1-4-3-014)(外務省外交史料館)
- 100 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269600 (第13画像目) 、バ爾幹半島紛争問題一件第十巻(B-1-4-3-013) (外務省外交史料館)
- 101 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269000 (第7画像目) 、バ爾幹半島紛争問題

-
- 一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)
- ¹⁰²JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269000 (第14画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)
- ¹⁰³JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041267200 (第2画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第九卷(1-4-3-3_010)(外務省外交史料館)
- ¹⁰⁴JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041267500 (第24画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第九卷(1-4-3-3_010)(外務省外交史料館)
- ¹⁰⁵JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041267200 (第2画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第九卷(1-4-3-3_010)(外務省外交史料館)
- ¹⁰⁶JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269500 (第16画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)
- ¹⁰⁷JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269500 (第27画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)
- ¹⁰⁸JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269500 (第28画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)
- ¹⁰⁹JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269500 (第6画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)
- ¹¹⁰JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269500 (第6画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)
- ¹¹¹「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269000 (第31画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)」
- ¹¹²JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269000 (第29画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)
- ¹¹³JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269000 (第30画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)
- ¹¹⁴JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041268200 (第7画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第九卷(1-4-3-3_010)(外務省外交史料館)
- ¹¹⁵JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041268400 (第1画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第九卷(1-4-3-3_010)(外務省外交史料館)
- ¹¹⁶JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041268200 (第10画像目)、巴爾幹半島紛争問題

- 題一件第九卷(1-4-3-3_010)(外務省外交史料館)
- ¹¹⁷JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269900、巴爾幹半島紛争問題一件第十卷(B-1-4-3-013)(外務省外交史料館)
- ¹¹⁸JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269900 (第21画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十卷(B-1-4-3-013)(外務省外交史料館)
- ¹¹⁹JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041270700 (第4画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十一卷(1-4-3-3_012)(外務省外交史料館)
- ¹²⁰JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041270700 (第4画像目から)、巴爾幹半島紛争問題一件第十一卷(1-4-3-3_012)(外務省外交史料館)
- ¹²¹JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041270700 (第6画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十一卷(B-1-4-3-014)(外務省外交史料館)
- ¹²²JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041270900 (第19画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十一卷(B-1-4-3-014)(外務省外交史料館)
- ¹²³JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269200 (第4画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)
- ¹²⁴JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269200 (第4画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)
- ¹²⁵JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269200 (第8画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)
- ¹²⁶JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269400 (第8画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)
- ¹²⁷JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269700 (第11画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)
- ¹²⁸JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041270000 (第4画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)
- ¹²⁹JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269800 (第3画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)
- ¹³⁰JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269800 (第3画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)
- ¹³¹JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269800 (第3画像目)、巴爾幹半島紛争問題

-
- 一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)
- ¹³²JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269800 (第4画像目)、巴爾幹半島紛争問題
一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)
- ¹³³JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269800 (第4画像目)、巴爾幹半島紛争問題
一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)
- ¹³⁴JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269800 (第5画像目)、巴爾幹半島紛争問題
一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)
- ¹³⁵JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269800 (第5画像目)、巴爾幹半島紛争問題
一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)
- ¹³⁶JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041269800 (第5画像目)、巴爾幹半島紛争問題
一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)
- ¹³⁷JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041270000 (第40画像目)、巴爾幹半島紛争問題
一件第十卷(1-4-3-3_011)(外務省外交史料館)
- ¹³⁸JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041271300 (第29画像目)、巴爾幹半島紛争問題
一件第十一卷(B-1-4-3-014)(外務省外交史料館)
- ¹³⁹JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041271300 (第20画像目)、巴爾幹半島紛争問題
一件第十一卷(1-4-3-3_012)(外務省外交史料館)
- ¹⁴⁰JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041271300 (第20画像目)、巴爾幹半島紛争問題
一件第十一卷(1-4-3-3_012)(外務省外交史料館)
- ¹⁴¹JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041271300 (第33画像目)、巴爾幹半島紛争問題
一件第十一卷(B-1-4-3-014)(外務省外交史料館)
- ¹⁴²JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041271300 (第33画像目)、巴爾幹半島紛争問題
一件第十一卷(B-1-4-3-014)(外務省外交史料館)
- ¹⁴³JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041271400 (第4画像目)、巴爾幹半島紛争問題
一件第十一卷(1-4-3-3_012)(外務省外交史料館)
- ¹⁴⁴JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041271400 (第4画像目)、巴爾幹半島紛争問題
一件第十一卷(1-4-3-3_012)(外務省外交史料館)
- ¹⁴⁵JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041271400 (第4画像目)、巴爾幹半島紛争問題
一件第十一卷(1-4-3-3_012)(外務省外交史料館)
- ¹⁴⁶JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041271400 (第4画像目)、巴爾幹半島紛争問題

- 一件第十一卷(1-4-3-3_012)(外務省外交史料館)
- 147JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041271900 (第11画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十一卷(1-4-3-3_012)(外務省外交史料館)
- 148JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041271900 (第11画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十一卷(1-4-3-3_012)(外務省外交史料館)
- 149JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041271900 (第16画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十一卷(1-4-3-3_012)(外務省外交史料館)
- 150JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041271900 (第19画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十一卷(1-4-3-3_012)(外務省外交史料館)
- 151JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041271900 (第19画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十一卷(1-4-3-3_012)(外務省外交史料館)
- 152JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041271000 (第53画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十一卷(1-4-3-3_012)(外務省外交史料館)
- 153JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041271900 (第28画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十一卷(1-4-3-3_012)(外務省外交史料館)
- 154JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041271900 (第29画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十一卷(1-4-3-3_012)(外務省外交史料館)
- 155JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041272400 (第12画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十二卷(1-4-3-3_013)(外務省外交史料館)
- 156JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041272900 (第10画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十二卷(1-4-3-3_013)(外務省外交史料館)
- 157JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041272900 (第15画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十二卷(1-4-3-3_013)(外務省外交史料館)
- 158JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041272900 (第25画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十二卷(1-4-3-3_013)(外務省外交史料館)
- 159JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041272900 (第33画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十二卷(1-4-3-3_013)(外務省外交史料館)
- 160JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041272900 (第54画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十二卷(1-4-3-3_013)(外務省外交史料館)
- 161JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041273200 (第5画像目)、巴爾幹半島紛争問題

-
- 一件第十二卷(1-4-3-3_013)(外務省外交史料館)
- ¹⁶²JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041273400 (第5画像目から)、巴爾幹半島紛争問題 一件第十二卷(1-4-3-3_013)(外務省外交史料館)
- ¹⁶³JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041273400 (第16画像目)、巴爾幹半島紛争問題 一件第十二卷(1-4-3-3_013)(外務省外交史料館)
- ¹⁶⁴JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041273400 (第22画像目)、巴爾幹半島紛争問題 一件第十二卷(1-4-3-3_013)(外務省外交史料館)
- ¹⁶⁵JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041272600 (第4画像目)、巴爾幹半島紛争問題 一件第十二卷(1-4-3-3_013)(外務省外交史料館)
- ¹⁶⁶JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041272600 (第4画像目)、巴爾幹半島紛争問題 一件第十二卷(1-4-3-3_013)(外務省外交史料館)
- ¹⁶⁷JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041273200 (第6画像目)、巴爾幹半島紛争問題 一件第十二卷(B-1-4-3-015)(外務省外交史料館)
- ¹⁶⁸JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041273700 (第3画像目)、巴爾幹半島紛争問題 一件第十二卷(1-4-3-3_013)(外務省外交史料館)
- ¹⁶⁹JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041273700 (第4画像目)、巴爾幹半島紛争問題 一件第十二卷(1-4-3-3_013)(外務省外交史料館)
- ¹⁷⁰JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041273700 (第8画像目)、巴爾幹半島紛争問題 一件第十二卷(1-4-3-3_013)(外務省外交史料館)
- ¹⁷¹JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041273700 (第8画像目)、巴爾幹半島紛争問題 一件第十二卷(1-4-3-3_013)(外務省外交史料館)
- ¹⁷²JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041273700 (第16画像目)、巴爾幹半島紛争問題 一件第十二卷(1-4-3-3_013)(外務省外交史料館)
- ¹⁷³JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041273700 (第16画像目)、巴爾幹半島紛争問題 一件第十二卷(1-4-3-3_013)(外務省外交史料館)
- ¹⁷⁴JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041273700 (第18画像目から)、巴爾幹半島紛争問題 一件第十二卷(1-4-3-3_013)(外務省外交史料館)
- ¹⁷⁵JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041273700 (第19画像目)、巴爾幹半島紛争問題 一件第十二卷(1-4-3-3_013)(外務省外交史料館)
- ¹⁷⁶JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041273700 (第20画像目)、巴爾幹半島紛争問題

- 題一件第十二卷(1-4-3-3_013)(外務省外交史料館)
- 177JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041273700 (第20画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十二卷(1-4-3-3_013)(外務省外交史料館)
- 178JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274200 (第22画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(B-1-4-3-016)(外務省外交史料館)
- 179JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041273100 (第5画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十二卷(1-4-3-3_013)(外務省外交史料館)
- 180JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041273100 (第5画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十二卷(1-4-3-3_013)(外務省外交史料館)
- 181JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274200 (第3画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- 182JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274200 (第3画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- 183JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274200 (第4画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- 184JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274200 (第4画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- 185JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274200 (第8画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- 186JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274200 (第10画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- 187JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274200 (第14画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- 188JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274200 (第14画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- 189JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274200 (第29画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- 190JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274200 (第29画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- 191JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274200 (第29画像目)、巴爾幹半島紛争問題

- 題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- 192JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041273300 (第32画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十二卷(1-4-3-3_013)(外務省外交史料館)
- 193JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274500 (第3画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- 194JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274500 (第5画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- 195JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274500 (第14画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- 196JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274500 (第19画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- 197JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041273500 (第10画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十二卷(1-4-3-3_013)(外務省外交史料館)
- 198JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274500 (第27画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- 199JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274500 (第31画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- 200「塞国側ノ電報ニ依レハ七月十六日塞国軍左翼団体ノ一部ハ Küstendilヲ西北方ニ於テ勃軍本陣地ノ一據点ヲ奪取セリト云フモ眞偽詳ナラス(省略)希臘軍ノ主力ハ塞軍ノ右翼ト連結シ七月十一日 Strumdza ヨリ Petrie ノ線ヲ占領シ次テ十三、四日頃 Tadinmi 南側ノ山脈ヨリ Melnik ノ線ヲ占領シ(省略)希臘軍広報ニ依レハ七月十六日ヨリ十七日ニ亘リ希臘軍ノ最右翼団体ハ Drama 及 Nevrokop (Mesta 河谷)ヲ占領セリ(省略)今ヤ希臘軍ハ Salonik 付近ハ勿論 Seres, Drama, Kavala 付近一帯ノ主人トナリ」(JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274500 (第32画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- 201JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274500 (第35画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- 202JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274500 (第36画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- 203JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274500 (第43画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)

- 題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- ²⁰⁴JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274900 (第12画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- ²⁰⁵JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274900 (第12画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- ²⁰⁶JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274900 (第12画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- ²⁰⁷JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274900 (第18画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- ²⁰⁸JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274900 (第29画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- ²⁰⁹JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041274900 (第31画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- ²¹⁰JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041275100 (第11画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- ²¹¹JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041275100 (第11画像目)、巴爾幹半島紛争問題一件第十三卷(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)
- ²¹²「(一)、勃王及其ノ諸王間平和親交ヲ回復スルコト(二)、羅、勃間ノ境界ハTurtukaiヨリEkreneノ南方黒海ニ至ル遅クモ二年以内ニRustchuk及Shumla並Baltikノ周圍20km以内ノ域若ヲ取除クコト混合ノ委員ニ依リ十四日以内ニ新境界ヲ定ムルコト若シ爭議ヲ生スル時ハ裁半ニ依リ解決スルコト(三)、勃、塞間ノ境界ノ決定(別紙略図ノ如シ)混合ノ委員ニヨリ十四日以内ニ新境界ヲ定ムルコト若シ爭議ヲ生スル時ハ裁半ニ依リ解決スルコト(四)、舊勃、塞ノ境界中今尚爭議ニ属スルモノヲ整理スルコト(五)、希、勃間ノ境界ノ決定(別紙略図ノ如シ)混合ノ委員ニヨリ十四日以内ニ新境界ヲ定ムルコト若シ爭議ヲ生スル時ハ裁半ニ依リ解決スルコト勃ハ「クレタ」島ニ関スル要求ヲ放棄スルコト(六)、各軍ノ大本営ノ位置ハ調印後ニ通報スルコト勃軍ハ調印ノ翌日ヨリ戦備ヲ解クコト勃軍ハ他国軍ノ引退後其ノ領域内ニ衛成地ニ服帰スルコト(七)、勃領域ヨリ各国軍ノ引退ハ勃軍ノ復員後ヨリ始メ十四日以内ニ引退スルコト(八)、勃領域内ニ於ケル各国軍ハ其ノ滞在間物資ヲ徴発シ得ルコト各国軍ノ引退並糧秣輸送ニ際スル鉄道輸送ハ無賃ニテ行フコト病者、傷者ヲ勃領内ニ残地スル時ハ国軍ニテ保護スルコト(九)、捕虜ハ相互成ルヘク速ニ還送スルコト右ノ給養ニ関

スル費用ハ当該国ヨリ支払ヲ受クルコト（十）、此ノ条約ハ十四日以内ニ批准セラレ羅都ニ於テ交換スルコト」(JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041275100(第10画像目から)、『巴爾幹半島紛争問題一件第十三巻(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)』

²¹³JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041275100 (第12画像目)、『巴爾幹半島紛争問題一件第十三巻(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)』

²¹⁴JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041275300 (第4画像目)、『巴爾幹半島紛争問題一件第十三巻(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)』

²¹⁵JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041275300 (第9画像目)、『巴爾幹半島紛争問題一件第十三巻(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)』

²¹⁶「Martitz 河口ヨリ該河沿フテ擲リ Mondora ヨリ西北折シ Ortakoi ノ東方ヲ過キ (Dimotika ハ土領ニ残ル) 稍々東北進シ Lefke 附近ニ於テ殆ト舊境界ニ合シ Kalibar 附近ヨリ稍々東南進シ Resvaya 河ニ沿フテ下リ Soeti Stefan ニ於テ黒海ニ達ス(斯ノ如ク Adrianople 及 Kirkkilisse ノ要地ハ土国ニ帰ス)」(JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041275300 (第22画像目)、『巴爾幹半島紛争問題一件第十三巻(1-4-3-3_014)(外務省外交史料館)』

²¹⁷JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041277600 (第24画像目から)、『巴爾幹半島紛争問題一件第十五巻(1-4-3-3_016)(外務省外交史料館)』

²¹⁸JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041277600 (第27画像目から)、『巴爾幹半島紛争問題一件第十五巻(1-4-3-3_016)(外務省外交史料館)』

²¹⁹JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041277600 (第33画像目)、『巴爾幹半島紛争問題一件第十五巻(1-4-3-3_016)(外務省外交史料館)』

²²⁰JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03041277600 (第33画像目から)、『巴爾幹半島紛争問題一件第十五巻(1-4-3-3_016)(外務省外交史料館)』

第三章 参謀本部の欧州外交分析とその活用

序

参謀本部は諸条例改正によつて日本のインテリジェンス組織として整備され、海外の情報筋である大・公使館付武官によつて情報収集活動を行つていた。当初は国防上の必要性から調査地域を中国やロシアに集中的に縛り、それらに基づく情勢判断によつて日清・日露両戦において少なからず成果を得た。一方、欧州に派遣された武官の任務として軍事研究があげられ、組織の改革がめざされた。大・公使館付武官制度の確立により、参謀本部は情報基盤を拡大させ、国際情勢判断の能力を軍事情勢においてだけでなく欧州列強の外交情勢においても向上させた。バルカン半島は日露戦争以前から対ロシア情報収集活動の拠点として確立され、日露戦後に帝国国防方針の策定にも明記されていたように欧州列強間の外交関係を洞察する地帯とされ、重要な情報収集拠点の一つとして定着したことが分かった。

これまで検証したように、参謀本部は同地域に情報将校を駐在させ、現地視察によつてバルカン情勢の把握を目指した。バルカン戦争の勃発によつて活発な情報活動が行われ、戦争の軍事上・外交上の情勢が調査されるとともに欧州列強の対外政策を徹底的に究明しようとした。このように欧州列強の外交政策は分析され、その情勢が認識されていた。それでは、インテリジェンスサイクルの最終的なステップであるインテリジェンスの活用がどれほど達成できていたのか、あるいはできなかったのかを検討し、説明する必要がある。

第三章では、バルカン戦争での情報活動の成果が、辛亥革命期やその後の第一次世界大戦における参謀本部の情勢認識および外交政策形成においてどのような影響を与えたかを検討する。特に、参謀本部が情報活動を通じて得た欧州列強の対外政策に関する分析は、日本の第一次世界大戦期の外交政策決定過程においてどのような役割を果たしていたのか、あるいは果たさなかったのかを検証する。

そのために、第一節では辛亥革命においてバルカン戦争の情報成果はどれほど活用されていたか、あるいはいなかったかを検討し、辛亥革命に対する外交政策において対立した参謀本部と外務省の差異を解明する。参謀本部の辛亥革命への対策はどのような思想の基に形成されていたかを確認し、バルカン情勢が陸軍上層部にどのような影響を及ぼしたかを検証する。また、参謀本部の情勢判断による対中政策が外務省にどれほど理解されていたかを解明し、再検討を行う。

第二節では、参謀本部のバルカン戦争における情勢認識は、第一次世界大戦の参戦過程や対中政策においてどのように活用されていたか、されなかったかを外務省と比較しながら解明する。第一次世界大戦期にバルカン戦争からの教訓は外交政策決定過程においてどのように論じられていたかを確認する。このようにして、参謀本部と外務省との外交理念における意思相違がどのように発生していたかを解明する。

第三節では、第一次世界大戦中に外交一元化を理想する加藤高明外務大臣によって中国に要求された対華二一か条要求はどのように形成され、参謀本部や陸軍が希望した対中政策はどれほど理解され、活用されていたかを解明する。このようにして、日本の第一次世界大戦中の対中政策を再検討し、再評価することが出きるであろう。

第一節 辛亥革命における日本外交

明治四四年一〇月一〇日に、辛亥革命が勃発した。欧州列強の中国における利権拡大に対する不満によって芽生えた革命である。外国資本の融資による鉄道国立化案は、列強による鉄道利権拡大方法として国民に理解され、辛亥革命の直接的な契機となった。

第一項では、辛亥革命において参謀本部でどのような対中策が策定されていたか、参謀本部は内閣にどのような外交方針をどのような理念に基づいて求めていたか検討する。

第一項 辛亥革命と参謀本部の対応

既に、辛亥革命における日本の対中政策に関しては様々な研究がなされている。研究が特に注目している点は、内閣と参謀本部の対策に差異があったことである。近年、参謀本部に関する研究が盛んになり、辛亥革命における参謀本部の情報活動の実態から革命対策にいたるまでいくつかの研究上の進歩が成し遂げられた。

その一つとして、佐藤守男の「情報活動と参謀本部―日露戦争と辛亥革命」がある。同書は、日露戦争から辛亥革命にいかなる情報活動をしていたかを対象に参謀本部の情報収集体制の確立、駐在武官制度、情報将校の系統に着目し、日露戦争・辛亥革命における参謀本部の情報活動、情報将校の業績を解明している。佐藤は参謀本部第二部が辛亥革命にかなり積極的に対応したとし、第二部長宇都宮太郎の対中政策はアジア主義的理想を描いていたと見ている。また、辛亥革命における日本外交に関して桜井良樹は「辛亥革命と日本政治の変動」で辛亥革命は日本の政治や外交にどのような影響を及ぼしているかを検討し、当該期の参謀本部第二部長宇都宮太郎の活動に関して未開な部分を解明した。

では、日本で構想された対中政策にはバルカン情勢や欧州列強の対外政策はどれほど考

慮されたのか。また、佐藤や桜井が主張したアジア主義的思想は参謀本部にどのような国際状況に対応するものとして現出していたかを検証する。そこで、上記で解明してきた、辛亥革命と同時期に勃発した伊土戦争やバルカン戦争において行われた情報活動の成果が参謀本部第二部の主導する対中政策にどのように活用されたかを考察する。

まず、参謀本部が構想していた辛亥革命への対策はどのようなものであったかを確認する。参謀本部第二部長宇都宮太郎は革命の勃発した直後に策定した「対支那私見」を策定し、その中で具体策を提示している。ここでは、欧米列強の積極的な領土拡張的、侵略的な国際情勢について触れ、「白人（勿論耶蘇教白人を云う、以下同じ）勢力の東漸は歳と与に益々急に、世界全面積百中の八十五は既に其壟断に帰し、モロッコ、トリポリの両地亦た将に折れて其手に入らんとしつつあることは現に吾人眼前の事実にして」と、伊土戦争の状態を考慮し、白人の世界各地における植民地活動の実態から、「白人阿弗利加、白人亜米利加、若くは白人満洲等なる彼等の理想は最早殆ど現実に近く、白人世界なる彼等最終の理想さへ亦た将に實際問題の範圍」⁴に入ろうとしている状況だとして、その上で日本の対中政策が策定されるべきだと主張する。また、日本にとって中国は、「支那は我帝国生存の爲め、自大自強の政策上、全部之を獲取することを得ば勿論上乘なり」⁵と、中国はなによりも国防上の重要性から、日本の生存問題であり、その観点から「支那保全論」を唱え、欧州列強の利権拡大から守ることを主張していた。

宇都宮の辛亥革命に関する方針では伊土戦争やモロッコ事件にも触れて、白人対有色人種という構造が記されている。この上で、宇都宮は白人勢力が中国に扶植することに危惧を覚え、その具体的な対策は、「此度の内乱は今少しく真面目に發達せば、少なくとも満漢二族の二国家に分立せしめ得るの望無きにあらず（省略）適當の時期を見計ひ居中調停、二国に分立せしめ、而して出来得れば其双方と特種の關係（例へば一は保護国若くは其類似、一は同盟とする等にして、此間報酬的に満洲問題等を我れに有利に解決せしむべきは勿論なり）」⁶を結ぶのだと述べ、中国を満族と漢族として二つの国家を作り上げ、一国を保護国もう一つを同盟国にするべきとしていた。その上で、「我れは前述の保全主義に抛り列国の爪分を抑制し、以て極力欧米勢力の対岸移植を妨害すへしと雖も、大勢終に分割の已を得ざるに到るや我れ亦決して袖手傍觀すへきにあらざるなり」⁷と述べ、欧米列強の勢力が対岸に移植されることを日本の主導によって妨害できるとしていた。このように、参謀本部が希望する対外政策には情報収集に基づく客観的な国際情勢が組み込まれており、特に中国との外交関係において独自の外交方針の策定を必要とした。

また、宇都宮太郎の対中政策には早くも辛亥革命時に人種主義的な思想が根強く入っている。同じ黄色人種である中国と提携し、それを欧米列強の侵略から保全することを主張している。

参謀本部は辛亥革命中、このような欧米列強の中国における利権拡大に対抗策を構成したものの、内閣とは意思が共通できず時機が失われた。参謀本部第二部長宇都宮太郎は欧州列強の積極的な東漸に対抗するため、中国を二分することによってその保全を全うするよう働きかけたが、成功せず日本は国防上の課題である中国問題を有利に解決できなかった。このような人種的な観点が組み込まれた提案は、中国に対する日本の自主的な外交政策を構成することが目的であったと思われる。

宇都宮は、辛亥革命に関して実地観察の必要を説き、情報収集活動のために中国各地に情報将校を派遣した²⁰。また、「対支那私見」を参謀本部第四課長の武藤信義大佐や支那班長松井石根少佐に示し、また参謀本部次長福島安正の同意を得て、福島次長に政府重役を説得することを依頼していた²¹。このようにして、参謀本部の情報に基づく「対支那私見」を元に宇都宮は外交方針に関涉しようとした。

一方、外務省では辛亥革命勃発後に内田外務大臣が明治四四年一〇月一六日に伊集院公使に訓令を宛て、革命への対策方針を示した。外務省の意見は参謀本部と正反対であった。内田外務大臣は訓令の中で、「帝国政府ハ清国政府力革命軍討伐ノ爲該銃砲彈藥ヲ入手スル最緊切ナル必要アルヲ顧念シ本邦商人ヲシテ右ノ供給ヲナサシムル爲十分ノ助力ヲ與フルコトニ決シ既ニ右ニ必要ナル諸般ノ措置ヲ取り置キタリ帝国政府力清国政府ニ対シ此クノ如キ援助ヲ與フルハ自ラ重大ナル責任」²²であると述べている。ここでは、中国政府に軍需品の提供を行う処置を取るとしながら、革命軍による日本商品のボイコット等の危害を防ぐために、秘密保持の必要性が説かれていた。このように外務省では、革命当初より帝政を支援する方針であった。

明治四四年一〇月二四日、第二次西園寺内閣は対中政策に関する基本方針を閣議決定した。その中で日中関係について、日本と中国の密接な経済関係に触れ、日本は中国に対して優勢なる地位を占めることに努めることを決定した。そして、両国間の課題である、満洲租借期限問題を、「機ノ乗スヘキアラハ之ヲ利用シ此ノ斷案ヲ下スノ手段ヲ講スヘキハ論ヲ待サル次第ナル」²³として、北京条約によって獲得された最優待遇国の立場から、情勢を観察しながら現状維持に努め、満洲租借期限の延長に関する好機が到来するまで中国情勢を傍観するとした。閣議決定においても一つの注目すべき点は、「満洲ニ関シ露国トノ

歩調ヲ一ニシテ我利益ヲ擁護スルコトヲ計リ一方出來得ル限り清国ノ感情ヲ融和シ彼ヲシテ我ニ信頼セシムルノ方策ヲ取ルノ外英国ニ對シテハ飽迄同盟條約ノ精神ヲ徹底スルコトニ努メ」¹³とされ、中国において利害関係がある欧州列強との協調姿勢の必要性が示された。特に、ロシアと満州に関して同様な処置を取ることやイギリスと同盟関係を徹底することとされ、他方でフランスと調和しながら、できる範囲でアメリカと接近を図るとした。すなわち、第二次西園寺内閣の基本方針は、国際協調をしながら中国における利権確保を行うことであつた。しかし、内閣の基本方針と参謀本部が理想する対中政策は正反対なものであり、陸軍や参謀本部からは内閣の外交政策は自立性を欠いていると批判されていた。

対中政策に関する閣議決定がなされた四日後の一〇月二八日に宇都宮は策定した対中政策を実行するために三菱財閥の岩崎久弥社長と面談を持ち、そこで「対支那私見」を提示し、革命派を援助するために資金調達を行っていた。宇都宮は面談の詳細を日記で下記のように記している。

事情を申上げんが、先ず此事は絶対に秘密に出来るやを問ひ、其厳守すべきを聞き、然らば之を一読あり度して彼「対支那私見」を示し、実は余の借金にあらず、此時局に於て此私見の実行には、先ず内乱の局面を局面發展が目下尤も大切なり。即ち今の儘にて革命軍は成功確かならず、之を統一せしめ、之を組織せしむる等、中心人物の発見若しくは作出等、革命党の為め為すべきこと多々なれども、此事たる他日は知らず、目下の場合国家が直接関係すべき事柄にあらず。是れ余が男爵に推参せる所以なり。彼れ問ふ、而して私への御要求の点は。余曰く、金十万頂戴致度なり。（省略）彼れ曰く、国家若し関係するの時期に達せば返金せらるるものなるや。余曰く、否な捨金に願度し。彼曰く、諾。（省略）即ち十万円の大金を僅に一面識なる余の言に聴き、殆ど立談の間に投げ出したる彼の行為はさすがに故弥太郎の子供なり。¹⁴

このように、宇都宮は内閣が中国情勢を傍観すると決めた後も、中国問題は日本にとって他列強と性質上異なり、国家生存問題であるとして個人的に資金調達し、積極的な行動に出た。三菱より資金を調達して、情報将校の派遣を行い、革命軍の組織化などを行おうとした。

外務省も革命軍の成功にに応じていくつかの革命派への支援策を取っているが、それは、一定の地域に限定されたものであつた。一月二四日に漢口総領事に発信された電報では、上述した内閣の基本方針は変更されていないが、武漢において実権を革命軍が握っている

ことから、革命軍に対する領事館の態度に関する訓令が指示されている。その訓令の要旨は、革命軍に対して列強と同一の態度に出ること、そして日本政府によって革命軍は承認されなくても交渉を行うことが許可された。また、交渉の内容は、日本の利権や利害に関する課題に限定されていた¹⁾。それには、陸海軍省の同意もあり、武漢地域に限定されながらも、日本の利害の確保のために、革命派に対する外務省の態度に変化が生じたと言える。

宇都宮は一二月三日に「居中調停に付」という意見書をだし、清朝と革命軍の紛争に日本が介入し、平和的解決を図ることを提唱した。そこで、「清国目下ノ動乱ニシテ今後尚継続スル時ハ貿易ニ多大ノ打撃ヲ蒙リ此点依リシテ列国干涉ノ終ニ已ヲ得サルニ至ルヘク（省略）帝国政府ハ此際ニ先タチ英露等ト交渉シテ居中調停ノ労ヲ取り自ラ時局解決ノ主導者タラレンコトヲ切望ス」²⁾と、革命による衝突は欧米列強の貿易に打撃を与えることに鑑み、列強が調停へ干渉すると分析した。そのため、日本は最も利害関係を持っている国家であることから、日本の主導で時局を解決することが得策だとして、調停することを求めていた。その調停方針は、第一のプランとして兵力を用いないで現朝の下に立憲君主政体で中国を統一することに努め、これが失敗した場合には、第二のプランとして、北部を現朝の下に置き、南部に新国家を形成することと構想しており³⁾、「対支那私見」で予測された調停の時期が到来したという情勢判断を示している。

しかし、日本は幹旋できず、結局イギリスの主導で調停が行われ、共和政体が実施されることになる。この結果、日本の中国における立場と発言力が低下した。宇都宮は、辛亥革命が勃発した当初から中国情勢に対する日本外交の傍観政策は日本にとって不利であることを国益、国防の観点から主張したが、個人で積極的な態度に出ても変更されることがなかった。

翌年一月一日に孫文を臨時大總統とする中華民国が南京で建国された。ところが、革命の影響が満州に影響を及ぼすようになり、満州への派兵が陸軍首脳部において議論されるようになった。元老山県有朋は一月一四日に作成した意見書で満州出兵を主張し、その要点は満漢の協商は破裂すると予測している。この情勢において内閣は日本の満州租借や鉄道を保護し、国民の生命財産を保護する目的でロシアと協調し、出兵を行うことを唱えていた⁴⁾。山県は時局の救済策として満州に出兵することと観察したが、それはイギリスとロシアと協調しながら行うべきと考えていた。また、出兵後の外交政策は両党政権の、「爭奪時々刻々ニ變轉無極ノ情勢ニ應シ敏捷ニ臨機應變之政策ヲ採コト」⁵⁾として、情勢の変化に応じる柔軟な対中政策であるべきと進言している。

宇都宮はこの情勢に関して日本主導の斡旋による中国時局の安定化は国益にかなうと考察し、各方面に働き掛けた。一月二〇日の日記には、「南北連合の仮政府を建てんとする袁孫通謀の画策も、亦一頓挫を来たせり。居中調停南北二分の策、尚ほ施すべきも、政府が主導的外交を一切断念して一に列国の行為に随伴せんとする」¹⁹⁾と記述しており、政府の国際協調による消極的な対外政策を批判している。明治四五年一月二二日に作成した「尚ほ及ばざるにあらず」という意見書で、時局において日本政府による積極的な外交によって両側の調停に立つことの必要性を説いていた²⁰⁾。宇都宮が構想した政策は混成旅団あるいは一師団の兵力によって保護国として満州に現朝を維持させ、また南方の欲望を制限しながら建国させそれを政治的、経済的や軍事的に支援しながら日本の勢力を維持することを主張している。桜井良樹が「辛亥革命と日本政治の変動」の中で指摘しているように、宇都宮はその意見書の中で、派兵のことはじめて唱えているが、それはイギリスの干渉によって情勢が袁世凱に有利に働いているからであった²¹⁾。袁世凱の時局収束に関する觀察は情報収集活動による情勢の進展における判定能力を証明し、また情勢にそった柔軟な対策であったと言える。

二月一二日に宣統帝は袁世凱が提議した条件を承認し、孫文は袁に臨時大總統を譲り、中華民国が成立した²²⁾。宇都宮は辛亥革命における外務省の対応を失敗であるとして、日本の勢力を扶植するための好機を逃したと慨嘆している。それは、閣議決定から見られる国際協調主義に基づく日本の受動的な外交への非難であった。イギリス主導の革命終熄と、列強による中国利権争奪も懸念していた。

日本は辛亥革命において情勢の急劇な進展によって基本的な対中政策を構想することができず、満州権益を確保する機会を逃したのである。その主なる原因は参謀本部第二部長の意見が外交政策に取り入れられなかったからである。辛亥革命が勃発した時点で満州権益の確保に強硬であった参謀本部は帝政よりも革命派を支援する構想を持っていた。

宇都宮が構成した対中政策は国際情勢の觀察をも含合する包括的なものであり、中国を日本の国防上、財政上に重要であると位置づけ、欧米列強の分割を防止し、中国と提携しながら問題を解決する方針であった。辛亥革命期における日本の対中政策の失敗は、日本外交が大局的な視点や柔軟性を欠き、中国情勢判断や列強の動揺を觀察する能力の乏しさによるものであった。日本の日英同盟に片寄った軟弱外交により、宇都宮が説いた斡旋政策も実施せず、中国情勢における発言力が低下したと言える。参謀本部の判断を日本の外交方針に反映しなかったことは日本の満州における利権確保において負の効果をもたらした

た。

第二項では、バルカン戦争の人種的な側面は日本の対外政策決定過程にどれほど活用されたかを考察する。第一次世界大戦以前に宇都宮や陸軍中堅層において人種主義的な思想はどれほど存在し、人種の観点が対外政策にどのように転用され、日中提携構想との関係性を解明することにする。

第二項 欧米の中国分轄と日本の外交

日本は辛亥革命における外交政策において積極的な情勢収束策に出ず、共和政体として中華民国が建国され、政権は袁世凱によって握られた。日本は満州権益問題の解決に関して積極的な態度に出なかった。実際に外務省においても満州問題を解決することが必要とされた。日本の積極的な対中政策を日英同盟や日露協商が制約していた。それでは、革命後に日本の対中政策はどのように変化していたか、参謀本部でどのような対外政策が構成されていたかを検討する。

中華民国が建国された後に、モンゴルは独立を宣言し中蒙問題が発生した。これに対してロシアは中蒙問題に関して仲裁すると発表した。日本は、ロシアの行動に対策を講じる必要性に迫られた。第一次日露協商の秘密協定において、日本は南満州、ロシアは北満州における勢力範囲を相互に承認した。そして、ロシアの外蒙古における特殊な関係が認められた。ロシアは辛亥革命後の明治四五年一月二日に蒙古に関して宣言を発表しており、中国における新たな利権拡大を狙ったのだ。内田外務大臣は一月一〇日に第一次日露協約で策定されていない内蒙古における勢力範囲の策定に関してロシアと談判するよう在ロシア本野大使に指示を出した。

本野大使はロシアの蒙古問題に関する宣言内容を翌日の一月一二日に内田外務大臣に報告している。また、同月一三日に本野大使がロシアとの交渉について内田大臣に電報を発信した。本野は、「帝国政府ニ於テハ清国時局ノ發展如何ニ依リテハ日露協約ノ趣旨ニ依リ此ノ機ニ乗シ満州問題ノ根本的解決ヲ計ルノ御決心アルヤ否ヤ」として、ロシアと交渉を開始する以前に日本政府の対中政策や満州問題に関する覚悟を示す必要性を強調している。また、交渉開始について、「恐ラク得策ニアラサルヘシ何トナレハ一方ニ於テハ露国ノ疑惑ヲ招クノ虞アリ他方ニ於テ本件ニシテ萬一外間ニ洩コトアラムハ清国ハ勿論列国ノ嫌疑ヲ被リ意外ノ不利ヲ醸ス」と、ロシアが積極性を発揮した蒙古問題に関して交渉することは、日本が満州問題に関する根本的な解決策を構想する以前に不利であるとした。ロシアの権益拡大に対して、一月一六日に第三次日露協約の締結に向けてロシアと交渉する

ことが閣議決定された。ロシアの意向を探るよう本野大使に訓令が与えられ、「特殊關係ヲ有スル地域ヲ全蒙古ニ擴張スルノ因ヲ啓カシムルノ虞アリ從テ帝國政府ニ於テハ此際右宣明書ニ記載セル蒙古ノ文字ノ意義ニ關シ同國政府ニ問合ヲナスコト必要ナリ」²³と、ロシアが宣言した蒙古の意義について交渉することが策定された。すなわち、第一次日露協約に協定された日本の勢力範圍である南滿州と密接な關係である内蒙古に關してロシアと協定する方針が確定された。

一方、参謀本部第二部で袁世凱による政權獲得に關する対策として宇都宮太郎が次のように述べる。四月二〇日に作成した「支那分割ノ止ヲ得サル場合ニ於ケル我占領地域」²⁴という意見書で欧州列強が建国された中華民國において利權拡大することについて懸念を提示した。彼は、「列國ト支那ヲ分割センコトハ對白人種ノ關係上自ラ其羽翼ヲ殺クモノニシテ帝國ノ為メ其不利益ナル（省略）欧米列強ノ実勢力ヲ近ク対岸咫尺ノ地ニ移植スルモノニシテ我ハ殆ント欧州南端ニ於ケル土耳其ノ如キ位置ニ陥リ政治上軍事上百事不利益」であるとした。そして、白人対黄色人と言う構図から、欧米列強と共に中国を分割することは、日本にとって政治上、防衛上や貿易上の観点から不利であるとした。そして、そのようなことが発生したら日本はトルコのように欧米諸國の植民地対象になると分析し、中国の分割に反対した。また彼は、そのために、日本はできるだけ列強の中国を分割することを防止する政策に出るべきと主張した。しかし、欧米列強の分割を防止することが出来なければ、国防上の重要性から日本もその分割に参加し、「成ルヘク宏大ニシテ且ツ有利ナルノ分ケ前ヲ獲得セサル可サル」とし、その分割するべき地域は、「一、南滿洲東部蒙古（露國ト協商済及協商中ノ地域）二、福建省江西省及大冶ヲ含ム湖北省ノ一小部分」であるとした。宇都宮の辛亥革命当初の対外政策理念から考察すると、その特徴として欧州諸國の対外政策における人種主義的な形態を理解し、それへの対抗策を講じたものと指摘できる。それは、欧州情勢に關する情報が参謀本部第二部で編集され、分析されていたことによるものであった。

宇都宮の革命後の見解が言明されているのは、七月一日に行われた松井少佐、藍天蔚との会談について日記においてである。長文だが日記に以下の通り記されている。

約により午后藍天蔚来宅（松井少佐同伴）、時局談を為し、対白人問題の為め日支兩國提携の必要を論じ、彼も同意見にて、余は之れが為め先づ第一に支那の自強ならんことと必要を論ずること（省略）唯だ兩國の一致を害するものは滿州問題也、これさへ解決すれば他には何等の障礙も無し（省略）多大の血と金とを犠牲として得たる彼の

位置を放棄するの内閣あらば、其内閣は其場に顛覆すべく、之を放棄することは我国の立場よりは到底不可能のことなり、併し余は双方の顔の立つ如く（解決の道あるべく信ず（蘇丹式なり）、余に一案あれども未だ口外するの時機にあらずと語りしに、彼も関外都督と為るや日支相携へて満州を経営するの考にて、決して日本を排除せんなどの考は無きのみならず、租借年限の如きも十年、十五年と延長し、以て満州を開発し、但だ諸事業を合併する時は、支那は地主故利益は六分を申受け度心組なりしなり、盛んに日支の雑婚等も実行し、満州を以て将来に於ける日支両民族協同動作の試験場と為さんと欲せし²³

右の記述から理解されるように、宇都宮は白人の勢力拡大に対抗するために日中提携の必要性を説いた。その障害は両国間に未解決の満州問題があること、つまり関東州租借や満州鉄道の期限延長問題であると見ていた。また、宇都宮は、満州の解決方法をイギリス大使館付武官時代に調査したスーダンにおけるイギリスの植民地統治構想（明治三二年）を挙げていた。つまり、日中両国の共同統治制によって満州を経営し、発展させることであつた。ここに、宇都宮の対外政策の理念として日中両国の同種同族であるという認識が根強く存在しており、欧米列強によって分割される中国をその勢力から防護するという一種のアジア主義思想が見てとれる。

第三次日露協約は明治四五年七月八日に協定され、これによって日本の満州における勢力範囲が拡張された。内蒙古は、「北京ノ經度（グリニッチ）東經百十六度二十七分）ヲ以テ之ヲ東西ノ二部ニ分割」²⁴され、東部における日本の特殊利益範囲が承認された。このように、日露両国はロシアが年頭に斡旋していた蒙古問題において協調的に勢力範囲を策定した。しかし、同年九月、ロシアは外蒙古における特殊關係を巡り、イギリスのチベットにおける特殊的權益を両国相互に承認した。また、袁世凱は翌年に中華民國の列国による承認を受けるために両国に譲歩した²⁵。中国情勢は宇都宮の意見書に反する方向で展開した。つまり日本は中国の分割を防止できず、それに参加しても中国新政府に承認をえていない。

宇都宮は英露両国の中国に於ける利権拡大を察知していた。大正元年九月に作成した「支那時局ニ対スル覚書」で論じており、大島参謀次長や上原陸相に九月二一日に送付していた。その要点は、中国において欧州列強の分割活動は盛んになることを予測し、中国における勢力範囲をできるだけ広く確保し、自強自存の国策にすることが必要だと分析していた。満蒙問題に関して、「満蒙に於ける我勢力範囲は好機に乘し成るべく速に之を我領土と

為し若くは保護下に置くの方針を以て、英露の対蔵蒙処分と太凡そ歩調を協整しつつ成るべく多く我地歩を進め置き、度殊に中華民國承認以前に是非共独立宣言後に於ける外蒙古に対する露国の位置（其宣言に拠る）と大凡同等の地歩を占め度きこと」³⁰と、ロシアとイギリスの外蒙古やチベットにおける利権拡大に注目し、日本も同等な処置を取るべきことを説いていた。中国本部において欧米諸国の分割をできるだけ避け、外国勢力の侵入から防護し、中国の保全に努力すべきとしていた。それに失敗し、欧米列強の分割を防止できなければ、日本も中国の分割に参加し、確定された勢力範囲以外にも勢力扶植に努め、それを将来交換に利用することとしていた。

このように、宇都宮はロシアとイギリスの中国における利権拡大を受け、その対抗策を、上原陸軍大臣をもつて参謀総長や関東都督を説得し、中華民國の公式的な承認以前に蒙満問題を解決する根本的な政策を構築しようとした。九月二〇日、外務省で倉知次官と満蒙事業について交渉し、「福島関東都督を其事務所に訪ひ、満蒙処分案に付き意見（先般大臣、次長に出せしものの大要）を陳べ」³¹と、外務省や参謀本部から各方面に対中政策を確定するために働き掛けた。参謀本部では英露協商による中国における権益拡張を警戒しており、外務省のイギリスに片寄った政策を批判していた。

宇都宮が示した、中国の欧米列強による分割への懸念は陸軍上層部にも同様であった。寺内正毅も内閣の政策に不満であり、桂太郎に明治四五年九月六日に送付した書簡で欧州列強の利権拡大に対して政府の消極性を批判している。その内容は以下の通りである。

対清政策も英国の腰折にて一頓挫を来候様被伺、誠以遺憾千万に奉存候（省略）英政府の意見は全く在清公使并にモリソン等の意見に重きを置く者と被存申候。尚人の謂ふ所に由れば、モリソン氏は稍久しき已前より共和政体論をタイムスにも寄せ居候由に聞及申候（省略）長く列強か傍觀せは傍觀する間は治平は難望事かと存申候。而して南青は当分自然に任すとも、満洲は如何御処分相成候御意見に御坐候や。露国は内
外蒙古之独立を隠に扇動しては不居候や³²

寺内は、西園寺内閣の傍觀政策によって、満洲利権が危険に陥り、ロシアの蒙古独立を援助を報告し、政府の対中政策を積極方針とすべきことを伝達している。また彼は、イギリスの対中政策におけるジョージ・アーネスト・モリソン（George Ernest Morrison）の役割に注目し、革命を共和政体において収束しようとする構図はモリソンの働きかけに依るものであると見ていた。実際に桂が説いていたように、モリソンは在中イギリス大使ジョーダンの情勢認識に影響を与え、イギリスの対中政策の形成において大きく貢献して

いたのである³³⁾。

内閣の守勢的な対中政策は、他列強と同等に利権を確保するべきと唱える参謀本部や陸軍にとって、国防上の懸念をより一層強固にしたであろう。辛亥革命によって中国における不安定な新秩序は日本の国防上の課題であった。陸軍や参謀本部は帝国国防方針に想定された通りすくなくとも二個師団を朝鮮半島に増設することによって情勢に対応しようとした。日本は日露戦争後の経済的な悪化により、戦後経営において極めて困難に陥っていた。それは国内問題をはじめとする対外政策にいたる範囲で悪影響を及ぼした。第一章でも検討したように、帝国国防方針は明治天皇が参謀本部総長および海軍軍令部長への命令によって立案され定められたものであり、決して参謀本部の単独行動によって策定されたものではなかった。

帝国国防方針の目的は日露戦争後の陸海軍の対立問題を解決することであり、³⁴⁾また政略を統一するものであった。参謀本部の主導で国策が決定されたことにより、政軍関係の観点から政治の軍部への優位に対する打撃として解釈されていることが多いが、国防自体は参謀本部の責任領域に属するものであり、国防政策の策定は元来参謀本部の任務そのものであったことから、適当な措置であったであろう。第二章でみたように参謀本部は収集した情報の成果や情勢判断を積極的に外務省に提供している。これは政軍関係の観点からみて「二重外交」ではなく、参謀本部は、形成した情勢認識を対外政策策定過程に提供しているだけであり、外務省の情勢認識を補完するものであった。

帝国国防方針でも提示されたように、日本の朝鮮併合とともに大陸国家という特徴が強化され、国防線の拡大により国防方針に提示された二個師団増設は急務とされていた。そのため陸軍や参謀本部は日露戦争後の国際的地位の増進、極東における情勢の変化（韓国併合・辛亥革命）によって陸海軍の軍拡を必然とした。帝国国防方針は日本を大陸国家として見なし、「開国新取」を国是としてその国権の確保や伸張のために軍拡が進められたのである。

しかし、明治四三年の桂内閣から第一次世界大戦中の大正四年六月まで二個師団増設問題はその解決をみなかった。この期間中の二個師団増設問題の経過過程において、陸軍や参謀本部は内閣および国民から批判された。辛亥革命時の日本の対外政策においても参謀本部の対外政策構想は拒まれ、第一次世界大戦までにその影響が継続した。

このような陸軍批判は国防政策への打撃であり、陸軍当局者を始め、元老によっても懸念されていた。参謀本部においても日露戦後に欧米列強の対中政策が活発化したことに鑑

み、内閣の消極的な外交が懸念されていた。このような状態で日本は辛亥革命の対応で内閣の欧州列強との協調路線に乗り出し、参謀本部で説かれている積極的な外交は取り入れることなく、参謀本部で構想された統合的な外交あるいは政戦略の一致は図られることはなかった。

宇都宮は二個師団増設について大正元年九月七日に大蔵大臣秘書官との会談で、「此問題の真実国防の大方針より出て全然政略党略等より議論すべきものにあらざること、彼我兵力の権衡甚しく、万一国交破裂せば実に危険の境遇にあること（省略）国際関係は何時如何なる変化を見るやも測らざるなり」と述べている。つまり、国際関係を改良することは重要でありながらも、二個師団増設は国防上の抑止力として必要であることを説いている。また、バルカン戦争勃発後の一〇月一日の夜に後藤新平と会合し、国際情勢について雑談したことが記されている³⁶。同月一日に松方正義と会合し、日露兵力の真相を説明し、軍備拡張の必要性を、「之が為めには俸給も減ずる〔も〕可也、小倉服にするも可なり」と強調し、その様子に感動した松方侯は承諾したという。宇都宮は、陸軍大臣から二個師団増設問題について大隈重信を説得するよう頼まれた。一月六日に大隈を訪問し、「世界の大勢と軍備拡張の止を得ざる裏面の新理由を詳陳」³⁷して、バルカン情勢の深刻化による欧州戦乱への懸念から二個師団増設の重要性を切論した。このように、宇都宮は中国情勢だけではなく、欧州方面におけるバルカン戦争をも視野に入れて二個師団増設の必要性を各方面で力説していた。ところが、増師案を巡り政府との関係が陰悪になったとして、上原陸軍大臣の辞職を国家のために不利益だと考えていた。

宇都宮は大正元年一月二八日に上原に送った書簡でその理由を、「現内閣にして潰れんか折角成立しかけたる海軍拡張亦た不成立の悲運を分たさる可らず。国防一般の見地より論すれば是亦た一大恨事なり（省略）海軍拡張亦た不成立の悲運を分たさる可らず（省略）一年間の遅速実に比較的には小問題にして之れか為め内閣の破裂までも賭せさる可らざる程の重大問題にはあらざりし」³⁸と述べている。つまり、上原大臣の辞職は陸軍の懸案である増師問題を遅延する結果になったとし、内閣は成立しない状況に陥ることにより、日本における国内問題は国防に打撃を与えるとして反対したのだ。

しかし、西園寺内閣は二個師団増設を財政上の困難のために拒否し、それに対して上原大臣は一二月二日に辞表を奉呈した。陸軍は後任を送らなかったことにより西園寺内閣は崩壊した。一二月二日に第三次桂内閣が組閣された。中国の動乱、欧州情勢が切迫していた時期に、日本ではこのような政治問題が惹起し、それは対外政策にも影響を与えた。

宇都宮は新内閣が組閣された後の大正二年一月四日に、通信省の後藤新平を訪問し、そこで対中政策について会合するよう桂総理大臣に真面目な紹介を依頼し、同月六日に阿部政務局長と中国情勢について談話し、長谷川好道に中国訪問に関して訓示を依頼していた。翌日に桂総理大臣と会合し、一時間半ほど対中政策について談話したと言う。その内容は以下の通りである。

首相は満蒙問題解決（其程度は甚低く、安奉線、旅大を出来れば九十九年、已を得ざれば五十〔年〕延期を得て満足せんとするの意を漏せし故、これは勿論なるが、少なくとも満蒙に於ける我臣民の移住営業権（土地所有権共）を得ることは必要ならんと言ひしに、機会均等にて八釜しからんとのこと故、然らば断許するか或は彼我相互的とせば可ならずやと申せしに、多数支那人に入込まれることは考へ物なりとて輒く同意せず、余もそれまでにて止めたり^た。

宇都宮は桂総理大臣の満蒙問題に関して解決策があることを確認していたが、それは充分ではないとして、移住権、営業権や土地所有権の取得が必要であるとし、それを両国相互的に実行することを提案している。それは桂に中国に寄り過ぎるとして認められていなかったが、宇都宮は桂総理大臣が西園寺内閣よりも積極的な対外政策を展開することを確認している。また、同月一六日に山本権兵衛海軍大将と会談し、海軍の実際の首脳であるとして対中政策に関する意見を問うが、山本大将は大陸政策に反対であることを記している^ち。宇都宮は新内閣によつて対中政策の刷新を希望したと思われるが、それは叶わなかった。

さらに、宇都宮は一月一八日から三月一三日まで朝鮮、中国旅行に出て、革命後の実況を視察し、対中政策について中華民国参謀総長の黄興と会談を行っている。宇都宮は黄と密談する以前に二月八日に「中日親善ニ就キ某紳士ノ言」と題された書簡で、日中同盟のような日中親善策の必要性を説き、その条件として満蒙問題の解決することを提議していた。後藤新平を介して、首相や外相の同意を求め、辛亥革命における調停の機会を逃し、その結果中国における発言力を低下させた日本の地位を対中政策の刷新を新内閣によつて行うことで新生面を開こうとしたのだ。

また、宇都宮は二月一日に日中提携の具体策である「協約案要旨」を後藤に送付し、中華民国承認において確約されるべき条項が組み込まれた協約案を提議していた。その中で、日露戦争の勝利による満蒙における日本の立場を、「血ヲ以テ望郷ヲ得タル満蒙ニ於ケル我地位ヲ輕視シ若シクハ放棄セント欲スルカ如キ言動ヲ敢テシ内地ノ短見者輩之ニ唱和

シ」⁴⁶⁾として、欧米列強の反発や中国での日本商品に対するボイコット発生を恐れ、滿蒙權益を放棄することを提議している者を批判し、孫文と黃興との会談に触れている。

宇都宮は、二月一二日の黃興と二回目の密談の内容を同日に日記に記されている、そこで、「日支提携、白人対抗等に就き意見を交換し、彼は頻りに対白自衛、日支の親善を説きし故、余は勿論同意なる旨を告げ、平生よりの持論と調査せる世界大勢の地図や統計を示し」⁴⁷⁾と宇都宮が述べたこと、そして日中提携の必要性は白人勢力拡大の防止のために必要であることについて両方が同意していたことを書き残している。宇都宮が本会談で話した国際大勢にはバルカン情勢を含んでいたことに間違いはない。かつて、宇都宮が「対支那私見」の中で、伊土戦争の例から提議した白人対有色人の構図は、バルカン戦争の分析によつて強化され、日中両国の関係を人種的な側面から理論化し、日中提携の必要性を強調した。彼は、日中親善のために滿蒙問題を両国間で解決することによつて真の親善が可能なることを説き、黃もそれに同意したのである。このように、宇都宮が辛亥革命当初より提議していた白人勢力を防止するための日中提携は熟成した。そのことは、協約案要旨からも窺える。「協約案要旨」の甲案は以下の通りである。

一、大日本帝国は大中華民國を承認す

二、大中華民國は南滿州並に東部内蒙古に於ける大日本帝国の特殊なる地位を承認す

三、大日本帝国は大中華民國の富強繁栄に最善の幫助を与ふることを約す

四、大中華民國は大日本帝国と協力一致して南滿州並に東部内蒙古の開発保全に努むることを約す

五、大中華民國は南滿州並に東部内蒙古に於ける大日本帝国臣民の土地所有權、移住權、營業權並に各種企業の權を承認す

六、大中華民國は南滿州鐵道、安奉鐵道、並に關東租借地の年限を現協約の期限満了の時より各更に九十九ヶ年間延長することを承諾す⁴⁸⁾

協約案の乙案は甲案とは第五条だけに差異がある。それは、「大日本帝国並に大中華民國は相互に朝鮮南滿州並に東部蒙古に於ける両国々民の土地所有權、移住權、營業權並に鉾山開掘、鐵道敷設等各種企業の權を承認す」⁴⁹⁾とされており、充分に両国の国家發展を協同的に推進するような構成が提示されている。宇都宮は書簡で、甲案は欧米列強が主張する機会均等の原則に反しているため、反発が予想されることから、秘密協約として締結されるべきとした。一方、乙案では日中両国は相互的に特權を認めることにより秘密にする必

要がないとしていた。

すなわち、宇都宮が構成した「協約案要旨」は両国の提携を第一の主義として作成された案であった。その内容は、第一項で日本は中華民国を承認し、第二項で中華民国は日本の南満州や東部蒙古における特殊な関係を承認することを協約することを提議していた。第三項で日本は中国の発展に貢献することを約し、第四項で南満州や東部蒙古の協同的な発展が強調されている。また第五項は、甲案で南満州、東部蒙古において両国の土地所有権、移住権、営業権や各種の企業権を承認すること、乙案でそれを朝鮮まで拡張し、鉾山開掘権や鉄道敷設権が追加されている。これら協同的な協約の基に第六項で、南満州鉄道、案奉鉄道や関東租借地の現協約終了後に九九年間として延長することが提議されていた。このような構想は、白人勢力対日中提携の対立を前提としていたのであり、強調されていたのは両国の協同的な安全、発展であった。しかし、このような構想は第三次桂内閣の総辞職によって実行されなかったのである。

近年の諸研究は、宇都宮が構想した「協約案要旨」は第一次世界大戦に行われた対華二一か条要求に組み込まれたとしている。そのような主張には参謀本部が説いた対中政策と、バルカン戦争における情報収集活動による参謀本部の情勢判断との緊密な関係が考慮されていないため、再検討する必要がある、それについて第二節で取り扱うことにする。

参謀本部がバルカン戦争で情報収集した結果、欧州列強の外交理念における人種主義的な側面を宇都宮が見出し、これに基づいて構成した対中政策において両国の発展のために日中提携が見出されていた。第三項では、バルカン情勢からみて対中政策は陸軍中堅層でどのように論じられていたかを確認していく。

第三項 バルカン戦争と辛亥革命

日本は大正初期において国内政治問題に追われていた。大正政変による不安定な政治状況は対外政策にも影響を及ぼした。第三次桂内閣の成立過程に国民は反発しており、桂内閣は短期間で倒閣したのである。西園寺内閣を強引に倒したのが陸軍と長州藩だとみなした国民によって、反桂太郎内閣運動が展開されることとなった。国民は藩閥勢力への不満を憲政擁護運動によって示したのである。

成田龍一は憲政擁護運動における両党の働き掛けを、「立憲国民党を中心に、政友会や商業会議所も加わって、十二月二十七日に憲政擁護連合会が結成され、演説会や大会が開かれ、以後、その勢いはますます盛んになる」³²と指摘している。両党は議会で内閣不信任決議案を提出し、これに対して桂は議會を五日間停会し、再度勅語を利用して不信任案の撤

回を試みた。また、桂は政友会に対抗するため立憲同志会という新党を発足させようとしたが、このような行動に政友会と国民党は連携して、対抗していた。議会の停会により民衆運動が激昂し、収まることなく、桂内閣を総辞職に追い込んだのである。

国内世論は陸軍を政治的混乱の元凶と見做し、政友会と海軍の支持を受けた第一次山本権兵衛内閣が成立した。第一次山本内閣は、大正政変の因となった軍部大臣現役武官制を改正している⁵³⁾。しかし、第一次憲政擁護運動の結果として藩閥の政治への影響力は変わらず、政権が長州藩から薩摩藩に変わっただけであった。第一次山本権兵衛内閣は、海軍の大汚職の発覚によって発生したシーメンス事件により大正三年三月に倒閣された。それに継ぎ、第二次大隈内閣が大正三年四月に成立をみた。

大正初期におけるこのような強烈な国内政治問題は陸軍批判に進化し、陸軍や参謀本部の対外政策における影響力を減少させたのである。軍部大臣現役武官制の廃止など、政軍関係はこれまでにない危機に直面したのである。また、外務省と参謀本部との対立が不可避的に起こり、第二次桂内閣の外務大臣に任命された加藤高明の外交一元化計画は第二次大隈内閣において実行された。加藤の外交一元化計画はデモクラシーの発展という観点から一定の評価をすべき側面もあったが、他方で陸軍の意見が外交に反映されないという、当時の世界情勢に照らして非合理的な側面もあった。

国家政策が遂行されないことに陸軍や参謀本部は不満を持った。帝国国防方針を立案した田中義一少将は二個師団増設問題の時期に陸軍政務局長であり、大正初期の国内政治問題に対して深刻な懸念を抱いた。田中は二個師団増設を推進しており、帝国国防方針に想定された軍備の整備の必要性を強調していた。二個師団増設は明治四三年の朝鮮の併合や辛亥革命による中国の分裂、これが将来に統一されるとの予測、そしてロシアのシベリア鉄道の複線化による軍事力、軍備輸送力の差異から必要であると考えていた⁵⁴⁾。また、増師が西園寺内閣によって却下されたことを国家の財政上の困難に起因するものではなく、政略党略によるものであると見ていた⁵⁵⁾。田中は、日本の生存問題に関わる国家基本方針が党略によって軽視され、実行されないことを危惧した。

さらに、田中はこのような国内政治状況や陸海軍の軍拡計画における不一致は、「政戦略の一致」や「陸海軍の協同一致」によって統合化されるべきと観察していた。田中の構想は帝国国防方針に明確に記された目標、つまり大陸国家として日本の国是「開国進取」を遂行することであった。田中は「行政機関たる内閣は、時々交送あるべきも、我帝国の国是は終始一貫すべきものにして、行政機関の変動と共に変化すべきものにあらざる」⁵⁶⁾と

して、国家基本方針は政府の政略によって左右されるべきではないとして、政府がとるべき政略は島国的な境遇から離脱して、陸軍が大陸国家として作成する戦略と同一のもののかを問い詰めていた。政戦略の一致について、「従来の如く、内閣は参謀本部の採らんとする戦略の大方針を知らず、参謀本部亦政府の外交政略を知らず、互に隔壁を設けて秘密裡中に割拠するが如きは、将来最も戒むべきことなるべし」⁹⁵と、内閣と参謀本部は秘密保持のために、両方の政策を知らないことを回避するべきとしていた。またこのような構想には陸海軍の協同一致は必要不可欠と見做していた。

既述の通り、田中が説く「政戦略の一致」への働き掛けは、実際には参謀本部の、外務省への情報収集成果や情勢分析や情勢判断の提供として行われてきた。陸軍や参謀本部の対外政策に対する憂慮は政界によって理解されないという認識であったが、外務省にこのような事態はどのように反響していたのかを検討する必要がある。参謀本部が辛亥革命やバルカン戦争において行った情報成果を提供したのは外務省政務局であり、この時には阿部守太郎が局長であった。

宇都宮は対中政策をしばしば阿部政務局長との会談で提示しており、外務省での対中政策の具体化を要求していた。阿部政務局長が大正二年に作成した意見書「支那に関する外交政策の綱領」では、蒙満問題に対する基本方針は日英同盟の目的である中国の独立や領土保全であるとし、第三次日露協約によって内蒙古に勢力範囲が拡張されたことによって、国内で蒙満問題が盛んに論じられている状況に鑑み、「所謂滿蒙問題解決ナルモノハ往々領土ノ獲得ヲ意味シ帝国ハ須ク南滿州及之ニ接スル内蒙古東部ヲ割取シテ以テ該方面ノ問題ヲ解決スヘシト云フニアル（省略）滿蒙ニ対シテハ新ニ領土獲得ヲ目的トスルカ如キ企図ハ之ヲ念頭ニ存セス現在ノ我地位ヲ基礎トシテ経済的平和ニ之力確保発展」⁹⁶をさせることとして、国際協調、領土保全や現状維持による経済的な発展を目指すとしている。また、イギリスとロシアの中国における利権拡大と同様の地位を確保することは欧米列強との関係を悪化させるとして危険視していた。阿部は、宇都宮の対中政策を危惧し、これも滿蒙における領土拡大政策として捉え、誤解していたことが理解できる。宇都宮の構想は領土保全、日中提携による滿蒙協同開発から構成されており、領土的拡大は欧米列強の分割を防止できない場合の提議であった。宇都宮は、上記の「協約案要旨」の乙案からもみられるように、協同開発を提議しているのであり、領土侵略主義的な見解を有していなかった。

また、外務省で作成された「時局関係対支那諸施設綱目」⁹⁷で対中要求の要領は提示され

ていた。その要点は、日本から財政や陸海軍の軍事顧問の傭聘、兵器提供と統一（付帯として漢冶萍公司の合併問題の解決）、南支地方における利権獲得（南支鉄道、山都壩租借または築港、馬尾造船所の修築、諸鉞山、福建における投資優先権）、滿蒙問題に（鄭家屯、海城、熱河、錦州、朝陽の開市、同地方における領事館あるいは出張所の設立によって政府の保護下に置き、移民を奨励すること）、新奉天借款を機会に奉天内の水田合併経営権を獲得し、袁世凱の利益、安全を保障することが確定され、以上を中国に要求することが考えられていた。袁世凱の安全保障は中国内乱を発生させるとの予測からそれを密約とすることや、これらの要求の代償として亡命者問題（革命派の処分）を利用することが可能であるとされていた。

外務省で策定された対中要求の一部は第一次世界大戦中に中国に押し付けられた二一か条要求に組み込まれている。大正政変によって、参謀本部や陸軍の発言力が低下し、参謀本部の外交への介入を排斥するような動向があった。このような傾向は中国を国防線としている参謀本部の構想と欧州列強と協調を唱える外務省や内閣の構想をすりあわせることを困難にした。参謀本部の対中政策も国際協調を必要としながら、中国における欧州列強と同等の位置を形成することを外交当局に唱えたのであった。

阿部政務局長は、同意見書の中で滿蒙問題にかんする他機関の行動に懸念を示していた。阿部は、田中義一と同様に外交の形態について論じていたが、それは桂内閣に際して加藤高明が条件とした外交統一案に類似している。阿部は、陸軍が対中政策において政府の方針と異なる行動に出ていると批判し、「外交ノ統一ヲ期スルハ国策ヲ貫徹スルニ最も必要ニシテ（省略）外交ハ總テ外務省ヲ以テ之ヲ統一シ陸海兩省ハ勿論参謀本部軍令部等ノ如キ諸官衙皆政府方針ニ遵由シ決シテ之ニ背馳セサルノミナラス外交機關ノ要求ニ應シテ其活動ノ便ヲ圖ルコト肝要ナリ」⁸²として、外交は外務省で統一し、策定された外交方針を陸海軍や参謀本部が奉ずる必要性を説いていた。このように阿部政務局長は、陸海軍、参謀本部が外交策定に関与することを排斥し、外務省が策定した方針を守り従うことを期待していた。

このような国内政治状況の下で、宇都宮は外務省の対中政策に理解を深めるために中国旅行中の大正二年二月二八日袁世凱を訪問した後、伊集院在中国公使と対中政策に関して意見交換を行っている。伊集院の見解を聞いたが、「成程彼も滿蒙放棄等の意思は毛頭無之、根本意見に於ては寧ろ不思議なる程相一致し居り」⁸³と、伊集院の滿蒙問題の解決について意見は一致していること知って、安心した。三月四日に伊集院公使に「協約案要旨」の

甲乙案、「某紳士の言」、「対支私見」や「居中調停に付」を提示し、「根本に於ては矢張同一なり。唯だ其実行方法に付き異同の点あるを見る」として、根本的に同様の意見を有していること、しかし実行方法において差異があることを知ったことを記していた。

宇都宮は、桂内閣が総辞職をする、二月二四日に漢口の領事館から山本首相に「某紳士の言」や「協約案要旨」を送付した。中国旅行中の三月九日にその返電が来たことを記している。山本首相は宇都宮の対中政策の大体において賛成でありながらも、このような協約を締結する時期は到来していないと返事している⁸⁰。四月一〇日の会談では山本首相は關東州や鉄道沿線の利権獲得の意思があることを確認していた。宇都宮は、蒙滿の両国間による開發發展を希望しており、山本の構想とは差異があった。

翌日四月一日に黄興の密使である楊虎少将が宇都宮を来訪し、国民党の理事長代理である宋教仁が袁世凱によって暗殺されたため中国情勢が再度、圧迫していることを伝えた。彼はそこで、革命を成功させ、袁世凱に対抗するのに兵器や借款一千万円を依頼している⁸¹。宇都宮は重大なことであるとして、辛亥革命勃発当初の構想である分立保全によって時局を収束することが可能だと考えていた。

しかし、黄の借款要請に日本政府が直接応じれば、欧米列強の反発を買うことから直接にかかわることが不可能とみて、大倉財閥と四月一七日に会談していた。宇都宮は本会談において新情勢に対する意見を詳細に談判し、その内容を日記に書き残している。宇都宮の当該期の情勢に於ける対中政策は、「支那本部の保全は、日本の為に之を保全せんとすることは今日も尚ほ従前の如きなり。辺境の地、即ち滿蒙は、藏蒙に関する英露と歩調を合せ、成るべく我地歩を進め置き度考なり」⁸²として、中国保全を大義にイギリスとロシアのモンゴルやチベットにおける地位と同様に日本も滿蒙における利権を確保することであり、中国と協力一致するという構図には変化がなかった。そのためには、当該期の情勢において中国を保全する方法を南北両立であると分析し、日本の国益に呈することと見做していた。

また、山本首相に事情を詳細に報告していたが、「列国との協同を約しあり、支那を統一せしめて一日も早く平和を回復する」⁸³と、返事した。また、山本首相から列強協同の措置をとるとの返事を貰った翌一九日にも阿部政務局長と会談し、「南清借款、奉天借款等の成立を希望し、兎に角対支方針を立案することを勸」⁸⁴めるとともに、借款問題を外務省で処理することを要求し、楊虎少将と面会することを申し込んでいたが、二日後に阿部局長から、「政府は目下の場合南方の借款に応ずることにも不賛成、従て自分も楊に面会を望まず」

。との返電があつたと記されている。宇都宮の働き掛けは外務省から承認されなかった。宇都宮の対中政策の基本的な立場は既に検討したように、中国における白人勢力に対抗することであり、日中提携によってそれを打破することであつた。それにはバルカン戦争の人種主義的、民族主義的な特徴が影響していた。参謀本部はバルカン情勢に関心を寄せており、参謀長会議の議題としても議論されていた。宇都宮は第一次バルカン戦争が終結し、ロンドン条約が締結された後の大正二年四月二四日に日記に、「午前九時より参謀長会議あり。余先づ必要の口演を為し、次で部員騎兵中佐田中国重巴爾幹戦争、日米戦争に付き講話を為す」と記している。

田中義一もバルカン情勢に注目し、日本の対外政策の刷新を希望していた。田中は軍務局長から大正元年一月二三日に歩兵第二旅団長に任命され、大正三年に欧米諸国に出張している。田中は、欧州視察の一環として、第一次バルカン戦争後にバルカン諸国の視察も行っていた。欧州視察に際して、田中は満蒙問題をロシアとイギリスの対中政策や対バルカン政策の観点から分析している。田中は旅行中に満州で病気になるため長期滞在し、大正三年五月二日からブルガリア、ルーマニア、トルコやギリシャを訪問し、第一次バルカン戦争後のバルカン各国の状況を視察していた。満州の状態に関してバルカン情勢をも考察した「滞満所感」という意見書を作成し、各方面に働き掛けたのである。

田中は意見書のはじめの部分で、世界の大勢は中国問題やトルコ問題で東方に集中している状況に鑑み、日本は対外政策に努力するよりも内政問題に忙殺されていると注意を与えている。外務省を、「世人が民族生存の爲めの大陸政策を閉却し、七万余の遺骨の存在を忘れ、二億円内外の輸出入を有する勢力圏の経営を顧みず、徒らに本国の政争に忙殺せられて、外は支那政府と列国とに気兼と遠慮とを重ね」⁹⁾たと、日本の軟弱な外交によって、日露戦争の苦戦によって獲得した利権を放棄するような動向があると批判していた。そして、ロシアとイギリスが対中政策における協同的な政策や日英同盟について以下のことも書き残している。

英国の日英同盟に依りて得んとする利益は、露国に対し印度を確実に扶持せんとするに在り、然るに英国の印度扶持は、今や敢て日英同盟の結果に俟たずとも、直接露国との握手に依りて最も安全に保障せられんとす（省略）英露の直接握手を見たる曉に於ては、日英同盟の如き是れ全く死物のみ（省略）若し今尚お同盟の効力を云為する者あらば、蓋し識者の嗤を買わんのみ。実に支那は全く英露驚驚の好餌に提供せられたるものにして之れを以て支那分割気運の破綻とするも敢て過言にあらざるなり。東

洋永遠の治平を目的とする帝国東亜政策も、是に於てか根本的に破壊せられんとす⁸²

田中はイギリスの日英同盟を、インド扶植を確実にするためにロシアに対して構築されたものと見做し、イギリスとロシアの接近によってその意義を失ったと分析していた。日本の対中政策が日英同盟を中心に構想されていることは、英露による中国分割を招いていると懸念していた。日本の中国保全政策は根本的に崩壊するとみていた。また、日英同盟を軸とした対外政策は、国際情勢に適合していないと進言していた。

さらに、田中はロシアの対外政策について、南下政策の三つのルートから考察し、その三つのルートにおいても利権拡大をしている状況を見抜いている。田中は、バルカン戦争におけるロシアの軟弱な外交政策を予定の行動とみなし、バルカン情勢において「伴食的外交」を繰り返しながら欧州列強を牽制して、辛亥革命においてイギリスと協調し、対中政策を実行し努力していると分析していた⁸³。このような、国際情勢において日本は、「過度に日英同盟の効果に信頼し漫に日露協約の神聖を夢み、徒らに、日支親善を提唱するのみにして寸毫も時局の推移に善処する所なくんば、噬臍の悔を免れざるべし⁸⁴」として、日英同盟や日露協約にたより、日支親善を提唱するだけに留まるような消極的な外交を離脱し、情勢推移によって柔軟的に対処するべきという方針を提示した。ロシアの政戦略はバルカン半島に集中しているとして極東におけるロシアの行動が樂觀視されている状態を批判していた。

また、大正政変による陸軍批判の台頭を危惧し、政党の軍隊への介入は国防政策に多大な影響を及ぼし得るとしていた。日本の政軍関係の状態を、「昨日は陸軍殪れ、今日は海軍殪き、国民漸く軍人を軽視せんとす。吾人軍人固より政治に関せず、世論に迷うべき者に非ずと雖も、陰悪なる光景の全く脳裡に反応せざるの理なく⁸⁵」として、政党による軍隊への介入と、国民世論の悪化とにより軍隊が軽視されていると述べる。その理論をトルコやイギリスの例を上げ、危険性を以下の通り記している。

巴爾幹半島の一端に僅に余命を繋ぎつつある土耳其に見よ。如何に政党が軍隊を腐敗せしめたるかを。(省略) 英国の政況に見よ。我が政党者流の採つて以て範とする英国の政党が愛蘭自治問題に関しウルスター州制圧の爲め軍隊統帥権を濫用せんとして、遂に陰悪なる陸軍問題を惹起し政党が軍事に容喙するの危険を遺憾なく暴露しつつあるを。⁸⁶

田中は、日本の基本方針である帝国国防方針は党略によって左右されていることを批判し、中国において利権拡大を遂行しているイギリス、ロシア、アメリカやドイツに対して

日本政府の無策ぶりを批判していた。このように、政軍関係の悪化により、国家の前途を憂慮していたのである。

また、このような情勢の解決策として、日本は南満州において鉄道敷設権、鉱山採掘権や土地所有権を獲得すること、南満州や内蒙古の革命派を支援すること、満蒙における経済支援（資金不足の場合フランスから借金）によって満蒙におけるフランスとロシアの関係を攪乱することとしていた。イギリスとロシアの接近への対策として、両国の提携を破棄するために各種の手段を取ることを必要としていた。さらに、ロシアをバルカン半島において苦境に立たせるためにも周辺国家において各種の活動をすることを説いている。

田中の対外政策構造の根本的な方針は欧米列強と同様に中国における日本の地位を確保することであり、そのためには自主的な外交を必要としていた。また、日本は列強の一國として外交政策をある一定の地域に限定するのではなくて、欧米列強と同様に広範的な国際情勢を分析し、対策を構築するべきとしていた。その具体策はロシアのバルカン地域における苦境を増加させることまで考慮されている。

このように陸軍省や参謀本部は、欧米列強の中国における利権拡大を国防上の課題として対抗策を論じており、外務省の消極性を批判していた。宇都宮の白人勢力に対抗するための「日中提携」の構築という民族主義的な政策は陸軍中堅層で認識されるとともに、中国でも理解され、バルカン戦争における民族主義的な対外政策の構図は認識されていた。それは、大正二年二月一二日の密談で黄自身が同じ構想を宇都宮に説いていたことから明白である。また、孫文が帰国後に山県有朋に送付した書簡で、「此次觀光貴國備受各界熱誠歡迎足証明帰国人士確係以愛同種同文之國為心以保全亜洲為務凡我亜洲人士無不馨香崇拜並極力実行以副貴国人士之望文等当尽全力以貴国人士好意布諸国民俾両国日増親密匪特両国之幸実世界平和之幸也專此肅函敬謝招待之厚意並祝前途幸福」²¹⁾と、同種同文である宇都宮が各方面で提示してきた白人勢力に対抗するための日中提携論は中国でも自覚されたことが分かる。

それは、伊集院公使が後藤新平に宛てた書簡で、中国南方における日中親善論が大いに採用されていると伝え、この傾向を、「バルカン問題、則ち黄色人か白色人に圧迫せらるもの」という国際情勢から自覚しているものとして把握していた²²⁾。実際、この構想は宇都宮中国出張において中国指導層に説いたものであり、黄との密談において提示したという世界大勢とは実際にバルカン情勢であったことが分かる。それは宇都宮の民族主義的な政策

に活用されたことが分かる。伊集院の書簡からも宇都宮が提案している構想は中国においても理解され、白人勢力に対抗するための同種同文の日本と「日中提携」を実現させようとする民族提携論に連繫したと述べている。

大正二年七月に中国で第二革命が勃発し、袁世凱によって一ヶ月間で收拾したが、山本内閣の基本方針は「不偏不党」で南北対立において中立を守ることであった。政府の決定は陸軍省から各司令官に四月一日に出された訓令で、「帝国政府ハ此際不偏不党ノ態度ヲ執ルノ方針ナレハ貴官ハ将来特ニ右方針ニ準拠シテ行動ヲ律セラルルヲ要ス」として、陸軍では政府の方針を固守するよう訓令が出されていた。すなわち、参謀本部や陸軍は対中政策の策定への関与が排斥された。

内閣の方針には四月二七日に成立した五国借款団が影響がしていた。日本は借款成立によつて間接的に袁世凱を認めることとなった。このような状況で、阿部政務局長は、「南北問題に付ては、例の通り参謀本部辺にて色々の手出を為すの虞有之候間、今回は其辺充分に監視する様致居、政府は大局の靡乱を防ぐを以て方針とし、所謂不偏不党の注意を加へて全局の維持を図ることに致居候。黄興の幕僚楊某は参謀本部に來り、兵器、将校及軍資の配慮を求めたるも、皆出来難き所以に付説明を充分に与へて歸へすことに致候」として、伊集院に参謀本部の行動を監視し、警戒するよう指示を与えていた。宇都宮が孫文への借款供与に関して働き掛けたことを警戒した。

宇都宮が構想した日中提携論に参謀本部がバルカン戦争において行つた情報収集活動が反映されていた。村岡中佐（トルコ駐在武官）は中国における第二次革命に際して、宇都宮にイスタンブールから宛てた書簡で、次のように論じている。

バル幹事件ハ諸報告ニ依御判断相成候通り愈々○ノ程度ヲ高メ列強モ手ヲ焼キ(省略)
就中三国協商側露仏ニ於テ然リ独塊ハ漸ク其陰謀成立ノ光明見ヘ(省略) 独塊ノ野心
トハ土耳其ヲシテ再ビ欧土ニ立脚点ヲ維持セシメバル幹スラブノ抑留ニ借セントス
ル事是レナリ(省略) 支那問題再発南北対立極東ノ天地モ亦振シク相成候様見受候支
那モ人種風俗習慣等ノ關係就中過大ナル領土ノ關係上南北両立ハ免レ難キ(省略) 小
官ハ土耳其ノ現状ヨリ判断シ支那ノ南北両立ハ実ニ世界人道ノ為メ支那国民ノ為メ寧
ロ推薦ス可キ策力ノ如ク信シ居候^ニ

村岡中佐はバルカン情勢から中国問題を論じており、トルコの例も提示するように中国の分立保全は中国のために、極東情勢の安定のために必要であり、その構想の実現を求めている。中国の南北両立は「人種風俗習慣」上に免れない状態であると分析し、それは、

欧米列強が希望する共和政体は中国を不安定にさせ、欧米列強は毎度南北の対立に介入し、勢力扶植の機会を得ることになるからであった。このような情勢の下で極東情勢は安定せず、日本は繰り返される南北対立によって厳しい立場に立たされると危惧していたことが分かる。

これらの情報により、第一次世界大戦前の欧州外交関係について詳細的な分析が可能になり、戦争の性質としてスラブ主義対ゲルマン主義が挙げられ、欧州列強の民族主義・人種主義的に基づく外交網が徹底的に解明されていた。よって、参謀本部は第一次世界大戦前の欧州列強の対外政策について当該期に集められた情報や分析によって、今後の欧米列強外交関係に民族主義的・人種主義的な傾向が根強く存在することに注目し、警戒していた。

さらに、このような現象を、日本の勢力範囲であり、尚且つ防衛線である中国に辛亥革命中に欧米諸国による利権獲得への対策として活用させ、その困難を打開しようとした。

このような思想は元老にも見られた。第一次世界大戦中の日本外交の根本方針となすべき課題は人種問題であり、白人のアジア支配の脅威は、「日中提携」によって乗り越えられるというものであった。そのためには日本は支那を経済的に支援し、発展させ将来の国際情勢の推移により同盟となる構造であった。辛亥革命期における参謀本部第二部長宇都宮太郎の対中方針では、欧米列強による中国の分割が懸念され、国防上に重大な意義を有していた中国は日本の生存問題として把握されていたことが分かった。また、欧州列強の利権拡大に対して日本は対抗策を必要としており、日中提携による情勢収束が求められていた。

このような、白人種対有色人種という民族主義的・人種主義的な思想の形成に、バルカン戦争は多大なる影響を及ぼしたのである。参謀本部や陸軍ではスラブ・ゲルマンの人種的観念に基づくポリシーは日本軍部ではアジア主義思想の傾向を強固にしたといえる。このような思想は第一次世界大戦中に元老でも見られ、日本外交の根本方針となすべき課題は人種的問題であり、日中提携によってそれは乗り越えられるというものであった。日中提携において、日本は支那を経済的に支援し、発展させ将来の国際情勢の推移により同盟となる構想であった。

そこで、第二節で第一次世界大戦が勃発したことによって、参謀本部、陸軍、内閣、外務省や元老が、外交方針についてどのように議論したかを検討する。第一次世界大戦への参戦はどのように決定され、参謀本部や陸軍はどのような役割を果たしていたかを説明す

る。そこで、対中政策において「日中提携」論はどの程度の基盤を持っていたのか、対華二一か条要求はどのように形成されていたかを、外務省にあてて各方面から提供された対中政策案から検証する。このようにして、参謀本部は対華二一か条要求の策定過程においてどのような構想を求め、その構想はどれほど活用されたか理解できる。

第二節 第一次世界大戦と挙国一致の不在

第一節で検証したように、参謀本部第二部はバルカン情勢の分析を通じて欧州外交関係における人種主義的・民族主義的な外交政策を読み取った。これへの懸念から形成された「日中提携」の理念を内閣や外務省へ参謀本部より要求した。参謀本部の日中提携構想は、中国の主権を尊重し、欧州列強の利権拡大や割譲を出来るだけ避けるというものであった。また、「日中提携」は国防上の必要性に基づくものであり、欧米列強の東漸への対抗策であった。ところが、国内政治の混乱で外交も不安定となったため、参謀本部の構想による日中両国関係や新体制は構築されることなく、日本は中華民国を承認した。

そこで、第二節では参謀本部によって各方面に説かれた日中提携が、第一次世界大戦期の外交にどのように活用されていたかを検討する。日本の第一次世界大戦外交を遂行したのは第二次大隈内閣であり、その責務は加藤高明外務大臣が担った。本節ではバルカン戦争から第一次世界大戦にいたる期間の日本の対外政策構想と、参謀本部がその構想過程においてどのような役割を果たしていたかを検討する。

第一項 人種主義の台頭と加藤外交

日露戦後の欧州列強間には日本の勝利による「黄禍論」が高まりをみせた。すわなち、日本は欧州列強によって脅威として捉えられ、警戒された。このような人種主義的な観点は同盟国であるイギリスにおいても影響力があった⁷⁰⁾。また、ドイツは「世界政策」の実行に際し、脅威となりうるアメリカに対して「黄禍論」を説き、アメリカの矛先を日本に向けさせる方針を取った⁷¹⁾。人種主義思想に基づく政策は、欧米諸国の対外政策において見過ごすことができない影響力を持つており、欧米列強と日本の外交関係においてもこの思想は問題となった。

このような人種主義的な政策は日米関係においても同様の動きがみられた。日米間の外交問題の中心となったカリフォルニア州においては、大正二年に日本人を排斥しようとする人種主義的な移民法案が成立した。元々一九世紀後半に制定されたバーリントンゲーム条約により、多くの中国人が労働力としてカリフォルニア州に流入し、移民が増える一因とな

った³⁰。カリフォルニア州では多数の中国人労働者に対して反中国感情が高まっており、それはアジア人種への差別や排斥運動へ発展した。アメリカ政府は明治八年にバーリンゲーム条約を改正することによって中国人移民を制限することを議決し、さらに明治一五年の中国人排斥法によって中国人の移民を禁じた。カリフォルニアにおける排日運動の根底には、元来存在したアジア人に対する人種主義的な感情が基盤となっている。

日本政府はカリフォルニア州移民法案に断固として反対し、大正二年当初から排日法案の成立を阻止するために積極的に交渉を重ねた。しかし、移民法が成立し、これによって日本人移民の土地所有が禁止されたが、牧野外務大臣の主導によって二回に及ぶ抗議が行われた。明治四一年に締結された日米紳士協定は早くも大正二年に崩壊した。これをもって、牧野伸顕は、本問題を解決する新たな日米協約の交渉を開始した。日米交渉は、アメリカの民主党の州権尊重主義に抵触するために長引いたが³¹、大正二年末に同日米協約は成立寸前まで交渉が進展するまでに成果をみせた。

ところが、日本では海軍汚職問題であるシーメンス事件によって、山本内閣は倒れ、大正三年四月一六日に第二次大隈内閣が成立した。第二次大隈内閣は立憲同志会を与党にして組閣され、その外務大臣として加藤高明が親補された。加藤外相はアメリカの人種主義的政策に対して牧野と異なる外交姿勢を採った。カリフォルニア州排日問題に対して解決にむけた交渉は継続していたものの、加藤外相は交渉自体をやめたためこの態度に対して陸軍や元老の反対があった。

加藤は外務大臣として桂内閣に入閣する際に、彼の目的である外交一元化の実現のために陸軍や参謀本部の日本が取るべき外交方針に関わることを抑制するべき、と提案していた。そのことは加藤伝に下記のように記されている。

自分が外相となって責任を取る場合には外交は外務大臣の意見に従って統一節制あるものにし度い。所謂二重外交は絶対に拒否し度い。敢て好んで軍部の希望を悉く排斥する考は無いが外交方針は外相の主義政策に統一服令させねばならぬ。依って自分と陸軍側との意見が反した場合には貴下は陸軍側を抑へて常に自分を援助され度い。然らずんば入閣しても、或は西園寺内閣當時のやうな運命に陥らぬとも限らぬから、入閣を躊躇せねばならない³²。

このように、加藤は外交政策策定を外務省に限定しようとした。それは陸軍の意見を拒絶することを意味した。このような構図は、第一次世界大戦の参戦過程においても明白に見られる。しかし、加藤の目的である外交一元化は帝国主義時代に相容れないものであつ

た。欧米列強が人種主義的、利権拡大主義的、侵略的な対外政策を継続している当該期において、国防を担当する陸軍および参謀本部の任務からみても対外政策から排斥されることは不合理なものであった。

もつとも、大隈内閣の組閣に際し、元老が内閣成立に際して大隈重信に期待していたのは大正維新、挙国一致の実現であった。井上は、「挙国一致」を必要としている分野は財政、外交や国防政策であり、外交の刷新はその最も重要な課題であると提示した。元老が大隈を推薦するに至る過程で井上馨の支持は重要な役割を果たしていた。

井上は大隈との会談において外交について外交と商人とのコンビネーションがないことよって日本は中国における活動は成功していないことを記し、「浙西ノ石油ノコトデモ、南清ノ鉄道ノコトデモ、又満洲ノ鉄道ノコトデモ、今日ハ独逸・英吉利・白耳義ニ利権ヲ取ラレ、日本ガ優越権ガアルト云フ福州方面ハ勿論、大冶ノ鉄山モ今日ハ殆ンド危険ノ状態ニ陥ツテ居ル。又露西亜ハドウカト見レバ、蒙古ニ勢力ヲ伸バシ、且又浦塩カラ「ダブル」線ヲ以テ段々満洲ニマデ及ンデ来テ居ル」⁸⁰と、欧州列強の中国における利権拡大に対する懸念を忠告し、日本の対外政策におけるコンビネーションの不在に不満を感じていた。井上は、欧米列強の中国における利権拡大によつて日本は、「勿論満洲ヨリ退キ、又満洲カラ退イタル日本ハ朝鮮ヲ坊グコトモ先ヅ出来ナイコトニナル。斯カル有様ニナツタナラバ、先帝陛下ノ御遺業ト云フモノハ全然破壊セラレテ、国家将来ノ危難ト云フモノハ実ニ容易ナラズ」⁸¹とみており、外交上の失敗により日本は国防上の困難な状況に陥ると予測し、外交、財政や国防の対立を緩和し、挙国一致体制の構築を求めた。それは、元老の大隈内閣への共通の期待であった。

同様の忠告は加藤にも与えられた。井上は、「時局に直面し元老一致して大正維新の覚悟を以て大隈を援助する考えであるから、君も大隈を補佐し、各方面との連絡疎通を図り、殊に広く人材を網羅する心得を以てやつて貰ひたい」⁸²と、加藤は大隈を補佐し、日本が大正初期から苦勞してきた対中政策や政軍関係の安定について期待を伝えている。また、外交についてとくに対中政策に関して「挙国一致」の必要性を提案・助言していた。

しかし、大隈内閣は立憲同志会はその与党として、少数党によつて形成された。また、大隈内閣は元老の挙国一致への期待やその理想より懸け離れたものであった。それは、大隈は外交について見通しは明白ではなく、外交政策は副総理格の加藤外務大臣に放任されたからである。

外務省単独で外交を遂行するという加藤の計画は、早くもアメリカからの人種差別問題

への態度から窺える。すなわち、加藤は、牧野前外務大臣が深刻に捉えた排日問題には特に有力な処置をとることなく、無抵抗な政策に出ていた。加藤はカリフォルニア州の移民法に関して、「該法は啻に日米現行條約の明文及精神に副はざるのみならず、我邦人に對し實に不公平且差別的にして、恆に両国の国交を支配せる友好善隣の情誼とも相容れざるものなるを確認致候、加之、本大臣は該立法が國際的效力を齎らすを目的とするの事實に鑑み、加州は該立法に關し其權能を超越したるものなり」⁸²と述べており、カリフォルニア州の移民法は差別的であり、日米間の友好關係には適合していないことや國際的な有効力があるものと認めていた。その対抗策として、アメリカの各州の主権を持つている事態を強調し、「國際的交譲及友誼のため牧野男爵が本問題に關し一の協約を締結するの考案を支持せられたる心機を衷心諒とするものに有之候も、該考案たる現在の趣旨にては當面の異論を是正せずして寧ろ新なる困難を誘起するの虞あるものと被相認候」⁸³と、牧野外相の日米協定への働き掛けは現今の問題を解決するよりも新たな問題を惹起すると考え、日米協約交渉を取り止めることにした。

日米間の外交問題における加藤外相のスタンスには参謀本部や元老の反対があった。宇都宮太郎は上原勇作に寄せた書簡で、「米國に對しては政府は未だ斷乎たる決心は無之哉の如く、何所までも平和的に解決せんと欲するものの如く、要すれば兩院通過後裁判にても訴へんとするにはあらざる乎と思はれ候節も有之申候」⁸⁴と、大隈内閣の対米政策を批判した。實際、参謀本部では帝國國防方針で仮想敵國としてアメリカ作戰を具體的に立案する必要を認めていた。宇都宮は日記に大正元年二月一日の日記に「國防方針、用兵綱領等に付き部長會議を開き審議、大体に於て変更せざるに決す。但對米作戰を一層具體的に立案するの要を認む」⁸⁵として、詳細な對米作戰の必要性を主張していたのである。参謀本部は第三次日英同盟條約のニュアンスを理解していたのであり、イギリスによつて対象國から除外されたアメリカを帝國國防方針に基づいて想定敵國としてその作戰計画を立てたと考えられる。

このように、アメリカでの日本移民排斥問題に對して加藤外相は前内閣から受け継がず、まとまりかけた交渉という外交上の成果を無視する形で放置した。以降、アメリカでの排日運動は第一次世界大戰後その激しさを増し、人種差別的な制度は継続したことが挙げられる。それには、加藤のアメリカの人種的な移民法に信念を置かず、このような重大な問題を未解決に残したことが原因の一つであったといえる。

それでは第二項では、加藤外務大臣の外交指導と、第一次世界大戰勃發に對する權力層

の反応とを比較しながら検討していく。

第二項 第一次世界大戦の勃発と権力層の反応

第一次世界大戦に関する先行研究において、バルカン戦争との関係が論考されてきた。現在までの研究では、第一次世界大戦はバルカン戦争と密接な関係があるとの主張は圧倒的に多い。バルカン戦争によって増加した欧州列強の利害衝突は根本的な解決を見ないまま第一次世界大戦が勃発したからである。両戦争の継続性を主張する研究として、Hall Richard C. (リチャード・C・ホール) の [Balkan Wars 1912-1913: Prelude to the First World War] がある⁹。ホールは、第一次世界大戦をバルカン戦争の連続戦争であることに着目し、更に第一次世界大戦とバルカン戦争とは同一の戦争であることを主張している。ホールはその特徴として民族主義的な思想が両戦争に多大な影響を持っていたと強調している。

周知の通り、第一次世界大戦は大正三年六月二八日にサラエボオーストリア帝国の皇位継承者であったフランツ・フェルディナント夫婦が暗殺されたことを発端としている。サラエボ事件をもってバルカン戦争を通じて参謀本部においても懸念されてきたオーストリアとセルビアの対立が同年七月二八日のオーストリアの宣戦布告によって現実のものとなった。バルカン半島における汎スラブ主義と汎ゲルマン主義を背景に両国の利害関係がバルカン戦争によってその対立の構図が鮮明となった。オーストリアの宣戦布告によって欧州列強の元来構築された同盟構図が発動し、ロシアの軍事動員に対してドイツは八月一日に宣戦布告を行うと、三国協商国は次々と参戦していった。参謀本部では帝国国防方針で予測された紛争地域としてのバルカン半島は世界規模の戦争の根源地となった。また、日英同盟や日露協商によって欧州同盟構想の一員である日本は欧州で勃発した戦争での態度を決定することを迫られた。

それでは、第一次世界大戦勃発に際して、日本の権力層はどのように反応したのかを見ていく。まず、陸軍や参謀本部に内在していた対中政策におけるアジア主義的な構想はどのように変化したのか。また、元老は陸軍や参謀本部のこのような政策をどう見ていたかを検討する必要がある。このようにして、外務省で構成された対外政策や参戦過程における加藤外相の態度を検討する。

大正政変後の陸軍批判により、外務省と参謀本部との対立は不可避免的に起こった。事実、山本内閣では、軍政を陸軍大臣だけに限定し、外交から参謀本部を排除する傾向があった。大正政変によって、政軍関係はそれまでにない危機に直面したことを既述した。以上のこ

とはデモクラシーの発展という観点から一定の評価をすべき側面もあったが、他方で陸軍省や参謀本部の対外政策に関する意見は外交に反映されないという当時の世界情勢では非合理的な側面もあった。それは先述したように、加藤外相の外交一元化構想からみても明白である。

第一次世界大戦の勃発に際して、有名ではあるが元老の井上馨が欧州に起きた戦争を大正時代の天佑と評価し、それを日本の対外政策における苦難からの救いだと呼び込んでいる。井上は、それを「挙国一致」をもって対応すれば天佑であると明記している。すなわち、「内ニ於テハ此年囂々タリシ廢減税等ノ討論ヲ中止シ、財政ノ基礎ヲ強固ニシ、一切ノ党争ヲ排シ、国論ヲ世界ノ大勢ニ追從セシムル様指導シ、以テ外交ノ方針ヲ確立セザルベカラズ」³⁰と、大正初期から継続してきた国内問題に関する討議を中止し、重大な機会を国益の観点から捉えることであるとして、対外政策における挙国一致の必要を強調している。

さらに、この時局において東洋における日本の利権を確立させるために、その対外政策はイギリス、ロシアやフランスと団結を強固にすることであり、そのためには外交官の選抜は慎重に行うべきとしていた。それは中国における外交官に関しても、「欧州ノ三大外交方面ノ人撰ヲ全フスルト共ニ、袁ヲ心腹セシムベキ特派員又ハ公使ノ有力ナルモノヲ支那ニ撰任セザルベカラズ」³¹として、欧州や中国に派遣する外交官の人選には注意する必要があるとしていた。元老は大隈内閣組閣当初から挙国一致の必要性を説いたのであり、第一次世界大戦の外交においてもそれを希望していたのである。

元老は挙国一致や同盟関係の多様化を主張しており、また中国への特使派遣や根本的な対中政策の確定を進言した。しかし、第一次世界大戦参戦過程において元老からの希望はほとんど実現しなかった。

加藤外相は大正三年八月三日に在日本ドイツ大使との会談では、時局において日本がとる方針について問い詰められている。加藤外相は、戦争が局限されることを望んでいることや欧州に局限されたら日本は厳正中立の態度を守ることを述べている。また、ドイツ大使は戦争が極東に及ぶ場合における日本の態度について聞いているが、加藤外相は、「貴国ノ艦隊ガ香港ヲ攻撃スルガ如キコトアリトセンカ日本ハ日英同盟条約ノ規定ニ準拠シ同盟国トシテ当然ノ責務」³²を果たすと返答している。つまり、戦争が勃発した当初より戦争の方向に関する具体的な見通しがなしに、またイギリスは参戦していない時点で第一次世界大戦における方針は日英同盟条約に基づくことを通告した。

実際には、イギリス政府からすれば当該期において日英同盟協約を適用は考えられてい

ない。それは、在日本イギリス大使グリーンと八月三日に行われた会談で、グリーンは八月二日にグレイ外務大臣からの電報写を手交し、その内容は日英同盟を適用する必要があることが明確に記していた。また、八月三日のグレイの電報は同月四日に加藤外相に提示されており、そこでは、「香港及威海衛ガ襲撃ヲ受クルコトアル場合ニハ英国政府ハ帝国政府ノ援助ニ信賴スルコトニシテ」⁹⁸と、イギリスは参戦する可能性があるとして、戦争は極東に波及したら日本の援助を求めることが伝達されていたが、日英同盟協約適用に関する明言はない。

加藤はグレイ外務大臣の八月三日の電報を元に閣議で閣僚の同意を得たこと、それに準じ政府として言明すると述べたことに對して、グリーン大使は、「前日同大臣トノ談判ニ關シ聊カ誤解又ハ聞誤リアリテ同盟條約ヲ適用スル時期及手段ニ付テハ帝国政府ハ一ニ英国政府ノ決定ニ待ツモノノ如ク了解セル」⁹⁹と、同盟條約は自動的に適用されないことをほのめかしていた。このように戦争勃発当初から日英同盟適用は問題となっていた。八月三日、四日の会談から見れば、イギリスは極東にまで戦火が広がることを望まず、また中国における利害關係から日本の参戦を希望していないことが同盟條約適用問題から明白であった。

加藤は日英同盟による参戦には反対ではなかったが、在日本ロシア大使との八月四日の会談ではロシアとの提携強化を視野にいったと言えない¹⁰⁰。同日に在米珍田大使宛加藤の電報では、イギリスとの交渉経過を詳細に伝達し、その内容を在欧州各大使に転電するよう命令している。また、同日に戦争に対する日本の態度が外務省によつて公示された。その内容は、日本は厳正中立を守ることが公表され、「万一英国ニシテ戦争ノ渦中ニ投スルニ至リ且ツ日英協約ノ目的或ハ危殆ニ瀕スル等ノ場合ニ於テハ日本ハ協約上ノ義務トシテ必要ナル措置ヲ執ルニ至ルコトアルヘシ」¹⁰¹と、イギリスが参戦すれば日英同盟協約上の措置をとるということであった。即ち、帝国政府は戦争勃発当初から極東に戦争の影響がおよびる場合には日英同盟條約に基づいて参戦することを警告していた。

日本の戦争における立場を公示した八月四日に、在英日本大使館井上勝之助からの電報ではイギリスはドイツに最後通牒 (ultimaton) を送付したこと、グレイとの日英同盟條約による参戦に関する談判内容を次のように報告している。すなわち、「英国外務大臣ノ需ニ応シ今八月四日面談シタルニ同大臣ハ閣下ヨリ日本英国大使ニ対シ香港力攻撃セラレタル場合ニハ帝国ハ直ニ英国ニ援助ヲ与フヘク其程度方法ハ英国政府ノ考慮ニ任スヘキヲ告ケラレタル」¹⁰²ことをグレイ外務大臣に質問したのに対して、グレイはイギリスが日本の

深厚な態度に感謝していることや今回の戦争に日本の援助を求める必要に迫られることがないことを述べ、日本を戦争に引き入れることを避けていることが報告されている。すなわち、これらのやりとりから、イギリスは戦争の影響を極東におよぼすことや、日英同盟条約による日本の参戦を望まなかったのである。

このような状態は三日後の八月七日の加藤外務大臣とイギリス大使との会談で一変した。すなわち、会談ではイギリス大使が日本海軍のドイツの仮装巡洋艦の搜索およびその破壊に関して援助を要請していることを伝えている。加藤は「帝国政府ガ日英同盟ノ趣旨ニ基キ必要ノ場合ニ英国ニ援助ヲ与フル」⁹⁹と述べ、「只日本ノ援助ヲ独逸仮装巡洋艦ニ対スル場合ノミニ限ルコトハ如何アランカ」¹⁰⁰と、日本は日英同盟を基盤にイギリスに援助することを認め、ドイツ仮装巡洋艦の搜索および破壊だけに限定されることに疑問を呈し、検討が必要であることを主張していた。また、同日の在イギリス日本大使の電報¹⁰⁰では、グレイは中国又はロシアの近海において具体的な行動に出る以前にイギリス政府に相談することを希望していたことが伝達されていた。

しかし、加藤外相はこのようなイギリスからの援助要請を基にドイツに開戦することと同日に大隈私邸で行われた閣議で内定し、八月八日に元老の意見を求めている。実際には八日の閣議において加藤は、「斯かる次第で日本は今日同盟條約の義務に依つて参戦せねばならぬ立場には居ない」¹⁰¹と、イギリスからの要請は日英同盟協約条文に当たらないと認めながらも、参戦することは日英同盟の情誼とドイツの根拠地を極東から一掃し、帝国の国際上の地位を高めることは良策だとしていた。このような援助要請だけでは日英同盟による参戦は必要ではなかったのに対して加藤外相はイギリスとの交渉において強固な態度で日本を第一次世界大戦に導いたとする解釈も可能である。

そのことは交渉経過からイギリスは日英同盟条約による日本の参戦には反対であり、日本の援助だけを要求していたのは明白であった。元老はイギリスからの要請によるやむを得ない事情をドイツや中国に了解させることを必要条件とし、参戦に賛成していた。しかし、加藤外務大臣は元老に外交文書の回覧を中止していたことから、イギリスとの交渉経過を詳細に知ることができていない。また、同日に閣議決定後に若槻禮次郎、八代六郎、小池張造の三氏と相談し、対独戦の善後作について会議が行われているが、参謀本部の意見は問われていない¹⁰²。

参戦決断は御前会議が招集されなかったため軍部の意見が反映されず行なわれた。また、元老は外交文書を回覧できない状況であり、このような国家の存亡にかかわる重大事項で

ある参戦決定は国内権力層やイギリスとの交渉を重ねてからの決断ではないことから問題を孕んでいた。加藤外務大臣は八月八日に在イギリス井上大使に電報では、開戦を内定し、上奏したことを記し、「(省略) 英国政府申出ノ如キ事由ハ開戦ノ理由トシテ充分ナリト認メ難キニ付開戦ノ理由ハ別電第九二号ノ通り日英協約ノ規定ニ基キ英国政府ノ請求ニ応シ戦闘ニ参加スルコト為ス方可然ト思考シ」¹⁰³ていることから、開戦にはイギリス政府の要請が充分の理由にならないこととし、別電の開戦の理由・声明案文では、開戦の理由を日英同盟協約の規定を基盤にすることと明記した。すなわち、七日に行われたイギリス大使との会談で、イギリスの要請は研究を要すると回答したにもかかわらず、早くも翌日八日に参戦が内定されたことがイギリスからの疑惑をかけられることとなった。

また、このような早期参戦決定は元老からも危惧され、八月八日の大隈首相の官邸における会議で問題となった。山県は加藤外相に対して、「(省略) 此重大事を決するには、先づ対支政策の決定を為さざる可からず」¹⁰⁴と、参戦決定以前に根本的な対中政策の必要性を強調し、加藤外相に内閣の方針を問い詰めていることに対して「目下考究中なり」との返事に不満を暴露していた。山県はこのような国際情勢に際して、対中基本方針を、「日本は此際支那の信用を恢復し、彼我の関係を鞏固にすることを計らざる可からず(省略) 此際は先づ袁世凱に説くに世界における人種戦争の趨勢を以てし(省略) 両国相依り相援けて以て東洋の安全を維持せざる可からざる」¹⁰⁵と、対中政策の根本的な課題を日中両国の提携・協同的な発展であることを忠告していた。また、山県は日本の参戦はあくまでもイギリスの要請によるものであることをドイツ側に表明すること、膠州湾攻撃の場合はイギリスの軍艦を主として、日本は補助する形をとるべきことを忠告している。

加藤外相は参戦が内定された翌日八月九日にイギリス大使との会談において日英同盟に基づく参戦理由に関してイギリス政府と打ち合わせするように覚書を手渡している。その中で日英同盟に基づく参戦の理由として、日本は交戦諸国に加わる以上、「日本ノ行動ハ単ニ敵国仮装巡洋艦ノ撃破ノミニ局限スルコト能ハスシテ(省略) 将又独乙国仮装巡洋艦撃破ノ為帝国軍艦ノ或ルモノヲ使用スルコトハ特ニ範圍ヲ限定セラレ且ツ英国ノ一時便宜ノ為メニ求メラレタル行為ト視ラレ得」¹⁰⁶るため戦争に参加する根拠を日英同盟協約の広汎なる基礎におきたいことを希望している。すなわち、参戦が内定してから参戦理由が交渉され始めたのであり、イギリスが七日に要請してきた事項は議論されることなく、しかもその順番は守られていなかった。

それは同日にイギリス外相グレイが在イギリス大使井上との会談において日本の参戦

を一時、延期するよう要請していたことから明白である。井上大使から九日に送付された電報で 그레이は、イギリス政府の、「最憂フル所ハ東亜ノ騒動トナリ英国貿易ニ大打撃ヲ及ホサルカニ在リ依テ政府ハ目下駐支英国公使及英国支那艦隊司令長官ノ意見ヲ」¹⁰⁹求めている次第であることを述べ、日本の軍事行動を見合わせることを希望している。また、日独戦争の場合に日本の膠州湾を領有することにはイギリス政府の異議がないこと、この件に関して日本で誤解ないことを希望していることが伝えられていた。井上大使の「英国政府過日ノ申出ハ単ニ独逸仮装巡洋艦撃滅ノ請求ナリシモ一旦独逸国ト開戦ノ場合ニハ日本国ハ一切ノ軍事行動ニ出ツヘキハ勿論ナル旨ヲ述ヘタルニ」¹¹⁰との質問に対して 그레이は再考を必要とし、日本の日英同盟協約に基づく参戦には消極的な姿勢をみせていた。 그레이はその理由として極東の騒動となることは中国との貿易への打撃であることを懸念していると声明しているが、それに加えイギリスの懸念は戦争によって日本が中国における覇権を強化することであつた¹¹¹。

加藤外相はイギリスの対独開戦を一時延期するとの通告に対して、加藤外相は、一〇日に井上大使に送付した覚書において、イギリスの要請によって日本が参戦を決定したことを述べた。また、日本の軍事行動の目的は在北京イギリス大使が懸念しているような大規模なものではなくドイツ海軍力の破壊による拠点地からの一掃が目的であり、それはイギリスの要請内容に適合するとし、日本の目的は極東における平和維持や安定であることを強調している¹¹²。また、加藤は在日本ドイツ大使に脅迫的な態度によって日独両国の関係はすでに敵対的な状態であることを述べた。日本は参戦決定を変更できないので、日英同盟条約による参戦は必要不可欠であることを、イギリス外務大臣の 그레이に説明するよう井上大使に訓令を出している。これに対し、井上大使が 그레이外務大臣との面会でイギリスの確答を得た旨返電している。すなわち、 그레이は井上大使に対してイギリス政府は日本の行動をドイツ武装船の破壊だけに制限することを望んでいたこと、しかし日本は、「一旦開戦ノ場合ニハ日本側ニ於テ右制限ノ不可能」¹¹³であるとの態度は中国国内の混乱をこさせるとの見通しや在支那イギリス艦隊司令長官の報告から中国近海においてイギリスの貿易はドイツの脅威にさらされていないと状況を説明していた。このような状況に鑑み 그레이は日本の援助は不必要と認められていることにより要請を取り消していると確答していた。

加藤外相は一日に井上大使へ三つの訓令を送付している。その第一は、中国がアメリカに対して領土保全や中立確保に関する援助を求めている件である。その第二は、中国を

日英両国側に引き込むようイギリスに働きかけることであった。訓令の第三は、日本の参戦に関するそれであった。そのなかで、イギリスの要請によって、軍事行動に関して諸般の準備に着手しているにも拘らず、援助要請が取り消されたら日本政府は非常に困難な立場に陥ることが強調されていた。また、本電報は一〇日の電報と行き違いではないこと、イギリス外相と至急面会し、事情を説明してから援助要請の取り消しを撤回させることが任務とされていた。

イギリス側はこれら二つの電報によって日英同盟条約による開戦を許可したが、それは当初のイギリス政府の援助要請に基づくものではなかった。すなわち、一日に井上大使とグレイ外相の会談でグレイ外相は、「在日本独逸大使ハ帝国政府ニ対スル脅嚇的言辞ヲ弄シタル趣左スレハ日本ノ利害ガ迫害セラレ居ル訳ナレハ（省略）日本国ガ日英同盟協約ニ依リ開戦スルコトニ異議ヲ入レサルヘシ」¹¹²として、日本の参戦を認めた。しかし、日本の開戦形式を両国の熟議後にすることを必要としており、それは日本の領土侵略の野心があると誤解されているとの世論を理由に戦闘区域を支那海の西及び南に出ないとの条件をつけて、日本の軍事行動を局限することを希望していた。井上大使は戦闘区域を局限することが不可能であるとの反論があつたが、これについて改めて協議することとなった。つまり、日本の第一次世界大戦への参戦交渉過程は加藤外相の早期参戦意欲によって同盟国イギリスとの交渉は難航したのである。

イギリス政府が公式に日本の参戦を承認したのは、翌八月一二日に送付された覚書でのことである。その覚書には井上大使との一日の面談でグレイ外相が述べていた戦地局限は具体的に踏み込まれている。その見解表明のなかで、中国近海における海路においてイギリス貿易はドイツの脅威を受けていないこと、香港やイギリス自治領にもそのような明確な危険がないためこれらの理由は日英同盟条約による日本の参戦の根拠とならないとされた。ただ日本に対するドイツ大使の恐喝的な言動もあり、日本の利害が迫害されていることからイギリス政府は日英同盟条約による日本の参戦や両国の共同声明に同意していることが通告されていた。さらに、イギリス政府は日本の軍事行動は中国海の西側やアジア大陸にでないことが声明されるべきとしていた。

つまり、日本の参戦は加藤外相がイギリスとの交渉過程をしっかりと管理できなかったため、不利な形で行われたのである。これに対して、一二日に加藤外相が井上大使への訓令で、「以下戦地局限ノコトヲ布告中ニ声明スルコトハ断シテ不可能ナリ若シ英国政府ニテ希望スルナレハ右様ノ趣旨ノ証言ヲ同国政府ニ与ヘ又他ノ関係国ニ与フル」¹¹³ことが閣

議の同意を条件として可能であることを述べ、宣戦布告には戦地局限について記載しないことを求めていた。結局、イギリス政府は一日に、「濠州米国和蘭等ハ常ニ日本国ニ領土侵略ノ野心アリト誤解シ居ル」¹¹⁵こと、ドイツ南洋属領における日本の軍事行動は懸念されていることが記述され、それを打ち消すために戦地局限をイギリス政府に保障することで宣戦布告に記載しないという加藤外相の形式に同意した。

このような交渉過程からも理解されるように、加藤外相はイギリスとの参戦交渉において日本の優位をうまく活用できなかったことが分かる。かえって、イギリスに不信感をいだかせるような形で交渉が難航していたが、それは加藤の外交指導によるところが多々である。八月一五日に日本および中国近海におけるドイツ艦隊の撤退や膠州港租借地を中国に還付する目的をもって日本官憲に交付することを応諾するようドイツに対して最後通牒が突きつけられた。

前述したように、元老は第一次世界大戦を好機として、日本にとって有利な国際的環境を整備することに異議がなかったが、それはあくまでも挙国一致や三国協商、中国政権との提携強化を前提にしたものであった。加藤外相の外交交渉は政党、元老や陸軍と協議を行わず、挙国一致を実行しなかった。また、元老が希望していた根本的な対中政策が確定されずに参戦が断行されており、後述するがそれは対華二一か条要求という外交上の失敗へと繋がる。

元老は、加藤外相の単独での参戦交渉をきわめて懸念していた。元老のなかで参謀本部の状況判断と一致している政策として山県有朋の意見が注目すべきである。山県は八月に作成した「対支政策意見書」で日本がとるべき方針を詳細に記述している。対支政策意見書には辛亥革命から第一次世界大戦にいたるまでの情勢と日本の対中政策を批判し、今回の戦争は従来の「怠慢」と「誤解」を一掃する機会であるとし、とるべき方針を大隈首相や加藤外相などに知らせていた。山県の希望は、まえもって対中政策を具体化することであつた¹¹⁶。

山県の意見書では、第一次世界大戦を参謀本部と同様な見方で捉えており、「世界の近況を按ずるに人種の競争は年一年より激烈を加ふるの状あり前年の土耳其巴幹幹戦争今日の奥塞戦争獨露戦争か總て人種の競争憎惡其端を發せるは極めて顯著なる事實にして」¹¹⁶と、戦争の本質を欧米諸国に出現した人種主義的な対外政策によるものとして情勢判断をなしている。山県にとってアメリカのカリフォルニア州における排日政策も人種差別的な背景があることを強調し、このような世界情勢からみれば白人対有色人の対立は激化すると推

測していた。それで日本は今回の戦争において、「同色且つ同文なる日支兩國が相親善して互に其利を進め害を除くに非されは不可なり」¹³⁰として、日中親善を実現することを最優先に考えていた。その実行方法として中国を経済的に援助し、袁世凱に人種競争の趨勢を説き、日本を信頼させることとしていた。しかし、人種論を隠密に行うべきとしており、日本の欧米諸国との関係に不信をいだかせるような人種主義的な日中同盟論をとなえるのではなく、あくまでも日本と中国の親善を前提に協同的な発展を遂行するため両国の提携を強固にするという構図であった。つまり、山県には参謀本部および陸軍のバルカン戦争からの情報成果や教訓が盛り込まれており、国際情勢に適合する外交方針を説いていたのである。

山県は対中政策を国際情勢に存在する人種主義的な対外政策からみて同文同種である日中両国の「発展」や「信頼」を基盤にする協同的な方針を希望しており、それを実行するのは欧米列強との協調を前提にするものであった。つまり、欧州で勃発した戦争をきっかけに中国を経済的に支援し、発展させながらその信頼関係を強固にすることによって中国との提携強化を求めている。それは欧州同盟網に根強く組み込まれている国際関係上から欧米列強との協調をも最優先に考慮した。

一方、加藤の対外政策に政治家からも批判されていた。原敬はその日記において山県や松方正義との会談の内容を八月一二日に記録している。原は元老の外交批判の真相を理解するために松方と会談しており、そこで加藤のイギリスとの参戦交渉における参戦要請取り消し問題から外交文書の元老回覧問題まで批判した。そのなかで、松方と山県の意見として、「大隈が舉国一致など云ふも膠州灣位の問題に舉国一致も仰山なるが、膠州灣は一舉手にて占領し得べきも之より起る外交は實に由々しきものなるべし」¹³¹として、松方に対してこのような単独外交を、「察するに大隈は此外交問題を利用して廢減税の問題を始めとして之を片附けて内閣の基礎を固ふせんと企てたるならんが、是れ国家を弄ぶものなり」¹³²と、重大な国家問題が党略に使用されているとみていたことが分かる。原の意見は八月一九日の日記でより明確に記されており、三浦梧樓との会談で山県も原と同様に、「英国の望まざるに國內の小政略の爲めに強て獨逸に最後通牒を送るに至りたるは將來の外交に至大の惡影響を與ふるものにて日本は孤立の境遇に陥るべし」¹³³として、国内の政略のために外交を悪用しているとみており、それは日本の孤立の原因となると見ていた。

このように各方面から加藤外交に対する不満が漏らされていたが、加藤外相がイギリスの交渉における秘密主義をたちち、客觀的に軍事上および国際情勢について権力層と協議

することなく日本を第一次世界大戦に主導した。日本は三国協商側で第一次世界大戦に参戦したが、それは外務省の単独的な決断であり、元老や陸軍の意見が参戦過程において活用されることがなかった。

加藤外相の外交指導に各方面からの批判や不満が存在しており、実際には基本的な方針が確定されていない日中関係の将来、戦後における日本の孤立化などが危惧されていた。大隈内閣の目標でもあり、元老によって希望されていた「挙国一致」「対中政策」の具体化など大正政変から貫かれた課題は解消されることがなかった。このような切迫した情勢において参謀本部、陸軍や元老はどのような見解をもっていたか、対中政策についてどのような方針が外務省に提案されていたかを第三節において検討する。

第三節 日本の対外政策の破綻―外交一元化

第三節では対華二一か条要求の形成過程で参謀本部や陸軍省が構想してきた方針がいかに活用されていたかを論証する。参謀本部の情報分析によって欧米列強の対外政策における人種主義的な傾向から構成された「日中提携論」は第一次世界大戦期においてどの程度日本の外交方針に反映したかを検討する。

日本の近代政治史研究において加藤外相によって策定された二一か条要求について様々な議論が展開されてきた。先行研究では二一か条要求の策定過程に陸軍省や参謀本部が関与したことを前提とするものがほとんどであり、加藤外相の「外交一元化」はそんなに重要視されてこなかった傾向がある。それは戦後日本の軍部批判と緊密に関係する側面があり、戦前の対外政策における失敗の大部分は軍部のせいであるかのようなスタンスには限界がある。

そこで本節の第一項では、陸軍省や参謀本部が外務省にもとめた対中政策を解明し、参謀本部や陸軍省で構想された対中政策を明らかにする。第二項では、参謀本部や陸軍省の構想と比較し、二一か条要求はどのように策定され、それには参謀本部や陸軍省からの要望はどのように組み込まれていたか、あるいはいなかったかを再検討する。

第一項 陸軍の「対支基本方針」

参謀本部は第一次世界大戦の勃発に際して、欧州外交関係を随時に把握し、それに適合する対中政策を臨時作成していたことが上記でもふれた辛亥革命における積極的な活動から明確である。辛亥革命における参謀本部第二部長宇都宮太郎の対中方針は同文同種である両国の協同的な発展を最優先とする日中提携論であった。参謀本部で構想された対中政

策は欧州状態判断を密接に複合するものであり、その姿勢は第一次世界大戦においても同様であった。

第一次世界大戦が勃発した当該機に参謀本部の重職を参謀総長長谷川好道、参謀次長明石元二郎が担っており、福田雅太郎は第二部長であった。一方、陸軍省は陸相岡市之助、陸軍次官は大島健一であった。福田参謀本部第二部長はオーストリア公使館付武官の任務においてバルカン視察をおこなっていた。陸軍省や参謀本部の重役は欧州勤務の経験が豊富な顔ぶれであり、欧州状態には精通していたのである。

参謀本部は第一次世界大戦が勃発する以前から外務省への欧州状態に関する情報提供をも継続しており、戦争当初の情報成果は詳細的に「塙塞事件特報」¹²¹の題目で政務局に順次報告されている。ロシアとオーストリアの外交関係が断絶していることがバルカン戦争から推測されていた欧州戦争へと進化するおそれが記述され、欧州情勢の緊迫化に注意するよう外務省に働きかけられていた。このような即時即応の組織として参謀本部は第一次世界大戦勃発においてはやくも八月三日に「時局ノ為将来ヲ顧慮シ」¹²²て、対独作戦計画の立案に着手しており、八月四日に「対独作戦計画綱領第一草案」が成立され、五日の合同協議に付されている¹²³。参謀本部の情勢推定によれば日本の同盟・協商関係からも三国協商側で参戦することに備えて、対独作戦が具体化されている。また、参謀総長によって戦争が勃発してからの情報分析は「欧州戦争特報」¹²⁴として政務局に情勢判断に活用されるために提供されている。

参謀本部は対独作戦案を日本の同盟関係からみて想定した。これはあくまでも作戦案であり、かならずしも参戦する意欲を示すものではない。このような作戦案には言うまでもなく参謀本部上層部の戦争に関する推測が組み込まれている。たとえば、参謀本部の中堅層は戦争で三国協商の勝利を想定していたのである。明石参謀次長は大正三年八月八日に岡陸相に宛てた書簡で、「今回の交戦の成行ヲ想像スルニ、六分通りの強味勝見ハ露国側ニ存スル」¹²⁵と、ロシアの勝利を想定しており、その場合にはロシアがドイツの山東省における権益を継承するとみて、戦後におけるロシアの中国における勢力拡大を憂慮していたことを伝えていた。一方、福田参謀本部第二部長は第一次世界大戦への日本の参戦について、「内閣の決せらるべき国策である、吾々軍人はどちらにでもその決せらるるところの方針に従つて邁進する」¹²⁶と、軍人の立場から参戦について内閣の方針に従事することを明確に述べている。福田は有数のドイツ通でありながらも、三国協商側で参戦することが有利だと考えていた¹²⁷。参謀本部ではドイツとの戦争を想定して作戦計画まで立案されてお

り、日本がとるべき対中基本方針についても働きかけがあった。

帝国国防方針の策定に尽力し、辛亥革命期に政戦両略の一致を主張してきた田中義一だが、欧州戦争が勃発する以前に、八月一日という早い段階で対中政策の具体化のために陸軍省に働きかけている。田中が岡陸相に寄せた書簡で対中政策について論じており、その前提として、「世界ノ大勢○後時局転換、人種の競争ノ推移ヨリ説キ起シテ、誠実堅固ニ日支提携ヲ以テ極東ノ平和、自国ノ安寧ヲ確保スル唯一ノ方法ナル処以テ論シ」¹²⁹⁸とすべきとして、戦争の人種主義的な側面から日中親善・日中提携の実現を主張していた。田中は両国間に締結すべき条項として、日中両国の密接な提携による東洋平和に尽力すること、日本が中国の軍事改善・国家発展を援助すること、中国における革命的騒乱の場合に治安保持への援助、日中提携に基づいて外国に関係する事項を日中両国間で協商することや日本の南満州・内モンゴルにおける特別の地歩を承認することを提案した¹²⁹⁹。田中は、日本がとるべき方針として日中提携を前提にしており、中国に要求する条項を満蒙における日本の特別な利権の承認に限定していた。

また、田中はさらに南満州や内モンゴルにおける利権について八月一八日に詳細に記述している。そこで田中は、南満州や内モンゴルにおける中国の宗主権を日本が承認すること、中国は日本の南満州・内モンゴルに土地所有権や移住営業権を承認し、同地域における交通機関の建設や利源開発に日本の優先的権利を承認することや関東州の租借を九九年に延長することとして具体的に述べている¹³⁰⁰。

明石参謀次長も対中政策について岡陸相に提議している。それは田中の日中提携論とほぼ同様のものであった。明石は、中国領土保全のために日中協商（同盟も可能）を締結、各国の既得権の尊重、南満州・内モンゴルにおける日本の優越権の承認、形式として自治あるいは租借でも可能であるとみていた¹³⁰¹。また、田中と同様に行政軍事の改善を日本に委任することや中国の利権を外国への譲与や借款を起こす場合日本の同意を求めるべきとしていた。明石は日露戦争における日本の勝利を日中両国の密接な政治的な関係によるとの見地から、「日露戦争中ハ非常ニ利益ヲ得タリ。是我軍事的政治的關係ノ親密ナリシニ因ル（省略）支那ノ向親疎ハ、輿地学上ヨルスルモ用兵上多大ノ関係ヲ有ス」¹³⁰²と、現勢において日中両国の提携は必要不可欠であると陸相を説いた。

このような陸軍中堅層の意見から、次のようなことが言えるだろう。参謀本部の対中政策構想には戦争の人種的な側面は重要視され、その対抗策として「日中提携」・「日中親善策」は最優先されていた。両国間の問題は南満州・内モンゴルや関東州における日本の利

権の承認であつた。このように田中は日中提携論、明石参謀次長は日中同盟論を提議していた。両方の構想には、日本は中国の軍事的な発展、行政の改革や経済的な援助を行い、中国の協同的な発展に日本が尽力することが含まれていた。つまり、宇都宮が辛亥革命中に構想した「日中提携」が陸軍中堅層に影響を及ぼしていたことが理解できる。

一方、陸軍省に田中と明石の動きかけと同様に、福田雅太郎参謀本部第二部長も対中方針を策定しており、外務省政務局に提出している。福田によって作成された「日支協約案要領」には中国側とどのような課題を交渉すべきか概要だけが記載されている。すなわち、戦争が極東におよぶ場合に協同防衛をすること、中国領土の保全主義の尊重、南満州・内モンゴルの自治承認、条約国の既得権の承認、兵政行政や幣制の改善を日本に委任することや他国に中国の利権の譲与・借款を起す場合は日本と相談し、その同意を求めることであつた¹³³。福田が提案したこのような協約構想は欧州状況判断に基づく強硬意見であつた。福田は、この強硬意見を貫徹するために、「臨時大使ヲ特派シ同時ニ北支那駐屯軍ヲ再ヒ撤裁前ノ兵力ニ復シ有力ナル艦隊ヲ渤海湾ニ游弋セシム」¹³⁴と、威圧的な交渉が必要であるとしていた。参謀本部第二部案は、辛亥革命中に宇都宮が主張してきた日中提携政策とはとくに第五・第六号が掛け離れているように読み取れる。ところが、参謀本部第二部の「日支協約案要領」は第一次世界大戦の勃発直後に中国との交渉課題だけが挙げられており、その内容や目的は明石と田中の提案のように詳細に説明されていない。

実際、陸軍省では八月二四日に、大島陸軍次官によつて「対支政策要領」が外務省に提出されており、参謀本部第二部の提案との内容に差異がない。これは、参謀本部で構想された明石参謀次長、福田参謀本部第二部長や田中の意見を修正し、補完するものとみられる。参謀本部案ではとくに強硬である第五号・第六号は陸軍次官案で婉曲的表現に修正される一方、内容は詳細に触れられており、陸軍省の希望が明白に記述されている。

陸軍次官案は参謀本部でバルカン戦争から主張してきた欧米列強の人種主義的な対外政策を踏まえており、これに對抗するために日中提携の実現を構想していた。すなわち、「世界ノ大勢（白色対有色人）対峙シ東洋ノ平和ヲ維持スルハ国ヲ東洋ニ列スルモノノ責務ナリ而シテ此重任ニ当リ得ヘキモノハ独リ日支両国アルノミ」¹³⁵と、国際情勢における人種主義的な対外政策への傾向が注目され、東洋においては日中両国は密接な関係を構築し、両国の共通の責務と利益のために務めるべきと提言された。さらに陸軍省の情勢判断から日本は同盟・協商関係である欧州列強の同意と中国政府の信頼が欠かせないことが強調されていた。

陸軍次官案における「日中提携」は日本が中国を経済的に援助し、軍事的な指導や内政幫助をもつて發展させ、その独立を強固にすることで實現される。中国への財政上の援助をアメリカから調達することが提案され、多角な外交政策の採用が希望された。大島陸軍次官は、日本の利権に関して膠州湾を中国に還付することが良策であるとしており、その代わり、「英国ニ西藏青海、露国ニ北滿外蒙、仏国ニ雲南ノ一部ヲ与ヘ帝国ハ滿蒙ヲ併合シテ茲ニ數年来ノ懸案ヲ解決シ帝国ハ英露仏ノ援助ヲ得以テ支那ノ改進黨達ヲ図ル」¹²⁸と、欧米列強と同等に滿州・内モンゴルを併合し、三国協商国の援助をもつて中国の發展を図ることとされていた。

しかし、滿州・内モンゴルの併合について、「叙上滿蒙ノ併合ノ如キモ四圍ノ事情ニ由リ或ハ直ニ之ヲ実行シ難キトキハ名ヲ租借ニ藉リ或ハ滿蒙ニ自治ヲ許サシムル」¹²⁹と詳細に述べられており、滿州・内モンゴルにおける日本の利権を情勢の推移によつて判断する必要があるとして、明石参謀次長が説いたように形式に拘らず日本の既得権を貫徹するべきことが希望されていた。このようにすることによつて、日中両国の問題が解決されることや日本が中国の發展に貢献することが記述され、「将来支那国勢ノ發展ト共ニ日支同盟ノ成立シ得ヘキヲ暗示スル等苟モ民国政府ノ歛喜信賴シ来ルヘキ方按ハ渾テ之ヲ実行セサル可カラス」¹³⁰と、中国の發展とともに日中同盟が締結されることが可能であると主張されている。

このように、陸軍次官案では人種対立（白人対有色人）に対抗できるのは日中両国であることを強調し、中国の独立が東洋平和の要件として日本はそのため多大なる犠牲をしたことに鑑み、対中政策の実行には支那主権者の信賴、欧米列強の同意が必然的であると主張されていた。そのために、蒙滿問題を解決し中国を経済的に援助し（資本を米国から調達する）支那を協同的に發展させ、将来に日中同盟まで考慮に入れていたという点で中国を主観的に捉えられていた。

陸軍省で構想された対中政策案は参謀本部案の修正版であることが明確であり、日中間の問題は蒙滿問題にとどめられていた。それ以外の兵制、行政など中国の国内問題に関する事項は、「西力の東漸」を阻止するための日中提携の實現による日本の指導下で中国国勢の發展を實行することが目的であった。

参謀本部や陸軍省は外務省に根本的な対中政策の必要性を説いていた。明石参謀次長は陸軍長老寺内正毅朝鮮総督と欧州情勢について頻繁に意見交換を行っており、このような国際情勢を基に日本がとるべき対中方針を論じている。明石は早くも七月三〇日に寺内宛

書簡でオーストリアとセルビアの情勢に注目し、「在露蠣崎少将之電報は、常に露の決心鞏固を報来居候。独の河村塙の金谷よりの報告は、未だ独逸の決心の程度、明確ならず」¹³⁸と、各国からの情報分析から事態の成り行きを推測することが不可能であるとした。明石はこのような欧州情勢には注目すべきとして両国の国交断絶は各同盟ブロックに拡大する可能性のもとに、「我国之東亜に於ける權威確立之好機を生すへき事と存居候」¹⁴⁰と、日本の大陸政策に好機をもたらすこととみていた。

明石参謀次長はドイツへの最後通牒が発せられた八月二〇日に寺内朝鮮総督に送付した書簡で採るべき対中政策を論じている。すなわち、「(一) 此際袁世凱に日支の同盟をなさしむること (二) 軍事政事に就ては日本の援助を受くる事 (三) 財政及外交に関する重要之事は、先づ日本に相談すへき事 (四) 滿蒙に関しては威圧策に出ないといけないことが挙げられている。つまり、優先的な対策として援助・提携が構想されており、それは失敗したら、「日本は山東の占領を撤せず。又孫黄其他幾多の支那亡命者の取締に就ても、是迄の如き厚意的の行動を取る能はざるを以て威嚇し、又は露と共謀し滿蒙の処分に着手する宜しかるべく、又は張作霖をして滿州の自治を宣言せしめ」¹⁴²と、第二の対中方針案として構想した。明石は、加藤外相の外交のやり方に関して批判的であり、「加藤外相之体度及交渉は上は元老より下は一般、朝野に頗る不人望に有之。就中加藤外相が英国最良の頭は、果して支那問題を解決するの誠意あるや否」¹⁴³と、国家指導層の提案などを聞き入れず、イギリスを優遇する加藤外相が両国間の課題を解決できるかについて悲観的であった。

一方、寺内朝鮮総督は対中政策について八月二二日に明石参謀次長に送付した書簡で触れている。寺内は参謀本部中堅層や元老と同様に第一次世界大戦を人種戦争であるとしていた。ところが、寺内が希望する対中政策は「アジアモンロー主義」であり、陸軍省、参謀本部や元老の構想とある程度の差異があった。すなわち、「共に支那之治安は固く東洋之治平を維持するの責任を尽し、徐に亜細亜モンロー主義之実行可然乎と申置候。今日之戦争は人種戦争、之を亜細亜人より見れば、耶蘇教国人对彼等の言を仮れば異教国民との戦争に有之候間」¹⁴⁴と、中国を協同的に防衛し、ある程度までアジアはアジア人の支配におくという構想であった。寺内の対中政策は欧米列強の勢力をある程度まで局限し、日中提携によって両国の独立および発展を協同的に構成することであった。

また、一〇月一六日に外務省に送付された在中国公使館付武官町田軽宇の意見書がある。

町田はその意見書で、最優先を、「満蒙ニ於ケル我立脚ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルニ必要ナル各種利権ノ獲得並ニ支那中央政府ニ我勢力ノ扶植」^二と、戦争中に満州や内モンゴルにおける日本の利権確立であるとし、山東省における利権を戦後の列国会議において解決するべきとしていた。町田は欧州大戦が終結しても欧州列強はバルカン半島・小アジア問題の解決で忙しくなることから戦争の長期化を予測した上で、「満蒙ニ於ケル旅行居住ノ自由、土地所有権、旅大租借期限ノ延長、新邱炭坑ノ採掘権、熱河北京間、杭州南昌間、九江武昌間ノ鉄道敷設権」^三と、権益拡張を欧州列強（イギリス、ロシア）に通牒するべきとし、袁政権交渉を秘密的に行われることに關する危機を前もって外務省に報告していた。しかし、町田の考えでは、同文同種説のような交渉のしかたは中国側において通用しないとしており、将来において中国に軍事、財政、外交の顧問として日本人をやとうことを構想していた。

参謀本部や陸軍中堅層・上層部では対中政策に関する意見は様々であったが、その形式だけが多様であり、根本的に「日中提携」を希望するものであった。参謀本部や陸軍省から外務省に正式的に提出された対中政策案からみれば基本的に国際協調を原則に満州・内モンゴルにおける日本の優越権の承認により日中両国間の課題を解決しようとしたものであった。その方法として、日本は中国の財政的、軍事的および政治的な発展を援助する。参謀本部第二部案では各項目が詳細に説明されず、修正された陸軍案では戦争の性質や今後の国際情勢推測に基づく対中政策の目的や手順などが詳細に記述された。

参謀本部や陸軍省と同様に元老も、バルカン戦争の情報活動でスラブ族対ゲルマン族の対立によって勃発した第一次世界大戦を人種戦という観点で把握し、戦後の国際情勢は欧州列強の回復後の「東漸」の継続やさらに白人対黄人という人種対立構造へと進化することが推測された。その対抗策として辛亥革命期から参謀本部で熟成した日中提携構想をアジアにおいて欧州列強の勢力が低下した戦争中に実行することが目指された。

さらに、このような日中提携構想は欧米列強を排斥するものではなく国際協調を無視しない形式で実行されるべきとされていた。つまり、日本が中国において日露戦争や日露協商ですでに獲得した権益を強固にすることを目的にするものであり、欧米列強との協調体制には影響をおよぼさないものであった。そのために、陸軍次官案からもみられるように陸軍省が外務省に提案した対中政策は、欧米列強中の三国協商国やアメリカとの連携が要件であることを強調していた。元老もこのような国際協調主義を加藤外相に参戦過程において求めたのであった。

それで、第二項では参謀本部、陸軍省や元老が外務省にもとめた対中政策と二一か条要求の差異がどのようなものであったか、加藤外相は実際にこのような国内からの要求に対応した対中政策を実行していたかどうかを検討する。中国に押し付けられた二一か条要求には参謀本部、陸軍省や元老が主張してきた日中提携、欧米列強との協調といった課題が反映されたかどうか加藤外交を分析しながら論証する。

第二項 対華二一か条要求と日本の国家政策の破綻

第一項では参謀本部や陸軍省の対中政策に関する意見を考察してきた。それは欧米列強協調や中国との提携の強化を両立させるものであった。このような構想は元老にも同様であったが、加藤外相はこのような国内指導層の意見に対してどのような態度をとり、日本の外交方針をどのような形で形成していたかが本項の課題である。

陸軍次官案では日中提携は中国の財政援助を重要視しており、その資本はアメリカから調達することが提言されていた。また元老中で井上馨はロシアやフランスとの連携を強化すること、フランス資本を日本が導入して中国を援助するという構想を説いていた。加藤外相にこの二つの勢力から提示された対外政策の構造からみて二一か条要求に「国際協調」や「日中提携」という二つの課題をどのように反映されていくかは検討する。

前節で指摘した通り、加藤外相の外交交渉は単独で行われていたことが明らかである。加藤の外交指導は参戦当初から元老の反発を受けており、山県が「外交は叩き壊された」と言うほどのものであった。このような背景の下で加藤外相は二一か条要求を軍部や元老との協議上に策定したとの主張は検討の余地がある。序論でも先行研究の動向について触れたが、二一か条要求中の問題となった条項の第五号を国内向けの譲歩、先取りや取引材料であったとする解釈がほとんどであり、加藤が推進した外交一元化やそれによって現出した外務省のセクシヨナリズムの論点が客観的に解釈されることは少ない。

上記で検討してきたように、加藤外相は元老や陸軍省の意見を度外視する形で外務省で「外交一元化」を推進しており、第一次世界大戦初期の外交交渉などは元老に提示しない形で単独で行っていた。それは、参戦交渉や元老から要望された戦後における日本の外交上の孤立を排斥するための同盟の多様化に関する加藤の単独の決断による方針であることが伺える。加藤外相はフランスやロシアからの同盟要求を単独で却下しており¹⁴、このような外交方針、国家政策の決定過程は政党政治にも相容れないものであった。

元老は加藤外相の外交指導を憂慮し、大隈首相に進言している。井上はドイツへの最後通牒後の八月二二日に大隈首相にフランスやロシアと同盟を結ぶ重要性について、戦争に

関する三つのシナリオから進言している。この提議には諸元老も同意しており、ドイツが勝った場合、負けた場合と戦争が進む場合のそれぞれで想定してどのパターンでも同盟締結は日本の戦後の孤立化を防ぐために断行することとしていた。また、大隈首相にこのような国家問題は加藤外相の「専属問題」ではないことが忠告され、外交指導について再度の注意が与えられていた。すなわち、「従来加藤外相ハ首相へも双談せず、單獨に外国に發電又ハ交渉せし實跡あり。而して自分へハ勿論他の山公・松侯への双談とて、其實事後の承認を求むるものの如き形跡あり（省略）不利益なる交渉を開始し、後に相談にてハ何にも成らず」¹⁴⁸と、加藤外相の単独で外交事項を決定し、交渉を進めている事情が憂慮され、このような重大な国家問題を閣議決定によつて首相が決行するべきことが提議されていた。

また、井上は八月二二日に大隈首相と会談をしており、加藤外相の秘密主義外交を非難している。井上は、「一體外交ノコトハ總理大臣ガチャント方針ヲ極メテ、ソレカラ外務大臣ヲチャント抑ヘテ行カナケレバナラン」¹⁴⁹と、大隈首相の主導で対外政策の策定するべきとしているが、大隈首相は、「實ハ加藤ニ傳ヲシテ貰フ積デアツタガ、却ツテ此老人ノ我輩ガ加藤ノ傳リ役ト云フ始末デ」¹⁵⁰と、加藤外相の秘密主義的、独断的外交は大隈首相も批判していた。このような、加藤外相による外務省のセクシヨナリズムは大隈首相にも解決できない問題であつたことが窺える。外交方針は内閣で交渉すべき事項であり、加藤外相が外交方針を単独で決断する状態は政党政治にも適合しないものであつた。

井上は大隈首相との会談で十分な成果を得られないと考え、八月二四日に元老と政府の意思疎通を図るために会議を開催している。この会議には山県、大山、松方や大隈首相が参加し、そこで外交問題に関して覚書が調印されている。本覚書では、外交問題における現況として挙国一致の不在があげられ、その原因は加藤外相が元老に外交上の交渉文書を提示しないことが挙げられている。そのため、外交方針を大隈首相が定めること、外交文書を元老に提示することが勧告された。また、とるべき根本的な外交方針があげられ、対中政策について、袁世凱や中国政權から日本に対する不信と疑惑を一掃し、信頼させることを根本的主目とすること、特殊問題の交渉に特使（後藤新平）を派遣すること、膠州灣返還に関する条件や交換すべき利権の調査、鉄道・鉱山などの権益に関して機会均等主義を尊重することとされた¹⁵¹。また、同盟問題についてイギリスだけに頼らず、日露同盟の締結やフランスからの資金調達による中国への経済的援助の実行を必要とした。さらに、アメリカとの関係にも触れられ、中国がアメリカに接近しないようにすると同時にアメリカと親善を進めることの必要性が強調されている。

つまり、元老は中国との信頼関係を基盤とする提携を根本主義としており、特殊的な利害を協議するために先に特使の派遣を主張した。日本の権益保護・勢力維持を保ちながら進展させるべきとしていた。そのために、同盟関係の多様化・強化が必要不可欠であると看做され、このような国家問題は外務省だけの専属事項ではないため首相が外交方針を策定することを求めている。

ドイツは八月一日に通告された最後通牒に従事せず、大正三年八月二三日に日英両軍は青島を攻撃し、二ヶ月間の短期戦で青島を落とした。日独戦争は終結したものの、元老からのたび重なる忠告や注意にもかかわらず、外務省から外交交渉の内容を元老に提示することなく、外務省の秘密主義は継続した。それは二一か条要求においても同様であり、元老がドイツへの宣戦布告以前に大隈首相と同意した覚書が機能していない。

二一か条要求を検討する前に参謀本部や元老が切実に希望していた日中提携が中国側ではどのような基盤を持っていたかをみてゆく。中国の態度に関して、外務省にいくつかの報告が寄せられている。それは関東都督府陸軍省参謀部や日置公使が外務省によせた報告である。

関東都督府陸軍参謀部で八月一日に作成し、西川虎次郎関東都督府陸軍参謀部総長が二四日に松井外務次官に送付した「欧州戦乱ニ関シ奉天地方支那官民ノ対日態度」¹⁵²と題する報告書において中国陸軍指導層との談片が提示されている。その中には中国陸軍の参謀総長、張作霖、第二七師団長、第二八師団長や憲兵長の意見が含まれており、日中両国の協力一致を必要としていること、日中提携への希望が明白に記されていることが分かる。また、報告書には袁世凱の態度についても同様の親日的な意見であることが記されており、張將軍が、「袁ニ対シ外交方針トシテ建議スルニ「遠交近親」ノ四字ヲ以テ」¹⁵³することを提案していることに対して袁世凱も同意を表していたことに注目されている。このように、関東都督府陸軍参謀部の報告からは中国陸軍指導層の親日的な態度や第一次世界大戦において日中両国の提携を望んでいることが分かる。

一方、日置公使が九月六日に加藤外相に送付した電報では袁世凱の親日的な訓示について報告されている。日置公使の電報では袁世凱の参政員、各部総長への訓令が提示されている。すなわち、「支那ハ日本国ト同文同種ノ睦誼ヲ有スル以外ニ利害関係ニ於テモ亦全然其軌ヲ同フス（省略）支那ハ飽迄同一人種タル日本国ト提携シ以テ異人種ノ侵略ヲ防カサルヘカラスト」¹⁵⁴と、袁世凱は現勢において同文同種である日本と親善的な関係を構築し、日中提携によって他国からの侵略を防衛する構想を訓示している状況が報告されている。

中国現地からの報告からも伺えるように、参謀本部、陸軍省や元老が外務省に提示していた、日中提携論は中国側においても基盤を持っていた。

さらに、日置公使は八月二六日に日中交渉を開始する好機であるとの意見を加藤外相に提案している。日置公使の意見は元老や陸軍省の意見と共通する部分が多く、日中提携を重視する形で、日独戦争による中国の疑惑を一掃することが目的であったと思われる。日置公使は中国に要求条項を提示する以前に袁世凱に、「帝国ノ対支政策根本主義ハ飽迄支那政府ト相和親シ両国共通ノ利益ヲ増進スルニ」¹⁵⁵あることを説明することにより、両国間の根本的な問題を解決することに限定した。日置公使が構想した対中要求案は、関東租借期限を九九年延長すること、南満州鉄道はその延期期間内に還付・売り戻さないこと、案奉鉄道は南満州鉄道に準ずること、日本の援助による南満州・内蒙古の軍政や内政を改善すること、日本より借款を起し九江武昌衢州杭州間の鉄道を敷設することであった¹⁵⁶。また、要求への交換条件として、膠州湾租借地を中国に還付すること、日本に在住する革命党員の追放、中国政府に対する革命的な企画に関して厳密に取締りを行うこと、南満州・内蒙古における日中間の交渉案件を親切および公平に処理することであった¹⁵⁷。日置公使の日中交渉の開始に関する意見に対して加藤外相は八月二九日に日置公使への電報で青島攻略や欧州戦局の状態の推移を把握してから実行するべきとして交渉を開始するのに時期はまだ早いと述べている¹⁵⁸。

第一次世界大戦中の日中交渉だが、加藤外相が一二月三日に日置公使に中国と交渉を開始するよう訓令を出し、二一か条要求を送付している。その内容は周知の通り、第一号は山東省に関する条項、第二号は南満州・内蒙古に関する条項、第三号は漢冶萍公司に関する条項、第四号は中国の領土保全に関する条項、第五号は中国政府の顧問として日本人を雇用する条項であった¹⁵⁹。それでは、二一か条要求には参謀本部、陸軍省や元老が主張してきた日中提携の構想が採用されていたかどうかを解明する。

まず、日置公使に与えられた訓令から、加藤外相が明示した中国側との交渉の行い方はどのようなものであったかを確認する。加藤外相は訓令において、「(省略) 各項中別紙第一號ハ時局善後ノ爲メ當然ノ措置ニ屬シ別紙第二號ハ大體既成事實ノ確認ニ止マリ別紙第三號ハ我方ノ漢冶萍公司ニ對スル關係ニ顧ミ高公司將來ノ爲最善ノ方圖ニ屬スルモノニシテ」¹⁶⁰、と、第一号から第四号に含まれた条項を新規の事態ではない希望であるとし、これらに関して、「有ラユル手段ヲ盡シテ是非共之力貫徹ヲ圖ルヘキ」¹⁶¹と、必ず貫徹するように訓示している。また、中国に第一号から第四号において「希望」された条項は必ず貫

徹すべき条項に属するとして、帝国政府の強固な決心があることを記述している。ところが、第一号から第四号の条項には、参謀本部、陸軍省や元老が外務省に提示してきた「日中提携」に関する条項が含まれておらず、要求全体は強硬であり、中国への援助による両国の協同的な発展よりは日本の権益拡張が優先されている。

加藤外相は第五号については別個の問題だと提示し、それ以外の条項とは性質に差異があることを強調している。加藤外相は第五号について、「此際支那ニ其實行ヲ勧告」¹²⁸するものであるとし、それを、「日支兩國親交ノ増進ヲ圖リ其共通利益ヲ擁護センカ」¹²⁹ためであることと明記した。つまり、加藤外相は参謀本部、陸軍省や元老が主張していた「日中親善」「日中提携」を第五号に含まれた条項の実行によることと構想しており、その結果、第五号は、陸軍の日中提携案と異なる、外務省独自の対中方針となった。さらに、第五号は中国側に日中親交の増進のために「勧告」されながらも、ドイツへの宣戦布告にすでに記述された膠州湾の中国への還付がその応諾の代償にされていた。

二一か条要求の第五号に含まれた条項だが、第一条は中央政府に政治財政、軍事顧問に日本人の雇用、第二条は中国内地における病院、寺院、学校に対して土地所有権の承認、第三条は必要が認められる地方における警察の日中合同化、第四条は日本より一定数量の兵器の供給または日中合弁の兵器工場の設立、第五号は武昌―九江南昌線を連絡する鐵道及南昌杭州間、南昌潮州間の鐵道敷設権、第六号は福建省における利権において外国資本が必要な場合先に日本に協議すること、第七号は中国における布教権の承認であった¹³⁰。これらの条項の中の第一条や第四条は参謀本部や陸軍省が提案したものが取り入れられたものとして認められるが、参謀本部や陸軍省の対中政策とは根本的に異なっている。その差異は、陸軍省、参謀本部や元老が進言してきた「日中同盟」・「日中提携」の要求が、外務省の独自の対中要求には存在しない点である。ただ、加藤外相の訓令において第五号は日中親交関係を推進する条項であるとして記述されており、その応諾による膠州湾の還付が交換的な条件にされており、やり方としても中国側に日中提携の必要性を抱かせない形式であった。

つまり、外務省で形成された二一か条要求には参謀本部、陸軍省や元老が求めている条項が採用されたとしても、要求全体は性質としてそれらと異なる独自なものであり、客観的にみてその内容や目標は、国内指導層が提議・提案した対中方針とは根本的に異なっていた。加藤外相は外務省の外交一元化（セクシヨナリズム）を実行し、国内の各方面からの希望を対中要求に並べており、日中外交交渉を帝国主義的なやり方で断行させたのであ

る。

このように、外務省で独自に形成された二一カ条要求は日置公使によって大正四年一月一八日に袁世凱に提出され、日中交渉がはじまった。加藤外相は一月一六日に日置公使宛訓令で、「條約又は取極の各號は、各條に付支那側と討議せらるる事を避け各號一括して交渉相成こと得策と認むる」¹⁶⁵と、全条項を一括的に審議するよう中国に求めるべきとした。

ところが、中国側は日本の要求に対して強硬な態度に出た。袁世凱は坂西利八郎中将に對して、「日本は平等の友邦として支那を遇す可き筈なるに、何故に豚狗の如く奴隸の如く取扱はんとするか」¹⁶⁶と、日本の要求は日中兩國を平等主義や兩國の親善を図るものではないとして反発している。袁世凱は外交総長を交代させ、陸徵祥外交総長は二月二日に日置公使と初めて面談している。中国側は談判遷延策にでて、二一カ条要求を欧米列強に流出させ、交渉は難航した。参謀本部、陸軍省や元老が求めてきた日中親善、日中提携が採用されず、結局は日本の対中最後通牒によって中国は要求を承認した。

それでは、外務省で策定された二一カ条要求が、陸軍省や元老からどのように解釈され、反応はどのようなものであったかを説明する。まず、元老の反応から見てゆく。加藤外相は山県を大正三年一月一八日に訪問し、対中要求について説明を行っている。山県は加藤外相の対中政策について「根本的に意見を殊にせり」と述べ、要求条項は種々雑多であり、外交上の重要な事件は先ず日本に相談せよとか、財政上のことは第一に日本に依頼せよといった中国を「属国扱い」する条項は承認されるはずがないとして注意を与えている¹⁶⁷。つまり、加藤外相に与えた注意からも理解されるように、山県は中国を植民地扱いする構想には根本的に反対であり、日本は中国と信頼関係に基づいて兩國間の問題を解決し、中国を援助することによる日中提携を推進したい考えであった。それに対して加藤外相は、「只今貴聞に達したるは、陸海軍を初め上下各方面に行はれ居る意見を、殆ど残らず書き上げたるものにて、政府に於て適当に取り捨てを行ひ、正当且つ重要なものを択ひて要求する考なり」¹⁶⁸として、各方面からの要求を並べていることを伝えている。山県はこれにたいして成案が出来れば再度に相談するべきことを述べ、「我れより要求する所は多くして、彼れに与ふる所は至って少なく、談判には中々骨が折れるならん」¹⁶⁹と注意し、袁世凱の信頼を得ることが最も重要であるとした。

さらに、加藤外相はこのような対中要求に関して同意であるかどうかを質問しているが、山県は成案ではないのに同意かどうかが問われることには違和感があるとしながら、「自分の意見とは根本的に相違すれども、大体に於て同意なり、但し数多き要求の中には、断

じて譲歩することならざるものあり」¹¹⁰と、山県が掲げる日中提携の意見とは根本的に差異があることに注目し、条項中に重要課題は譲歩するよちがない課題（満蒙問題）も含まれているので、政府の覚悟が必要だとした。

山県は、加藤外相が提示した条項中に譲歩できない条項としていたのは満蒙問題であり、一二月三〇日の面談で明確に伝えている。加藤外相は談判において日置公使に訓令した対中要求を報告しているが、山県は成案ができていない状況に不満を感じて、日本の要求が中国政府に拒絶された場合における政府の方針を問い詰めているのに対して、閣議決定はまだなされていないとの加藤外相の返事に不安の念を抱いた。そのために、山県は満州問題を今回の日中談判において決定するべきこと、とるべき方策について内閣会議において決定するべきことを勧告している¹¹¹。

山県は満蒙問題が譲歩できない条項としてみていたが、十一月の加藤外相との談判における対中要求意見の根本的相違は何か、その詳細を大正四年一月二三日に明石参謀次長に宛てた書簡に記している。すなわち、「(省略) 老生は外相に数回論談を試みたるも、外交談判之形式順序等隣国之交誼を一層親密ならしむ計策に付は全く反対之意見なれ共」¹¹²、対中要求における根本的な意見の相違が日中親善、日中提携について加藤外相が反対であることであつたことが分かる。また、山県は明石参謀次長に加藤外相は他の問題は別として満蒙問題についても政府ともまだ議論をおこなっていない情勢から、陸軍省とも熟談をし、軍事的に必要な準備をするように依頼している¹¹³。外務省の要求内容、交渉形式、交渉順序などの点に関して、山県は不服であつた。しかし、このような加藤外相の対中要求には国防上の課題である満蒙問題が含まれているから威圧的手段を訴えてでも貫徹するべきとみていた。

一方、明石参謀次長は対中要求に関して寺内総督に大正四年一月二九日に宛てた書簡でその意見をのべている。すなわち、「我提議は十分強硬に之を貫徹する必要」¹¹⁴と、対中要求は強硬である状態を述べ、談判が行き詰まった場合には武力行使を提案している。明石次長の行動には同月二三日に山県の満蒙問題の貫徹に関する具申が影響していたと言える。明石参謀次長は二月三日に寺内宛書簡で、日中交渉が難航していることを中国の新聞などの情報から理解していることを述べており、政府から情報提供がないことを不満に思っていることを伝達している。そこで、日中交渉の行き詰まりについて、「勿論外務大臣の意向は明らかに承を得ず候得共、其幕僚等は已むを得るときは兵力を用ゆるの決心あることは申居候」¹¹⁵と、加藤外相の意向は不明でありながら、外務官僚の一部は武力行使を一

手段だと思っていることを述べている。また、「此交渉を開きたる以上は、飽く迄も一貫せずんば後日の患となる次第と存候。示威の行動も此後の場合如何に依ては必要」¹⁷⁶⁾だとし、このような日中談判は開始されている以上はそれを武力に訴えても貫徹するべきとしている。つまり、山県と同様に、明石参謀次長も満蒙問題の解決のために威力に訴えてでも要求を承認させるべきとしていた。

さらに、明石は日中交渉に関する確実な情報を得て、二月九日に改めて寺内に書簡を宛てている。明石は中国側が満州における優越権を認め内モンゴルを拒絶していること、満州における警察権に関する要求をも拒絶していることを報告している。また、第五号の兵器統一や顧問に関する「雑件」は「元来勧告的」なものと外務省が考えているために中国側によって拒絶されているとみていることが分かる¹⁷⁷⁾。このような情勢に鑑み同月十五日に万が一日中談判が行き詰まることにそなえて対中計画を参謀本部で作成していること¹⁷⁸⁾、また二二日に、「過日来外務之訓令に基き日置は強硬に談判致居候処、所謂彼れの対案之結果第五項を跡廻はしとなし」¹⁷⁹⁾と、日置公使は強硬な談判を開始しているにもかかわらず状況が混沌していることや外務省では陸軍省や参謀本部が提案している日中提携による兵器統一は軽々しく見られていることを岡陸相に報告したことを伝えている。このような明石参謀次長の書簡の内容からみれば、日中交渉経過に関する情報を駐在武官や日置公使から得ており、外務省によって各機関に報告されていなかったことがわかる。

外務省に提示された参謀本部案や陸軍省案の内容から見ると、日中提携に基づく要求を必要としているもので二一か条要求と一線を画す。外務省の独自案には日中親善について第五号に組み込んでおり、参謀本部や陸軍省が採用を希望した日中提携を前提とした構想ではない。

ところが、日中交渉の難航によって参謀本部や陸軍省も強硬な姿勢に転じる。二一か条要求中の満蒙問題は国防に密接な関係であり、どのような効力を使用してでも解決すべき課題であったからである。このように、陸軍省、参謀本部や元老は二一か条要求は外務省と意見を根本的に異にしながらも、満蒙問題を譲歩できないために強硬な姿勢に乗り出したのである。つまり、外務省は強硬政策を単独で構想したことにより、陸軍省や元老はそれに引きずられる形で国防上重要な問題である満蒙問題の解決のために強硬になった。

また、諸元老が同意し、大隈首相や加藤外相に進言してきた中国への特使の派遣やロシア、フランスとの同盟締結による日本外交の戦後における孤立化に関しても進展がなかった。大正三年九月の時点で元老によって中国への特使として派遣が提案された後藤新平は

大正四年二月二四日の覚書で政府の対中要求を批判していた。すなわち、「支那問題ニ関シテ、根本解決トシテ、両国間ノ政友ノ意氣投合ヲ図リ、先東亜全体ノ安危ニ繫ル所以ヲ攷究シ、其基礎ノ上ニ交渉ヲ進行セシメントセシニ、大隈内閣ハ眼前ノ姑息策ヲ以テ急劇ノ功ヲ挙ケント期シ、支那浪人派ノ首張セシ所説ヲ総合シタルモノヲ列挙シ、以テ支那ニ臨ミ成功ヲ期シ、昨今其始末ニ窮シ、出兵以テ結局ヲ結ブノ外ナキカ如キ狀勢ニ陥レリ」¹⁸⁰と、後藤も諸元老と同様に日中提携を根本主義にして両国間の問題を解決を望んでいたものの、外務省独自の日中交渉構想によって威圧的手段に訴えるしかなかったことを遺憾に思っていたことが分かる。

一方、同盟問題について山県は大正四年二月二一日に「日露同盟論」という元老が一致している意見書を再度に大隈首相に提出している。山県は本意見書で第一次世界大戦終結後に欧米列強間の勢力均衡が破壊されると予測しており、大正三年八月の「対支政策意見書」においても論じてきたように本戦争をスラブ対ゲルマンの衝突に起因する白人同士の人種戦争であるとしている¹⁸¹。このような人種主義的理念による国際情勢からすれば、「黄人と白人との争ひに於て白人が相聯合すへきは火を觀るよりも明か」¹⁸²であるとし、日本は独力で対抗することができないと判断している。そのため、日本の対外政策は、「支那をして我れに信賴せしむるの外歐洲の或る強国と同盟」¹⁸³を締結することが有利であると見做し、日中親善策と同時に同盟関係の多様化を図るべきとした。このようにすることによって、日本に対する不利な形勢や黄人に対する白人連合の氣勢を予防できると提議している。

元老は大正三年九月二四日の大隈首相との会合でも同様な対中根本方針を進言しており、このような構想は採用されなかったことから再度に提議されたと言える。元老は日中提携とともにロシアと同盟を両立させ、戦後において予想されている「白人対黄人」の対立を予防する対策であると主張していた。つまり、元老の意見は八月の時点と一貫しており、日中提携を基盤とする日中交渉への希望には変化がなかった。

また、元老や陸軍側から外務省や大隈首相に訴えられてきた欧米列強への配慮は充分に發揮されず、中国が日本の要求をリークすることによって日本の態度は欧米列強から批判された。陸軍では「援助」による「提携」構想にはアメリカからの資本の導入が必要とされ、元老案ではフランス資本（日仏銀行）による援助政策が外務省に提案されていたが、外務省ではこのような包括的な構想が立案されていなかったことが原因である。欧米列強は要求中の第五号が通告されなかったことに不信感を抱く結果となった。

中国政府によって二一か条要求の第五号をも含む要求全体が漏洩し、新聞に掲載された。このような状態において各列強は日本に提示された対中要求の他に秘密な条項があることを察知し、要求全文を報告することを依頼している。例えば、二月一〇日にイギリスのグリーン大使は加藤外相との会談において、「実ハ仏露大使モ何カ先日御内示ヲ受ケタルコトノ外ニ要求アルニ非ズヤト云ヒ」¹⁸⁹と、秘密にされた条項を問い詰めており、加藤外相は提示された条項以外に、「日置公使ヨリ希望ヲ述ベタル事柄ハナキニ非ズ然レトモ」要求「ト」希望「ト」ノ異ナルコト」¹⁹⁰を説明し、イギリスの利害に抵触しない条項としながらも第五号の存在を認めている。グリーン大使が三月一〇日に加藤外相に送付した覚書からイギリス政府が日本に対して不信感を強めたことが分かる。つまり、イギリスは、武昌・九江間・南昌間の接続線、南昌・杭州間、南昌・潮州間の鉄道に関してイギリスの利害を侵害するために考慮を求め、第五号の第五項を強く警戒していた¹⁹¹。また、アメリカ政府は三月一三日にブライアンノートでは第一号、第三号について反対ではなくむしろ協調姿勢であり、第四号や第五号の第三項、第四項、第六項はアメリカの利益に抵触し、中国の政治上の独立、領土保全や商業上の自由を侵害させるとして反対であった¹⁹²。ロシアの態度について本野在ロシア大使が二月二五日付の電報で、ロシア外務大臣ベルヒルトは第五号の第一条が中国において監督権を取得する解釈される恐れがあり、欧米列強の猜疑を招くとして形式的な変更を希望しているものの、それ以外の条項には異存がなかった、と伝えている¹⁹³。フランスは日本が内示した「要求条項」にたいして異議なく、それを歓迎していたが¹⁹⁴、第五号の第四条内でフランスが中国の天津における兵器製造所の存在から機会平等主義および通商条約に違反しないかという疑問があった¹⁹⁵。

対中要求の第五号を秘密にしたことで欧米列強は日本の対中政策に対して不信感を抱くようになった。加藤外相は欧米列強に対して二一か条要求を分別し、第一号、第四号は「要求条項」であること、第五号は「希望条項」であるとの説明を行った。

このように、二一か条要求の第五号は欧米列強からも猜疑を招くこととなったが、各列強は日本の南満州や内モンゴルにおける地位を認識しており、それを問題視していなかった。しかし、二一か条要求について日中交渉が行き詰まり、中国は日本の満州における地位を承認しても、東部内モンゴルについては消極的であった。次いで、大正四年三月中旬に威圧のために満州駐屯軍の師団交代時期を利用し前任師団の延期・後任師団の出発を早め、山東省守備隊の増兵による示威運動に出た¹⁹⁶。陸軍省や参謀本部はこのような威圧政策を支持しているが、山県は三月八日に、「満州問題につきて我が要求の拒絶せらるるに

於ては、干戈に訴ふるも勿論なりと雖も（省略）第五号などの争ひよりして兵を動かすが如きは絶対不同意」¹⁹⁵、であることを加藤外相や各元老に伝えている。つまり、山県は第五号のために威圧手段に訴えることに反対であった。また、陸軍中堅層では滿蒙問題とは別に兵器統一に関する条項の貫徹が重要視されていた。

結局、日本側からいくつかの修正案による両国間の談判や三月上旬に実施された示威運動も効果を上げず、中国に最後通牒が発せられることになった。上記でも陸軍中堅層や元老の意見からもわかるように、陸軍中堅層は滿蒙問題の解決とともに第五号に要求された兵器統一に関する条項を貫徹すべきとみており、元老は滿蒙問題に間する要求の貫徹において威圧手段に訴えることに異議がなかった。しかし、山県からみれば、加藤外相が対中要求やその形式を誤ったとの見解であり、日中提携を基盤としないこのような交渉では第五号のために兵力に訴えることに同意していない。結局は対中交渉の行き詰まりによって日本は威圧的手段に訴える必要が生じたが、これはあくまでも外交が失敗したことによるものであった。加藤外相は中国の歴史からみて、「スラスラと対支要求の成立した例は無い。列国いづれも武壓を実演して見せて居る」¹⁹⁶と、威圧手段を用いないならば、二一か条要求を中国は応諾しないと、日本も欧米列強と同様な手段で対中要求の貫徹することに問題ないとした。

大隈内閣は五月三日に二一か条要求全部を貫徹するために最後通牒を発することを決定した。しかし、翌日の内閣・元老会議において山県の反対やイギリスの覚書によって第五号の削除による最後通牒に決定された。つまり、山県は日中交渉について加藤外相に度重なる忠告を与えたにも拘らず、一向に採用されず、ついには最後通牒を発する状態になったことを述べ、「日支国交断絶せんとする場合なれば、国家の大事を遭遇しながら黙々経過するの忍び」¹⁹⁷と、日中交渉における加藤外相の秘密主義を批判した。山県はこの情勢において中国に最後通牒を発するとしても日本は欧米列強に対して信義を示すべきとし、加藤外相自らが大使として中国にわたって袁世凱と交渉することを促した。加藤外相は山県の提案に対して、「若し自分が大使として彼の地に赴きたる場合、万一譲歩の必要ある時は如何」、と問い詰めている。それに対して、山県は、「滿州問題の如き、決して譲歩する能はずと雖ども、第五項の如きは中に譲歩して差支なきものもあるべし、是等は大使が出発する前に閣議を開て決定を為し、御裁可を乞ひ置けば談判は自由ならん」と、第五号を譲歩してもいいと発言している¹⁹⁸。

一方、グレイ外務大臣が五月三日に送付した電報でも第五号の「希望条項」についてそ

の意見書において触れられ、加藤の第五号削除に影響している。グレイは意見書のなかで、「之ガ為ニ日支ノ国交破裂スルガ如キコトナカラム」¹⁹⁶、と絶望していること、希望条項とされる第五号について、「支那ニ対シ保護權ヲ設定スル」¹⁹⁷、との疑惑が世間には発生していることを強調し、日中国交が破裂スル場合は、「日英同盟ノ該条項ト調和セシメムコトハ」¹⁹⁸、不可能であると述べ、強く懸念を示した。つまり、イギリスは元来に欧米列強に對して希望条項として中国に勧告する程度の条項とされていた第五号を最後通牒に投入することに反対であり、日中交渉破裂の場合には日英同盟にも影響を及ぼしうる課題であるとし、加藤外相に考慮を求めた。このように、日本の最後通牒はイギリスでは日英同盟を再考するほどの不信感を与える結果となってしまった。

このように、第五号は、元老とイギリスからの批判を受けて削除されたことがわかる。五月五日の閣議で大隈首相は最後通牒を発する以上第五号を含めるべきとしていた。ところが、イギリスからの懸念表明、元老の第五号削除への同意によって、加藤外相が以下の理由をあげ、第五号の削除による最後通牒を主張するようになった。

最後通牒による要求は、世界が認めて合理的と首肯するものでなければならない。帝國が武力手段に訴へても貫徹を期する程の要求は絶対的のものでなければならぬ。世界の一部分から多少でも疑を受けるやうな項目は其中に挿入す可きで無い。第五号は初めから希望条項と称して、他の要求条項と區別して置いたものである。(省略)茲に最後手段を要するに至つたのは、実に滿州及び東部内蒙古に於ける要求を完成する為に發して居るのである。希望条項は其文字の示す如く「希望」に過ぎない¹⁹⁹、

つまり、加藤外相は第五号は希望条件であり、今回の最後通牒と深い関係がないことや最後手段を國際的に承認される合理的な要求をおこなうために第五号を撤回あるいは延期するべきとしていた。大隈首相も同意し、第五号を削除した形で最後通牒を発することに閣議で合意され、六日の御前會議で決定された。

このように、中国に對して最後通牒が発せられることとなったが、アメリカはイギリス、ロシアとフランスに對して、日中交渉における共同勧告を提議している²⁰⁰。ところが、第五号削除による最後通牒にはイギリス、ロシアやフランスは満足感を表明しており²⁰¹、三国によってアメリカの協同勧告の構想が却下されている²⁰²。中国政權は欧米列強の斡旋を希望できず、第五号の削除によるイギリスの後援をも受けた日本の「一六カ条」を五月九日に受諾した。中国では日本の要求を受諾した五月九日を「国恥記念日」として定め、中国における反日感情を増加させた。

中国が日本の要求を応諾したことに對して、アメリカ政府は五月一三日に日中交渉に關して両国に見解表明を行っている。すなわち、「アメリカは条約上の權利、または中国の政治的、領土的な保全や門戸開放原則」²⁰⁵を侵害する日中間のあらゆる方策を承認しなかったのである。

大正五年五月二五日に「日支条約」が締結されたが、二一か条要求は日中關係や日米關係を悪化させた。つまり、中国では反日運動が激化し、欧米列強では対日不信感がさらに増やすこととなった。袁世凱は六月二二日に公布した国賊条例によつて、外国人と協力する中国国民を売国奴となし、死刑とする対策に出て、「日支条約」の無効策に出た。つまり、日本は「日支条約」締結に成功しても、それは日中關係の悪化や欧米列強との關係における猜疑を残したのであり、客觀的にみて取り返しのつかない失敗であつた。

上述したように、外務省の対中要求構想は元老、参謀本部や陸軍省と別様のもので、独自に策定されたものであつた。元老や陸軍は中国政權を援助することによつて両国間の長年の誤解を一掃し、袁政權を強化し、両国の提携を実現して、既得權の承認による協同的な發展をするべきとしていた。一方、加藤外相の場合、対中要求の構想や交渉の仕方にはこのような日中提携が欠けており、帝國主義的な外交を採つていた。そのことは、両方の「日支条約」が締結されたのちの評価からも理解できる。

参謀本部では意見が様々であつたが、条約締結後の情勢から明石参謀次長は（田中義一も同様）中国における反日運動を懸念しており、寺内都督に六月二二日に送付した書簡で、「排日排貨は各地南北を通し（省略）当分終息の見込も無之（省略）滿蒙に於ける我經營の如き例の国賊条例の影響を受くる事必ず不尠事」²⁰⁶として、反日運動や袁總統の対策による「日支条約」によつて承認された利權の実効性について懸念している。また、宇都宮前参謀本部第二部長は日中交渉の結果を、「此度の解決を馬鹿正直に真に最後の解決と為すか為めの結論と存候。思にこれは支那問題解決の初歩にて眞の解決は今後歩々に進めざる可らざる事か愚考仕候。」²⁰⁵と、今回の「日支条約」を中国問題解決の第一歩として捉えており、それを歓迎していた。

以上の考察を通じて、二一か条要求が外務省で独自に構想されたことを解明してきた。加藤外相がこのような対中政策の構想や日中交渉の形式やその遂行においてどのような理念に依拠していたかを検討する必要がある。加藤外相は第一次世界大戦における対中政策について後年に述べており、その内容から二一か条要求に日中提携策が採用されなかった理由を理解することができる。

支那から見れば、朝鮮も臺灣も琉球も日本から奪はれ、其上に滿蒙の要地を租借されて居るのだから、歴史的に日支親善は困難であると云ふ論議は、一面のみを見た不用意な説である。(省略) 私が大正四年に日支交渉を試みたのは、即ち、旅順・大連・滿鐵その他の利權を恰度臺灣と同じやうに、事實の上にも條約の上にも、相俟つて確定して了ふ爲であつた。紛擾の種子を一掃するのが唯一の目的であつた。蓋し當年の日支紛擾の禍因は、主として滿蒙に於ける帝国の地位が、はつきりして居なかつた爲である。無論支那も列強も、滿蒙に於ける日本の優越的地位を確認して居た。然るに事實に於て、日本の優越的地位と條約上の取極とが符合しないものがあつた。(省略) ここで我が優越的地位の承認と、條約上の諸權利とを符合せしむるやう確定的の取極を必要とする。これが確立すれば、紛擾の原因が除かれて、外交上の親善は初めて緒を得る。²⁰⁶

つまり、加藤外相は第一次世界大戰中の対中交渉において陸軍省、参謀本部や元老が説いてきた日中提携・日中親善の構想を採用しなかつた。なぜならば、加藤外相は、滿蒙問題の解決なしに日中提携はありえないと独断したからである。しかし、日中交渉過程から見れば、中国側はとくに第五号に対して根本的な反対があつた。また、そのなかに陸軍省や参謀本部からの提案があつたとしても、あくまでも日中提携を前提にしていたものであり、外務省の構想と根本的に異なつていたのである。

加藤外相は陸軍省や参謀本部などが進言していた課題にはほとんど耳を傾けず、各方面からのさほど重要度の高くない細かな要求だけに注目し、それら異なる問題をまるで一つの問題であるかのようにまとめて取り扱つた。そのため、本来の陸軍省、参謀本部や元老らが加藤外相に提言した日中提携という主たる課題には焦点を置かず、特に具体的な解決策を討議・提示しないまま対中要求を行つた。そのため、陸軍省、参謀本部、元老が主張した日中提携の実現による両国の問題解決は一顧だにされなかつた。さらに、加藤外相は対中要求における外交指導について触れており、その中で欧米列強に両国間の交渉の内容を通告する必要性がないと主張している。

そもそも交渉の条項を外国に内示することは、元来義務でも何でもない。日支間の問題で、日本は他国の承認や諒解を得た上で話を進ねばならぬと云ふ筋合のものではない。(省略) 要求とは別に、希望条項として第二の列に置いた第五号を内示しなかつたとて、此の不都合のある可き筈はない。不平を言つたり、疑つたりする国があるならば、其国の方が不都合である。²⁰⁷

加藤外相の対中要求の方策からみれば、欧米列強との協調にも重きが置かれていない。加藤外相は、二一か条要求を提出する際に欧米列強には第五号を秘密にしたが、中国側がそれらの要求をリークしたことにより、日本が単独の対中政策を展開していると欧米列強から疑われた。また、二一か条要求を「要求条項」と「希望条項」の二つに大別したと欧米列強に通告しているが、これによりさらなる不信感を招く結果となった。

このように、内外情勢に配慮せずに外務省のセクシヨナリズムを貫いた結果、外交上の失敗により、六月三日に野党の内閣不信任案が提出され、加藤外相は更送されることとなった。内閣不信任案からみれば、加藤外相の対外政策の失敗は、第五号を欧米列強に秘密にしたこと、対中要求が多すぎたため威圧的手段に訴え、中国と国交を害し、欧米列強の疑惑を招いたことが挙げられている。加藤外相はこれらの理由の全部を否定し、「決議案を見れば、機宜を誤り、日支親善を害し、列國の疑惑を招き禍根を將來に残すとの趣旨なれども余は之に服する能はず。即ち我外交は機宜を誤らず。日支の親善を傷けず、禍根を將來に残さず」²⁸⁹、と回答し、自分の外交指導が誤っていないと主張しているが、国内外の情勢からみれば内閣不信任案は妥当の処置であったといえる。そのことは、加藤外相に対する各方面の批判からも明白である。また、六月一七日に諸元老と大隈首相と善後策について協議しているが、井上は日中交渉を「今度の外交位失敗したる外交なし」²⁹⁰、として、加藤外交は日中親善策を採用しなかったため日中間の悪感情、欧米列強においては不信感を抱かせたとし、それを大失敗としていた。

上記で検討したように、加藤外相は外交一元化によってこのような重大な国家問題において国内政治指導者を排斥する形で、対中強硬政策を単独で行なった。二一か条要求は、参謀本部や陸軍省から提案された条項の一部を第五号で一括したが、参謀本部、陸軍省や元老の対中政策構想と根本的に異なった。

小結

本章では、参謀本部のバルカン戦争における情報成果が日本の対外政策に反映されたかどうかを検討した。大正元年に勃発したバルカン戦争において、欧州列強のトルコにおける勢力拡大は参謀本部より派遣された観戦武官の情報活動によって自国に報告された。これらの情報により、第一次世界大戦前の欧州外交関係について詳細な分析が可能になり、戦争の性質としてスラブ主義対ゲルマン主義が挙げられ、欧州列強の人種主義に基づく外交関係が徹底的に解明されていた。よって、参謀本部は第一次世界大戦前の欧州列強の対

外政策について当該期に集められた情報や分析において今後の欧米列強外交関係に人種主義的な傾向が根強く存在することに注目し、警戒した。さらに、参謀本部はこのような情報分析を基に日中提携論を構想し、辛亥革命中に欧米諸国による利権獲得への対策として活用させ、その困難を打開しようとした。

人種戦争としてのバルカン戦争理解は参謀本部、陸軍省や元老に思想的な影響を及ぼし、日中提携構想の傾向を強固にしたことが分かる。欧米列強の人種的な対外政策に対抗するのは日本と中国であり、「日中提携」が具体案であった。そのためには日本は中国を経済的に支援し、発展させることが企図された。また、将来の国際情勢の推移により日中同盟を構造することまで視野にいらしたのであった。

陸軍が中国への武力行使を考えていたことを以て、日中提携を疑う先行研究が多い。しかし、参謀本部が策定した作戦計画などは交渉事態の困難を想定することによるものであり、且つ国際情勢への即応のために必要であった。陸軍内で満蒙問題はその利権確保はもちろん、国防のために重要視されていたことを前提に考えるべきである。

第一次世界大戦における大隈内閣の早期参戦決定後、対中政策の形成過程において、陸軍中堅層、陸軍長老や元老は加藤外相に「日中提携」の必要性を進言した。しかし、加藤外相の「外交一元化」により、陸軍中堅層・陸軍長老や元老の対中外交構想が考慮されず、陸軍省、参謀本部や元老と具体的な協議を行わず、対外政策策定における「挙国一致」を崩壊させる結果となった。加藤外相は参戦過程や対華二一か条要求の策定過程において「外交一元化」をかかげて、外務省のセクショナリズムを実現させ、単独で対中要求を行った。このような対中政策は国内外から批判され、欧米列強において猜疑を招き、中国では排日運動の激増や国賊条例による「日支条約」を無効化にする策にでた。

つまり、外務省に参謀本部の情報収集活の分析による情勢判断が持続的に共有されても、独自に策定された二一か条要求には反映されず、情報成果は対外政策プロセスにおいて活用されなかった。参謀本部で提示されてきた「政戦略の一致」に対する政府の消極性や元老の「挙国一致」という理念が実現されなかったからである。参謀本部が収集した情報成果は、日本の政治指導層が第一次世界大戦において対中政策の基本方針を策定する「好機」が到来したことを正しく察知するのには貢献したが、「政戦略の一致」や「挙国一致」の不在にともなう外務省の「セクショナリズム」によって反対の効果を生み出した。

¹Woodhouse Eiko, “The Chinese Hsinhai Revolution G.E Morrison and Anglo-Japanese Relations 1897-1920” Routledge Curzon, 2004, p.40.

²佐藤守男『情報戦争と参謀本部―日露戦争と辛亥革命』(芙蓉書房、二〇一一年)二八七頁。

³上原勇作関係文書研究会『上原勇作関係文書』(東京大学出版会一九七六年)五五〇五七頁。

⁴上原勇作関係文書研究会『上原勇作関係文書』(東京大学出版会一九七六年)五五〇五七頁。

⁵上原勇作関係文書研究会『上原勇作関係文書』(東京大学出版会一九七六年)五五〇五七頁。

⁶上原勇作関係文書研究会『上原勇作関係文書』(東京大学出版会一九七六年)五五〇五七頁。

⁷上原勇作関係文書研究会『上原勇作関係文書』(東京大学出版会一九七六年)五五〇五七頁。

⁸佐藤守男『情報戦争と参謀本部―日露戦争と辛亥革命』(芙蓉書房、二〇一一年)二八〇頁。

⁹宇都宮太郎関係資料研究会『日本陸軍とアジア政策陸軍大臣宇都宮太郎日記』(第一卷、岩波書店、二〇〇七年)四八四頁。

¹⁰外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻(原書房、一九六五年)三五三頁。

¹¹外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻(原書房、一九六五年)三五六頁。

¹²外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻(原書房、一九六五年)三五六頁。

¹³宇都宮太郎関係資料研究会『日本陸軍とアジア政策陸軍大臣宇都宮太郎日記』(第一卷、岩波書店、二〇〇七年)四八八―四八九頁。

¹⁴外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻(原書房、一九六五年)三五五頁。

¹⁵宇都宮太郎「居中調停に付」一九一一年二月三日(「宇都宮太郎関係資料」書類二九五の内)

¹⁶宇都宮太郎「居中調停に付」一九一一年二月三日(「宇都宮太郎関係資料」書類二九五の内)

¹⁷大山梓『山縣有朋意見書』(原書房、一九六六年)三三七―三三八頁。

¹⁸大山梓『山縣有朋意見書』(原書房、一九六六年)三三八頁。

¹⁹宇都宮太郎関係資料研究会『日本陸軍とアジア政策―陸軍大将宇都宮太郎日記』二卷(岩波書店、二〇〇七年)七七頁。

²⁰宇都宮太郎「居中調停に付」一九一二年一月二二日(「宇都宮太郎関係資料」書類二九五の内)

²¹櫻井良樹『辛亥革命と日本政治の変動』(岩波書店、二〇〇九年)九八―九九頁。

²²Woodhouse Eiko, “The Chinese Hsinhai Revolution G.E Morrison and Anglo-Japanese Relations 1897-

1920" Routledge Curzon, 2004, p.139.

³²外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻（原書房、一九六五年）三六一頁。

³³外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻（原書房、一九六五年）三六一頁。

³⁴外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻（原書房、一九六五年）三五九―三六〇頁。

³⁵宇都宮太郎「支那分割ノ止ヲ得ザル場合ニ於ケル我占領地域」一九二二年四月二〇日（「宇都宮太郎関係資料」書類二九五の内）

³⁶宇都宮太郎関係資料研究会『日本陸軍とアジア政策―陸軍大将宇都宮太郎日記』二巻（岩波書店、二〇〇七年）一二七頁。

³⁷外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻（原書房、一九六五年）三六九頁。

³⁸Woodhouse Eiko, "The Chinese Hsinhai Revolution G.E Morrison and Anglo-Japanese Relations 1897-1920" Routledge Curzon, 2004, p.146.

³⁹上原勇作関係文書研究会『上原勇作関係文書』（東京大学出版会、一九七六年）六一―六三頁。

⁴⁰宇都宮太郎関係資料研究会『日本陸軍とアジア政策―陸軍大将宇都宮太郎日記』二巻（岩波書店、二〇〇七年）一五〇頁。

⁴¹千葉功『桂太郎関係文書』（東京大学出版会、二〇一〇年）二七六頁。

⁴²Woodhouse Eiko, "The Chinese Hsinhai Revolution G.E Morrison and Anglo-Japanese Relations 1897-1920" Routledge Curzon, 2004, p.147.

⁴³北岡伸一『官僚制としての日本陸軍』（筑摩書房、二〇一二年）五四頁。

⁴⁴宇都宮太郎関係資料研究会『日本陸軍とアジア政策―陸軍大将宇都宮太郎日記』二巻（岩波書店、二〇〇七年）一四七頁。

⁴⁵宇都宮太郎関係資料研究会『日本陸軍とアジア政策―陸軍大将宇都宮太郎日記』二巻（岩波書店、二〇〇七年）一五五頁。

⁴⁶宇都宮太郎関係資料研究会『日本陸軍とアジア政策―陸軍大将宇都宮太郎日記』二巻（岩波書店、二〇〇七年）一五八頁。

⁴⁷宇都宮太郎関係資料研究会『日本陸軍とアジア政策―陸軍大将宇都宮太郎日記』二巻（岩波書店、二〇〇七年）一六一頁。

⁴⁸上原勇作関係文書研究会『上原勇作関係文書』（東京大学出版会、一九七六年）六三頁。

⁴⁹宇都宮太郎関係資料研究会『日本陸軍とアジア政策―陸軍大将宇都宮太郎日記』二巻（岩波書店、二〇〇七年）一八一頁。

- △宇都宮太郎関係資料研究会『日本陸軍とアジア政策―陸軍大将宇都宮太郎日記』二卷（岩波書店、二〇〇七年）一八一頁。
- △宇都宮太郎関係資料研究会『日本陸軍とアジア政策―陸軍大将宇都宮太郎日記』二卷（岩波書店、二〇〇七年）一八一頁。
- △宇都宮太郎関係資料研究会『日本陸軍とアジア政策―陸軍大将宇都宮太郎日記』二卷（岩波書店、二〇〇七年）一八四頁。
- △宇都宮太郎関係資料研究会『日本陸軍とアジア政策―陸軍大将宇都宮太郎日記』二卷（岩波書店、二〇〇七年）一八四頁。
- △宇都宮太郎「中日親善ニ就き某紳士ノ言」一九一三年二月八日（「宇都宮太郎関係資料」書類二九五の内）。
- △宇都宮太郎関係資料研究会『日本陸軍とアジア政策―陸軍大将宇都宮太郎日記』二卷（岩波書店、二〇〇七年）一九六頁。
- △二月一日付後藤新平宛宇都宮太郎書簡控（「宇都宮太郎関係資料」書類二九五の内）。
- △宇都宮太郎関係資料研究会『日本陸軍とアジア政策―陸軍大将宇都宮太郎日記』二卷（岩波書店、二〇〇七年）一九七頁。
- △二月一日付後藤新平宛宇都宮太郎書簡控（「宇都宮太郎関係資料」書類二九五の内）。
- △二月一日付後藤新平宛宇都宮太郎書簡控（「宇都宮太郎関係資料」書類二九五の内）。
- △成田龍一『大正デモクラシー』（岩波書店、二〇一三年）二二頁。
- △朝尾直弘・他編『岩波講座日本通史』一八卷（岩波書店、一九九四年）一七頁。
- △田中義一伝記刊行会『田中義一伝記』上卷（原書房、一九八一年）五一九頁。
- △田中義一伝記刊行会『田中義一伝記』上卷（原書房、一九八一年）五一四頁。
- △田中義一伝記刊行会『田中義一伝記』上卷（原書房、一九八一年）五二四頁。
- △田中義一伝記刊行会『田中義一伝記』上卷（原書房、一九八一年）五二五頁。
- △外務省編『外交年表並主要文書』上卷（原書房、一九六五年）三七五―三七六頁。
- △JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B03030276100(第1画像目から)、支那政見雑纂 第二卷(1-1-2-77_003)(外務省外交史料館)
- △外務省編『外交年表並主要文書』上卷（原書房、一九六五年）三七五―三七六頁。
- △宇都宮太郎関係資料研究会『日本陸軍とアジア政策―陸軍大将宇都宮太郎日記』二卷（岩波書店、二〇〇七年）二〇三頁。
- △宇都宮太郎関係資料研究会『日本陸軍とアジア政策―陸軍大将宇都宮太郎日記』二卷（岩波書店、二〇〇七年）二〇九頁。
- △宇都宮太郎関係資料研究会『日本陸軍とアジア政策―陸軍大将宇都宮太郎日記』二卷（岩波書店、二〇〇七年）二〇九頁。

書店、二〇〇七年）二〇九頁。

⁸² 宇都宮太郎関係資料研究会『日本陸軍とアジア政策―陸軍大将宇都宮太郎日記』二卷（岩波書店、二〇〇七年）二二二頁。

⁸³ 宇都宮太郎関係資料研究会『日本陸軍とアジア政策―陸軍大将宇都宮太郎日記』二卷（岩波書店、二〇〇七年）二二三頁。

⁸⁴ 宇都宮太郎関係資料研究会『日本陸軍とアジア政策―陸軍大将宇都宮太郎日記』二卷（岩波書店、二〇〇七年）二二四頁。

⁸⁵ 同上。

⁸⁶ 宇都宮太郎関係資料研究会『日本陸軍とアジア政策―陸軍大将宇都宮太郎日記』二卷（岩波書店、二〇〇七年）二二五頁。

⁸⁷ 田中義一伝記刊行会『田中義一伝記』上巻（原書房、一九八一年）五六四頁。

⁸⁸ 田中義一伝記刊行会『田中義一伝記』上巻（原書房、一九八一年）五七一―五七二頁。

⁸⁹ 田中義一伝記刊行会『田中義一伝記』上巻（原書房、一九八一年）五七四頁。

⁹⁰ 同上。

⁹¹ 田中義一伝記刊行会『田中義一伝記』上巻（原書房、一九八一年）五八三頁。

⁹² 田中義一伝記刊行会『田中義一伝記』上巻（原書房、一九八一年）五八四頁。

⁹³ 伊藤隆『山縣有朋関係文書』二卷（山川出版社、二〇〇六年）二八二頁。

⁹⁴ 櫻井良樹『辛亥革命と日本政治の変動』（岩波書店、二〇〇九年）一一五頁。

⁹⁵ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C03022339400（第2画像目）、密大日記 4冊の内4 大正2年(防衛省防衛研究所)

⁹⁶ 一九一三年四月二四日伊集院彦吉宛阿部守太郎書簡、『伊集院文書』一七七―一九頁。

⁹⁷ 一九一三年八月六日付宇都宮太郎宛村岡長太郎書簡（「宇都宮太郎関係資料」書簡八一七の六）

⁹⁸ Best Antony, “Race, Mocracy, and the Anglo-Japanese Alliance”, *Social Science Japan Journal*, Vol.9, No.2, Oct., 2006, p.185.

⁹⁹ Ute Mehnert, “German Weltpolitik and the American Two-Front Dilemma: The “Japanese Peril” in German American Relations, 1904-1917”, *The Journal of American History*, Vol. 82, No. 4(Mar., 1996), Oxford University Press, p. 1454.

⁸⁰ Eric T.L.Love, “Race Over Empire: Racism and U.S. Imperialism”, *The University of North Carolina Press*, 2004, p10.

※ 「日米不動産所有権協約締結方ニ関シ大統領ト会談ノ件」 外務省編『日本外交文書』大正二年第三冊(外務省、昭和四三年)、三九三頁。(引用は「日本外交文書デジタルアーカイブ」によった)

※ 伊藤正徳『加藤高明』上巻(加藤伯伝記編纂委員会、一九二九)六九九〜七〇〇頁。

※ 井上馨侯傳記編纂会『世外井上公伝』第五卷(内外書籍、一九三四年)三五二頁。

※ 井上馨侯傳記編纂会『世外井上公伝』第五卷(内外書籍、一九三四年)三五三頁。

※ 井上馨侯傳記編纂会『世外井上公伝』第五卷(内外書籍、一九三四年)三五九―三六〇頁。

※ 加藤伯伝記編纂委員会『加藤高明』下巻(原書房、一九七〇)一七頁。

※ 加藤伯伝記編纂委員会『加藤高明』下巻(原書房、一九七〇)一七頁。

※ 上原勇作関係文書研究会、『上原勇作関係文書』、東京大学出版会、一九七六年、六七頁。

※ 宇都宮太郎関係資料研究会『日本陸軍とアジア政策陸軍大臣宇都宮太郎日記』(第二巻、岩波書店、二〇〇七年)一七三頁。

※ 井上馨侯傳記編纂会『世外井上公伝』第5巻(内外書籍、一九三四年)三六七〜三六九頁。

※ 井上馨侯傳記編纂会『世外井上公伝』第5巻(内外書籍、一九三四年)三六七〜三六九頁。

※ 「欧州戦争ニ対スル日本ノ態度ニ付独逸大使ノ質問ニ対シ外務大臣回答ノ件」 外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊(外務省、昭和四十一年)九四頁。(引用は「日本外交文書デジタルアーカイブ」によった)

※ 「欧州戦争ニ対スル英国ノ態度及日英同盟ノ適用ニ付在本邦英国大使加藤外務大臣ト会談ノ件」 外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊(外務省、昭和四十一年)九五頁。(引用は「日本外交文書デジタルアーカイブ」によった)

※ 「欧州戦争ニ対スル英国ノ態度及日英同盟ノ適用ニ付在本邦英国大使加藤外務大臣ト会談ノ件」 外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊(外務省、昭和四十一年)九五頁。(引用は「日本外交文書デジタルアーカイブ」によった)

※ 「欧州戦争ニ対スル日本ノ態度ニ付キ露国大使ノ質問ニ対シ外務大臣回答ノ件」 外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊(外務省、昭和四十一年)九七頁。(引用は「日本外交文書デジタルアーカイブ」によった) 「ロシア大使は、「別ニ本国政府ノ訓令ニ撚ル次第二非ルモ自分限リノ心得トシテ何度義アリ今朝ノ某日本新聞紙ニヨレバ独逸軍艦壹岐水道ニ現ハレタル趣ノ処若シ右ノ如キ独艦ノ行動事実ニシテ右等独艦カ露国義勇艦船ヲ拿捕スルカ如キコトアリトセンカ日本ハ如何サルヘキカ」を聞くと加藤大臣は、「壹岐水道ガ純然タル日本ノ領海タルヤ否ヤハ或ハ議論ノ余地アルベキガ右様ノ場合ニ於ケル日本ノ態度如何ハ要スルニ某際ニ於ケ

ル實際ノ状況如何ヲ見テ定メラルベキ問題ニ属シ今ニ於テ何トモ言明スルヲ得ズ但シ右ノ如キ場合ニ独乙軍艦ガ其拿捕ニ係ル露国船ヲ引キ連レテ日本ノ領水内ニ入り来リ得ザルハ申ス迄モナキ義ニ付或ハ青島辺ヘニテモ引キコト成ルベキカ」ト輕ク受ケ流サレタルニ大使ハ「尚一ツ尋ネ致度ハ露国ハ日本ノ港ヲ友港 (friendly Port) ト看做シ差支ナカルベキカ」ト尋ネタルニ付大臣ハ「友港トハ如何ナル意味ナルヤ」ト反問サレタル処大使ハ「例ヘバ軍艦ノ修理繕等ニ入り来ルコトヲ指ス積ナリ」ト説明したら大臣は種々研究を要するから現在何も返答出来ない」と返事している。」

⁹⁸ 「欧州戦争ニ対スル帝国政府ノ態度表明ノ件」外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊(外務省、昭和四十一年)九九頁。(引用は「日本外交文書デジタルアーカイブ」によった)

⁹⁹ 「帝国政府ハ欧州戦争ニ日本ヲ引入ルコトヲ避ケンツスル意向ナル旨英国外相談判ノ件」外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊(外務省、昭和四十一年)九九頁。(引用は「日本外交文書デジタルアーカイブ」によった)

⁹⁹ 「英国ヨリ支那近海ニ於ケル独逸仮装巡洋艦摸索及破壊ノ為日本海軍出動要請ノ件」外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊(外務省、昭和四十一年)一〇二頁。(引用は「日本外交文書デジタルアーカイブ」によった)

⁹⁹ 同上。

¹⁰⁰ 「日英同盟適用ニ関スル加藤外務大臣ノ在本英国大使ニ対スル言明ニ付英国政府満足ノ意表明」外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊(外務省、昭和四十一年)一〇三頁。(引用は「日本外交文書デジタルアーカイブ」によった)

¹⁰⁰ 加藤伯伝記編纂委員会『加藤高明』下巻(原書房、一九七〇)七八―七九頁。

¹⁰⁰ 加藤伯伝記編纂委員会『加藤高明』下巻(原書房、一九七〇)八二頁。

¹⁰³ 「対独開戦廟議内定ニ関スル件」外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊(外務省、昭和四十一年)一〇六頁。(引用は「日本外交文書デジタルアーカイブ」によった)

¹⁰⁴ 尚友俱樂部編『大正初期山県有朋談話筆記(続)』(芙蓉書房、二〇一一年)一八頁。

¹⁰⁵ 尚友俱樂部編『大正初期山県有朋談話筆記(続)』(芙蓉書房、二〇一一年)一八頁

¹⁰⁶ 「我国ノ日英同盟ニ基ク対独参戦ノ理由トシテ声明スヘキ内容ニ関シ英国政府ト打合ノ件」外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊(外務省、昭和四十一年)一〇六頁。(引用は「日本外交文書デジタルアーカイブ」によった)

¹⁰⁷ 「英国政府ヨリ日本政府ニ対シ対独宣戦一時延期方要望ニ関スル件」外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊(外務省、昭和四十一年)一一頁。(引用は「日本外交文書デジタルアー

カイブ」によった)

108 同上。

109 Lowe, Peter, “*Great Britain and Japan 1911-15*,” Macmillan, 1969. 著者は辛亥革命から第一次世界大戦までの期間中イギリスが日本の中国における自由行動を懸念し、それを制限しようとする政策が解明されている。

110 「帝国政府ハ即時対独宣戦ヲ必要ト認ムル旨在本邦英国大使ニ申入ノ件」外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊(外務省、昭和四十一年)一一一頁。(引用は「日本外交文書デジタルアーカイブ」によった)

111 「英国政府ハ極東作戦行為ヲ局限スルヲ希望スルニ付独逸仮装巡洋艦撃破ノ為ノ日本海軍出動ノ要請ヲ取消ス旨英国外務大臣ヨリ申出ノ件」外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊(外務省、昭和四十一年)一一一頁。(引用は「日本外交文書デジタルアーカイブ」によった)

112 「日本ノ対独開戦ノ必要ニ関シ英国外相ト会談シ外相ハ其ノ已ムヲ得ザルヲ諒トスル旨ヲ述ベタル等報告ノ件」外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊(外務省、昭和四十一年)一一一頁。(引用は「日本外交文書デジタルアーカイブ」によった)

113 「日本ノ対独宣戦布告ニテ戦域局限ニ関スル声明ヲ為サザルコトニ英国政府ノ同意取付ケ方訓令ノ件」外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊(外務省、昭和四十一年)一一一頁。(引用は「日本外交文書デジタルアーカイブ」によった)

114 「日本ノ対独宣戦布告ニ其ノ戦域局限ヲ記載セザルコトニ英国政府同意ノ件」外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊(外務省、昭和四十一年)一一一頁。(引用は「日本外交文書デジタルアーカイブ」によった)

115 大山梓『山縣有朋意見書』(原書房、一九六六年)三四〇―三四五頁。

116 大山梓『山縣有朋意見書』(原書房、一九六六年)三四二頁。

117 大山梓『山縣有朋意見書』(原書房、一九六六年)三四三頁。

118 原奎一郎『原敬日記』第四卷(東洋印刷株式会社、一九六五年)二七〇―二八頁。

119 原奎一郎『原敬日記』第四卷(東洋印刷株式会社、一九六五年)二八頁。

120 原奎一郎『原敬日記』第四卷(東洋印刷株式会社、一九六五年)三五頁。

121 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090637700 (第1画像目から)、欧州戦争二関連情報／陸軍ノ部 第一巻(5-2-2-0-48_4_001)(外務省外交史料館)」

122 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C15120051600 (第6画像目)、参謀本部歴史 大正

3 16／29 (宮崎史料)(防衛省防衛研究所)」

- 123 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C15120051600 (第7画像目)、参謀本部歴史 大正3 16/29 (宮崎史料) (防衛省防衛研究所)」
- 124 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B07090637700 (第49画像目)、欧州戦争ニ関スル情報/陸軍ノ部 第一巻 (5-2-2-0-48_4_001)(外務省外交史料館)
- 125 山本四郎解説、「[史料紹介]岡市之助文書について」『神女大史学』神戸女子大学史学会、第九号、一九九二年八月、八一頁。
- 126 黒板勝美『福田大将伝』(福田大将伝刊行会、一九三七年)二八四頁。
- 127 黒板勝美『福田大将伝』(福田大将伝刊行会、一九三七年)二八六―二八七頁。
- 128 山本四郎解説、「[史料紹介]岡市之助文書について」『神女大史学』神戸女子大学史学会、第九号、一九九二年八月、九六頁。
- 129 山本四郎解説、「[史料紹介]岡市之助文書について」『神女大史学』神戸女子大学史学会、第九号、一九九二年八月、九六頁。
- 130 山本四郎解説、「[史料紹介]岡市之助文書について」『神女大史学』神戸女子大学史学会、第九号、一九九二年八月、九八頁。
- 131 山本四郎解説、「[史料紹介]岡市之助文書について」『神女大史学』神戸女子大学史学会、第九号、一九九二年八月、九八頁。
- 132 山本四郎解説、「[史料紹介]岡市之助文書について」『神女大史学』神戸女子大学史学会、第九号、一九九二年八月、九八頁。
- 133 「中国問題ニ関スル意見書雑纂」外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊(外務省、昭和四〇年)、九〇三頁。
- 134 「中国問題ニ関スル意見書雑纂」外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊(外務省、昭和四〇年)、九〇三頁。
- 135 「中国問題ニ関スル意見書雑纂」外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊(外務省、昭和四〇年)、九〇六―九〇八頁。
- 136 「中国問題ニ関スル意見書雑纂」外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊(外務省、昭和四〇年)、九〇六―九〇八頁。
- 137 「中国問題ニ関スル意見書雑纂」外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊(外務省、昭和四〇年)、九〇六―九〇八頁。
- 138 「中国問題ニ関スル意見書雑纂」外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊(外務省、昭和四〇年)、九〇六―九〇八頁。

- 139 尚友俱樂部編『寺内正毅宛明石元二郎書簡付「落花流水」原稿（「大密書」）」（芙蓉書房、二〇一四年）五一頁。
- 140 尚友俱樂部編『寺内正毅宛明石元二郎書簡付「落花流水」原稿（「大密書」）」（芙蓉書房、二〇一四年）五一頁。
- 141 尚友俱樂部編『寺内正毅宛明石元二郎書簡付「落花流水」原稿（「大密書」）」（芙蓉書房、二〇一四年）五三～五四頁。
- 142 尚友俱樂部編『寺内正毅宛明石元二郎書簡付「落花流水」原稿（「大密書」）」（芙蓉書房、二〇一四年）五三～五四頁。
- 143 尚友俱樂部編『寺内正毅宛明石元二郎書簡付「落花流水」原稿（「大密書」）」（芙蓉書房、二〇一四年）五三～五四頁。
- 144 日本政治外交史研究会「《明石二次郎文書》及び解題——主要書簡を中心に」『法学研究』第八卷九号（慶應義塾大学法学研究会、一九八五年）九六頁。
- 145 「中国問題ニ関スル意見書雜纂」外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊（外務省、昭和四〇年）、九一四～九一七頁。
- 146 「中国問題ニ関スル意見書雜纂」外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊（外務省、昭和四〇年）、九一四～九一七頁。
- 147 加藤伯伝記編纂委員会『加藤高明』下巻（原書房、一九七〇）一〇六頁。
- 148 井上馨侯傳記編纂会『世外井上公伝』第5巻（内外書籍、一九三四年）三八〇～三八三頁。
- 149 井上馨侯傳記編纂会『世外井上公伝』第5巻（内外書籍、一九三四年）三八六頁。
- 150 同上。
- 151 井上馨侯傳記編纂会『世外井上公伝』第5巻（内外書籍、一九三四年）三九〇頁。
- 152 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B08090051900 (第15画像目から)、欧州日独両戦争ニ関スル雜纂 第一巻 画数目一五—二〇(5-2-18-0-55_001)(外務省外交史料館)
- 153 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B08090051900 (第17画像目)、欧州日独両戦争ニ関スル雜纂 第一巻 (5-2-18-0-55_001)(外務省外交史料館)
- 154 「袁世凱ノ親日的訓示ニ付報告ノ件」外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊（外務省、昭和四一年）、五五三～五五四頁。
- 155 「对中国問題解決ノ好機到レルコト及右交渉ニ付意見上申ノ件」外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊（外務省、昭和四一年）、五四三～五四六頁。
- 156 「对中国問題解決ノ好機到レルコト及右交渉ニ付意見上申ノ件」外務省編『日本外交文書』

大正三年第三冊(外務省、昭和四一年)、五四三―五四六頁。

151 「対中国問題解決ノ好機到レルコト及右交渉ニ付意見上申ノ件」外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊(外務省、昭和四一年)、五四三―五四六頁。

152 「対中国問題解決ノ為ノ交渉開始ハ時期尚早ニ付追テ指示スル旨回訓ノ件」外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊(外務省、昭和四一年)、五五三頁。

153 外務省編『外交年表並主要文書』(原書房、一九六五年)三八一―三八三頁。

154 外務省編『外交年表並主要文書』(原書房、一九六五年)三八一―三八三頁。

155 外務省編『外交年表並主要文書』(原書房、一九六五年)三八一―三八三頁。

156 外務省編『外交年表並主要文書』(原書房、一九六五年)三八一―三八三頁。

157 外務省編『外交年表並主要文書』(原書房、一九六五年)三八一―三八三頁。

158 外務省編『外交年表並主要文書』(原書房、一九六五年)三八一―三八三頁。

159 加藤伯伝記編纂委員会『加藤高明』下巻(原書房、一九七〇)一六一頁。

160 加藤伯伝記編纂委員会『加藤高明』下巻(原書房、一九七〇)一六〇頁。

161 尚友俱樂部編『大正初期山県有朋談話筆記(続)』(芙蓉書房、二〇一一年)、二二頁。

162 尚友俱樂部編『大正初期山県有朋談話筆記(続)』(芙蓉書房、二〇一一年)、二二頁。

163 尚友俱樂部編『大正初期山県有朋談話筆記(続)』(芙蓉書房、二〇一一年)、二二頁。

164 尚友俱樂部編『大正初期山県有朋談話筆記(続)』(芙蓉書房、二〇一一年)、二二頁。

165 尚友俱樂部編『大正初期山県有朋談話筆記(続)』(芙蓉書房、二〇一一年)、二二―二四頁。

頁。

166 日本政治外交史研究『法学研究』第八卷九号(放送大学教育振興会、一九八五年)九九―一〇〇頁。

167 日本政治外交史研究『法学研究』第八卷九号(放送大学教育振興会、一九八五年)九九―一〇〇頁。

168 尚友俱樂部編『寺内正毅宛明石元二郎書簡付「落花流水」原稿(「大密書」)』(芙蓉書房、二〇一四年)六六頁。

169 尚友俱樂部編『寺内正毅宛明石元二郎書簡付「落花流水」原稿(「大密書」)』(芙蓉書房、二〇一四年)六六頁。

170 尚友俱樂部編『寺内正毅宛明石元二郎書簡付「落花流水」原稿(「大密書」)』(芙蓉書房、二〇一四年)六六頁。

171 尚友俱樂部編『寺内正毅宛明石元二郎書簡付「落花流水」原稿(「大密書」)』(芙蓉書房、二〇一四年)六六頁。

172 尚友俱樂部編『寺内正毅宛明石元二郎書簡付「落花流水」原稿(「大密書」)』(芙蓉書房、二〇一四年)六六頁。

173 尚友俱樂部編『寺内正毅宛明石元二郎書簡付「落花流水」原稿(「大密書」)』(芙蓉書房、二〇一四年)六六頁。

174 尚友俱樂部編『寺内正毅宛明石元二郎書簡付「落花流水」原稿(「大密書」)』(芙蓉書房、二〇一四年)六六頁。

175 尚友俱樂部編『寺内正毅宛明石元二郎書簡付「落花流水」原稿(「大密書」)』(芙蓉書房、二〇一四年)六六頁。

176 尚友俱樂部編『寺内正毅宛明石元二郎書簡付「落花流水」原稿(「大密書」)』(芙蓉書房、二〇一四年)六六頁。

177 尚友俱樂部編『寺内正毅宛明石元二郎書簡付「落花流水」原稿(「大密書」)』(芙蓉書房、二〇一四年)六六頁。

〇一四年）七〇頁。

¹²⁸ 尚友俱樂部編『寺内正毅宛明石元二郎書簡付「落花流水」原稿（「大密書」）』（芙蓉書房、二〇一四年）七二頁。

¹²⁹ 尚友俱樂部編『寺内正毅宛明石元二郎書簡付「落花流水」原稿（「大密書」）』（芙蓉書房、二〇一四年）七五頁。

¹³⁰ 鶴見祐輔編『後藤新平』（勁草書房、一九六五年）五五四—五五五頁。

¹³¹ 大山梓『山縣有朋意見書』（原書房、一九六六年）三四六頁。

¹³² 大山梓『山縣有朋意見書』（原書房、一九六六年）三四六頁。

¹³³ 大山梓『山縣有朋意見書』（原書房、一九六六年）三四六頁。

¹³⁴ 「我对支提案第五号ノ希望条項ニ関シ談話ノ件」外務省編『日本外交文書』大正四年第三冊上卷（外務省、昭和四三年）、五六一頁。

¹³⁵ 同上。

¹³⁶ 「我对支提案第五号第五項ノ鉄道問題ニ関シ英国政府ノ意見提出ノ件」外務省編『日本外交文書』大正四年第三冊上卷（外務省、昭和四三年）、六〇七頁。

¹³⁷ 「我对支提案ニ関スル米国政府ノ公文送付ノ件」外務省編『日本外交文書』大正四年第三冊上卷（外務省、昭和四三年）、六一七—六三七頁。

¹³⁸ 「我对支希望条項ヲ露国外務大臣ニ内示及顧問問題ニ付同大臣意見表明ノ件」外務省編『日本外交文書』大正四年第三冊上卷（外務省、昭和四三年）、六〇〇頁。

¹³⁹ 「我对支要求ニ関スル仏国ノ態度報告並希望条項ヲ仏国政府ニ内示方稟申ノ件」外務省編『日本外交文書』大正四年第三冊上卷（外務省、昭和四三年）、五九四頁。

¹⁴⁰ 「我对支希望条項ニ関スル仏国大使トノ談話ノ経緯通報ノ件」外務省編『日本外交文書』大正四年第三冊上卷（外務省、昭和四三年）、六〇三頁。

¹⁴¹ 加藤伯伝記編纂委員会『加藤高明・下巻』（原書房、一九七〇）一六四頁。

¹⁴² 尚友俱樂部編「大正初期山県有朋談話筆記続」（芙蓉書房、二〇一一年）、二四頁。

¹⁴³ 加藤伯伝記編纂委員会『加藤高明』下巻（原書房、一九七〇）二二一頁。

¹⁴⁴ 尚友俱樂部編『大正初期山県有朋談話筆記（続）』（芙蓉書房、二〇一一年）、三〇頁。

¹⁴⁵ 尚友俱樂部編『大正初期山県有朋談話筆記（続）』（芙蓉書房、二〇一一年）、三〇頁。

¹⁴⁶ 「最後通牒ヲ中国ニ提出スルニ至レル由ニ関シ談話ノ件」外務省編『日本外交文書』大正四年第三冊上卷（外務省、昭和四三年）、七三〇—七三一頁。

¹⁴⁷ 同上。

198 同上。

199 加藤伯伝記編纂委員会『加藤高明・下巻』（原書房、一九七〇）一七三―一七四頁。

200 「米国政府構想ノ日中兩國ニ対スル協同勸告ニ付國務長官ト意見交換ノ件」外務省編『日本外交文書』大正四年第三冊上巻（外務省、昭和四三年）、七六六頁。

201 「日中交渉平和解決ニ間シ英國政府満足ノ意向表示ノ件」外務省編『日本外交文書』大正四年第三冊上巻（外務省、昭和四三年）、七八一頁。

202 「北滿ノ我利益保護依頼取消済竝米國ノ協同勸告提議ニ対シ其必要ナキ旨米國大使ニ回答シタル趣露国外相談話ノ件」外務省編『日本外交文書』大正四年第三冊上巻（外務省、昭和四三年）、七八一頁。

203 「日中交渉ニ関スル米國政府ノ見解通告ノ口上書手交ノ件」外務省編『日本外交文書』大正四年第三冊上巻（外務省、昭和四三年）、七九三頁。

204 尚友俱樂部編『寺内正毅宛明石元二郎書簡付「落花流水」原稿（「大密書」）』（芙蓉書房、二〇一四年）八四頁。

205 上原勇作関係文書研究会『上原勇作関係文書』（東京大学出版会、一九七六年）七六頁。

206 加藤伯伝記編纂委員会『加藤高明』下巻（原書房、一九七〇）一五〇―一五一頁。

207 加藤伯伝記編纂委員会『加藤高明』下巻（原書房、一九七〇）二〇七―二〇八。

208 加藤伯伝記編纂委員会『加藤高明』下巻（原書房、一九七〇）四四頁。

209 井上馨侯傳記編纂会『世外井上公伝』第5巻（内外書籍、一九三四）四〇三頁。

結章

第一節 課題の総括

以上、参謀本部の情報活動の実態をバルカン戦争を中心に解明し、日本の対外政策への影響を検討してきた。

本論文の序章で提起した研究課題を三章に分けて検討した。研究課題を各章において解明し、各小結においてその結論を見出した。本節では見出し出された結論を総括的に提示する。

序章では、参謀本部の情報活動に関する研究成果と課題を考察し、問題提起を行った。参謀本部の情報活動に関する研究上の進展がなされており、戦後の日本近現代政治外交史研究における軍部への批判的な観点が変化していることに着目した。そのため、バルカン戦争における参謀本部の情報活動の実態、情報活動によって形成される対外政策やその活用というプロセスを解明することを目的とした。このように、情報組織として参謀本部を客観的に再評価することによって、対外政策における役割の観点であらたな位置づけが可能であるとの問題提起をした。

第一章では、参謀本部のインテリジェンス組織としての発達はどのように遂行され、情報収集体制の制度的構造がいかなる方法や目的で構築されたかを検討した。参謀本部の情報体制の制度化によって情報網はどのようなインテリジェンスターゲットのもとにどのような地域に拡張されたかを解明した。

参謀本部の情報体制は三つの段階に分けることができる。一つ目は参謀局時代から継続する隣国の地図作成、軍備や外交に関する情報収集と欧米列強における軍事研究という基本的な知識を収集した時期である。二つ目の時期は欧米列強や隣国の軍備、外交や政略に関する情報活動であり、欧米列強を対象とした情報活動の展開である。三つ目は隣国、欧米列強やその植民地地帯における情報活動である。

つまり、参謀本部は日本の国防上の需要に応じてインテリジェンスターゲットを改革していった。当初は、欧米列強への情報将校の派遣の目的は軍事研究が目的であった。日本の発展に伴ってそれは変化し、欧米列強も情報収集活動の舞台となった。軍備だけではなく対外政策から植民地政略にまで、情報活動の対象は拡大していった。参謀本部は明治三二年の参謀本部条例改正によって欧米列強の植民地対象地帯にまで情報範囲や規模を拡張

した。このような措置には日清戦争後の三国干渉が影響していた。

その一環として、欧州列強の利害関係が衝突するバルカン半島も調査地域として組み込まれた。参謀本部が日露戦争以前に設置した「海外情報編纂委員会」ではバルカン半島は対ロシア情報活動の拠点の一つとして定着した。情報将校はロシアの対外政策、隣国との関係や黒海艦隊の動向を含む情報をバルカン諸国およびトルコから収集した。ボスボラス海峡の地政学上の重要性（特にロシア黒海艦隊の海峡通過問題）もまたその動機の一つであったことが分かった。

参謀本部によって日露戦争以前に情報収集拠点とされたバルカン半島やトルコは、明治四〇年に策定された帝国国防方針においてもインテリジェンスタージェットとされた。参謀本部は、ドイツのバグダット鉄道敷設によるペルシア湾から極東への勢力拡大を懸念したからである。また、同地域における情勢が常に注視されるべき要件とされた。帝国国防方針で、ドイツのトルコ政策はイギリスやロシアに対する脅威であると見做されており、欧州列強の利害関係がトルコにおいて衝突するとの分析を基に、トルコは重要な調査地域となった。この時点で、対ロシア情報収集拠点に過ぎなかったバルカン半島やトルコは、日露戦後に欧州列強の対外政策を洞察する地帯とされ、国家政策レベルでの情報収集拠点となった。これを受け、同年、トルコへの駐在武官の派遣による実地観察を参謀本部は開始した。

トルコへの駐在武官派遣は日露戦後の国際情勢への対応策であった。欧米列強の東ヨーロッパや中近東における植民地政略を分析することが目的であった。また、日本は日英同盟により欧州同盟構造に組み込まれていた。参謀本部は日英同盟の義務上および欧州列強のバルカン戦争政策が極東政策にも影響するとの推測のために情報活動を展開した。かくして、欧米列強間の対外政策を包括的に分析することが可能となり、健全な国防政策・対外政策を構築する基礎となった。

第二章では、参謀本部がバルカン戦争においてどのような情報活動を行っていたかを明らかにし、情報活動の目的とその情報成果を説明した。本戦争での情報活動の範囲は軍事的、戦略的な情報活動のみに限定されていたのか、それとも外交関係に関する情報を含んでいたのかも、第一次世界大戦前の参謀本部の活動から考察した。

まずは、駐在武官情報筋として現地の日本人との情報交換を検討した。その事例として「エルトゥルル号事件」後にイスタンブールに開設された中村商店の店員や外務省嘱託であった小林哲之助と、駐在武官の情報交換を説明した。また、バルカン戦争の本格的な情

報活動の事例として伊土戦争に注目した。参謀本部は伊土戦争で、イタリア軍に観戦武官を派遣し、トルコ駐在武官とともに情勢を洞察することを図ったと考えられる。

参謀本部は伊土戦争において情報活動をおこなった日本唯一の情報機関として、イタリアやトルコからの生の情報や情勢分析を外務省に提供した。参謀本部は伊土戦争における情報活動によってバルカン半島情勢の緊迫化を分析し、バルカン半島情勢に関する分析をも同時に行った。前述したイスタンブールに滞在する日本人は参謀本部の伊土戦争における情報活動に協力していた。

また、参謀本部はバルカン戦争においてどのような情報活動を行っており、どのような情報成果を得たかに着目した。参謀本部の欧州における情報網に着目し、それはどの時期にどのような必要性からバルカン半島に拡張されたかを解明した。

参謀本部はバルカン戦争における情報活動をトルコ軍、ブルガリア軍に従軍した観戦武官、欧米諸国の公・大使館付武官によっておこなった。参謀本部はバルカン戦争において、交戦国の軍備、戦略、新技術（伊土戦争・バルカン戦争における飛行機の使用）など軍事的な情報とともに、交戦国と欧州列強の外交関係や欧州列強間の外交関係や戦争に対する態度を分析した。参謀本部は帝国国防方針で想定されたようにバルカン半島を「欧州の禍乱」地帯と把握したことが分かる。バルカン戦争は欧州列強各国の外交政策が観察されるとともに、三国同盟対三国協定の集団戦としても参謀本部の情勢判断に重大な情報を提供したのである。

参謀本部はバルカン戦争において欧州列強の人種主義的・民族主義的な外交政策に特に注目した。バルカン戦争を調査した情報将校は戦争の性質としてスラブ主義とゲルマン主義の衝突に注目した。参謀本部はこのような現象から欧州列強の対バルカン戦争政策には人種主義的な側面が緊密に関係していることを分析し、今後の欧米列強間の外交にはその傾向が強まると予測した。さらに、このような情勢判断に基づいて欧米外交関係における人種主義的な傾向は将来の白人対黄人という構図に変化すると推定した。これらをもって、欧州外交における人種主義的、民族主義的な傾向が日本の対外政策において活用されるように外務省に情報提供をしたのである。

情報成果の共有はバルカン戦争以前にもあった。その整理・編集されたものとして、明治四十一年の「南米事情」、四三年「東洋英國植民地並保護国要覧」、四四年「伊土戦争」、四四年―四五年「清国革命動乱ニ関スル情報（辛亥革命）」、大正一年―二年「バルカン戦争」、大正三年「蒙古問題之経過」「露国ノ分割」「欧州戦争ニ関スル情報」等、大正六年―九年

「支那政党史」である。以後、毎月のレポートとして「支那ノ状況」にまとめられ、参謀本部によって外務省に配布された。この情報共有は昭和十九年（毎年ではないが）まで継続した。これらの情報成果はほとんど欧米列強の植民地政略と関係するものであり、外務省による現地洞察が不可能な外交関係が樹立されなかった地域もある。このようなことから、「帝国国防方針」策定後の参謀本部の「政戦略の一致」への意欲は明白であり、外務省を補完する組織として機能していたことが分かる。そのために、参謀本部は「二重国家」あるいは「二重外交」を行ったとは言い難いとの結論に達した。

さらに、参謀本部が行った情報収集活動の特徴を解明した。参謀本部の情報収集活動においてインテリジェンスサイクルはどれほど有効であったかを考察した。その結果、参謀本部はインテリジェンスサイクルのインテリジェンスターゲットの「策定」、「計画」、情報「収集」、情報の「分類」、「分析」の過程を経て、対外政策決定者（外務省）への情報（インテリジェンス）提供を遂行したことが分かった。参謀本部はバルカン戦争を通じて現代の情報収集手段としてオシント（新聞・報道）、コリント（日英同盟条約によるイギリスの情報提供）やヒューミント（外国の軍人・外交官などから）を行った。これらに加えて、情報将校バルカン半島の全体地形図、交戦国の軍隊の配置、包囲状況や領土の変化を提示する地図を参考資料として参謀本部に寄せていたことが分かった。欧州列強の交戦国における陰謀のような極秘の情報の取得やトルコ国内問題の調査（人種別の統計、人類、経済、宗教、文化）などからみても参謀本部の情報収集能力は優れていたといえる。

第三章では、参謀本部はこれらの情報成果をフィードバックとしてどのような国際情勢認識を形成し、どのような対外政策を構想したかに着目した。これと関連して参謀本部で構想された対外政策は辛亥革命期や第一次世界大戦外交において活用されたかどうかを解明した。このような作業を経て、第一次世界大戦において中国に押し付けられた二一か条要求にはその構想が採用されたかどうかを再検討した。

第三章で明らかにしたのは次のことである。バルカン戦争での情報活動の成果が、その後の第一次世界大戦における参謀本部の情勢認識および外交政策形成においてどのような影響を与えたかを検討した。参謀本部が情報活動を通じて得た欧州列強の対外政策に関する分析は、日本の第一次世界大戦期の外交政策決定過程においてどのような役割を果たしていたのか或いは果たさなかったのかを解明した。

参謀本部はバルカン戦争における情報活動によって欧米列強の対外政策における人種主義的・民族主義的な側面を分析し、それを日本の対中政策において反映させようとした。

欧米列強が中近東（第二次モロッコ事件・伊土戦争・バルカン戦争）における植民地化活動を極東政策の一環としていたことを踏まえて、白人勢力の「東漸」に対抗するため、参謀本部は「日中提携」論を展開したのである。この日中提携論にはバルカン戦争における情報活動が思想に多大なる影響を及ぼしたのである。

参謀本部は辛亥革命に対して強い危機感を抱いた。参謀本部にとって、中国の植民地化は国防上の課題であつたからである。中国における欧米列強の勢力範囲は拡大しており、イギリスのチベット、ロシアの蒙古における利権拡大を懸念した。

そのため、参謀本部は辛亥革命において対中政策案を各方面に提示し、その採用を求めた。ところが、内閣によって取り入れられず、日本は有利な形で情勢収束をできなかった。それには内閣の静観政策が原因であつた。結局、参謀本部は独自に中国の革命派を支援すること（内閣の承認があつた）によって情勢打破を図った。ところが、日中提携案が実現せず、参謀本部の調停案も採用されず、イギリスの介入によって中華民国が建国された。

参謀本部は、辛亥革命の外交上の失敗経験から外交における「政戦略の一致」という構想を外務省に提案した。それには、日本の对外政策を政治指導層や国家機関の協同によって策定する狙いがあつた。しかし、この提案は、日本の国内政治問題（大正政変）や陸軍批判の昂進のために実現しなかつた。

このような、大正初期における日本の国内政治問題は对外政策への悪影響を及ぼしたと思われる。大隈重信は、元老の推薦によって第二次内閣を組織した。元老が、大隈内閣に求めたのは「挙国一致」「外交の刷新」という二つの理念の実現であつた。こうすることによって、日本は国内問題や对外政策上の困難を乗り越えたとの期待があつた。ところが、大隈内閣の外務大臣は加藤高明であり、その理念は「外交一元化」や「親英外交」であつた。第一次世界大戦はこのような日本の国内問題や对外政策における不安定な時期に勃発した。

第三章の第二・三節において、参謀本部の情報収集活動による情勢分析は第一次世界大戦の外交に採用されたかどうかという課題を解明した。参謀本部で辛亥革命中に構想された「日中提携」論は陸軍上層部や陸軍長老においても採るべき方針となつた。参謀本部、陸軍省や元老は外務省に日中提携・日中親善の対策を進言した。その内容は中国を援助し、中国と共に発展することによる日中提携の構築であつた。

第一次世界大戦期に日本がおかれた国際的な環境は、極東地域における欧州列強の一時的不在、欧州列強から経済的援助を仰げない中国のよわい新政権とからなるものであつた。

日本の政治指導層は、このような国際的な環境を対中政策の好機として受け取った。ところが、この対中政策の「好機」の解釈やとるべき方針において分裂が発生した。参謀本部、陸軍省や元老は中国新政権との信頼関係の構築を、外務省は権益拡張を、それぞれ求めたのである。

さらに、外務省は第一次世界大戦参戦判断や対中政策の決定を参謀本部、陸軍省や元老と十分協議せずに行った。加藤外相は二一か条要求の外交指導において外交交渉の内容をも政治指導層に秘密にし、参謀本部、陸軍省や元老からの提案と根本的にことなる対中要求を強行した。また、元老が提議した同盟関係の多様化も実行されず、日本は中国の悪感情と欧米列強の猜疑とを増幅させる結果となった。加藤外交による積極的な権益拡張によって欧米列強との外交関係も悪化した。アメリカは「日支条約」を承認せず、また同盟国イギリスは日本の権益拡張に対して警戒感を深めた。

このように、参謀本部の情報活動による情勢判断は日本の対外政策において活用されておらず、外務省への情報共有なども効果的ではなかった。参謀本部が対外政策決定過程において外務省の国際情勢認識を補完することは、政戦略の一致と目的とするものであった。しかし、第一次世界大戦期の日本の外務省の「外交一元化」「セクションリズム」によって、従来の対外政策決定過程が崩壊し、参謀本部だけではなく元老の意見でさえ採用されなかった。

第二節 今後の課題

本論文では、バルカン戦争における参謀本部の情報活動の実態やそれに基づいて形成された対外政策構想を検討した。また、論文の課題の一つとして、バルカン戦争における情報目的、情報網や情報筋などを考察した。このような情報活動に基づく情勢分析による参謀本部の対外政策構想が第一次世界大戦中の加藤外交において活用されなかったとの結論を見出した。その原因として、加藤外相が目指す「外交一元化」による外務省の「セクションリズム」を検証した。

今回は、バルカン戦争に限定して参謀本部の情報活動を考察した。参謀本部は第一次世界大戦においてより多面的な情報活動を行っており、その実態に関する研究的な空白が存在する。参謀本部が第一次世界大戦中に行った情報活動を解明し、二一か条要求後の日中関係をどのように構想したか、その構想が対外政策に反映されたか考察したい。

本研究を博士論文として形にすることができたのは、担当していただいた北海道大学文学研究科日本史学研究室の川口暁弘准教授の熱心なご指導や、同研究室の白木沢旭児教授の貴重なご指摘やご協力のおかげです。協力していただいた皆様へ心から感謝の気持ちと御礼を申し上げたく、謝辞にかえさせていただきます。

また、博士論文において「宇都宮太郎関係資料」を閲覧させてくださった吉良芳恵名誉教授をはじめとして「宇都宮太郎関係資料研究会」が最高の栄養を受けるものと存じております。

参考文献一覧

奥付のあるものに限定し、刊行年を基準に、日本語、英語とトルコ語の文献に分け、配列する。漢字は概ね常用漢字に改めた。一次史料と新聞を除外した。

日本語文献

伊藤正徳『加藤高明』上巻（加藤伯伝記編纂委員会、一九二九年）

井上馨侯傳記編纂会『世外井上公伝』第五卷（内外書籍、一九三四年）

森岡守成『余生随筆』（日本国防協会、一九三七年）

黒板勝美『福田大将伝』（福田大将伝刊行会、一九三七年）

外務省編『外交年表並主要文書』上巻（原書房、一九六五年）

原奎一郎『原敬日記』第四卷（東洋印刷株式会社、一九六五年）

大山梓『山縣有朋意見書』（原書房、一九六六年）

加藤伯伝記編纂委員会『加藤高明』下巻（原書房、一九七〇）

山本四郎解説、「史料紹介」岡市之助文書について『神女大史学』神戸女子大学史学会、第九号、一九九二年八月）

朝尾直弘・他編『岩波講座日本通史』一八巻（岩波書店、一九九四年）

鹿島守之助、『日本外交史、第一次世界大戦参加及び協力問題』（鹿島研究所出版会、一九七一年）

今井庄次『現代日本記録全集7 政治と外交』（筑摩書房、一九七一年）

上原勇作関係文書研究会『上原勇作関係文書』（東京大学出版会、一九七六年）

田中義一伝記刊行会『田中義一伝記』上巻（原書房、一九八一年）

徳富猪一郎『陸軍大将川上操六』（大空社、一九八八年）

小林道彦「帝国国防方針」再考…日露戦後における陸海軍の協調」『史学雑誌』九八巻、四号、一九八九年）

秦郁彦『日本陸海軍総合辞典』（東京大学出版会、一九九二年）

宇野俊一『桂太郎自伝』（平凡社、一九九三年）

乃木神社社務所『乃木希典全集』下巻（国書刊行会、一九九四年）

黒野耐『帝国国防方針の研究―陸海軍国防思想の展開と特徴』（総和社、二〇〇〇年）

中尾裕次解説、「史料紹介」帝国国防方針、国防ニ要スル兵力及帝国軍用兵綱領策定顛末」『戦史研究年報』防衛研究所、第三号、二〇〇〇年三月）

広瀬順昭『参謀本部歴史草案』第一巻（ゆまに書房、二〇〇二年）

福川秀樹『日本陸軍将官辞典』（芙蓉書房出版、二〇〇一年）

入江昭『日本の外交』（中央公論新社、二〇〇二年）

黒川雄三『近代日本の軍事戦略概史』（芙蓉書房出版、二〇〇三年）

黒野耐『参謀本部と陸軍大学校』（講談社、二〇〇四年）

高橋文雄「明治40年帝国国防方針制定期の地政学的戦略眼―日本海軍はオレンジ・プランの原型を読み解けたか」『防衛研究所紀要』第六巻、第三号、二〇〇四年）

伊藤隆『山縣有朋関係文書』二巻（山川出版社、二〇〇六年）

高橋典幸、山田邦明、保谷徹、一ノ瀬俊也、『日本軍事史』（吉川弘文館、二〇〇六年）

宇都宮太郎関係資料研究会『日本陸軍とアジア政策―陸軍大将宇都宮太郎日記』二巻（岩波書店、二〇〇七年）

- 小谷賢『日本軍のインテリジェンス なぜ情報が活かされなかったのか』(講談社、二〇〇七年)
- 大江志之夫『日本の参謀本部』(中央公論新社、二〇〇八年)
- 千葉功『旧外交の形成』(勁草書房、二〇〇八年)
- 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』(東京大学出版会、二〇〇九年)
- 櫻井良樹『辛亥革命と日本政治の変動』(岩波書店、二〇〇九年)
- 伊藤之雄『政党政治と天皇』(講談社、二〇一〇年)
- 別宮暎朗『帝国陸軍の栄光と転落』(文藝春秋社、二〇一〇年)
- 山上正太郎『第一次世界大戦忘れられた戦争』(講談社、二〇一〇年)
- 尚友倶楽部編「大正初期山県有朋談話筆記続」(芙蓉書房、二〇一一年)
- 佐藤守男『情報戦争と参謀本部―日露戦争と辛亥革命』(芙蓉書房、二〇一一年)
- 北岡伸一『日本政治史』(有斐閣、二〇一一年)
- 山室信一『複合戦争と総力戦の断層』(人文書院、二〇一一年)
- 北岡伸一『官僚制としての日本陸軍』(筑摩書房、二〇一二年)
- 北岡伸一『官僚制としての日本陸軍』(筑摩書房、二〇一二年)
- 清水唯一郎『近代日本の官僚』(中央公論新社、二〇一三年)
- 尚友倶楽部編「寺内正毅宛明石元二郎書簡付「落花流水」原稿(「大密書」)」(芙蓉書房、二〇一四年)
- 立川京一「我が国の戦前の駐在武官制度」(『防衛研究所紀要』第一七卷第一号、二〇一四年一〇月)
- 奈良岡聰智『対華二十一カ条要求とは何だったのか』(名古屋大学出版会、二〇一五年)

英語文獻

- Harold M. Vinacke, Japanese Imperialism, *The Journal of Modern History*, Vol. 5, No. 3, 1933.
- Sontag R. J., “British Policy in 1913-14”, *The Journal of Modern History*, Vol. 10, No. 4, Dec., 1938.
- Mosely E. Philip, “Russian Policy 1911-1912”, *The Journal of Modern History*, Vol 12, No.1, Mar. 1940.
- Lowe, Peter, “*Great Britain and Japan 1911-15*”, Macmillian, 1969.
- Silberman S. Bernard, “Development and the Structure of Decision Making in Japan: 1868-1925”, *The Journal of Asian Studies*, Vol.29, No.2, Feb., 1970.
- Ward E. Robert, Rustow A. Dankwart, “*Political Modernization in Japan and Turkey*”, Princeton University Press, 1970.
- E.J. Hobsbawn, “*The Age of Revolution 1789-1848*”, Vintage Books, 1996.
- Japanese Peril” in German American Relations, 1904-1917”, *The Journal of American History*, Vol. 82, No. 4, Mar., 1996.
- Bobroff Ronald, “Russian Policy toward Bulgaria and the Turkish Straits 1912-1913”, *Russian Review*, Vol 59, 2000.
- Hall Richard C, “ *The Balkan Wars 1912-1913 Prelude to the First World War*”, Routledge, 2000.
- Shaw J. Stanford & Ezel Kural, “*History of the Ottoman Empire and Modern Turkey*”, Cambridge University Press, 2000.
- Best Antony, “*British Intelligence and the Japanese Challenge in Asia 1914-19412*”, Palgrave Macmillian, 2002.
- Jukes Geoffrey, “*The Russo-Japanese War 1904-1905*”, Osprey Publishing, 2002.
- Eric T.L.Love, “*Race Over Empire: Racism and U.S. Imperialism*”, The University of North Carolina

- Press, 2004.
- Weikart Richard, “*From Darwin to Hitler Evolutionary Ethics, Eugenics, and Racism in Germany*”, Palgrave Macmillan, 2004.
- Renee Worringer, “Sick Man of Europe” or “Japan of the near East”?; Constructing Ottoman Modernity in Hamidian and Young Turk Eras”, *International Journal of Middle East Studies*, Vol. 36, 2004.
- Woodhouse Eiko, “*The Chinese Hsinhai Revolution G.E Morrison and Anglo-Japanese Relations 1897-1920*” Routledge Curzon, 2004.
- Best Antony, “Race, Mocracy, and the Anglo-Japanese Alliance”, *Social Science Japan Journal*, Vol9, No2, Oct., 2006.
- HANE, Mikiso& PEREZ, G. Lois, “*Modern Japan a Historical Survey*”, WestviewPress, 2009.
- Glenny Misha, “*The Balkans: Nationalism, War and the Great Powers 1804–1999*”, House of Anansi Press, 2012.
- Phytian Mark “*Understanding the Intelligence Cycle*”, Routledge, 2013.

参考文献

- Artuç İbrahim, “*Balkan Savaşı*”, Zafer Matbaası, 1988.
- McNeill H. William, “*Dünya Tarihi*”, İmge Kitabevi Yayınları, 1989.
- Andonyan, Aram, “*Balkan Savaşı*”, Aras Yayıncılık, 2002.
- Esenbel, Selçuk, “Alacakaranlık Diplomasisi: Japonların Osmanlı İmparatorluğu’na İlgisi” *Toplum ve Tarih*, No: 218, 2002.
- Erkin Hüseyin Can, “*Gecmişten Günümüze Japonya’dan Türkiye’ye Bakış*”, Vadi Yayınları, 2004.
- Dündar A. Merthan, “*Panislamizm’den Büyük Asyacılığa*”, Ötüken Nesriyat, 2006.
- Aksoy A. Şerif, “*İttihat ve Terakki*”, Nokta Kitap, İstanbul, 2008.
- Sander Oral, “*Siyasi Tarih İlkçağlardan 1918’e*”, İmge Kitabevi Yayınları, 2009.

- Armaoğlu Fahir, “19. Yüzyıl Siyasi Tarihi (1789-1914)”, Nesil Matbaacılık, 2010.
- Jowett Philip S. (Emir Yener) , “Balkan Harpleri'nde Ordular 1912-13” , İş Bankası Kültür Yayınları, 2011.
- Demirhan Sait Pertev, “Balkan Savaşı'nda Büyük Genel Karargah”, Alfa Yayınları, 2012.
- Dreyfus Françoise (Işık Ergüden), “Bürokrasinin İcadı”, İletişim Yayıncılık, 2014.